独立行政法人国際協力機構の
第３期中期目標期間評価

平成２９年９月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

目 次

評価の概要 0-1
総合評定 0-3

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

No.1　貧困削減（MDGｓ達成への貢献）..... 1-1
No.2　持続的経済成長..... 2-1
No.3　地球規模課題への対応..... 3-1
No.4　平和の構築..... 4-1
No.5　事業マネジメントと構想力の強化..... 5-1
No.6　国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献..... 6-1
No.7　研究 7-1
No.8　「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施..... 8-1
No.9　NGO、民間企業等の多様な関係者との連携..... 9-1
No.10　ボランティア..... 10-1
No.11　市民参加協力..... 11-1
No.12　開発人材の育成（人材の養成及び確保）..... 12-1
No.13　広報 13-1
No.14　技術協力、有償資金協力、無償資金協力..... 14-1
No.15　災害援助等協力..... 15-1
No.16　海外移住 16-1
No.17　環境社会配慮..... 17-1
No.18　男女共同参画..... 18-1
No.19　事業評価 19-1
No.20　安全対策の強化..... 20-1
No.21　外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施..... 21-1

2. 業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

No.22　組織運営の機動性向上..... 22-1
No.23　契約の競争性・透明性の拡大..... 23-1
No.24　ガバナンスの強化と透明性向上..... 24-1
No.25　事務の合理化・適正化..... 25-1
No.26　経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し..... 26-1
No.27　予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）..... 27-1
No.28　短期借入金の限度額..... 28-1
No.29　不要財産の処分等の計画..... 29-1
No.30　重要な財産の譲渡等の計画..... 30-1
No.31　剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）..... 31-1
No.32　施設・設備..... 32-1
No.33　人事に関する計画..... 33-1
No.34　積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い..... 34-1
No.35　中期目標期間を超える債務負担..... 35-1

略語表		
略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）
ADEA	The Association for the Development of Education in Africa	アフリカ教育開発連合
BBB	Build Back Better	より良い復興
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
EMT	Emergency Medical Team	救急救命チーム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナシップ
IDFC	International Development Finance Club	国際開発金融クラブ
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアチブ
IHR	International health regulations	国際保健規則
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度
JDS	Japanese Grant for Human Resource Development Scholarship	（無償資金協力）人材育成奨学計画
JKUAT	Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology	（ケニア国立）ジョモ・ケニヤッタ農工大学
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers	青年海外協力隊
L/A	Loan Agreement	借款契約
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NDCs	Nationally Determined Contributions	（気候変動：温室効果ガス削減）国が決定する貢献
NEDA	Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency	（タイ）周辺国経済開発協力機構
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会

OSBP	One Stop Boarder Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PALM7	The 7th Pacific Islands Leaders Meeting	第７回太平洋・島サミット
PEACE	Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development	（アフガニスタン）未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト
PMAC	Prince Mahidol Award Conference	マヒドン王子記念賞会合
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	レッド・プラス
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDAC	United Nations Disaster Assessment and Coordination	国連災害評価調整チーム
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約
UNISDR	United Nations Office for Disaster Risk Reduction	国連国際防災戦略事務局
UNOSSC	United Nations Office for South-South Cooperation	国連南南協力事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修

評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象事業年度	期間実績評価	第３期中期目標期間
	中期目標期間	2012 年度（平成 24 年度）～2016 年度（平成 28 年度）

２．評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課，責任者	政策課 今福　孝男　課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課，責任者	考査・政策評価官室 真鍋　尚志　考査・政策評価官
主務大臣	財務大臣 （外務大臣及び財務大臣の共管項目：項目 No.21「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」，No.24「ガバナンスの強化と透明性向上」，No.28「短期借入金の限度額」，No.29「不要財産の処分等の計画」，No.30「重要な財産の譲渡等の計画」のうち，有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）		
法人所管部局	財務省国際局	担当課，責任者	開発政策課 吉田昭彦　課長
評価点検部局	財務省大臣官房	担当課，責任者	文書課政策評価室 田平　浩　室長
主務大臣	農林水産大臣 （外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：項目 No.34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し，農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	農林水産省大臣官房国際部	担当課，責任者	海外投資・協力グループ 佐藤　正　参事官
評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課，責任者	広報評価課 長野　麻子　課長
主務大臣	経済産業大臣 （外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目 No.34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し，鉱工業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	経済産業省貿易経済協力局	担当課，責任者	総務課 藤本　武士　課長
評価点検部局	経済産業省大臣官房	担当課，責任者	政策評価広報課 三浦　聡　課長

３．評価の実施に関する事項
評価のために以下の手続等を実施した。 （１）理事長ヒアリング：平成２９年７月１２日 （２）監事ヒアリング：平成２９年６月１５日 （３）有識者からの意見聴取：平成２９年７月１２日

４．その他評価に関する重要事項
(1) 評価項目の追加 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）を踏まえた中期目標の変更（2014 年 2 月）及び中期計画の変更（2014 年 3 月）に伴い、評価項目「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」に代えて、「『国際展開戦略』の実施に向けた経済協力の戦略的実施」及び「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」の 2 項目が 2014 年度より設けられた。

(2) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律 66 号）（以下、通則法）附則第 8 条に基づく業務実績等報告書記載事項の扱い

通則法附則第 8 条に基づく経過措置を適用し、「評価書様式について」（平成 26 年 9 月 2 日総務省行政管理局長通知）に準じた業務実績等報告書項目別評定調書の記載事項を以下の扱いとする。

- 重要度、難易度が中期目標において設定されていないため、「1. 事務及び事業に関する基本情報」の「当該項目の重要度、難易度」の欄は設けない。
- 「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」について、機構が設定した定量的指標及びモニタリングのための数値実績に関する報告指標の情報を記載する。達成目標及び基準値は、原則として定量的指標のみ記載する。また、中期計画当初より技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事業規模を表示していた項目は同表示を継続する。なお、「②主要なインプット情報」の財務情報及び従事人員数に関し、評価項目ごとに細分した表示が困難な場合や該当する報告対象がない場合は、欄を省略するか空欄とする。

(3) 独立行政法人評価制度委員会による点検結果を踏まえた対応

- 中期目標、中期計画及び年度計画に目標水準が設定されていない項目に関し、点検結果を踏まえて 2015 年度以降は機構が達成水準を可能な範囲で設定し、これに伴い「主要な経年データ」欄の報告指標を再編した。また、2016 年度は年度計画に定量的指標及び達成目標を示した。これらを踏まえて各年度の業務実績の自己評定を行い、評定根拠の具体化と明確化に努めた。また、定量指標を中期目標期間当初から設定したもののうち、毎年度 120%以上の達成度となっていたものに関して必要に応じた目標水準の検証と必要に応じた見直しを 2015 年度に行った。

総合評定

１．全体の評定		
評定	Ｂ：法人の活動により，全体として中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	（参考：見込評価） Ｂ
評定に至った理由		

法人に対する評定各項目を踏まえて，総合的に法人の活動結果を判断し，Ｂ評定とした。
特に考慮した内容は以下のとおり。

- 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について，評価対象 20 項目（2012，2013 年度は 19 項目）のうち，高い評定を得ている項目（Ｓ及びＡ評定：2012 年度及び 2013 年度はイ及びロ評定）が過半を占め，かつ各年度において「イ」ないし「Ｓ」評定を得ている顕著な成果を上げた項目が含まれる。一方で，「N0.20 安全対策の強化」については，2 つの年度で所期の目標を下回る成果となっていることを考慮した（内訳：2012 年度「イ」2 項目，「ロ」8 項目，「ハ」9 項目，2013 年度「イ」2 項目，「ロ」11 項目，「ハ」6 項目，2014 年度「Ｓ」1 項目，「Ａ」12 項目，「Ｂ」7 項目，2015 年度「Ｓ」2 項目，「Ａ」12 項目，「Ｂ」5 項目，「Ｃ」1 項目，2016 年度「Ｓ」3 項目，「Ａ」11 項目，「Ｂ」5 項目，「Ｃ」1 項目）。
- 大項目「業務運営の効率化に関する事項」，「財務内容の改善に関する事項」，「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目は，全て所期の成果を上げ，2012 年度から 2016 年度まで全ての項目でＢ（2012 年度及び 2013 年度では「ハ」）評定以上を得ている。
- 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等，全体評定に影響を与える事象はなかった。

２．法人全体に対する評価

（１）法人全体の評価

機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。

機構は，第 3 期中期目標期間においては、政府開発援助（ODA）大綱（平成 4 年閣議決定，同 15 年改定）及びその後継政策として 2015 年 2 月に閣議決定された開発協力大綱等で掲げられている政府の重点課題に沿った取組を技術協力、有償資金協力、無償資金協力といった援助手法を有機的に活用し、国内外のパートナーとの連携や成果の発信を強化しつつ、また 2015 年度が達成目標年次であるミレニアム開発目標（MDGs）やその後継として 2015 年 9 月に国連総会で採択された 2030 年までのグローバルな開発目標となる持続可能な開発目標（SDGs）といった国際枠組みや、アフリカ開発会議（TICAD）及び日・ASEAN 協力といった日本政府の公約への貢献も見据えて着実に関連する事業を推進した。これらを通じ、日本再興戦略や国家安全保障戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の日本政府の政策の推進・実現にも貢献した。また、これら事業の実施に必要な基盤となる組織、体制を適切に整備、運営した。

特筆すべき重要な成果は以下のとおり。

１．2012 年度

（１）平和構築に関し，フィリピンのミンダナオ和平に係る枠組合意やミャンマー新政権の少数民族武装勢力との停戦合意を受け，直ちに当該国の環境や国内情勢に即した支援に着手し、人道支援から開発支援へと途切れのない支援を実施し，紛争再発の可能性の低減に貢献した。

（２）事業構想力の強化・情報発信力の強化に関し，IMF・世界銀行総会等のハイレベルの国際会議等で機構の行った事業や研究成果を踏まえた知的発信を組織全体で推進した結果、国連事務総長に提出されたハイレベルパネルの報告書において日本が推進した人間の安全保障の重要性や防災の考え方が

反映されるなど、国際社会の援助潮流形成及び日本の存在感の向上に貢献する顕著な成果を上げた。援助潮流と国際枠組の形成に関してはその後も日本政府の方針策定支援や国連サミットでの発信等の取組・貢献を機構から続けた結果、2030 年を目標年次とする「2030 アジェンダ」及びその構成要素である SDGs の 2015 年 9 月の採択にあたり、日本が重要課題としてきた「防災の主流化」や「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage）」、「持続可能な都市開発」が SDGs に盛り込まれる成果として結実し、2016 年度にはその実現に向けた政策枠組「UHC in Africa」の策定を主導して同枠組を第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）の場で国際社会に発信することにつながった。また、同じく日本政府が指導理念として主張してきた「人間の安全保障」は「2030 アジェンダ」の序文に「人間中心（people-centred）」という中心概念として採用された。

２．2013 年度

（１）NGO、民間企業等の多様な関係者との連携においては，中小企業を含む企業との連携事業を着実に実施し，新規採択件数が 163 件（前年度 96 件）の大幅増となったことに加え、中小企業海外展開支援の強化、草の根技術協力等による自治体との連携強化、NGO－JICA 協議会を通じた草の根技術協力 10 年間振り返りの実施による NGO の組織強化等の各種の取組を通じて各主体との連携の水準を格段に引き上げ、また東日本大震災復興支援と復興経験の共有において国内関係者との連携が進展する成果を上げた。

（２）災害援助等協力においては，6,000 人を超す死者，日本円で 800 億を超える被害をもたらしたフィリピン台風災害に際して，被災者・地域に対する迅速な緊急支援から中長期的な復興に至るまでの一貫した支援に取り組んだ。これは，機構が関係方面と協力して平時からの体制強化に取り組んだ結果であり，特に優れた実績として高く評価される。

３．2014 年度

（１）地球規模課題への対応に関し、特に防災分野で，前記のフィリピン台風災害に対する復旧・復興支援等の事業実績も踏まえ、機構が重視する防災の主流化の考え方が「第 3 回国連防災世界会議」の成果文書等に反映されるなどの顕著な成果を上げた。

（２）「ポスト 2015 開発アジェンダ」の形成に向けた取組として，日本の知見や国際協力の 60 年の経験を踏まえて，実証研究に基づくポジション・ペーパーを作成し，「人間の安全保障」，「防災の主流化」，「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」，「持続可能な都市開発」を盛り込むことを，国際会議等で訴え続けた結果，国連の主要文書においてこれらの主張が反映される成果を上げた。

４．2015 年度

（１）貧困削減（MDGs 達成への貢献）に関し、教育分野でのザンビア授業研究、保健分野での病院での 5S-KAIZEN を活用した病院における保健医療サービスのカイゼンがいずれも革新的な取組として DAC 賞のファイナリストに選出されたほか、同年に採択された SDGs を見据えた各種の取組（UHC 推進を目的としたアフリカ初の開発政策借款の供与、統合水資源管理の推進への支援、栄養分野の協力強化等）を加速させる顕著な成果を上げた。

（２）「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用に関して、技協・有償・無償の有機的な活用により開発途上地域のビジネス環境整備を促進させ、改善された制度を積極的に活用して日本政府の政策にも貢献する形で 2012 年度の開始後，迅速に戦略的に案件を形成、実施した。特に、開発途上国の開発効果の発現と支援企業の海外ビジネス展開にも貢献する多数の好事例が確認されるなど、短期間で顕著な成果を上げた。

（３）災害援助等協力に関して、前年に発生したエボラ出血熱対応への支援から得られた課題に対応し、新たなチーム形態である「感染症対策チーム」を迅速に創設して要員登録・研修の実施に至るなどの顕著な成果を上げた。また、ネパール地震災害に対して救助チーム、医療チーム及び自衛隊部隊の派遣と物資支援による包括的な緊急支援を展開し、国際調整にも貢献する成果を上げた。加えて、「より良い復興」（Build Back Better）の考え方に基づくシームレスな復興支援を国際社会に浸透させるべく働きかけを実施した。

５．2016 年度

（１）SDGs 達成に向けた貢献に関し，日本政府の SDGs 実施指針の策定支援、機構の SDGs ポジション・ペーパーの策定・公開、UHC の達成支援や質の高いインフラの推進、防災の主流化、栄養等の新たな課題等に対応する案件形成や実施など、SDGs の達成に向けた動きを加速化させるための取組を着実に進めた。

（２）開発協力大綱などでも重点課題として掲げている包摂性・強靭性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に向けた経済協力の戦略的活用に対し、ドル建て借款制度の創設等の制度改善や、国際開発金融機関との協調融資を促進したほか、ハード・ソフト両面で日本の優れた技術・ノウハウ等を活用して開発課題の解決に貢献する事業を形成して積極的に貢献した。

（３）ABE イニシアティブ、大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラムの実施やシリア平和への架け橋・人材育成プログラムの開始等による日本の大学での留学制度を活用した支援を通じ、開発途上地域の将来の発展を担う人材層を育成する事業を幅広く展開し、日本の大学の国際化や地域活性化にも寄与している。

（４）7 月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件や南スーダンでの治安悪化に伴う退避事案を踏まえ、機構の安全対策を抜本的に強化すべく、外務大臣の下に設置された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえた方策を実施した。

その一方で，国際協力事業をめぐる国際テロ情勢は厳しさを増しており，より広範な国際協力事業関係者の安全を確保することが求められている。JICA 事業の従事者が巻き込まれた 2016 年 7 月のダッカ襲撃テロ事件の被害を繰り返さないよう，改めて万全の態勢を構築することが不可欠となっている。

（５）青年海外協力隊は 50 年以上にわたり現地の人々と共に活動してアジア地域の経済社会発展に果たした功績が評価され，「アジアのノーベル賞」とも評されるマグサイサイ賞を受賞した。これは，同隊が 50 年以上にわたって地道に実施してきた開発支援活動が国際社会より高い評価を受けていることの証左であり，高く評価される。

業務運営の効率化、財務内容の改善及びその他の業務運営に関する重要事項に関しては，中期目標期間を通じて着実に実績を上げ、公正かつ効率的に組織・業務を運営した。

以上により、順調な組織運営が行われており、全体として中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

（２）全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

2016 年 7 月に機構事業の従事者が巻き込まれるダッカ襲撃テロ事件が発生した。同事件を受けて設置され，同年 8 月 30 日に公表された「国際協力事業安全対策会議最終報告」（外務省，国際協力機構）を踏まえ，国際協力事業関係者等のための新たな安全対策を実施することとなり，2016 年度下半期に安全対策の抜本的な強化に取り組んだ（項目 No.20 参照。2016 年 12 月に年度計画を変更届出）。

３．項目別評価における主要な課題，改善事項など	
項目別評定で指摘した課題，改善事項	各項目別評定に記載のとおり。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

４．その他事項	
監事等からの意見	平成 28 年度までの監査の結果、中期目標の達成に向け事業は適切に実施されていると認められる。
その他特記事項	「平成 28 年度末に中期目標期間が終了する外務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見等」（平成 28 年 12 月 8 日独立行政法人評価制度委員会）において，「当該項目について，当該法人に求める役割や達成すべき目標及び当該法人の業務実績を踏まえた評価の実施状況についての説明責任を果たすことができるよう，今後，中期目標期間における業務実績評価を行うに当たり，評定を付すに至った具体的な根拠を十分に説明した上で，適正かつ厳格に評価を行うこと。」とされたことを踏まえ,以下の対応を行った。 ｉ）2016 年度計画に測定対象となる定量的指標を設定し，また定量的指標の設定が困難な項目についても定性的に事後の達成度が判断可能な表現とした。 ii）評価に当たっては，第 4 期中期目標で示された「評価の考え方」を第 3 期中期目標・計画の枠組みの中で対応可能な範囲で以下のとおり援用し，判断の根拠と理由等を合理的かつ明確に示して適切かつ厳格な評価を行うよう努めた。 ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い，開発協力事業を実施する法人の事業の特性に鑑み，定量的指標のみならず質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取組状況も勘案して評価を行った。 ・質的な成果に対しては，年度計画及び定性指標に示される取組の具体的な実施状況を確認し，所期の目標を達成しているかを評価した。加えて，当初の計画から想定されないアウトカムに相当する成果（例：①日本政府の政策実現に貢献する成果，②機構のイニシアティブの下，支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果，③事業実施上の困難を克服して実施した取組，④危険地での活動等の難易度の高い取組を通じた成果）が発現し，これを裏付ける事象，量的な変化や成果の発現を促進した法人の工夫等が客観的に示された場合には，目標水準を上回る成果として評価する根拠とした。 なお、第４期中期目標においては、「防災分野に係る育成人材数」、「機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口」等の定量的な指標を複数設定し、目標と実績の関係を明らかにした上で評価することとした。

５．項目別評定総括表

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別評定調書No.
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	見込評価	期間実績評価	
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
貧困削減（MDGs 達成への貢献）	ロ	ロ	A	A	A	A	A	No. 1
持続的経済成長	ロ	ロ	A	A	A	A	A	No. 2
地球規模課題への対応	ハ	ロ	S	A	S	A	A	No. 3
平和の構築	イ	ロ	A	A	A	A	A	No. 4
事業マネジメントと構想力の強化	ロ	ロ	B	B	A	B	A	No. 5
国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	イ	ロ	A	A	A	A	A	No. 6
研究	ロ	ロ	B	B	A	A	A	No. 7
「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施			A	S	S	A	S	No. 8
NGO，民間企業等の多様な関係者との連携	ロ	イ	A	A	A	A	A	No. 9
ボランティア	ロ	ロ	B	A	S	A	A	No. 10
市民参加協力	ハ	ハ	A	A	B	B	B	No. 11
開発人材の育成（人材の養成及び確保）	ハ	ハ	A	A	B	B	B	No. 12
広報	ロ	ロ	A	B	A	A	A	No. 13
技術協力，有償資金協力，無償資金協力	ロ	ロ	A	A	A	A	A	No. 14
災害援助等協力	ハ	イ	A	S	A	S	A	No. 15
海外移住	ハ	ハ	B	B	B	B	B	No. 16
環境社会配慮	ハ	ハ	B	B	B	B	B	No. 17
男女共同参画	ハ	ハ	B	A	B	B	B	No. 18
事業評価	ハ	ハ	A	A	A	B	A	No. 19
安全対策の強化	ハ	ロ	B	C	C	C	C	No. 20
外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施	－	－	－	－	－	－	－	No. 21
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
組織運営の機動性向上	ハ	ハ	A	B	B	B	B	No. 22
契約の競争性・透明性の拡大	ロ	ロ	B	B	B	B	B	No. 23
ガバナンスの強化と透明性向上	ハ	ハ	B	B	B	B	B	No. 24
事務の合理化・適正化	ハ	ロ	B	B	B	B	B	No. 25
経費の効率化・給与水準の適正化等，保有資産の見直し	ハ	ハ	B	B	B	B	B	No. 26
不要財産の処分等の計画	ハ	ハ	B	B	B	B	B	No. 29
重要な財産の譲渡等の計画	－	－	－	－	－	－	－	No. 30
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
予算（人件費の見積を含む。），収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	ハ	ハ	B	B	B	B	B	No. 27
短期借入金の限度額	ハ	ハ	B	B	B	B	B	No. 28
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	－	－	－	－	－	－	－	No. 31
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項								
施設・設備	－	－	B	B	B	B	B	No. 32
人事に関する計画	ハ	ハ	A	B	B	B	B	No. 33
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	ハ	ハ	B	B	B	B	B	No. 34
中期目標期間を超える債務負担	－	－	－	－	B	－	B	No. 35

注：2012，2013 年度はイ，ロ，ハ，ニ，ホ，2014 年度以降はＳ，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄの５段階評価。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.1	貧困削減（MDGs 達成への貢献）
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針，日本の教育協力政策，平和と成長のための学びの戦略，持続可能な開発のための教育，国際保健外交戦略，平和と健康のための基本方針，国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針，新水道ビジョン，TICAD Ⅴ横浜行動計画，持続可能な開発目標（SDGs）実施指針，国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア）教育							
子どもへの質の高い教育環境の提供人数（2011 年から当該年までの累計値，万人）					新規	2,679	2,922
当該年度に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数（人）			48,234	94,359	57,996	167,524	3,650
当該年度に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数（校）			13,867	4,297	－ （注 2）	8,984	17,600
当該年度に交換公文が締結された事業の学校校舎建設数／教室数			178 1,307	131 859	44 426	136 612	－ （注 2）
イ）保健							
第三国との連携による UHC 推進のための保健システム強化支援国数						新規	29 か国
当該年度に機構の協力により能力強化した保健医療従事者（延人数）			2,600	1,513	1,398	1,406	1,355
当該年度に機構の協力により供与が決定されたポリオ，麻疹のワクチン数（万ドース）			約 4,500	約 4,040	約 53,530	約 5,419	約 29,668
機能強化をした保健医療施設案件数（件）			70	78	77	80	66 件
TICAD Ⅴ支援目標（2013 年～2017 年までに 500 億円の支援）（億円）					新規	353.6 （暦年）	576.1 （暦年）
ウ）水							
アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数（万人）				131	190	513	263
当該年度に締結された無償資金協力・円借款により改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数（万人）			1,800	63	170	196	301
水・衛生に係る技術協力で指導・訓練される人数（万人）（注 3）			660	2,300	3,800	6,400	12,200
②主要なインプット情報（億円）（注 4）			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア）基礎教育　技術協力			92	59	108	122	115
有償資金協力			－	89	－	140	－
無償資金協力（注 5）			141	123	83	91	43

イ）保健	技術協力	115	99	109	111	109
	有償資金協力	102	59	83	767	63
	無償資金協力	146	123	135	106	160
ウ）水	技術協力	71	76	57	62	63
	有償資金協力	1,259	365	237	702	756
	無償資金協力	120	160	129	181	69

（注 1）当該年度の終了案件の実績値，または承諾案件の計画値を足しあげているものは，案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。
（注 2）「-」の記載箇所は当該年度に該当する案件がなかったため。
（注 3）行政官，水道事業体職員，水管理組合員，コミュニティ衛生指導員，ポンプ修理，トイレ建設工。
（注 4）技術協力は当該年度の支出実績，有償資金協力，無償資金協力は承諾実績を記入。
（注 5）分野分類の見直し等の結果，一部の分野については 2016 年度より No.2「高等教育」で計上。

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ２．（１）より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針，年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国･地域別，分野･課題別の援助方針に則り，開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ，事業量のみならず成果を重視し，PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減，持続的経済成長，地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って，戦略的，効果的な援助を実施していくため，機構は援助機関としての専門性を活かし，国･地域別の分析や相手国との対話を通じ，援助の現場における開発ニーズ･実態を把握し，技術協力，有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また，援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し，案件形成・実施能力を向上させるため，機動力のある実施体制を整備する。加えて，既存の援助手法のみに限定することなく，柔軟に事業を実施するアプローチ，手法，プロセスの改善を図る。実施に際しては，東日本大震災からの復興，防災，少子高齢化，環境・エネルギー等，国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に，開発協力に対する国民の共感を高めるため，国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。
中期計画 １．（１）より戦略的な事業の実施に向けた取組 （一段落目は中期目標と同内容につき省略） 政府の援助方針等の政策を踏まえ，すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに，貧困削減，持続的成長，地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成，実施を行う。 具体的には， ● 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため，貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。
主な評価指標 指標 1-1　MDGs 達成に向けた取組状況

３－２．業務実績[1]

指標 1-1　MDGs 達成に向けた取組状況

2015 年のミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）の達成年限に向けて，機構は 15 年間，質の高い教育の提供や母子保健の改善，感染症対策，水と衛生のアクセス改善等に取り組んできた。結果，開発途上国全体では 1 日 1.25 ドル未満で暮らす極度の貧困人口が 1990 年比で 2010 年に半減，2015 年には 3 分の 1 に減少，初等教育就学率は 2000 年比で 83%から 91%に改善，5 歳未満児死亡率は 1990 年比で 1,000 人当たり 90 人から 43 人へと半分以下に減少，安全な水へのアクセスは 76%から 91%に改善される等，多くの改善が見られた。2016 年からは持続可能な開発目標（SDGs:

[1] 以下，各項目の記載の末尾に（　）で年度が示してある場合は原則として各事業年度の業務実績等報告書に記載されていることを示す。また，（○○年度～）とある場合には，○○年度の業務実績等報告書に記載されている後，後年度の業務実績等報告書には記載されていない場合でも同取組が継続していることを示す。各年度の業務実績等報告書は機構ウェブサイトから参照可能（http://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html）。

Sustainable Development Goals）の達成に向けて取り組むべく，機構はいち早く SDGs への取組方針の作成に着手し，2016 年 9 月に SDGs ポジション・ペーパーを策定し，機構ウェブサイトで公開した。さらに，機構内での勉強会（計 6 回 500 名）等を行い，同ペーパーの内容を機構内外で発信している。また，日本政府の SDGs 推進本部の下で開催された円卓会議に構成員として参画し，SDGs 実施指針の策定（2016 年 12 月に SDGs 推進本部第二回会合で決定）にも貢献した。

また，機構は目標達成が困難とされた国や地域を中心に取組を加速化させてきた。特に，進捗の遅れが目立つアフリカに対しては，2013 年の第 5 回アフリカ開発会議（Fifth Tokyo International Conference on African Development：TICAD V）における「横浜宣言 2013」及び「横浜行動計画 2013－2017」で掲げられた課題に対し，インフラ開発のための 65 億ドルの資金協力，産業開発のための 3 万人の人材育成，理数科教育や学校運営改善を通じた 2,000 万人の子どものための教育の質の向上，5 万人の小規模農民に対する「売るために作る」農業の促進等の具体的支援策の実施に向けた取組を進めた。2016 年には第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）が開催され，ナイロビ宣言及び同実施計画に沿って取り組んだ。

３－２－１．教育

(1) 主要な業務実績

①MDGs 目標達成に向けた取組（目標年次：2015 年），SDGs への貢献に向けた取組

・「日本の教育協力政策」の政府目標の目標値を上回る貢献を行い，また，SDGs ゴール 4 に向けて，学びの改善のための総合的なアプローチによる取組を推進した。

- 「子どもへの質の高い教育環境の提供：累計 2,922 万人（2016 年度末）（政府目標：2015 年度末まで 2,500 万人に対し，2015 年度末に累計 2,679 万人を達成）

・アジアの進捗遅延国における初等教育の質的改善に向けた取組を実施した。

- バングラデシュ：技術協力，無償資金協力，ボランティア事業によるプログラム協力を通じ，初等教育修了率の改善に貢献した（2012 年度，2013 年度，2014 年度）。
- バングラデシュ，ラオス：機構が支援した地域で全国平均を上回る国内地域間格差の改善を達成した（2014 年度）。
- ミャンマー：1 学年 10 科目の教科書・指導書開発を終了し，国家カリキュラム委員会による承認を得た（2016 年度）。
- パプア・ニューギニア：インパクト評価にて，遠隔教育支援の継続利用が生徒の試験結果向上につながっていることを確認した（2016 年度）。

・アフリカの進捗遅延国における各種の取組を実施した（以下②参照）。

②TICAD における公約達成への貢献

・TICAD IV 横浜行動計画（2008－2012）の目標を大幅に超える成果を達成した。

- 「10 万人の理数科教員に対する研修の実施」に対し，約 79 万人を達成
- 「みんなの学校モデルを 1 万校へ拡大」に対し，約 2 万校に拡大
- 「1,000 校，5,500 教室の建設」に対し，1,303 校，7,147 教室（機構貢献分：約 520 校，約 3,680 教室）の建設を実現

・TICAD V 横浜行動計画（2013-2017）の目標達成に向け，以下のような各種の貢献を果たした（2013 年度～2015 年度）。

- 「2,000 万人の子どもに対する質の高い教育の提供」に対し，2016 年までに約 1,700 万人を達成

（2016 年度）。

- ルワンダ：技術協力を通じ，全国の約 8 割の中等学校理数科教員に当たる 2,700 人に対し 1 人 4 回の研修を実施。また，新規教員養成課程での実践的な教授法に関する準備や教員養成学校建設に関する無償資金協力事業に着手(2014 年度)。新たに教員研修プロジェクトを開始(2016 年度)。
- エチオピア：技術協力により理数科教員研修システムの全国モデルを確立し，全国の初等理数科教員の 54%に当たる 2 万 3,600 人が研修を受講（2014 年度）

・TICAD VI のナイロビ宣言及び同実施計画に沿って，暴力的過激主義の根本原因に対処するための 5 万人への職業訓練を含む 960 万人の人材育成や，科学技術分野の基礎学力強化のため 2 万人の理数科教員養成に取り組んでいる（2016 年度）。

(2) 戦略的な取組

①政策への反映，モデルの全国展開

- ミャンマー：児童中心型学習（CCA：Child-centered Approach）導入・普及のための教員研修が教育政策として採択された（2012 年度）。
- セネガル:就学率や修了率の改善を目指した住民参加型学校運営モデルが全国モデルとして採用された（2012 年度）。また，理数科分野の現職教員研修が全国普及のためのモデルとして公式化された（2013 年度）。
- ニジェール：「みんなの学校」プロジェクトを通じて確立した住民参加型学校運営モデルが全国モデルとして採用された（2012 年度）。学校の資金活用モデルを構築し，補習授業等により生徒の学力が向上していることを JICA 研究所の調査で確認した。教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）資金を活用した世銀との連携事業により事業成果のスケールアップが進められている（2016 年度）。
- ザンビア：理数科分野の授業研究（教員同士の学びあい）にて全国 3,121 校，4.6 万人の教員の能力を向上した。OECD/DAC の DAC 賞ファイナリストとして表彰された（2015 年度）。また，ブルッキング研究所のスケールアップ研究の優良事例の 1 つに採択された（2016 年度）。
- ブルキナファソ:学校運営モデルの全国普及のためのモデルとしての採用による全国研修を実施し，全国普及を完了した（2015 年度）。
- バングラデシュ:初等教育訓練校の研修実施能力強化活動が第 3 次初等教育開発計画の一部に位置付けられ，全国 55 の訓練校で開始された（2013 年度）。
- 教育システム評価手法（SABER）：世界銀行と共同研究及び実証調査における協力を行い，開発途上国における教育開発政策の評価手法の確立に貢献した（2012 年度）。研究成果は，インドネシアやアフリカでのワークショップ，セミナーや，「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」のサイドイベントで発表した（2014 年度）。
- パラグアイ：学校運営に係るマニュアルが省令化された（2016 年度）。
- エジプト：特別活動を取り入れた初の技術協力プロジェクトを形成した（2016 年度）。

②教育を通じた女性のエンパワーメントに向けた取組

- パキスタン：ノンフォーマル教育，成人識字教育のカリキュラム等の改善に取り組み，裨益児童としてノンフォーマル小学校（5-14 歳）の学習者約 600 万人（うち，女性はおよそ 6 割）及び成人識字の学習者約 1,100 万人（うち，女性はおよそ 7 割）を支援した（2014 年度）。カリキュラムが承認された（2016 年度）。

③新たなパートナーとの戦略的連携

- 日本の学習産業企業の参画による開発ニーズへの対応:教育出版株式会社による初等教育カリキュラム分析や教科書編集に関する協力（ミャンマー），株式会社日本標準による学習達成度評価や補修教材についての技術支援（モロッコ），株式会社学研教育出版による理数科の学力試験問題開発への助言（エチオピア）（2014 年度），東京書籍株式会社による算数教育教科書編集に関する協力（ラオス），算数・理科教科書編集に関する協力（パプアニューギニア）（2015 年度）
- 文部科学省「Edu-Port（日本型教育の海外展開事業）」の立上げへの貢献：ステアリングコミッティ委員及び幹事会委員として積極的に関与した。機構の官民連携事業の紹介や，民間企業，教育機関等の海外展開事業（公認プロジェクト 5 件，応援プロジェクト 9 件）を審査した（2016 年度）。

３－２－２．保健

(1) 主要な業務実績

①MDGs 目標達成に向けた取組（目標年次：2015 年），SDGs への貢献に向けた取組

・アジアの進捗遅延国における加速化支援の取組を実施した。

- フィリピン：特に進捗が遅れている 2 州を対象にした母子保健サービスを強化（2006 年～2010 年）した結果，両州における妊産婦死亡率，医師・助産師の立ち会いによる出産の割合が改善し，MDGs の目標を達成ないし達成見込みであることが確認された（2013 年度）。
- ベトナム：母子保健手帳を 4 省で試験導入し，4 省の 77.5％の妊産婦（55.2 万人）に母子手帳が配布されたほか，90.5％のヘルスワーカー（1 万 6,600 人）を研修し，全国普及に貢献した（2014 年度）。
- ラオス：「保健専門職の国家免許制度に係る戦略」草案が 2015 年 12 月に保健省により正式承認された。教育カリキュラムや教材の開発・全国配布を通じ，保健医療サービスの担い手のうち特に重要な看護人材の国家免許制度の仕組みづくりや全国レベル看護教育の環境整備を促進した（2015 年度）。
- バングラデシュ：母性保健強化プロジェクトを通じ，コミュニティサポートグループ（CSG）の形成が政府の省令として発出され，同国の政策目標達成に貢献した。インパクト評価の結果，CSG を通じた介入は産前健診や施設分娩数の増加と統計的に有意な関係にあることを確認した（2016 年度）。

・アフリカの進捗遅延国に対する各種の取組を実施した（以下②を参照）。

・SDGs の目標達成に向け，UHC の推進に取り組んだ（以下③を参照）

②TICAD における公約達成への貢献

・TICAD Ⅳ横浜行動計画（2008－2012）の目標を大幅に超えた達成（2012 年度）

- 「10 万人の保健・医療人材育成」に対し，21 万人を達成
- 「1,000 か所の病院及び保健センターの改善」に対して，3,844 施設を改善

・TICAD Ⅴ横浜行動計画（2013－2017）の目標達成に向けた貢献（2013 年度～2015 年度）

- 「12 万人の保健人材育成」に対し，2016 年度までに約 9.5 万人を育成
- 「保健分野に対する 500 億円の支援」に対し，2016 年までに 576.1 億円を支援
- ガーナ：HIV 母子感染防止サービスにて，HIV テストを受けた妊婦の割合が協力開始前の 77％から 99％へと大幅に改善した。また，「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」では，270 人の Community Health Officer 向けの研修や保

健ポストへの啓発活動を実施し，加えて無償資金協力「アッパーウエスト州地域保健施設整備計画」を通じて，技術協力プロジェクトと同地域を対象に新たな CHPS Compound の建設（64 か所）と機材整備（既存施設も含めて 80 か所）を支援した結果，アッパーウエスト州では，既存のヘルスセンターと CHPS によってほぼ全州の人口（70 万人）が保健システム網でカバーされた。2016 年度にプログラム終了時評価を行い，高いレベルでのプログラムの目的の達成やアプローチの有効性や波及効果が確認された（2014 年度，2015 年度，2016 年度）。

- ➢ セネガル：母子保健関連指標達成に遅れのある 2 州で保健システム強化と保健センター，研修施設の拡充を進めた。また，パイロット施設での活動をモデルとした研修パッケージやインパクト評価の手順書が政府から承認され，5 つの州で活動が開始された（2013 年度）。

・TICAD VI ナイロビ宣言の起草・実施への貢献（2016 年度）

- ➢ UHC 実現に向けた政策枠組作成への貢献：UHC in Africa の立上げを主導し，発信した。
- ➢ UHC in Africa 実現に向けた取組：第 3 回世銀ハイレベル対話にて今後の連携方針を議論した。

③UHC の主流化，各国での UHC の推進

・国際会議や研修を通じて日本の経験の共有を図り，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage：UHC）の主流化に貢献した。

- ➢ SDGs に関するオープンワーキンググループ（SDGsOWG）の成果文書に UHC が明記された（2014 年度）。
- ➢ 日本政府等と共に「新たな開発目標における UHC」国際会議を開催し，UHC 達成の重要性と今後の戦略をハイレベルの参加者に対し発信した（2015 年度）。（指標 6-1 参照）

・TICAD VI（上記②参照）や伊勢志摩サミットに向け，日本政府の政策立案や対外発信に貢献した。

- ➢ 「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」への貢献：日本政府の研究班への参加，LANCET 誌での論文投稿，パンデミック緊急ファシリティのメカニズムに対する提言，世界保健安全保障アジェンダにおける日本政府の優先国選定への協力，国際保健規則への協力等（2016 年度）
- ➢ アジア太平洋行動連合，マヒドン王子記念賞会合，TICAD VI 等での UHC に係る取組・取組の発信（2016 年度）

・貧困層に配慮した保健サービスアクセスの改善や保健医療人材情報システムの導入を通じ，事業実施における UHC 主流化に取り組んだ。また，第三国との連携や，MDGs の継続課題である母子保健や感染症対策を入口とした UHC 支援を推進した。

- ➢ ケニア：地方分権化での UHC 推進プログラムの中核となる技術支援を開始したほか，保健省の UHC ロードマップの作成を支援した。また，世界銀行等と連携して保健セクターへの開発政策借款を形成，実施し，UHC 主流化に向け政策レベルへの支援を展開した（2013 年度～2015 年度）。
- ➢ フィリピン：協力対象地域で産前健診や保健ボランティア訪問，住民集会などを通じ妊婦の国民健康保険制度への加入を促進した。その結果，妊婦の健康保険加入率が約 50%（2013 年）から約 70%（2014 年）に増加し，貧困層を含むより多くの妊婦が出産費用を心配することなく保健医療施設で出産できるようになった（2014 年度）。
- ➢ タンザニア，南スーダン：タンザニアでは 4 州 25 県や 16 か所の保健医療人材養成校に，南スーダンでは中央保健省及び全 10 州に保健医療人材情報システムを普及した。南スーダンでは，機構支援の終了後も世界保健機関（World Health Organization：WHO）資金によりデータ入力・更新が継続されている（2013 年度）。
- ➢ エチオピア：アムハラ州におけるサーベイランスを強化し，感染症に関する迅速かつ正確な症例

報告を促進した。また，グローバル資金との連携による保健医療サービスの質改善や，2012 年後半から 2014 年後半にサーベイランスシステムにより報告されたマラリア確定症例数の 43%減少等に貢献した（2015 年度）。

- インド：急速に都市化が進み，非感染性疾患（NCDs：Non-Communicable Diseases）が大きな課題となっているタミル・ナド州の 17 の都市を対象とした円借款「タミル・ナド州都市保健強化事業」の借款契約（L/A：Loan Agreement）を署名した。各都市の医療施設・機材の整備や医療従事者に対する能力強化を通じ，NCDs への対応も視野に入れたタミル・ナド州都市部の保健医療システムの向上を支援し，同州の UHC の達成に貢献している（2015 年度）。
- セネガル：国レベルでの資金協力も活用した包括的な UHC 支援を推進した。（2016 年度）
- アフガニスタン：結核対策プログラム推進のため，日本企業が開発した検査キットや治療薬等を活用した支援を開始した（2016 年度）。
- 第三国との連携による保健システム強化：タイと連携した課題別研修「UHC 達成のための医療保障制度強化」等 11 か国を対象に実施した（2016 年度）。

④エボラ出血熱への対応（2014 年度～2016 年度）

・エボラ出血熱の大規模な流行がみられたギニア，シエラレオネ，リベリアでの緊急対応のため，個人防護具，テント等の緊急援助物資供与や，WHO を通じた専門家派遣等を実施した（指標 15-1 参照）。並行して，これら流行国の周辺の国々のエボラ出血熱流行への準備態勢を強化するため，既存の技術協力案件等を通じた支援を 10 か国以上で同時期に展開した。

- ガーナ：野口記念医学研究所における検体検査計 100 件以上の実施と周辺住民への理解を促進した。2016 年には，ガーナ及び西アフリカ全体の感染症対策能力強化のための無償資金協力事業を形成した。併せて国際保健規則に係る支援も開始した。
- セネガル：エボラ出血熱患者の受入病院への迅速な機材の供与，既存の技術協力事業を通じたギニア国境ハイリスク地域への保健衛生機材供与や近隣諸国に出稼ぎしている零細漁民向け啓発活動支援，保健分野の青年海外協力隊員による啓発活動等を実施
- ザンビア：実施中の地球規模課題対応国際科学技術協力（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development：SATREPS）実施機関であるザンビア大学獣医学部が同国唯一のエボラ出血熱検査機関として指定され，日本人専門家が獣医学部の研究者と共に 15 例のサンプル検査を実施
- コートジボワール：国連開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）との連携事業を通じ，空港，港，国内全 39 か所の国境警察の警察官約 2,300 人を対象とした「エボラ出血熱対策研修」を実施
- シエラレオネ：国連児童基金（UNICEF：United Nations Children's Fund）と連携したワクチン用太陽光冷蔵庫の供与，国連人口基金（UNFPA：United Nations Population Fund）と連携した保健所の改修，保健所出産キットの供与，医療倉庫の増築，啓発活動を行った。さらに，エボラ出血熱の流行により中断した技術協力を再開し，保健システム強化及び母子保健分野での協力を行った。
- リベリア：保健局に対する感染症予防のための医療機材及びサーベイランスで使用するバイクの供与を行うとともに，帰国研修員による地域での啓発活動を計 8,500 人に実施した。エボラ出血熱の流行により中断した技術協力を再開し，保健システム強化分野での協力を行った。
- ギニア：長崎大学との連携により迅速診断キット（外務省が緊急無償により供与）の操作研修

を実施，また，セネガルと連携して保健システム強化に関する 5S-KAIZEN-TQM（総合品質管理：Total Quality Management）導入研修を実施した。

(2) 戦略的な取組

①政策への反映，モデルの全国展開

- ミャンマー：マラリアの罹患，死亡要因の分析を通じてターゲットとすべき地域特性と対象者を明確化し，効率的な投資計画を検討するというプロジェクトの成果を対マラリア政策に反映した（2012 年度）。
- スーダン：母子保健従事者向け研修の実施とその全国展開（2013 年度）
- バングラデシュ：社会・文化的なバリアを減少させるための住民の組織化運動と 5S-KAIZEN-TQM を活用した病院における医療サービスの質的改善を連携させたモデルの全国展開（2015 年度）

②新たなパートナー，国際的な枠組みとの戦略的な連携

- ゲイツ財団との「ローン・コンバージョン」手法：パキスタン政府の 5 歳未満児 2,880 万人を対象としたポリオ・ワクチンの一斉投与キャンペーンにおける同手法適用を通じて，ワクチン接種率 90％を達成した。同手法は経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development:OECD）の DAC 賞を受賞し，その成果をいかした事業をナイジェリアでも開始した（2012 年度～2014 年度）。さらに，パキスタンでは，ポリオ早期撲滅に向け，同手法を適用したゲイツ財団との連携による第 2 フェーズとなる円借款事業を形成した。ゲイツ財団とは，国際保健や栄養分野での連携を強化するための MoU を締結（2016 年度）。
- アンゴラの医療人材育成のためのブラジルとの三角協力事業：国連の南南協力 EXPO にて「グッド・プラクティス賞」を受賞した（2014 年度）。
- 母子保健分野における Global Financing Facilities（GFF）との連携：世界銀行の主導の下，母子保健分野における新たな資金調達の枠組みとして 2015 年 7 月に開始した GFF の計画段階から Investors Group に参加して積極的に関与した。また，ケニアでは円借款によるパラレル・ファイナンスと技術協力を通じて母子保健・UHC 分野の資金ギャップの解消及び戦略策定等に貢献したほか，バングラデシュでは 2017 年からの GFF の本格実施を見据え，郡レベルにおいて技術協力と円借款の連携により展開している母子保健分野モデルの推進とその人材育成の成果に基づき，開発パートナーとの協調の上，政策レベルでのインプットを引き続き実施している（2015 年度）。セネガルでは国家 UHC 戦略の推進を目的とした協調融資事業を形成（2016 年度）。

③ジャパンブランドとしてのグローバルな展開

- 母子保健（母子手帳）の展開：アジア・アフリカ・中南米の 34 か国で母子保健向上のための技術協力を展開している。既に母子手帳が定着しているインドネシアにおける 8 か国を対象にした第三国研修，カメルーン政府が主体となって開催した第 9 回母子手帳国際会議の後援を通じた母子保健関連技術協力を実施している 15 か国のプロジェクト関係者との母子手帳の普及に関する課題の共有，マヒドン王子賞国際会議（PMAC）のサイドイベントなどを通じ，母子手帳の持つ価値の共有等に取り組んだ（2015 年度）。第 10 回母子手帳国際会議を開催し，WHO との国際ガイドライン策定の発表や，母子手帳の難民支援での有用性などを発信した（2016 年度）。
- カイゼン（保健施設）の展開：日本が大きな強みを持つ 5S-KAIZEN 手法を活用した病院管理の改善に関する各国の取組をリーフレット，DVD 教材等に取りまとめ，様々な機会で活用した。これらの取組は OECD が設立した DAC 賞の 2015 年ファイナリストとして，革新的かつスケールアップが可能

なアプローチとして表彰されるという成果に結実した（2015 年度）。

④新たな課題への対応

- 非感染症疾患（キューバ）：がん診療サービス向上支援に係る無償資金協力事業を開始（2016 年度）。
- ワンヘルスアプローチ強化：人獣共通の新感染症や薬剤体制対策に関し，SATREPS を通じた支援を実施。ケニアでは長崎大学と，リフトバレー熱の簡易診断キットを開発・製品化（2016 年度）。
- 高齢者支援の推進（タイ）：タイの実情にあった介護サービスモデルの開発と実施を支援。加えて，介護サービスを持続的な仕組みとするための政策提言を実施（2016 年度）。

⑤民間企業との連携

- 医療の国際展開の貢献（カンボジア）：「救急救命医療整備事業」で設立され，日本式の医療サービスの提供及び運営や人材面での指導等を通じて日本政府が主導する医療の国際展開支援にも貢献する救急救命センターがプノンペンで全面稼働（2016 年度）。
- 民間製品の輸出拡大：サラヤ株式会社がウガンダでのアルコール手指消毒の普及促進事業での活動を受けて，日経ソーシャルイニシアチブ大賞の企画部門賞を受賞（2016 年度）。

３－２－３．水

（1）主要な業務実績

①MDGs 目標達成に向けた取組（目標年次：2015 年），SDGs への貢献に向けた取組

・アジアの大都市における給水能力の増強と給水サービスの改善に向けた取組を実施した。
- ミャンマー：ヤンゴン都市開発マスタープラン実現に向け，優先度の高い事業を選択し，円借款や無償資金協力，福岡市や東京都の協力を得た技術協力事業を戦略的に形成，実施した（2012 年度～2015 年度）。
- カンボジア：コンポンチャム及びバッタンバン上水道拡張計画を完工。水道料金を改定し，公営水道局の経営状況の安定化にも貢献（2016 年度）

・アフリカの給水・衛生改善の裨益人口拡大に向けた取組を実施した（以下②を参照）。

・その他地域での特記すべき事例は以下のとおり。
- ヨルダン：シリア危機の発生を受け，ヨルダン北部 4 県における緊急給水計画策定支援を実施し，難民受入地域の給水計画を策定した（2013 年度～2015 年度）。
- タジキスタン：給水人口が 47%にとどまっていたハトロン州を中心に，無償資金協力による給水人口の拡大や，施設の維持管理能力強化等を支援する技術協力を実施している（2014 年度）。
- サモア：無償資金協力「都市水道改善計画」を完工し，沖縄県の水道事業体の協力を得た技術協力プロジェクトと連携し，島嶼部の浄水場運転等の日本の知見を活用して給水事業を改善（2016 年度）

・SDGs 達成への貢献として，水の利用可能性と持続可能な管理の確保に向けた取組を実施した。
- キューバ：地下水管理に係るモデル構築や同国初となる地下水管理計画を作成（2016 年度）
- スーダン，ボリビア：「参加型合意形成」による，地域住民の参加支援・強化を通じた統合水資源管理に係る技術支援を開始（2016 年度）
- タイ：タイと日本の共同研究プラットフォームを基盤とした気候変動適応戦略の立案支援に係る SATREPS を開始（2016 年度）

②TICAD における公約達成への貢献

・TICAD IV 横浜行動計画（2008－2012）の目標を大幅に超える成果を達成した。

- 「600 万人への安全な水提供」に対し，約 930 万人を達成
- 「水管理技術者 5,000 人の育成」に対し，約 1 万 3,200 人を育成

・TICAD V 横浜行動計画（2013－2017）の目標達成に貢献する成果を上げた。

- 「1,000 万人への水・衛生施設へのアクセスと都市水道技術者 1,750 人の育成」に対し，2016 年度までに約 1,097 万人のアクセス，1,112 人の育成を実現

・アフリカの給水・衛生改善の裨益人口拡大と人材育成に向けた取組を実施した。

- ブルキナファソ：2009 年より無償資金協力を通じ，中央プラトー州及び南部中央州において，299 基の深井戸を完成させ，約 7.2 万人に対して安全な水を供給した（2012 年度）。また，第二フェーズの事業も観光し，274 基の深井戸を完成させ，約 9 万人に対して安全な水を供給した。施設維持管理や衛生活動に係る技術支援も併せて実施した（2016 年度）。
- エチオピア：1998 年からの水供給実施組織の育成を支援した結果，3,652 人の技術者を輩出し，国立の技術者養成学校が設立された（2015 年度）。
- セネガル：トイレにアクセスできる人口比率が全国平均（34.3%）を下回る 3 州を対象に村落衛生改善事業を開始し，啓発員や建設工計 383 人の育成と改良型トイレ 810 基の建設を支援した（2015 年度）。また，海水淡水化施設の整備によるダカール首都圏の給水能力強化に係る円借款事業を形成（2016 年度）。
- モザンビーク：施設建設，施工，住民への衛生啓発のみならず，施工業者や現地コンサルタント等の民間人材の育成まで支援し，給水施設 115 か所と衛生施設 16 か所を建設。34,500 人の安全な水アクセスに貢献し，72 村落で野外排泄を撲滅（2016 年度）。

(2) 戦略的な取組

①政策への反映，モデルの全国展開

- 給水施設の維持管理モデルを国家プログラムとして採用し，全国（ザンビア），州全域（ブルキナファソ）に普及（各年度）
- 水分野の人材育成のための研修実施体制が中央政府及びスーダン側の自助努力により州レベルでも構築され，5,851 人の技術者が研修に参加（各年度）
- SDGs ターゲット 6b に貢献する統合水資源管理に関する参加型かつ実践的なプロジェクトの新規案件を形成・開始（ボリビア，スーダン）（2015 年度，2016 年度）
- インドネシア：300 以上の水道事業体の研修プログラムを立案。日本の水道協会や自治体の支援を得て，包括的な人材育成を展開（2016 年度）

②より大きなインパクトを目指した国内機関との連携

- 北九州市（カンボジア）及びさいたま市，埼玉県，横浜市，川崎市，松山市（ラオス）の協力を得て，水道事業体の能力強化を実施した。カンボジアでは「プノンペンの奇跡」として国際的に優良事業体として有名となったプノンペン水道公社（PPWSA：Phnom Penh Water Supply Authority）を核とし，円借款や無償資金協力との相乗効果を図りつつ地方部及び第三国に対する技術研修や経営指導等を展開した。PPWSA の水道事業の改革事例は機構研究所によりプロジェクト・ヒストリーとして出版され（指標 7-1 参照），国際水協会（IWA：International Water Association）の主催する国際会議等でも発信した（2012，2015 年度）。

- フィリピンでの無償資金協力において，正確な給水状況モニタリングのための遠隔監視システムの運用とデータの分析・活用に横浜市の知見を活用した（2014 年度）。
- 東京大学を研究代表機関とする SATRTEPS「タイ国気候変動に対する水分野の適応策立案・実施支援システム構築プロジェクト（IMPAC－T)」を実施。2016 年度からは後継案件となる「タイ国における総合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究（ADAP－T)」を開始し，都市，農業等 6 セクターの水利用に関する気候変動適応策の共同研究に着手した（2012～2013，2016 年度)。
- 「アジアにおける都市の水管理：その課題と可能性」シンポジウムを開催（2016 年度）
- プロジェクト研究「日本の水道事業の経験」：100％に近い水道普及と，24 時間蛇口から飲める水道水を低廉な価格で供給する日本の卓越した水道事業の過去の開発経験を教材としてとりまとめ，自治体向け勉強会で発信（2016 年度）

③水ビジネスの促進にも資する取組

- ミャンマー：本邦関係省庁，地方自治体及び民間企業が参加した技術セミナーを開催し，本邦技術の優位性を積極的に発信した（2012 年度)。
- チュニジア：無償資金協力の先行事例を参照しつつ，海水淡水化事業に対する円借款の適用を検討した。また，日本貿易振興機構（JETRO）の研修等の機会に本邦企業による視察を設け，政府関係者の本邦製品・技術に対する理解を深めた（2014 年度，2016 年度)。

３－２－４．格差是正・貧困層支援

拡大する格差に配慮した開発促進のため，住民のニーズを踏まえた基礎的なインフラの整備や地方行政やコミュニティの能力強化の分野を支援した。また，SDGs 達成に向けて，様々な課題分野の単独又は複合的な支援実施や，新たな課題（栄養，障害者，高齢者支援等）に係る取組を強化した。

(1) 主要な業務実績

・貧困層や少数民族に裨益する基礎的インフラのハード面・ソフト面での整備に貢献した。

- ミャンマー：貧困地域や少数民族居住地域（7 地域及び 7 州）にて，緊急性の高い生活基盤インフラの整備を支援し，2015 年度までに道路 2 件，給水 2 件，電力 9 件を完了した（2013 年度，2015 年度)。
- タンザニア：地方道路維持管理のための能力強化を実施した。例えばイリンガ州では，維持管理状況に関する評価にてプロジェクト開始時点から終了までで良好な状態の地方道路の割合がおよそ 6 割から 9 割へ増加している（2015 年度)。
- インドネシア：新たに導入された社会保障制度に係る能力強化を支援した結果，同国政府の負担による日本の社会保健労務士制度を適用したパイロット事業が開始された（2016 年度)。

・住民参加型によるコミュニティの主体性強化と自治体の能力向上に取り組んだ。

- ホンジュラス：西部地域において自治体主体の下で地域住民の意思と参加を反映し，地域資源を有効活用するための一連のサイクル（FOCAL プロセス）を構築し全国展開を進めた結果，2016 年度までに 90 自治体で市中期開発計画が策定され，76 の市開発計画が大統領府に認証された（2015 年度，2016 年度)。
- タンザニア：分権化政策の一環として住民参加型手法を検証・開発した。住民負担を伴う開発事業へ優先的に予算配分する地方政府開発交付金ガイドライン改訂にもつながった（2015 年度)。
- インド：州人口の約 83％が山岳地帯に居住する貧困率 40％のトリプラ州での住民参加型の植林と焼畑農業従事者に対する支援を通じ，環境改善と貧困削減の双方に貢献した（2015 年度)。

・金融的手法を用い，貧困層のレジリエンスを強化する取組を実施した。

- エチオピア：天候インデックスの導入及び「条件付き現金給付」による現金給付の効果向上を図る初の技術協力を立ち上げた（2013 年度）。
- パキスタン：世界銀行等と連携して法制度の構築・改革等を進め，政府政策で掲げる貧困層の自立を促進するマイクロファイナンス活用の普及・拡大を図っている（2015 年度）。

・障害者への支援を通じ，社会格差是正・ダウンサイドリスクの低減等に取り組んだ。

- ルワンダ：2,500 人以上の障害を持つ元戦闘員等を対象に職業訓練を実施し，7 割以上の卒業生が収入を生み出す活動を開始した（2013 年度）。
- モンゴル，スワジランド：障害児に配慮した学校建設に係る無償資金協力事業形成に向けた調査を実施（2016 年度）
- ヨルダン：雇用事務所の環境整備やマニュアル等の作成を支援し，事業終了後も全 16 か所の雇用事務所で活用されている。（2016 年度）
- PMAC2017 での発信：PMAC として初の試みとなる，多様な障害当事者の登壇が機構の企画したパラレルセッションで行われた（2016 年度）。

(2) 戦略的な取組

①食料増産，収入の多角化・安定化に向けた取組

- ケニア：2 年間で約 2,000 人の小規模園芸農民の平均所得を倍増させた経験に基づき，小農による市場志向型農業の推進（SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment Project）アプローチ）の面的拡大に取り組んでいる。2016 年度末までに計 23 か国に展開し，SHEP を推進する技術指導者を 1,900 人育成した（2012 年度～2016 年度）。（指標 2-1「農業・農村開発」参照）
- カンボジア，ベトナム：食料増産に向け，技術協力と資金協力を組み合わせた灌漑施設整備と関係機関の能力強化，制度構築，人材育成を総合的に実施した（2013 年度）。

②就業機会の確保につながる能力強化に向けた取組

- 2012 年度から行ってきたアフリカ若年雇用政策調査に基づき，TICAD V サイドイベントにて政策提言「アフリカの若者に明るい未来を」を発表した（2013 年度）。

③金融サービスへのアクセス改善のための取組

- ホンジュラス：条件付き現金給付制度との連携により，5 対象都市にて貧困層の能力強化，金融機関の商品開発支援により金融包摂を促進している。受給世帯向け研修は参加者の 50%以上が女性となっている（2015 年度）。

④栄養改善に向けた取組

- 2013 年に発表された「国際保健外交戦略」，TICAD V や成長のための栄養サミット（いずれも 2013 年 6 月）等での日本の栄養支援へのコミットメントを踏まえ，組織横断的な栄養タスクを設置した（2015 年度）。
- 2016 年の TICAD VI にて，「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」を立ち上げた。アフリカ開発のための新しいパートナーシップ（NEPAD：the New Partnership for Africa's Development），アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）等と運営委員会を発足し，10 ヵ国で案件形成のための調査を開始（2016 年度）
- 民間企業や非政府組織（Non-Governmental Organizations：NGO）の知見や技術を活用した事業を推進し，栄養改善のためのドナー，国際機関，市民社会による国際的枠組みである Scaling Up Nutrition 等と連携を進めている（2015 年度）。

- 官民が連携した栄養事業展開のための「栄養改善事業推進プラットフォーム」が設立し，運営委員会議長として貢献した（2016 年度）。
- ゲイツ財団と国際保健・栄養分野での連携を強化するための戦略的パートナーシップ強化に係る業務協力覚書を締結（2016 年度）
- JICA ボランティアや専門家等からなる「栄養改善パートナー」を発足し，派遣中専門家等へのコンセプト説明を行うとともに，派遣前の専門家及びボランティアへの募集説明を開始（2016 年度）
- グアテマラの栄養：女性ボランティアへの妊産婦栄養等の研修を行い 490 人に修了証を授与した。第 2 次レベルでの施設分娩数が全対象 3 県で 1.5～4 倍増加し，施設分娩の低体重児の割合も 2 県でそれぞれ 3.3%，5%減少した（2016 年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：全ての年度で国際社会による MDGs の達成やそれに続く SDGs 達成に向けた取組，TICAD における日本政府の支援策の実現に向けた戦略的な取組を進め，教育，保健，水，格差是正・貧困層支援の各分野において，質的，量的の両側面で以下の成果を上げた。 MDGs は達成期限である 2015 年末時点で 1 日 1.25 ドル未満で暮らす極度の貧困人口は 1990 年比で 2010 年に半減，2015 年には 3 分の 1 に減少，初等教育就学率は 2000 年比で 83%から 91%，5 歳未満児死亡率は 1990 年比で 1,000 人当たり 90 人から 43 人へと半分以下に減少，安全な水へのアクセスは 76%から 91%へと開発途上国全体で多くの改善が見られた。他方で，地域別や国別に見ると達成状況には差があることから，機構は特にアフリカやアジアの一部国等，特に進捗に遅れが見られる国への取組を加速化させた。 SDGs 達成に向けた取組としては，SDGs 全体及び各ゴール達成に向けたポジション・ペーパーを作成し，SDGs 達成に向けた各分野及び分野横断的な取組を推進した。 教育分野では，MDGs 達成への貢献に向けた日本政府の国際公約（「日本の教育協力政策 2011-2015」）の目標（2011 年から 5 年間で 2,300 万人の子どもに質の高い教育環境を提供）に対し，2,679 万人と，機構単独で同目標を上回る成果を上げた。さらに，2016 年度も支援を継続した結果，2,922 万人の実績となった。例えば，アジアの進捗遅延国であるバングラデシュやラオスにて，初等教育の質的改善に取り組み，初等教育修了率や国内地域間格差の改善を達成した。パプア・ニューギニアでは遠隔支援の教材の継続利用と生徒の試験結果向上との間での有意な効果をインパクト評価で確認した。 保健分野では，MDGs の達成に向けて母子保健や感染症課題に取り組むとともに，SDGs への達成に向けてこれらの支援を継続しつつ，UHC の主流化や各国での保健サービスの強化による UHC 推進や非感染症疾患等の新たな課題に取り組んだ。例えば，フィリピンの 2 州を対象に母子保健サービスを強化した結果，妊産婦死亡率，医師・助産師の立ち会いによる出産の割合が改善した。バングラデシュでは，機構支援モデルが省令により制度化される成果が発現するとともに，モデルの適用が産前健診や施設分娩数の増加につながっていることをインパクト評価により検証した。ケニアでは，UHC 推進プログラムの中核となる技術支援を開始したほか，保健省 UHC ロードマップの作成支援，世界銀行等との連携による保健セクター政策借款の形成といった包括的な取組を推進した。また，エボラ出血熱の発生・拡散という突発的な課題に対しても，流行国（ギニア，シエラレオネ，リベリア）での緊急対応，流行周辺国 10 か国以上（ガーナ，セネガル，ザンビア，コートジボワール，リベリア等）での準備態勢の強化の支援を同時期に迅速に展開した。 水分野では，MDGs の達成遅延地域（アジア，アフリカ）を対象に水アクセスの改善に取り組むとともに，SDGs 達成に向け給水施設の維持管理や統合的水資源管理に係る能力向上を支援した。特にミャンマーでは，ヤンゴン水道マスタープランの下，複数のスキームを効果的に組み合わせた支援により

給水能力増強と給水サービス改善に貢献した。

全般的に達成度合いに遅れが見られたアフリカでは，TICAD IV（2008－2012）の成果を踏まえ，TICAD V（2013－2017）の横浜行動計画に沿った支援策の実施を通じて取組を加速化させた。また，TICAD VI ではナイロビ宣言の起草と実施に貢献した。

TICAD IV については，教育（理数科教員研修，みんなの学校モデル拡大，教室建設），保健（保健・医療人材育成，病院や保健センター改善），水（安全な水の提供，水管理技術者の育成）の全ての目標を大幅に超える達成実績を残した。例えば，10 万人の理数科教員研修の目標では約 79 万人，1,000 か所の病院や保健センター改善という目標に対しては 3,844 施設を改善，水管理者 5,000 人育成目標に対して約 1 万 3,200 人等，目標の 2 倍以上もの達成結果となった。TICAD V については，教育分野の目標（2,000 万人の子どもに対する質の高い教育の提供）において，2014 年度時点の達成状況が約 600 万人であったものが 2016 年度には約 1,700 万人となった。保健分野では，目標（12 万人の保健人材育成）に対して 2016 年度までに約 9.5 万人を達成した。水分野では目標（1,000 万人への水及び衛生施設へのアクセスと都市水道技術者 1,750 人の育成）に対し，2014 年度で約 412 万人への水衛生へのアクセス提供であったのが，2016 年度には 1,097 万人となり，横浜行動計画の達成に向け，着実な成果を上げている。TICAD VI では，特に保健分野において，UHC in Africa の策定を主導したほか，各国での UHC 支援を推進した。

また，機構が成果を上げたことで国家モデルとして政策へ反映され，協力終了後の全国展開という波及効果が期待される取組やジャパンブランドとしてグローバルな展開を果たす等，成果のスケールアップにも取り組んできた。具体的な例として，教育分野ではザンビアの授業研究，ミャンマーの児童中心型学習，セネガルやニジェール，ブルキナファソの学校運営モデル，保健分野ではアジア，アフリカでの取組や第 10 回母子手帳会議等を通じた母子手帳の普及，水分野ではザンビアやブルキナファソでの給水施設維持管理モデルやスーダンの水分野人材育成研修，格差・貧困分野では小農による市場志向型農業（SHEP アプローチ）等が挙げられる。

これらに加えて，国内外の多様な重要パートナーとの連携による戦略的な取組を推進してきた。事例としては，教育分野では日本の学習産業に関連する複数の企業との連携や文部科学省が進める Edu-Port 立上げへの貢献，保健分野ではゲイツ財団との「ローン・コンバージョン」手法によるポリオ撲滅事業での連携や栄養分野を含めた戦略的パートナーシップの強化，ブラジルとの三角協力によるアンゴラ医療人材育成，世界銀行主導による母子保健の新たな資金調達枠組，日本式医療サービスの国際展開事例となるカンボジア・プノンペンの救急救命センターの全面稼働，水分野では地方自治体（北九州市，さいたま市，横浜市，沖縄県等）や大学（東京大学）との連携が挙げられる。特に，開発途上国に広く適用可能な革新的取組として，アンゴラ医療人材育成が国連南南協力 EXPO でのグッド・プラクティス賞を受賞，さらに，経済開発協力機構（OECD）の DAC 賞のファイナリストとして，ゲイツ財団との「ローン・コンバージョン」手法（2014 年度），保健医療施設でのカイゼン手法及びザンビア授業研究（2015 年度）が選出された。

格差是正・貧困層支援については，MDGs では十分に強調されなかった格差是正への取組を強化すべく，コミュニティのニーズを踏まえた包摂的取組として，基礎的インフラの整備や地方行政とコミュニティの能力強化を推進してきた。ミャンマーの貧困地域での生活基盤インフラ（道路，給水，電力）整備や，タンザニアでの地方道路維持管理能力強化など，ハード，ソフト両面から強化を図る取組を展開した。行政とコミュニティの能力強化では，ホンジュラスにて地域資源を有効活用するための一連のサイクル（FOCAL プロセス）の構築と全国展開を通じ，2016 年度までに 90 の自治体で市中期開発計画が策定され，76 の市開発計画が大統領府に認証される等の成果を上げている。その他，障害者支援（ルワンダ，タイでの第三国研修），高齢者福祉支援（タイ）や貧困層の金融サービス改善（ホンジュラス），複数セクターによる支援として栄養分野への協力（グアテマラ）等，新たに確認された課題に対する取組を推進した。

以上のとおり，特に MDGs の達成期限である 2015 年度までに，教育，保健，水，格差是正・貧困層

支援の分野において，MDGs 達成に資する量的，質的の両側面で上記のような成果を上げたこと，SDGs の達成に向け，MDGs での取組を継続・発展するとともに，新たな課題に対しても取り組み，具体的な成果を上げていることから，全体として中期目標の所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

絶対的貧困の削減は依然として最も基本的な開発課題であるため，SDGs 達成への貢献に向け，包摂性に留意し，人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を支援する。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

MDGs 及び SDGs 達成に向けた取組について，機構の活動として，特に以下の実績が認められる。

１．教育（基礎教育）分野

教育分野では，MDGs のうちゴール 2（2015 年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする）の達成貢献に向けた日本政府の国際公約（「日本の教育協力政策 2011-2015」）の目標（2011 年から 5 年間で 2,500 万人の子どもに質の高い教育環境を提供する）に対し，2015 年末までに 2,679 万人と，機構単独で同目標を上回る成果を上げた。更に，2016 年度の支援により，累計 2,922 万人の成果となったことは日本政府の政策実現に貢献する成果として評価される。また，アジア，アフリカの MDGs の進捗遅延国において，初等教育の質的改善に取り組み，初等教育修了率や国内地域間格差の改善に貢献した。例えばバングラデシュでは，初等教育の純就学率は 76%（1990 年）から 94%（2009 年）に改善する一方，修了率の改善は 40%（1990 年）から 54%（2009 年）にとどまり，MDG 達成に大きな課題を残していた。機構は，技術協力，無償資金協力，ボランティア事業によるプログラム協力を行い，2014 年 4 月に実施したプログラム協力の中間レビューによれば，これらの支援は修了率の改善（2012 年実績で 73%）に貢献しており，創意工夫が必要な難易度の高いプログラム協力を通じた成果として評価される。

SDGs では，MDGs における初等教育の完全普及を更に発展させ，インクルーシブで公正な質の高い教育の実現を目指しており，ミャンマーでの教科書・指導書開発支援や，パプア・ニューギニアでの遠隔教育支援等を通じて，開発協力大綱で重点課題とする「質の高い成長」とそれを通じた貧困対策及び SDGs の達成に貢献していると評価される。

２．保健分野

保健分野では，MDGs 達成に向け，母子保健サービスの強化等の取組をアジア・アフリカで継続的に実施するとともに，2015 年 9 月に採択された SDGs の達成に向けたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の主流化に資する取組や，非感染症疾患や高齢者支援等の新たな課題への取組，2014 年度に西アフリカ地域で大規模な流行がみられたエボラ出血熱への対応等を実施した。UHC の実施に際しては，TICAD VI において UHC in Africa の策定を主導したほか，世銀等との連携による保健セクター政策借款形成といった取組に加え，日本政府と国際会議を共催し，UHC 主流化に向けた対外発信を積極的に実施したことで，UHC の推進に貢献した。また，エボラ出血熱の発生・拡散という突発的な課題に対しても，流行国での緊急対応のみならず流行国の周辺国 10 か国以上での流行拡大への準備態勢の強化に係る支援を同時，かつ迅速に展開した機動力の高さ，疫病の流行国での事業という困難を克服して取り組んだことが評価される。

加えて，各機関との連携を深めており，保健分野ではゲイツ財団との「ローン・コンバージョン」手法やブラジルとの三角協力によるアンゴラ医療人材育成，世銀主導による母子保健の新たな資金調達枠組等への協力を行い，案件の質の向上に取り組んだことは，支援相手国政府や他機関による外部

の関与も得て発現した成果として評価される。
　これらの機構の知見を活用した案件は革新的なアプローチとして国際社会で高く評価されており，2014 年度にはアンゴラ医療人材育成案件が国連南南協力 EXPO でのグッド・プラクティス賞を受賞し，ゲイツ財団との「ローン・コンバージョン」手法が，経済開発協力機構（OECD）の DAC 賞のファイナリストに選出され，2015 年度にはカイゼン手法を用いた病院管理案件が同じく DAC 賞のファイナリストに選出されたことにも留意する。

３．水分野
　水分野では，MDGs への取組として，達成遅延地域（アジア・アフリカ）を対象に水アクセスの改善に取り組んだ。例えば，ミャンマーにてヤンゴン水道マスタープランの下，円借款や無償資金協力，福岡市や東京都の協力を得た技術協力事業を効果的に組み合わせた支援により給水能力増強と給水サービス改善に貢献すると共に，地方自治体や大学との連携を行い，案件効果の向上を図ったことが特筆される。また，関係省庁，民間企業及び自治体がプレゼンターとして参加するセミナーを主催し，後続する資金協力や技術協力を見据えて本邦技術の優位性の積極的な発信に貢献した。これらは，外部の関与も得て発現した成果であると評価される。
　SDGs への取組としては，すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するというゴールに向けて，給水施設の維持管理や統合的水資源管理に係る能力向上等を支援した。

４．格差是正・貧困層支援
　MDGs では十分に強調されなかった格差是正への取組を強化すべく，コミュニティのニーズを踏まえた包摂的取組として，貧困層や少数民族に裨益する基礎的インフラのハード面・ソフト面での整備や住民参加型によるコミュニティの主体性強化と自治体の能力向上等を推進した。例えば，ミャンマーの貧困地域での生活基盤インフラ（道路，給水，電力）を整備するハード面の取組や，タンザニアの地方道路維持管理のための能力強化に係るソフト面の取組等を通じて，拡大する格差に配慮した開発の促進を図った。また，SDGs での新たな課題とされる障害者支援や貧困層の金融サービス改善，栄養分野への協力等，新たに確認された課題に対する取組を推進したことも，新分野の難易度の高い取組として評価される。

５．TICAD における公約達成への貢献
　全般的に MDGs の達成度合いに遅れが見られたアフリカでは，TICAD IV（2008-2012）への貢献，TICAD V（2013-2017 年）の横浜行動計画に沿った支援策の実施を通じた取組，初のアフリカ開催となった TICAD VI のナイロビ宣言及び同実施計画に沿った支援策の実施に取り組んだ。TICAD IV が掲げた 10 万人の理数科教員研修の目標に対し約 79 万人，1,000 か所の病院や保健センター改善という目標に対し 3,844 施設の改善，水管理者 5,000 人の育成目標に対し約 1 万 3,200 人等，2012 年度までに教育，保健，水分野の全ての目標を大幅に超える成果を上げた。
　また，2017 年までを目標期間とする TICAD V 横浜行動計画については，2,000 万人の子どもに対する質の高い教育の提供という目標に対し 2016 年度で約 1,700 万人，12 万人の保健人材育成という目標に対し 2016 年度までに 9.5 万人，1,000 万人の水及び衛生施設へのアクセスという目標に対し 2016 年度までに 1,097 万人等，着実な成果を上げている。これらは，日本政府の政策実現に貢献する成果として評価される。

　以上を踏まえ，TICAD や各分野の日本政府への施策の策定・実施において目標を大きく上回る実績を上げる貢献を行っていること，教育，保健，水，格差是正・貧困層支援の各分野において，貧困削減に係る MDGs の達成に資する量的・質的の両面で上記の成果を上げたこと，また SDGs での新たな課題への取組も実施していること，機構の知見を生かした事業が国際社会からも高く評価されているこ

とに加えて，各年度評価においても全ての年度においてＡ評定相当と計画を上回る成果を上げていることから，全体として所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞
SDGs や日本政府の政策目標達成に向け，引き続き着実な事業形成と実施を期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
・現場での事業実施から得られた、格差縮小に関する教訓を、日本（JICA）の強みとして、積極的に発信していただきたい。この観点から、7 月 12 日の報告会で言及のあった、世銀の 2018 年度 World Development Report にニジェールの「みんなの学校」プロジェクトからの学びを共有されたことは素晴らしい。ぜひ一過性のもの、一事業のみの試みとせず、機構全体としてこのような教訓を収集・整理し、国際社会に発信し続けていただきたい。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.2	持続的経済成長
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針 日本再興戦略，インフラシステム輸出戦略
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア）運輸交通							
道路・橋梁総延長（km）			429	830	726	347	355
鉄道総延長（km）			630	200	260	120	37
空港／港湾の数（港数）			14/7	3/3	1/5	6/4	2/4
能力向上対象人数（人）			4,799	839	886	783	799
イ）都市・地域開発							
マスタープラン策定数(都市数)			7	9	5	4	3
ウ）資源・エネルギー							
低炭素電源･ナショナルグリッド支援国数					新規	22	23
資源・エネルギー分野の人材育成数					新規	1,325	603
エ）法制度整備・民主化							
法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数（新規+継続）					新規	1,700	1,997
支援対象の法令・法案数（件）			新規	29	33	22	22
支援対象の法令運用・司法実務文書数（件）			新規	18	27	24	26
オ）高等教育							
支援対象大学延べ数（校）			96	102	72	65	70
日本の大学での学位取得支援人数			585	472	594	861	1,053
事業提携している日本の大学延べ数（校）			153	174	236	262	311
カ）農業・農村開発（注 2）							
SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数（2014 年度からの累計人数）					新規	1,324	1,900
SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数（2014 年度からの累計人数）					新規	29,988	42,468
キ）民間セクター開発							
アフリカにおける産業人材育成人数（2013 年度からの累計）					新規	31,754	48,330

②主要なインプット情報（億円）（注 3）		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア）運輸交通	技術協力	112	132	135	161	263
	有償資金協力	5,115	5,839	1,536	9,941	8,200
	無償資金協力	481	428	441	352	388
イ）　都市・地域開発	技術協力	45	48	37	53	48
	有償資金協力	1,007	3,400	1,565	10,752	4,957
	無償資金協力	31	149	208	352	158
ウ）資源・エネルギー	技術協力	47	56	58	91	82
	有償資金協力	1,852	1,571	3,779	4,157	2,122
	無償資金協力	169	56	53	71	84
エ）法制度整備・民主化	技術協力	6	8	8	109	94
	有償資金協力	－	－	－	－	－
	無償資金協力	－	－	－	－	－
オ）高等教育	技術協力	40	48	52	65	83

	有償資金協力	122	376	－	105	－
	無償資金協力	7	1	38	1	66
カ）農業・農村開発	技術協力	194	202	191	194	191
	有償資金協力	191	135	821	357	1,033
	無償資金協力	112	89	122	117	89
キ）民間セクター開発	技術協力	81	77	90	96	116
	有償資金協力	421	773	617	597	648
	無償資金協力	－	51	－	－	0.7

（注 1）道路・橋梁，鉄道，空港・港湾は当該年度の承諾案件の計画値を合計しているため，案件形成のタイミングにより年度別に大きな変動があり得る。
（注 2）「農業・農村開発」のその他のアウトプットは項目 No.3 の「オ）食料安全保障」参照。
（注 3）技術協力は当該年度の支出実績，有償資金協力，無償資金協力は承諾実績を記入。

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ２．（１）より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針，年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国･地域別，分野･課題別の援助方針に則り，開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ，事業量のみならず成果を重視し，PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減，持続的経済成長，地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って，戦略的，効果的な援助を実施していくため，機構は援助機関としての専門性を活かし，国･地域別の分析や相手国との対話を通じ，援助の現場における開発ニーズ･実態を把握し，技術協力，有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また，援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し，案件形成・実施能力を向上させるため，機動力のある実施体制を整備する。加えて，既存の援助手法のみに限定することなく，柔軟に事業を実施するアプローチ，手法，プロセスの改善を図る。実施に際しては，東日本大震災からの復興，防災，少子高齢化，環境・エネルギー等，国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に，開発協力に対する国民の共感を高めるため，国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。
中期計画 １．（１）より戦略的な事業の実施に向けた取組 （第一段落は中期目標と同内容につき省略） 政府の援助方針等の政策を踏まえ，すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに，貧困削減，持続的成長，地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成，実施を行う。 具体的には，（中略） （ロ）持続的経済成長 ● 我が国自身の復興・成長体験，知識・技術・制度を世界と共有し，日本の成長にも配慮しつつ，途上国の持続的成長を後押しする。その際，経済成長の果実が，貧困層も含め広く配分されるよう，格差是正にも配慮して事業を実施する。
主な評価指標 指標 2-1　持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 2-1　持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

３－２－１．運輸交通

(1) 主要な業務実績

①国際化・地域化への対応

・東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South‐East Asian Nations）統合の支援として，日本政府が策定したメコン地域「東西・南部経済大動脈」構想及び島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想に基づき，ASEAN 連結性向上に資する事業を展開した。2014 年 11 月の日・ASEAN 首脳会議における日本政府公約の実現にも貢献している。

➢ メコン地域の東西・南部経済回廊：ベトナムのカイネップ・チーバイ港，ダナン港，サイゴン東

西ハイウェイ，南北高速道路の部分開通（2013 年度），カンボジアのネアックルン橋開通による南部経済回廊の完成，国道 1 号線，5 号線，ラオスの国道 9 号線の改修（2014 年度～2016 年度）

- 海洋 ASEAN 経済回廊：域内の貿易・投資促進を担う ASEAN RoRo 船ネットワーク構築事業の調査を実施し，ASEAN 次官級交通政策会合で報告した（2012 年度，2013 年度）。また，港湾電子処理システム（EDI：Electric Data Interchange）に関する港湾 EDI ガイドラインが日・ASEAN 大臣会合にて承認され，ミャンマーにおける港湾 EDI 整備を目的とした無償資金協力「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」を実施（2014 年度，2015 年度）。インドネシアではジャカルタ国際港湾の改修が完了した（2014 年度）。カンボジアのシハヌークビル港周辺海域に係る電子海図の作成を支援し，国際セミナーで成果品の利活用を促進した（2016 年度）。
- 航空運輸網：ハノイ市ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル完工による年間利用者の拡大（従来の年間 600 万人から最大 1,600 万人）（2014 年度）
- ASEAN 全域ソフトインフラ：次世代航空保安システムへの移行支援（2013 年度，2015 年度）
- 法制度整備，金融，貿易円滑化支援（2－3－4．参照）

・TICAD V の日本政府の支援策の実現のため，西アフリカ成長リング，北部回廊（モンバサ～内陸部），ナカラ回廊の開発やワンストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）の普及に向けた取組を行った。TICAD VI に向け，5 大成長回廊を中心に質の高いインフラ投資を促進した。

- 3 回廊地域のインフラ整備計画と産業開発戦略を組み合わせるマスタープランを策定し，具体的な案件を形成（2014 年度～2016 年度）
- タンザニア・ケニア間，ルワンダ・タンザニア間の国際幹線道路・橋梁の改良と OSBP の整備完了（2014），ルワンダ・タンザニア国境の OSBP 施設が開通（2016 年度）。
- 東アフリカ共同体事務局への広域インフラ開発アドバイザー派遣，OSBP ワークショップの開催（2014 年度）。

・その他地域においても，経済回廊及び国際道路網の整備を実施した。

- 安倍総理のバングラデシュ訪問時に合意された「ベンガル湾産業成長地帯構想（BIG－B）」への協力の実現に向け，情報収集・確認調査により機動的に対応して 9 事業の円借款事業に調印（2014 年度～2016 年度）
- 中米道路網の整備（2014 年度）

②全国交通

・各国において全国交通施設の整備に関する事業を実施した。

- トルコ・ボスポラス海峡横断地下鉄開通：日本の技術を活用した沈埋トンネルの敷設や埋蔵文化財に配慮した事業実施（2013 年度）
- ネパール・首都カトマンズと南部平野部を結ぶシンズリ道路全 158km の完工，地震災害への復興支援：1996 年以来，無償資金協力，技術協力，青年海外協力隊等を組み合わせた支援を実施した。また，斜面対策技術等の日本の技術も活用している。2015 年 5 月の地震に対し，技術協力を通じて緊急復旧に対応した（2014 年度，2015 年度）。土木技術の発展に顕著な貢献をなし，社会の発展に寄与した画期的な技術と評価され，土木学会賞の技術省を受賞した（2016 年度）。
- イラク・港湾セクターマスタープラン：港湾セクターの発展，管理戦略及び主要港湾のマスタープランと中期開発計画及び港湾の監督，管理，運営の改善のための中期行動計画（目標年 2025 年）の策定し，完成した（2015 年度）。
- インド高速鉄道建設事業：円借款事業に実施にあわせ，技術協力により事業の詳細設計や入札関

連業務，安全認証制度の整備や技術基準の策定等に係る包括的な支援を開始した（2016 年度）。

・過去に供与した船舶等を引き続き有効活用するため，定期維持管理の拠点であるフィジーに対して大洋州の島嶼国を対象とした船舶の維持管理に係る広域支援を開始した（2016 年度）。

③都市交通

・最上流の計画策定に関する事業を実施した。

- ➢ フィリピンのメトロマニラ首都圏の運輸交通ロードマップの完成と政府承認：2013 年 7 月の日比首脳会談に貢献。ロードマップの円借款事業等の事業化を推進（2013 年度，2014 年度）
- ➢ カンボジアのプノンペン市の都市交通マスタープランの完成：道路，都市公共交通，交通管理の統合的な計画や公共交通を軸とした日本の知見を活用した都市骨格の提示（2014 年度）
- ➢ ミャンマーの総合交通マスタープラン，ヤンゴン市の都市交通マスタープランの完成：ヤンゴン・マンダレー間の鉄道整備及びヤンゴン環状鉄道改修による事業化（2014 年度，2015 年度）
- ➢ ネパールのカトマンズ盆地都市交通改善のためのマスタープランにおける地震災害への復旧（2015 年度）
- ➢ バングラデシュのダッカ都市交通戦略計画を策定し，同国政府により承認（2016 年度）

・都市交通施設の整備に関する事業を実施した。

- ➢ ベトナムのニャッタン橋（日越友好橋）の完成（2015 年度）
- ➢ コンゴ民主共和国の首都幹線道路の改修（日コンゴ大通り）（2014 年度）
- ➢ インドのチェンナイ・メトロの部分開業（2015 年度）

④地方交通

・人口密度が希薄で道路整備が遅れがちな地方において，地方のニーズ・予算的な制約を踏まえた技術協力や，インクルーシブな視点に基づく資金協力を実施した。

- ➢ 人力を多用した道路工事手法の技術・研修能力強化（タンザニア）：プロジェクトの成果を活用した後継案件で全国展開が完了し，地方・都市間の安定した道路交通の確保に大きく貢献（2015 年度）
- ➢ 持続的に適用可能な軟弱地盤対策技術開発（ミャンマー）：災害多発地域での道路技術改善を通じ，地方の生活水準と経済振興に貢献（2012 年度）
- ➢ 貧困削減地方インフラ開発（インドネシア）：住民グループ，特に女性の積極的参画（2014 年度）
  農道管理能力向上（ブータン）：農林省農業局と県の農道架橋の調査・設計・建設管理能力向上支援を通じ，モデル橋梁 3 橋の工事が完了し，ブータン政府が目指す「全国民が 2 時間以内に道路へアクセス可能」の実現に大きく貢献（2014 年度）。
- ➢ 地域格差の是正（ミャンマー）：無償資金協力による地方道路の整備・維持に必要な建設機材等の整備（カレン州：2012 年度，ラカイン州：2013 年度，カチン州及びチン州：2015 年度）とともに，全国道路網の整備・維持管理能力強化のための技術協力を開始（2016 年度）。

(2) 戦略的な取組

①質の高いインフラパートナーシップへの貢献

・メコン地域の東西・南部経済回廊整備

- ➢ アジア開発銀行(ADB)との連携等により，2015 年からの 5 年間で従来の約 30%増となる約 1,100 億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供する方針に対して，ADB と大メコン圏地域での運輸交通インフラ整備に関して協議（2015 年度）。覚書に基づき，支援の方向性や具体的

な連携事業の発掘・精緻化に向け協議した（2016 年度）。

②日本の比較優位のある技術・知見の活用

- 日本の都市鉄道整備・運行技術，防災基準の活用：エジプト・カイロ地下鉄 4 号線の新設における信頼性の高い鉄道運行システムや省エネ車両の導入，日本の防災基準適用（2013 年度，2014 年度）
- 施設整備から人材育成，制度設計までの一貫した支援：「新ウランバートル国際空港建設事業」（円借款事業）と並行した技術協力を通じた運営・維持管理支援（モンゴル）（2014 年度）
- 高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）に関する海外展開戦略：東洋大学，東京大学，国交省，ITS Japan 等の参加による研究会の立上げと民間企業との具体的事例の検証（2012 年度）
- 総合的な管理ノウハウを有する鉄道・航空・道路インフラ事業者との連携：ベトナム，モンゴルの国際空港整備支援における国交省や成田空港等との連携による技術協力（2014 年度）
- 道路インフラ資産の長寿命化に係る課題検討及び「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」と連携した道路アセットマネジメント中核人材育成に関する戦略策定（2016 年度）

③新たな課題への対応

- 道路防災（キリバス，インド，エルサルバドル）（2015 年度）
- 耐震橋梁設計基準策定への支援（チリ）（2015 年度，2016 年度）
- 情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の利活用：ベトナムのハノイ市における公共交通 IC カード普及促進（2015 年度），インドのベンガルール首都圏における渋滞緩和を目的とした ITS 機器整備に係る無償資金協力事業の形成（2016 年度）

３－２－２．都市・地域開発

(1) 主要な業務実績

①最上流の計画策定支援

・最上流段階での開発計画作成に協力するとともに，作成した都市計画の実現支援を実施した。あわせて，日本の都市に蓄積された知見を積極的に活用し，各自治体や自治体参加企業を含む日本企業の海外展開にも資する協力を行った。また，都市計画策定支援にあたっては，「強靭性」，「包摂性」，「持続可能性」に配慮した提案を行った。

- インドネシアのジャカルタ首都圏投資促進特別地域マスタープランの策定：ジャカルタ首都圏の長期ビジョン策定のため，本邦民間開発会社の参画を得て，日本の技術，知見をマスタープランに反映し，その事業化を通じてインドネシアの開発への貢献と日本の技術・システムの海外展開支援につなげた（2012 年度～2014 年度）。
- ミャンマーのヤンゴン都市開発マスタープランの策定（2013 年 5 月にヤンゴン地域政府により閣議決定）：都市計画と都市交通に係る計画を策定し，優先的事業の事業化に向けた案件形成を進めた（新タケタ橋建設事業等）。2012 年度にはヤンゴン市長や都市開発に関係する省庁の高官を日本に招いて公開セミナーを実施した（2012 年度，2013 年度）。
- フィリピンのメトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ作成：機構が横浜市と連携して策定支援した「メガ・セブ・ビジョン 2050」具体化に向けたロードマップ作成支援と汚泥処理，固形廃棄物処理，水処理分野の普及・実証事業による支援を実施し，完成した（2014 年度，2015 年度）。

- モンゴルのウランバートル市都市計画マスタープラン：2013 年 2 月にモンゴル国会により承認された。また，同マスタープランに基づく技術協力の結果，土地区画整理や都市管理に必要な土地再開発法が制定された。2014 年度からは寒冷地自治体（札幌，旭川）の知見を活用した技術協力を開始した（2013 年度，2014 年度）。
- アフガニスタンのカブール首都圏開発プログラム：2008 年から 2009 年にかけ策定した「カブール首都圏開発計画（基本計画）」に基づく都市環境や居住環境の改善・整備等を実施した。一部区域については，平和構築段階での都市機能整備事業として，同国首都圏開発事務局と諸外国の民間デベロッパーとの契約実現に至った（2012 年）。
- セネガルのダカール首都圏開発マスタープランの策定：持続可能性の包括的な評価や公共交通志向型開発の援用，海岸部等のリスク評価を通じた強靭性への配慮，住民参加型による計画策定による包摂性の配慮を実施し完成させた（2015 年度）。
- 東ティモールのディリ都市計画の策定：持続可能性を留意すべき視点の一つとして設定し，衛星都市の形成を提案した。主要開発エリアを対象に未来都市構造シナリオ選定や環境社会配慮に係るパブリックコンサルテーションを実施した（2016 年度）。
- パプア・ニューギニアのレイーナザブ都市開発計画の策定：土地収用に係るパブリックコンサルテーションを実施した（2016 年度）。

②TICAD への貢献

・TICAD V における日本政府の支援策の実現のため，「戦略的マスタープラン」の候補案件の選定を進め，調査を実施した。

- モザンビークのナカラ回廊地域の開発戦略の策定（2013 年度～2015 年度）
- ケニア，コートジボワールの首都開発マスタープラン完成（2014 年度）

③環境未来都市構想への協力

- 第 3 回環境未来都市構想推進セミナーの実施（2013 年度）
- 「グリーン成長都市に関する国際会議」を受けた，北九州市の持続的都市づくりの経験発信と課題別研修形成の着手（2014 年度）
- 都市の持続可能性に関するプロジェクト研究の実施と都市診断ツールの検討（2015 年度）
- 低環境負荷，強靭性，包摂性等持続可能性に配慮した都市計画，地域開発計画をセネガルやフィリピン，チュニジア等で実施（2015 年度）

(2) 戦略的な取組

①日本の知見をいかした都市開発の実現への取組

- 大学，宇宙航空研究開発機構（JAXA），地方自治体等の参画によるプロジェクト研究「付加価値のある地理空間情報」の実施：衛星技術やビッグデータの活用を取り入れたイノベーティブな機構の事業のあり方や，地形図や地理情報システム（GIS）の開発途上地域の事業での活用を検討（2012 年度）
- 多摩田園都市モデルを用いた公共交通機関主体の都市開発モデルの検討（ベトナム）（2013 年度）
- 横浜市，神戸市，北九州市，旭川市からの調査団参加や専門家派遣による連携（2013 年度）
- フィリピン「メガ・セブ・ビジョン 2050」（横浜市と策定支援）の具体化に向けた持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援（2014 年度）

②人的ネットワークのノウハウを活用した案件形成・実施

- 東南アジアの経験のアフリカ都市開発案件への活用:ガーナのクマシ地域総合開発計画調査でのベトナム視察（2012 年度）
- ブルキナファソで実施した地形図案件を核としたアフリカ諸国の経験共有セミナー（2012 年度）
- モザンビーク首都の都市交通案件へのブラジル・クリチバ市からのバス専用道路に関するアドバイザーの招へい（2012 年度）
- 都市間連携プラットフォームの構築に向けた取組:都市開発マスタープランの策定経験を有するアジア 5 都市の行政関係者を招へい（2015 年度）
- アジアとアフリカの都市開発に関する知見を共有するセミナーの開催：アジア 2 か国，アフリカ 7 か国が参加（2015 年度）

③成長セクターにおける格差拡大抑制の取組

- ケニア：ナイロビ都市開発マスタープラン策定において，女性・子ども・障害者の交通に配慮し，必要な道路標示や歩行者信号の設置や安全教育を行うことを提案した（2013 年度）。

④持続可能性評価指標（CASBEE 都市－世界版）の開発への参画

- CASBEE 都市（世界版）検討小委員会（14 回）に委員として継続的に参加した。機構の都市開発 M/P の対象都市のデータの提供や検討小委員会への参加等を通して，SDGs に配慮し開発途上国でも適用可能な CASBEE 都市（世界版）の開発に貢献した（2016 年度）。

３－２－３．資源・エネルギー

(1) 主要な業務実績

①低廉・低炭素・低リスクの電力供給の促進

・低炭素電源の開発を通じ，CO_2 排出量削減に向けた支援を実施した。

- 超々臨界圧石炭火力：インドネシア，バングラデシュ等で導入を支援。2014 年度に同技術の初の適用事業としてバングラデシュのマタバリ発電所に対する円借款事業を調印した。併せて，国別研修により発電所職員を育成した。従来技術と比べ，CO_2 換算で年間 40 万トン分の温室効果ガスの排出抑制効果が見込まれる（2014 年度～2016 年度）。
- ガスコンバインドサイクル火力：ウズベキスタンで導入を支援し，トゥラクルガン火力発電所建設，タシケント熱電供給所建設等の円借款を調印した。従来技術と比べ，CO_2 換算で年間 106 万トン分の温室効果ガスの排出抑制が見込まれる。同事業と併せ，維持管理や電力開発計画立案に携わる人材育成を行っている（2014 年度～2016 年度）。
- 高効率ガス火力：ベトナム，イラク，ウズベキスタン，モザンビーク等で導入を支援（2014 年度）。タンザニアでは全国電力 M/P の結果を踏まえた情報収集・確認調査を実施（2016 年度）。
- 水力開発：ネパール，ラオス，ウガンダ，ホンジュラス等で導入や改修支援に着手した（2012 年度）。スリランカやトルコでは日本の技術的優位性の高い可変速揚水発電を活用した案件を提言，形成した（2014 年度）。
- 太陽光開発，風力開発：エジプトで試験的な導入に向けた支援実施（2012 年度）

・ナショナルグリッド（基幹系統）の増強や配電網拡張によるエネルギーアクセス改善を推進した。

- 送配電網の延伸（ミャンマー，ベトナム，エジプト，リベリア，ウガンダ，シエラレオネ，ガーナ等）（各年度）

- 低損失送電線等の日本の技術を活用した高効率送配電設備に資する事業の計画（スリランカ，バングラデシュ，インド）（2014 年度～2016 年度）
- 地方部の中小水力発電開発（インドネシア，フィリピン，ラオス，カンボジア，ホンジュラス等）
- 無電化村における電力供給事業：企業提案による協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の実施（ガーナ，ケニア，バングラデシュ）（2012 年度）
- グリッド接続型再生可能エネルギー利用と系統安定化支援:エジプトの太陽光発電に係る詳細設計支援やモロッコのスマートグリッド導入支援に係る情報収集・確認調査を実施（2016 年度）
- 再生可能エネルギーによる地方電化:ケニアにおける地方電化モデルの構築と各種ガイドラインの策定，同国国立大学との研究開発，教育，研修の改善を支援。結果，累計 53 件の学術論文や物理学部の再生可能エネルギー専科の設立，計 200 名以上の太陽光技術指導者の育成，関連テキストの国内での標準化等の成果を確認。タンザニアでは，オフグリッド太陽光事業に係る海外投融資事業を形成（2014 年度～2016 年度）
- ブータン：地方部を含めた電化支援を通じ，電化率の飛躍的な向上（2008 年 54%から 2013 年 95%）に貢献（2013 年度）
- タンザニア：送配電設備の運用・維持管理に関する能力強化支援を実施（2014 年度，2015 年度）

・アフリカ地域で国際連結電力網（パワープール）の構築支援を実施した（2015 年度，2016 年度）。
- 東部パワープール：タンザニアの全国電力 M/P の策定支援を完了（2016 年度）
- 南部パワープール：情報収集・確認調査を実施。アンゴラ，モザンビークで電力 M/P 策定を開始（2016 年度）

・日本の省エネ技術の知見，経験を活用し，需要サイドの省エネ促進支援を実施した。
- ベトナム，イラン，セルビアにおける新規技術協力事業の実施（2012 年度）
- 南アフリカ，オマーンでの開発調査の実施（2012 年度）
- 省エネルギーマスタープラン策定（バングラデシュ），省エネルギー技術研修支援（ベトナム）等（2014 年度，2015 年度）
- 省エネルギー研修センターの開所（セルビア）（2016 年度）
- 産業セクターに対する省エネ技術指導により，モデル企業の消費エネルギーが削減（パキスタン）（2016 年度）

②地熱開発の促進

・アフリカ大地溝帯において，包括的な地熱開発に関する支援を実施した。また，2016 年度の TICAD VI ではサイドイベントを開催してオール・ジャパンによるアフリカ地熱開発の取組を発信したほか，日本政府のコミットメントの策定・検討に貢献した。
- ケニア：円借款による地熱発電プラント建設と，地表地質調査から試掘，貯留量評価，プラントデザイン，独立系発電事業契約に至る一連の技術協力，地熱開発公社の人材育成，地熱開発戦略更新支援を包括的に実施し，アフリカ大地溝帯の地熱開発の拠点形成に寄与している。（各年度）。
- エチオピア，ルワンダ：地熱開発マスタープラン策定支援を実施。マスタープランに基づき，具体的な円借款事業等の形成を開始（2013 年度～2016 年度）
- タンザニア等リフトバレー諸国 5 か国全域に関する将来の支援戦略の策定（2013 年度）

・インドネシアや中南米においても制度設計，探査技術支援，施設整備を実施した。
- インドネシア：地熱開発のボトルネック解消に向け，探査，掘削，評価，ファンドデザイン及び試掘ファンドの運営能力向上に関する技術支援を実施した（2013 年度）。また，探査制度向上の

ためのSATREPSを実施した（2014年度～2016年度）。

- ➢ 中南米：コスタリカでのグアナカステ地熱開発（円借款事業）と地熱貯留槽評価支援（技術協力）の案件形成・実施（2013年度，2014年度），ニカラグアでのモンバチョ地熱開発（円借款事業）とエクアドルでのチャチンビロ地熱開発（円借款事業）に関する案件を形成（2015 年度，2016年度）

・上記に関連した人材育成を実施した。

- ➢ 地熱分野の大学との連携体制や，地熱デベロッパー，コンサルタント，プラントメーカー，掘削業者等による支援体制を構築し，日本での研修立上げを準備した（2014年度，2015年度）。

③島嶼国エネルギー支援

・「ハイブリッド・アイランド」構想の準備・合意に基づき，大洋州島嶼国においてディーゼル発電機の効率化系統安定化機能の強化，燃料費削減と再生可能エネルギーの導入許容量の増加に関する支援を実施した。「ハイブリッド・アイランド」構想は，機構からの提案により，第 7 回太平洋・島サミット（PALM7：The 7th Pacific Islands Leaders Meeting）（2015年5月）の「福島・いわき宣言」の日本政府による支援表明に反映された。

- ➢ マスタープラン策定支援：マーシャル，フィジー（2014年度）
- ➢ マイクログリッド整備支援：トンガ（2014年度）
- ➢ 大洋州地域におけるエネルギー・セキュリティ向上支援策に関する情報収集・確認調査の実施，同調査への沖縄を含む日本の島嶼地域の知見の活用（2014年度）
- ➢ 「ハイブリッド･アイランド･プログラム」に係る具体的な無償資金協力事業4件を形成。また，フィジーを拠点とした広域の技術協力事業を開始（2016年度）。

・カリブ地域，インド洋の島嶼国に対しても同様の支援を展開した。（2014年度～2016年度）

- ➢ 東カリブ地域における地熱開発支援：米州開発銀行（IDB）及びカリブ開発銀行と協力覚書を締結し，地熱開発可能性に関する調査を開始した（2014年度）。
- ➢ セーシェル及びカーボヴェルデ：日本の技術（海水揚水，バッテリー，エネルギー管理システム（EMS：Energy Management System）等）を活用した再生可能エネルギーの最適導入について情報収集確認調査を実施して検討した（2015年度）。

④最上流の計画策定への支援推進

・持続的な成長の実現のため，各国の一次エネルギー事情に応じた最適な電力・エネルギー政策・計画の策定等，的確なデータ，分析に基づく政策レベルからの支援を実施した。

- ➢ インドネシア：クリーン・コール・テクノロジー導入促進に関する開発調査を実施し，超々臨界圧石炭火力や石炭ガス化複合発電を導入するロードマップを策定した（2012年度）。
- ➢ ミャンマー：同国初となる中長期的な最適電力開発計画を策定し，ヤンゴン都市圏及び主要地方都市の配電網リハビリに関する円借款事業や，全国の送変電設備整備に関する事業を実施した（2013年度，2014年度，2015年度）。
- ➢ パキスタン：電力セクター改革プログラムの円借款供与に加え，最適電源・送電開発計画の策定支援を実施（2014年度，2015年度）
- ➢ タンザニア：全国レベルの電力開発マスタープラン策定に加え，首都ダルエスサラームについて電力の安定供給に資する配電レベルの設備整備に関する具体的な計画策定を支援（2015 年度，2016年度）

- ヨルダン：シリアからの難民流入や近隣国からの電力輸入不足に対応するための長期的なマスタープランを策定（2016 年度）

⑤資源分野における人材育成支援

・開発途上国政府の資源分野の本邦での人材育成を通じ，長期的な知日派，親日派との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」を立ち上げた（2013 年度）。
  - 長期研修員の受入：2014 年度 16 人，2015 年度 21 人，2016 年度 18 人
  - 学位取得，インターンシップ，短期プログラム，海外フィールド調査等の実施（2015 年度，2016 年度）
  - 鉱業分野の人材育成のための技術協力実施（モザンビーク，マラウイ，カンボジア）（2014 年度）

・秋田大学との「資源分野の戦略的連携合意書」の締結をはじめ，九州大学，北海道大学，早稲田大学，京都大学，東北大学とも協力関係を築いた。
  - 秋田大学国際資源学部の大学院創設や早稲田大学での英語修士コース開始の実現（2014 年度）
  - 北海道大学，九州大学との国際資源開発に関する共同課程設置支援（2015 年度，2016 年度）
  - 筑波大学が新たな留学生の受入に参加し，参加校が 9 校に拡大（2016 年度）

⑥SATREPS 等による開発課題への挑戦

- バイオマス燃料技術の社会実装（タイ）：開発された低コストのバイオ燃料技術が，タイ政府の代替エネルギー開発計画にバイオ燃料の基幹技術として採用された（2015 年度）。

(2) 戦略的な取組

①「質の高い成長」に向けた取組の強化（2016 年度）

- モンゴルのツェツィー郡での風力発電所建設に係る海外投融資契約を締結（2016 年度）
- ケニアの地熱発電事業での IoT 等の最新技術の活用推進（2016 年度）

②国内のネットワークの拡充

- 大企業との連携：日常的な情報交換，民間連携スキームを通じた連携強化（各年度）
- 中小企業との連携：小型水力・小型風力・太陽光関連等における関係構築と再生可能エネルギーを用いた地方電化等における技術や活力の有効活用（各年度）
- 大学との連携：SATREPS を通じたエネルギー・環境分野の大学・研究機関とのネットワーク構築（各年度），「資源の絆プログラム」を通じた多数の留学生受入（2014 年度～2016 年度）。

③ジャパンブランドとしての対外発信と内外リソースの動員・参画促進

- 地熱：世界地熱会議，地熱学会等の国際会議・学会で機構の地熱開発支援の取組を発表した。
- 「ハイブリッド・アイランド」構想：上記（1）③参照。

３－２－４．法制度整備・民主化

(1) 主要な業務実績

①包括的な法整備支援

・ミャンマーでは，ASEAN 経済共同体設立に向けた市場経済化促進・投資貿易整備のための法・司法制度整備が喫緊の課題であり，法改正・政策検討に関する新たなニーズに迅速に対応した。
  - 基礎情報収集調査，詳細計画策定調査の実施と現地セミナーの開催（2012 年度）
  - 法整備支援プロジェクト，知財庁設立に向けた基礎情報収集調査を開始（2013 年度）

- ➢ 6つのワーキンググループによる活動実施。現地セミナーの開催（2014年度，2015年度）
- ➢ 会社法，知的財産法，人材育成に関する本邦研修の実施（2015年度）
- ➢ 日本の法務省，日本弁護士連合会等による国際支援委員会を形成（2016年度）

・ベトナムでは，1990年代半ばから民事分野の法令の起草支援や法の運用，裁判実務の改善に対する支援を実施してきた。

- ➢ 改正弁護士法の成立（2012年度）
- ➢ 副首相を団長とするベトナム指標調査ミッションの受入：2013年1月に発表されたベトナム憲法改正草案で，機構が取り組んできた被疑者の弁護権の強化や公判の迅速化等が反映され，同国の「法の支配」を目指す方向性に貢献した（2012年度）。
- ➢ 機構による支援を踏まえた改正民法の草案の国会への提出。改正破産法，改正裁判所組織法，改正検察院組織法の成立（2014年度）
- ➢ 技術協力事業の結果，中央司法関係機関と地方機関の連携による実務上の課題に基づく執務参考資料の作成フローが定着した（2014年度）。
- ➢ 機構による支援を踏まえた改正民法典の成立（2015年度）

・カンボジアでは，1990年代末から，民法・民事訴訟法を中心とする基本法の整備に対する支援を開始し，法曹人材育成への支援を併せて実施している。

- ➢ 不動産登記省令成立，民法に関する現地セミナーや研修の実施及び普及用資料作成（2012年度）
- ➢ カウンターパート機関による研修実施と民法・民事訴訟法の理解促進（2014年度）
- ➢ カウンターパートが講師となった自立的な普及セミナー実施，各種普及用資料出版（2015年度）
- ➢ プロジェクト終了までにセミナーを20回以上開催し，延べ1,500人を超える法律実務家の理解促進に貢献（各年度）

・ラオスでは，法律人材育成強化プロジェクトを実施し，各種法令の実務参考資料の作成・普及を実施した（2014年度～2016年度）。

- ➢ 民法典起草支援及び各条文の理解促進，パブリックコメントに基づく草案の議論（2015年度，2016年度）
- ➢ 4つのサブワーキンググループによる活動の実施。現地セミナーの開催。民法，経済紛争解決法，刑事関連法，法曹育成に関する本邦研修の実施（2015年度，2016年度）

・ウズベキスタンでは，市場経済化に伴う企業の自由競争下での活動を担保するため，倒産法の運用改善や担保法の起草支援を実施した。

- ➢ 「企業活動の自由の保障法」に関するマニュアルの普及活動の実施（2012年度）
- ➢ 世界銀行「Doing Business 2013」で「倒産処理」の指標が上昇し，ビジネス環境全体の改善に貢献（ビジネス環境を改善した国の世界第4位にランク）（2012年度）

・ベトナム，インドネシア，フィリピン，モンゴルにて競争法改正支援及び運用能力強化支援を展開した。2015年にはフィリピンにて包括的競争法が成立している（2014年度，2015年度）。

・モンゴルでは，全国の一審裁判所で話し合いにより紛争を解決する調停制度の導入を支援し，利用は年間1万件に及んでいる（2015年度）。

・ネパールでは，2009年より民法の起草を支援し，議会への提出及び議会内の立法委員会の検討が進められた。起草にあたっては，パブリックコンサルテーションを各地で実施し，同国の習慣や文化等を尊重しつつ，現代社会での適応や国際標準の準拠にも配慮した（2016年度）。

②金融支援の拡充

・金融行政に関するシステム構築，能力向上に対する支援を実施した。

- ミャンマー中央銀行の資金･証券決済システム構築や証券取引所開設･運営に向けた支援を実施。証券取引所は 2015 年 12 月に予定どおり開所した（2014 年度，2015 年度）。
- モンゴル資本市場の規制・監督能力向上支援（2014 年度，2015 年度）
- ベトナムの国営企業・銀行改革に対する支援を実施。政策提言書の一部が同国の国営企業改革に係る 5 か年計画に反映された。また，対象企業に対するコーポレートガバナンス強化のためのガイドラインや主要なリスク指標を策定し，2017 年から施行予定（2014 年度～2016 年度）

③貿易円滑化支援

・2011 年に日本政府が表明した ASEAN 貿易円滑化のための「アジア・カーゴ・ハイウェイ構想」実現に向け，ASEAN 各国の税関に対する技術協力を実施した。

- 国際標準に沿った関税評価・関税分類手続き導入（カンボジア，ミャンマー，タイ）（2013 年度）
- 効率的な税関手続きのための税関リスク・マネジメントの強化（フィリピン，ラオス，ベトナム）（2013 年度）
- 二国間経済連携協定（EPA），自由貿易協定（FTA）の円滑な運用に必要な原産地証明の運用能力強化（タイ，マレーシア）（2015 年度）
- 日本式の通関システムの導入（ベトナム）：輸出入・港湾情報処理システム（NACCS：Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）を導入し，全国 5 万社以上が登録済み。また今後の安定運用と利活用改善に係る共同調査を実施（2013 年度～2016 年度）。ミャンマーでも同システムの構築が完了し，正式に運用を開始（2014 年度～2016 年度）。

・TICAD V の日本政府の支援策の実現のため，税関職員の人材育成や OSBP･税関行政支援を実施した。また，2016 年度の TICAD VI ではサイドイベントを東アフリカ共同体，NEPAD，世界税関機構（WCO：World Customs Organization）と共催し，OSBP ソースブック第二版を発表した。

- OSBP 整備：タンザニア・ケニア間，ルワンダ・タンザニア間，の国境税関施設整備事業の完工により国境手続き効率化と所要時間削減に貢献（2014 年度～2016 年度）
- WCO との連携：プロジェクト研究「保税運送ガイドラインの作成に係る JICA/WCO 共同プロジェクト」及び「アフリカ貿易円滑化に向けた能力向上に係る JICA/WCO 連携」に関する契約を締結し，具体的な事例発信等を実施（2016 年度）。

④ガバナンス強化

- バングラデシュ：行政機関の「効果的な国家健全性戦略（NIS）」の実施枠組確立に向けた支援の結果，全 59 省庁中 53 省庁が NIS 行動計画を作成し，活動モニタリングの枠組みを構築した。一般国民の NIS の認知度も大きく向上（5%から 81%）した（2014 年度，2016 年度）。
- モンゴル：内部監査及び業績モニタリングに関する能力向上支援の結果，内部監査の主要行政機関における実施や，内部監査関連法令を含む中期戦略計画の承認に至った（2014 年度，2015 年度）。
- タンザニア：内部監査に関する能力向上支援（2015 年度）
- 汚職防止能力の向上支援：課題別研修「汚職対策（刑事司法）」（2014 年度）等による人材育成
- カンボジアにおける人口・経済センサス統計能力強化支援（2012 年度～2015 年度），ネパールの経済センサス統計（2015 年度）
- ベトナム･ホーチミン国家政治学院及び国家行政学院公務員研修所における共産党幹部候補者に対

する研修，並びにカリキュラム・教材作成，教員能力強化などの支援（2015 年度，2016 年度）

⑤民主化支援

- 「アラブの春」以降の北アフリカ等における公正な選挙運営支援：エジプト，チュニジア等（2013 年度）
- 立法府支援：ベトナムにおける国会事務局の能力強化支援（2015 年度，2016 年度）
- 地方行政支援：バングラデシュ，カンボジア，タンザニア，ホンジュラス，ドミニカ共和国等
- 中立・公正なメディア確立に向けた支援：南スーダン（2013 年度，2015 年度），コソボ（2015 年度），ミャンマー（本邦研修の成果をいかし，初の生放送番組を実施）（2016 年度）
- 南スーダン：スポーツを通じた平和構築を目指し，南スーダンのスポーツ団体関係者と共に国営放送局職員を日本に招いた。南スーダンと日本とのスポーツ交流を訪日して取材し，番組制作能力を向上させるとともに，同国での日本のアピールに貢献した（2015 年度）。

(2) 戦略的な取組

①国内ネットワークの拡充・協力人材の確保

・日本の法律実務家や研究者等とのネットワークの拡充に努めた。

- 法務省との共催による法整備支援連絡会を開催し，100 人以上の参加者に対し，機構の取組事例の報告や意見交換，理解促進を行った（2012 年度）。
- 日本弁護士連合会との協力協定の締結と長期専門家の人選の共同実施の開始（2012 年度），日本弁護士連合会調査団訪問の機会を活用した共同セミナーの開催（ミャンマー）（2015 年度）
- 法整備支援連絡会に加え，法整備支援ネットワーク会合を初めて実施（2016 年度）

②官民連携強化への貢献

- ミャンマー法改正に関する公開形式の現地セミナーにより現地商工会等を通じた本邦企業等に情報提供し，企業，法律事務所十数社がオブザーバー参加した（2012 年度）。
- 民間企業と連携し，ミャンマー，カンボジア，バングラデシュを対象としたビジネス関連法制の問題分析及び具体的な改善提案を実施（2013 年度）
- 主に東南アジア諸国の税務行政，税関プロジェクトを中心に，現地日本側関係機関（商工会等）と情報を共有し，進出企業が抱える課題等を把握して解決に向けた側面的な支援を実施（2015 年度）

③国際機関との連携

- 世界税関機構（WCO）との連携：業務連携覚書（2015 年 1 月締結）に基づき，同年に 2 回政策対話を実施。また，共同でアフリカの OSBP の役割の再定義を含む合同研究を開始（2015 年度）
- UNDP との連携：「法遵守の文化（CoL：Culture of Lawfulness)」のシンポジウムを共催（2016 年度）

④南南協力を通じた協力成果の拡大

- ラオス法律人材育成強化プロジェクトのカウンターパートのベトナムへの派遣：法制度支援で初の第三国研修を実施（2012 年度）

⑤新機軸・高品質な研修の形成・実施

- 「金融規制監督」，「金融政策・中央銀行業務」，「公共財政管理・公的債務管理エクゼクティブ・プログラム」の新設・実施（2016 年度）

３－２－５．高等教育

(1) 主要な業務実績

①TICAD V 支援策実現に向けた取組

・2013 年 6 月の TICAD V で立上げが表明された「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ)」の制度設計を短期間で行い，2014 年度中に事業を開始，本邦大学修士課程での教育と本邦企業でのインターンシップによる実践的機会を提供した。地方大学の国際化や地域理解につながり，日本の地域活性化にも貢献した。

- ➢ 留学生受入実績:2017 年までの目標数である 900 人受入の目標に対し,2014 年に第 1 陣 156 人，2015 年に第 2 陣 317 人，2016 年に第 3 陣 348 人の合計 821 人を本邦大学にて受け入れ，目標を上回る達成が見込まれる（2013 年度～2016 年度)。
- ➢ 本邦企業でのインターンシップ：日本企業約 400 社の登録を得て，第 1 陣 149 人を日本企業 65 社で，第 2 陣 306 人を 100 社でインターンシップを実施（2015 年度，2016 年度)。

・アフリカ連合（AU：African Union）の汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）構想に対し，科学・技術・イノベーションを担う東アフリカ拠点の支援パートナー国として日本政府が覚書を締結したことを受け，拠点大学となったケニア国立ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT：Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology）を通じた教育・研究機能の強化支援を技術協力プロジェクト「アフリカ型イノベーション振興・JKUAT/PAU/AU ネットワークプロジェクト」として 2014 年度に開始，第 1 バッチ 54 人（2015 年 11 月卒業)，第 2 バッチ 68 人，第 3 バッチ 78 人が入学済（各年度)。また,「ものづくり道場」が JKUAT 学内に完成した（2016 年度)。

・ルワンダ「トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト」により職業訓練・教育機関のモデル構築支援を行い,政策への反映と全国規模でのモデル普及を目指すフェーズ 2 を開始(2012 年度)。

・エジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University for Science and Technology）の開学 5 周年記念式典・シンポを 2015 年に実施し，E-JUST の現在までの教育・研究面の成果や，大学新設支援や日本型工学教育の知見を共有した。順調に学生数，修了生が伸びており（2016 年 12 月時点で修士 69 名，博士 84 名を輩出)，ケニア JKUAT，ルワンダ・トゥンバ高等専門学校からも留学生を受け入れ，アフリカ各国とのネットワークも広がっている（2015 年度，2016 年度)。

②開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成

・マレーシア・日本国際工科院,インド工科大学ハイデラバード校,インドネシアハサヌディン大学,東ティモール国立大学，ミャンマー（ヤンゴン工科大学，マンダレー工科大学）といった，各国の工学系の拠点大学の教育・研究能力強化のための支援を実施している。

- ➢ ミャンマー：産業振興とインフラ開発に資する人材育成のため，主要工科大学であるヤンゴン工科大学とマンダレー工科大学の教育・研究能力向上を目的とした技術協力を開始（2013 年度）
- ➢ ベトナム：カントー大学強化に対する円借款事業と技術協力事業を形成・実施。日本の 9 大学による支援体制の構築と,機構内における農業・水産・環境の分野横断的課題への対応に向け,2015 年度に技術支援を開始（2014 年度，2015 年度)。同様に，日本の大学及び大学院の協力を得て，2010 年の日越共同声明を起点とした日越大学の開学に貢献（2016 年度)。
- ➢ モンゴル：日本の 6 大学の支援体制により工学系高等教育支援の円借款事業を開始（2014 年度）

・開発途上国の大学の教育・研究能力の向上を進めるため，開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援を実施した。

- ➢ アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/Southeast

Asia Engineering Education Development Network)：技術協力事業フェーズ 2 の終了及びフェーズ 3 の開始（本邦 14 大学，域内の各メンバー大学 26 校)。域内と本邦における学位取得プログラム，地域共通課題にかかる共同研究，産学連携活動を実施。これまでに，累計 1,299 名の教員等が高位学位を取得し，700 件の共同研究と 1,000 編の論文発表，600 人の大学教員ネットワーク構築（ASEAN400 人，日本 200 人）等の成果を上げている（2016 年度)。

- マレーシア・日本国際工科院(MJIIT:Malaysia-Japan International Institute of Technology)：日本の 3 大学とのダブルディグリー，ジョイントディグリー開設に向けた調整や日系企業でのインターン受入を実施。2015 年 10 月には，学部第 1 期生 73 人が 10 月に卒業し，10 人以上が日本企業や日系企業に就職（2014 年度，2015 年度)。
- インド工科大学ハイデラバード校：化学・機械・材料工学分野等の長期研修員の受入。長期研修員と日本企業の連携促進のための「日印人材フォーラム」開催（2014 年度)

・本邦大学の国際化への貢献も念頭に，2015 年度は 861 人，2016 年度は 1,053 人の開発途上国の留学生を招き，本邦大学で学位取得を支援している。また，本邦大学の教員を年間 300 人以上開発途上国に派遣することにより，開発途上国の大学の能力向上を支援するとともに，本邦大学の開発途上国大学との学術交流も促進している。

- アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト(PEACE:Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development)」：2011 年度から 2016 年度の 6 か年で 514 人を全国 34 大学 47 研究科に受け入れ，当初目標の 500 人を達成した。2016 年 3 月卒業の 58 名を含め，これまで 281 名が学位を取得し，修了生は運輸省や外交官（駐日アフガニスタン大使館書記官）他，関連セクターで活躍。都市計画省やカブール市でインフラ整備に携わる女性修了生も出ている。2015 年度にフェーズ 2 実施の要請を受け，先方政府と合意し R/D を署名（各年度)
- ABE イニシアティブの立上げと実施（①参照)
- 太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS：Pacific Leaders’ Educational Assistance for Development of State)：第 7 回太平洋・島サミットを受け 2016 年度から 3 年間で 100 人受入の計画で開始し，2016 年度は 41 人を受け入れた。来日時に沖縄で共通プログラムを実施し，県庁訪問や地元企業との交流も図った（2016 年度)。

(2) 戦略的な取組

①評価手法，成果の指標の検討・改善

- プロジェクト研究「高等教育協力プロジェクトの評価指標の標準化検討」により機構の過去の案件や世銀等他ドナーの案件をレビューし，成果の示し方や指標設定方法を検討・整理（2012 年度)

②新しい援助手法・アプローチの開拓

- 高等教育機関の教育プログラムの評価認定システムに関する初の支援（インドネシア)：産業界が必要とする質の高い工学教育の確保に貢献すべく，個別専門家派遣や技術協力プロジェクト「インドネシアエンジニアリング教育認定機構設立プロジェクト」等を展開（2012 年度～2014 年度)

③政策インパクトを増強する取組

- ミャンマー：教育セクターと高等教育セクターの調査結果をマルチドナーで実施した「教育セクター包括レビュー調査」にインプットした（2012 年度)。
- フィリピン：雇用促進の増大に貢献するため，開発政策支援借款に付帯する技術支援として産業人

材育成のための高校支援を実施（2012 年度）

④オール・ジャパン体制による支援体制の構築・運営

- マレーシア・日本国際工科院（MJIIT）（外務省・文科省・機構・27 大学，政府機関 2），インド工科大学ハイデラバード校（外務省・文科省・総務省・日本学術振興会・科学技術振興機構，機構，9 大学），ABE イニシアティブ（外務省・文科省・経産省，機構，経団連），日越大学（官邸・外務省・文科省・経産省，機構，7 大学）などの体制を構築・支援し，効果的に事業を推進している（2015 年度～）。

⑤日本式工学教育のジャパンブランドとしての対外発信

- インドネシア・スラバヤ工科大学では，研究室中心・研究中心の日本式工学教育を導入した成果を論文（事例研究）にとりまとめ，学術誌への発表が決定した。また，E-JUST，MJIIT 等においても，研究室中心・研究中心の日本式工学教育の導入に係る成果や課題のレビューを継続的に行い，各国の文脈に応じた日本式工学教育の在り方を検討している（2016 年度）。

３－２－６．農業・農村開発

（1）主要な業務実績

①市場志向型農業の振興による小規模農家の生活向上

・2 年間で対象約 2,000 人（122 グループ）の小規模園芸所得を倍増させたケニアでの協力成果を踏まえ，2013 年の TICAD V で小農による市場志向型農業（SHEP アプローチ）の域内拡大が提唱され，支援策実現のための事業を形成・実施した。TICAD V 目標値は 2013 年度から 2016 年度末までに以下の達成状況となっており，一部指標では公約以上の成果を前倒しで達成した。

- 2017 年までに SHEP アプロ―チ 10 か国の展開：実績 23 か国
- 2017 年までに SHEP を推進する技術指導者 1,000 人の育成：実績 1,900 人
- 2017 年までに SHEP を実践する小規模農家及び農業団体関係者 5 万人の育成：実績 4 万 2,468 人
- 専門家の派遣，農業機械化，農業生産，流通，販売技術研修の実施等

・SHEP アプローチ広域化は，課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興」コースを起点とし，現地でのフォローアップを行うことで定着化の向上を図っている。2014 年度より上記研修を年 2 回行い，2015 年度からは上記コースを補完する「普及員コース」，さらにはフランス語圏アフリカ地域を対象とした「行政官コース」も開設した（2015 年度）。帰国研修員が各アクションプランを主体的に実施したことから，その活動をスケールアップすることを目的とする技術協力プロジェクトを新たに 3 件立ち上げた（マラウイ，エチオピア，セネガル）（2016 年度）。

・PC ゲーム及びスマートフォンアプリの開発，SHEP のコンセプトである「動機づけ理論」に係る心理学的観点からの分析・考察の国際学会での発表や，TICAD VI サイドイベントでの SHEP 展開事例の発信を実施した（2016 年度）

②フード・バリューチェーン（FVC）の構築による農家所得向上の確保

・農産物市場化・流通分野への協力の方向性を検討するため，海外ドナー・NGO を含めた優良事例の整理と教訓の活用に関するプロジェクト研究を実施した（2012 年度）。

- モザンビーク北部のナカラ回廊開発：地域の環境に適した農業技術の開発やコミュニティ開発モデルの確立，農業開発マスタープランの策定などを通じた支援を日本・ブラジル・モザンビーク

の三角協力により実施している（ProSAVANA：アフリカ熱帯サバンナ農業開発プログラム）（各年度）。2016 年には，マスタープランに対する批判を受け，現地において現地住民・農家の主導による対話の促進支援や，日本国内の NGO との意見交換を実施した（2016 年度）。

- 灌漑農業収益向上プロジェクト（ミャンマー）：精米業者，仲買人，生産者，種子生産者等のコメ関連のバリューチェーン関係者の間の連携を強化し，優良種子を利用した飯米の生産により，精米歩合を向上させ，コメ生産の付加価値を向上させる取組を開始（2015 年度）
- フード・バリューチェーンの構築による農民の収益向上（ベトナム）：契約農業の導入によりトレーサビリティーを向上させ，民間による安全性のコントロール，需要に応じた生産によりロスを削減し農民の収入を向上することを目的とした「ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト」を開始した。クァンナム州においては千葉県南房総市が草の根技術協力事業を活用して「道の駅」を基盤とした農業の第 6 次産業化による地域振興の協力支援を実施している（2015 年度）。
- 農業省高官を含む関係者の招へい（インドネシア）：2015 年 10 月にインドネシアの高官等を招き，「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」で目指す農産物流通システムの参考となる現場視察，実際の農家の収入向上事例の共有，及び今後の民間連携に向けた情報交換ワークショップを行った（2015 年度）。
- 農業の 6 次産業化を通じた地域振興（キルギス）：一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興への支援を通じ，公益法人 OVOP+1 を設立し，地場産業振興のモデルを構築した（2016 年度）。

・日本の科学技術・民間技術を活用し，将来的に農家所得向上に資する支援を実施した。

- 官民連携（PPP：Public-Private Partnership）による肥料工場の建設，BOP ビジネスを通じた農漁業産品の生産・販売・流通支援（2012 年度）
- 好適環境水を用いた高付加価値淡水養殖（カンボジア）：従来技術と同等以上のエビ幼生生存率の確認，農家レベルでの種苗生産の検証とビジネスモデル成立の可能性に向けた取組（2013 年度，2014 年度）
- 環境ストレス耐性の作出技術の開発（ブラジル）：作出されたダイズ系統が従来品種より乾燥，高温に対して高い耐性を有することを確認（2013 年度）
- インフラシステム輸出戦略にも資する圃場整備支援（ミャンマー）（2013 年度）
- 主要穀物に寄生する雑草の防除技術の開発（スーダン）：実証に成功し，展示圃場におけるソルガムの収量増加を達成（2014 年度）
- 小規模分散型の農業廃棄物のバイオ燃料利用モデルの開発（ベトナム）：新規技術の有効性が実証され，小規模分散型のバイオマス利用モデルを提示（2014 年度）
- エビの次世代型養殖技術の開発（タイ）：エビ感染症の早期死亡症候群の原因遺伝子を世界で初めて特定し，100％の精度で検出可能な診断法を確立（2014 年度）

③グローバル・フード・バリューチェーン（GFVC）拡大によるグローバルな経済活性化への貢献

・日本政府が推進する GFVC 戦略会議に対する情報提供を通じ，GFVC 戦略の策定に貢献（2014 年度）

・GFVC 戦略に基づき，インドネシアやベトナムでの事業化に着手し，機動的に対応（2014 年度）

・2015 年度に GFVC 戦略も受ける形で開催された農林水産省二国間対話のうち，インドネシア，ミャンマー，ベトナム，カンボジア，フィリピンに関する協議に機構本部あるいは海外拠点から参加し，各国の機構事業の関連協力実績と今後の方向性を発信した（2015 年度，2016 年度）。

・開発途上国の中央省庁の農産物安全担当部局の行政官が自国の農産物の安全管理体制の課題を把握し，その改善に向けた取組が開始されることを目的として課題別研修「農産物の安全管理体制強

化」コースを新規に開始した（2015 年度）。

・エチオピアでは農薬検査所の検査技術能力向上・認証強化等を支援し，コーヒー豆輸出促進につながった（2016 年度）。

(2) 戦略的な取組

①国際連合食糧農業機関（FAO），国際連合世界食糧計画（WFP）等と協調した取組強化

・FAO，WFP，国際農業研究協議グループ（CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research），世界銀行，アフリカ開発銀行（AfDB）の関係者と農業・農村開発分野における連携強化に向けて協議した。また，FAO や WFP とはアフリカの食料安全保障と栄養の取組強化に向けた協力を検討しており，同課題への国際的貢献に連携して取り組んでいる（2015 年度，2016 年度）。

- 農業及びフードシステムにおける責任ある投資の推進：2014 年 10 月に FAO 等が中心となり策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」に呼応し，世界銀行，FAO と連携した課題別研修「合理的・持続的な土地利用の促進」を新規に開始した（2015 年度）。
- エボラ出血熱への対応における連携:セネガルでの稲作生産支援により品質が向上したコメをエボラ出血熱危機下のギニアに対する WFP 食糧支援に活用する連携が実現した（2015 年度）。

②M/P 等の相手国の政策・制度への反映

- マラウイ：農業開発戦略のモニタリング・評価の枠組み構築と職員の実施能力強化を支援した結果，データ収集テンプレートの全国的な試行につながった（2016 年度）。

３－２－７．民間セクター開発

(1) 主要な業務実績

①ビジネス環境改善

・産業振興を志向する各国に対し，産業振興アドバイザーの派遣等を通じた助言や政策提言を行った。

- エチオピア：首相，関係閣僚との政策対話を通じた東アジアの開発経験に基づく産業振興政策の検討・実施への知的支援や，貿易振興，投資促進に関する政策提言を実施し，これらの内容を反映した同国 5 か年計画が 2015 年 12 月に策定された（各年度）。2016 年度には政策対話フェーズ 2 を完了して成果や政策事例集を取りまとめたうえでフェーズ 3 を開始し，産業政策対話に加えて実務支援を含む技術協力事業を立ち上げた。
- カンボジア：政策官庁トップへの産業政策の提言を行い，今後の経済開発の方針策定に協力した（2012 年度）。

・ASEAN 各国や TICAD V の支援策に貢献すべくアフリカ各国に貿易・投資アドバイザーを派遣し，投資促進政策の実施支援や各国の投資促進能力の向上支援を行うとともに，日系企業への投資環境情報の提供や各種照会・相談対応を行った（各年度）。

- TICAD V 支援策への貢献：「2017 年までに 10 か国への派遣」を達成した（2015 年度）。さらに，2 か国への派遣を決定した（2016 年度）。
- アジア 8 か国に派遣の資促進専門家による本邦企業を対象とした投資セミナー開催（2016 年度）

・工業団地・経済特区整備・開発に関する支援を実施した。

- ベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」（海外投融資）：日本企業と現地企業が工業団地向けの廃水処理・浄水等のサービスを提供し，日本企業を含む外国企業の投資環境整備に貢献した（2012 年度）。

- ケニア「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」: 入居企業の労働者の居住環境への配慮等のビジョン・コンセプトの決定，誘致産業・機能の選定，インフラ整備計画の策定及び運営体制の整備を支援し，2015 年 9 月に港湾，工業団地，自由貿易区，居住地区等から成る開発マスタープランを策定し，資金協力事業に向け協力準備調査を開始（2014 年度～2016 年度）
- ミャンマー「ティラワ経済特区管理委員会能力向上支援プロジェクト」: 各種の能力強化支援を通じて日本企業の進出を後押しした結果，日本企業を含む入居企業の投資認可が実現した（2014 年度）。既に投資認可 81 社，建設工事に着手 63 社，操業開始済み 25 社。計画を大幅に上回る企業進出の検討を受け，今後の経済特区の更なる開発に向けた合意形成がなされた（2016 年度）。

②現地企業の競争力向上

・ビジネス・ディベロップメント・サービスやカイゼン等の企業支援能力支援を通じた現地企業の競争力向上に資する事業を実施した。特にアフリカにおいては，2013 年度の TICAD V を踏まえ，「品質・生産性向上（カイゼン）」活動の導入・普及を行った。TICAD VI では，新たに「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」を日本政府が表明し，具体的な実施に向けた NEPAD との協議を開始した（2016 年度）。

- メキシコ :「自動車産業基盤強化プロジェクト」で日系自動車メーカーによる技術指導（2012 年度）。2015 年 7 月には本邦でメキシコ自動車産業セミナーを開催し，自動車関連メーカー，商社，銀行，メディア等約 150 社と多数の参加を得た（2015 年度）。国立職業技術高校にて，自動車産業人材の育成に係る自動車産業コースのカリキュラムの完成や開講を達成したほか，日系企業との連携審議会を設立した（2016 年度）。
- インドネシア : EPA の実施促進に資する協力の実施（2012 年度）。輸出振興庁の機能改善を通じ，顧客志向の輸出支援サービスの効果的な提供に貢献（2014 年度）
- ベトナム：適正な企業活動を促進する基準認証制度の整備（2012 年度，2013 年度）
- エチオピア : カイゼンを民間企業へ持続的に普及させる仕組みが確立した。エチオピアカイゼン機構は設立時 9 人から 2 年弱で 12 部門約 100 人を擁する組織となり，国家カイゼン委員会事務局としての機能を期待されている。また，次期エチオピア開発戦略（2015－2019）にてカイゼンが生産性や競争力に関する新章の柱として位置付けられた（2014 年度）。過去 6 年間で約 5 万 4,000 人に対してカイゼン研修を実施し，品質管理活動グループの活動を通じ，平均約 37%の生産性向上を達成した（2016 年度）。
- タンザニア：延べ 63 社に対するカイゼン指導やカイゼン普及戦略案を策定（2016 年度）

・日系企業の海外展開が期待されるアジアやアフリカ等において，日本的な経営・技術ノウハウを有する産業人材育成や技術移転を実施した。特にアフリカにおいては，2013 年度の TICAD V を踏まえた産業人材育成支援を行った。

- インド : 製造業の経営幹部を育成する協力を通じ，日本的経営哲学やトヨタ生産方式を製造業経営幹部に伝授したほか，日印の製造業・経済交流に資する経営人材の育成に貢献した（2012 年度）。さらに，事業成果を踏まえ，環境対策や省エネルギー，貧困層への配慮等の社会的要素を含む包括的成長に焦点を当てた新規の技術協力を開始した（2013 年度）。
- インドネシア：海外投融資事業「産業人材育成事業」（2013 年度）
- TICAD IV への貢献 : カイゼン等を通じた産業人材育成支援（チュニジア，エチオピア，ガーナ，ケニア，カメルーン）（2012 年度）
- TICAD V への貢献 :「アフリカ 10 か所の TICAD 産業人材育成センターの設置」に対し，9 か所を

設立済み。2016 年 3 月に，アフリカ 11 か国を集めたカイゼン知見共有セミナーをアディスアベバで開催し，100 人以上が参加した。「アフリカの産業人材育成 3 万人」に対し，48,330 人を育成した。（2015 年度，2016 年度）

- ➢ コンゴ民主共和国：国内第一の経済圏であるカタンガ州のルブンバシ校の施設・機材の拡充を目的とした無償資金協力の贈与契約（G/A）を締結。実施中の技術協力プロジェクト「国立職業訓練機構能力強化プロジェクト」（2015 年－2020 年）と連携して同国の産業人材育成を支援（2016 年度）
- ➢ アンゴラ：ヴィアナ職業訓練センターの 3 つの新しい訓練コース（建築施工科，構造物鉄工科，建設測量科）のカリキュラム・教材を開発し，指導員の能力向上やコースの実施運営能力向上を目的とした技術協力を開始（2016 年度）

・日本センタープロジェクトを通じ，日系企業と親和性の高い現地人材の育成や同センターを確固たる人材育成交流拠点とするための取組を行った。

- ➢ ミャンマー：ミャンマー政府と日本センターを設立した（2012 年度，2013 年度）。本邦研修や現地活動を通じ，経団連会員企業との交流が具体的な商談につながった（2014 年度，2016 年度）。延岡市は商工会議所及び行政と連携しビジネス交流会や市民レベルでの交流を実施（2016 年度）
- ➢ 日本と現地の経営人材の交流を推進するための活動の導入（カンボジア，ラオス，モンゴル）（2014 年度），日系企業による現地の優秀な人材確保のための就職説明会（ベトナム，ラオス，カンボジア等）（延べ日系企業 111 社，約 2,890 名）や日本への留学希望者を対象とした留学フェア（5 か国）の開催（2016 年度）

③地域経済・産業の振興

・地域資源の活用を通じた生産者主体の取組を推進し，地域経済振興に貢献した。また，貧困層に焦点を当てた地域産業振興支援としても一村一品運動（OVOP：One Village One Product）を実施した。

- ➢ ケニア：日本企業との取引を通じた産品輸出の実現（2014 年度）
- ➢ キルギス：輸出産品生産者グループ（約 1,500 人）の 1 人当たり利益の年 58 ドルの増を実現した。また，障害者施設と連携して障害者を生産活動に巻き込み，収入を障害者施設や孤児院の活動資金に充当した（2014 年度）。フェルト商品等の委託生産を受けている株式会社良品計画との連携を継続している（2015 年度）。一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興に係る事業を通じ，公益法人 OVOP+1 を設立し，地場産業振興のモデルを構築した（2016 年度）。
- ➢ グアテマラ：地方貧困地域の先住民による一村一品活動により，地域産品の販売拡大や地域の観光地化に取り組み，地域振興を図る体制の形成に貢献（2014 年度）
- ➢ エルサルバドル：一村一品運動アドバイザーの活動を通じ，地方貧困地域の女性，若者を巻き込み，果物，民芸品，観光等を対象とした一村一品運動を実施（2014 年度）
- ➢ エルサルバドル：過去の協力で確立されたアカガイの人工種苗の生産と養殖技術の普及を通じ，女性，子どもを含む地方零細漁民の生計向上と重労働からの解放に貢献（2014 年度）

・観光セクターの開発支援を行った。

- ➢ ミャンマー：ミャンマーの歴史文化都市であるバガンにおいて，地域住民の主体的な参加や世界遺産登録プロセスにも配慮した地域観光開発モデルを構築する技術協力を実施（2015 年度）

(2) 戦略的な取組

①成長セクターにおける社会的弱者への配慮

- バングラデシュ：縫製工場ビルの崩壊後，実施中の技術協力と円借款を活用し，迅速に耐震化や建て替えを支援した（2013 年度）。

②日本国内の関係機関とのネットワーク強化

- 国内中小企業支援機関との連携:中小企業向け展示会での投資アドバイザーや日本センター専門家による国内中小企業向けの ODA 事業の紹介や各国情報の提供，相談会の実施（2012 年度）
- JETRO，在京大使館等と連携しての投資セミナーの共催：カンボジア，ザンビア（2013 年度）等アジア，南アジア，アフリカ，中東・欧州，中南米の投資セミナーの共催

③産業政策対話等を通じた上流レベルの取組

- エチオピア：(上記（1）①参照)

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：持続的経済成長の基盤となる運輸交通，都市・地域開発，資源・エネルギー，法制度整備・民主化，高等教育，農業・農村開発，民間セクター開発の各分野において，包摂性・強靭性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に貢献するとともに，日・ASEAN 特別首脳会議や TICAD 等における日本政府の支援策の実現に向けて貢献した。 運輸交通分野については，国際化・地域化への対応として，日本政府が策定したメコン地域「東西・南部経済大動脈」構想及び島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想に基づき，ASEAN 連結性向上に資する事業を着実に展開した。併せて西アフリカ成長リング，北部回廊（モンバサ～内陸部），ナカラ回廊等 5 大回廊の開発等に向けた取組を行うことで，TICAD V 及び TICAD VI における日本政府の支援策の実現にも貢献した。全国交通の実績としては，日本の技術を活用したトルコ・ボスポラス海峡横断地下鉄開通やネパール・シンズリ道路の完工，インド高速鉄道建設のソフト面の支援開始等，難易度及び質の高いインフラ事業を推進した。また，都市交通への協力としては，その後の事業化等にもつながる形でミャンマーの最上流の計画策定を実施し，地方交通ではインクルーシブな視点に基づく協力を実現した。これら協力に際しては，日本の比較優位のある技術・知見の活用も推進した。また，インフラ資産の運営・維持管理能力強化に向けて「戦略的イノベーション創造プログラム」と連携した道路アセットマネジメントの中核人材育成プログラムを策定し，今後の中・長期的な人材育成支援に向けた体制を構築した。 都市・地域開発分野においては，最上流段階での開発計画作成に協力するとともに，作成した都市計画の実現を支援した。特に，横浜市と機構が連携して取り組んだフィリピン・セブのロードマップ作成や，寒冷地の自治体の知見を活用したモンゴル・ウランバートルマスタープラン（M/P）のモンゴル国会での承認や実施計画の閣議決定など，日本の都市に蓄積された知見を積極的に活用し，各自治体や本邦企業の海外展開にも資する協力を実現した。また，都市計画策定支援にあたっては，SDGs や開発大綱でも課題の一つである「持続可能な都市」の実現に向けてセネガル，フィリピン，チュニジア，東ティモール等で強靭性，包摂性，持続可能性に配慮した提案を行ったほか，ミャンマーでは 2016 年度の政権交代後の同国政府からの要請に機動的に対応し，迅速な計画策定に貢献した。なお，持続可能性については，機構が M/P 支援を通じて得たデータや知見を提供し，SDGs 達成にも資する開発途上地域でも適用可能な評価指標（CASBBEE 都市－世界版）の開発に貢献した。 資源・エネルギー分野においては，SDGs への貢献を念頭に，ウズベキスタンやバングラデシュ等で

日本の高い技術である高効率火力発電を通じた CO_2 排出量削減にも資する低炭素電源開発など，日本の知見・技術を活用した案件形成を行った。タンザニアでの全国電力開発マスタープランの作成やガス火力支援の検討，ケニアやエチオピアでの地熱開発推進等，TICAD 支援策の実現にも貢献した。島嶼国での再生可能エネルギーの推進については，機構より「ハイブリッド・アイランド構想」を提案し，第 7 回太平洋・島サミット（PALM7）の「福島・いわき宣言」における日本政府による支援表明にも反映されたことを受け，具体的なプログラムの実施に取り組んだ。開発途上国政府の資源分野の本邦での人材育成を通じ，長期的な知日派，親日派の人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」についても修士コースや講座の開設等を本邦大学等と協力して実現した。日本企業によるオフグリッド太陽光事業やモンゴルの風力発電事業等，海外投融資を活用した新たな取組も開始した。

法制度整備・民主化分野については，これまでの機構や日本の知見を踏まえた支援の結果，ベトナムにおける改正民法典の成立や国営企業改革に係る政策提言書の 5 か年計画への反映，フィリピンの包括的競争法成立，ミャンマー中央銀行の資金決済システム構築や証券取引所開設の予定どおりの開所等に貢献したほか，機構が支援した日本のシステムを活用した貿易手続き・通関システムがベトナム及びミャンマーで導入される等の成果の実現に至った。これら取組の強化の過程では日本側人材確保やネットワーク拡充の課題に応えるべく，日本弁護士連合会との協力協定の締結なども推進した。

高等教育分野については，特に TICAD V 支援策実現に向けた具体的な貢献としてアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）を迅速に制度設計し，2017 年までの目標数である 900 人の受入目標に対して 2016 年度末までの 3 年間に 821 名の研修員受入，本邦企業約 360 社の協力によるインターンシップを実施するなど，質・量双方の側面で成果を上げた。また，日本全国の大学に幅広く受け入れたことにより，地方大学の国際化，地域活性化にも貢献した。アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE)」では，当初目標の 500 人を達成し，太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）では，PALM7 を受け迅速にプログラムを立ち上げ，2016 年度から 3 年間で 100 人受入の計画に対し，2016 年度に 41 人を受け入れた。さらに，日越大学の開学への貢献や日本式工学教育によるインドネシア・スラバヤ工科大学への支援，マレーシア，エジプト，インド等での拠点大学への支援等，省庁，大学，経済界などと連携してオール・ジャパン体制で機動的に推進した。さらに，アセアン工学系高等教育ネットワークにより，ASEAN と日本の工学系トップ大学による教育・研究ネットワークを構築した。

農業・農村開発分野については，課題別研修を起点とした現地でのフォローアップによる定着化支援等により，SHEP アプローチを展開する国 23 か国，技術指導者の人材育成数累計 1,900 人，小規模農家の育成数累計 4 万 2,468 人と，展開国，技術指導者の育成数は TICAD V 支援策の 2017 年までの目標（各 10 か国，1,000 人）を上回る成果を上げた。また，PC ゲームやスマートフォンアプリの開発や心理学的分析の実施，TICAD VI での展開事例の発信等による SHEP 広域展開も推進した。加えて，タイでのエビ養殖技術の開発やスーダンでの雑草の防御技術の開発など，日本の技術を活用して農家所得向上の確保に資する協力に取り組んだ。フード・バリューチェーンに係る取組では，キルギスにて，多数の小規模生産者を地元企業や本邦企業との委託生産契約につなげる公益法人 OVOP+1 が設立され，地場産業振興のモデル構築に至った。

民間セクター開発分野については，TICAD V 支援策にも貢献するアフリカでの産業人材育成に対して 48,330 人の実績を上げたことに加えて，同じく公約である 10 人の産業政策アドバイザー派遣を達成した。同様に，TICAD V の政策に沿い「品質・生産性向上（カイゼン)」活動の導入・普及等の実現に取り組み，エチオピアではアフリカ 11 か国を集めたカイゼン知見共有セミナーを開催するなど，知見・経験の普及も図った。TICAD VI で新たに表明された「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」に対しては，NEPAD とサイドイベントを共催し，実現に向けた取組を開始した。また，日本センターを協力相手国と日本の経営人材の交流拠点とするための取組を強化し，2013 年度にはミャンマー政府と日本センターの設立などを実現した。

以上のとおり，法人の活動を通じ，全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られ

たと評価する。

＜課題と対応＞
「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や TICAD VI の支援策等の政府政策を踏まえつつ，強靭性，持続可能性，包摂性の確保に留意しつつ SDGs 達成に向けた支援に取り組み，開発途上地域の持続的な経済成長の基礎の形成を支援する。

３－４．主務大臣による評価

評定：A
＜評定に至った理由＞
持続的な経済成長の実現に向けた取組について，機構の活動として，特に以下の実績が認められる。

１．運輸交通
日本政府が策定したメコン地域「東西・南部経済大動脈」構想及び島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想に基づき，ASEAN 連結性向上に資する複数の事業（ベトナムのカイメップ・チーバイ港，ダナン港，サイゴン東西ハイウェイ，カンボジアのネアックルン橋，国道 1 号線，5 号線，ラオスの国道 9 号線等）を本目標期間中に着実に展開し，日本政府の政策実現に貢献する成果を上げた。加えて，アフリカ地域では西アフリカ成長リング，北部回廊（モンバサ～内陸部），ナカラ回廊等 5 大回廊の開発等に向けた取組を行うことで，TICAD V 及び TICAD VI における日本政府の支援策を着実に実施した。また，日本の技術を活用したトルコ・ボスポラス海峡横断地下鉄開通や，インド高速鉄道建設のソフト面の支援開始等，様々なリソースを活用して質の高いインフラ事業を推進した。
また， 1996 年以来，2015 年の震災からの緊急復旧支援を含めて，無償資金協力，技術協力，青年海外協力隊等を組み合わせた支援を行っているネパール国シンズリ道路建設に関して，2016 年に土木技術の発展に顕著な貢献をなし，社会の発展に寄与した画期的な技術と評価され，日本土木学会賞の技術賞を受賞したことにも留意する。

２．都市・地域開発
最上流段階での開発計画作成に協力するとともに，作成した都市計画の実現支援を実施した。特に，フィリピン・セブの都市計画策定では，横浜市と連携することで，日本の都市に蓄積された知見を積極的に活用しており，他の事業においても各自治体や本邦企業の海外展開にも資する協力となるよう創意工夫をこらした取組を実施した。また，都市計画策定支援にあたっては，セネガル，フィリピン，チュニジア，東ティモール等において，SDGs や開発協力大綱でも課題の一つである「持続可能な都市」実現に向けた強靭性，包摂性，持続可能性に配慮した提案を行ったことに加え，機構が M/P 支援を通じて得た知見を活用し，世界中のあらゆる都市の環境性能を評価する国際的な評価指標（CASBBEE 都市－世界版）の開発に係る検討委員会に，委員として参加・発信することで，SDGs 達成にも資する国際的な評価指標の開発に大きく貢献した。

３．資源・エネルギー
資源・エネルギー分野では，ウズベキスタンやバングラデシュにおいて日本の高い技術である高効率火力発電の建設支援を通じて CO2 排出量削減にも資する低炭素電源開発を実現するなど，日本の知見・技術を活用した案件形成を行い，質の高いインフラ事業を推進した。また，島嶼国での再生可能エネルギー推進のため，機構は独自の知見等に基づいて作成した「ハイブリッド・アイランド構想」を日本政府に提案し，第 7 回太平洋・島サミット（PALM7，2015 年）の「福島・いわき宣言」における日本政府の支援公約に反映された。2016 年度には 4 件の無償資金協力事業（マーシャル太陽光発電，トンガ風力発電，バヌアツ小水力，ミクロネシアディーゼル発電）を形成しつつ，5 か国（フィジー，

キリバス，ツバル，ミクロネシア，マーシャル）を対象に，広域の技術協力事業を開始したことは，当該公約実現に貢献する成果として評価される。加えて，日本の大学等と協力し，資源分野の人材育成を通じ，長期的な知日派，親日派との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」を 2013 年に立上げ，修士コースや講座の開設などを本邦大学等と協力して実現し，累計 55 人の長期研修員を受入れた。また，日本企業によるオフグリッド太陽光発電事業の海外展開や日本企業とモンゴル企業の合弁会社によるモンゴルの風力発電事業等，海外投融資を活用した難易度の高い新たな取組も開始し，資源・エネルギー分野における民間セクターとの連携強化を進めた。

４．法制度整備・民主化

機構や日本の知見を踏まえたこれまでの支援の結果，ベトナムにおける改正民法典の成立，フィリピンの包括的競争法成立，ミャンマー中央銀行の資金決済システム構築や証券取引所の予定どおりの開所等に貢献した。また，機構が支援した日本式の税関システムがベトナム及びミャンマーで稼働し，ベトナムでは 2014 年度の供与開始以降全国 5 万社以上が登録するなど，同国の通関手続きの迅速化及び透明化の効果をもたらし，通商・貿易環境の改善に貢献した。これら取組の強化の過程で，日本側人材確保等に向けた日本弁護士連合会との協力協定の締結や，世界税関機構との業務連携覚書の締結等，今後，同様の案件に取り組む際の態勢整備に向けた取組も実施した。

５．高等教育

TICAD V 支援策への具体的な貢献として，ABE イニシアティブを迅速に制度設計し，関係省庁，大学，経済界などと連携した研修員受入れについては 2017 年までの目標数 900 人に対して 2014 年の事業開始から 2016 年度末までの 3 年間で 821 名の受け入れ，また，本邦企業の協力によるインターンシップでは 2015，2016 の 2 年間で延べ 165 社に 545 人の受け入れを実施した。加えて，太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）では，PALM7 を受け迅速にプログラムを立ち上げ，2016 年度から 3 年間で 100 人の研修員受入の計画に対し，2016 年度に 41 人の実績となった。加えて，開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成に向け，各大学のネットワーク化や，産学官連携に関するセミナーを開催する等，各国に進出する日本企業への就職及び本邦大学の国際化等につながる取組を実施した。

６．農業・農村開発

TICAD V 支援策への具体的な貢献として，SHEP アプローチを 23 か国に展開，技術指導者を累計 1,900 人育成，小規模農家従事者を累計 4 万 2,468 人育成し，2017 年までの目標（展開先 10 か国，技術指導者 1,000 人）を上回る成果を上げた。タイでのエビ養殖技術の開発，キルギスでの OVOP+1 設立等，日本の科学技術・民間技術を活用し，農家所得向上や地場産業振興に資する協力に取り組んだ。

７．民間セクター開発

TICAD V 支援策実現に向けた具体的な貢献として，2013 年から 2018 年までの間にアフリカでの産業人材育成 3 万人の目標に対して 2016 年までに 4 万 8,330 人の実績を上げた。同様に，TICAD V の政策に沿い「品質・生産性向上（カイゼン）」活動の導入・普及等の実現に取り組み，エチオピアではアフリカ 11 か国 100 名以上を集めたセミナーを開催するなど，日本が有する知見・経験の普及も図ったほか，TICAD VI で新たに表明された「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」に係るサイドイベントを NEPAD と共催，実現に向けた取り組みを開始している。また，日本センターを協力相手国と日本の経営人材の交流拠点とするための取組を強化し，2013 年度にはミャンマーにおける日本センターの設立などを実現し，た。加えて，JETRO，在京各国大使館等と連携して投資セミナーを実施する等，我が国関係機関とのネットワーク強化に向けた取組を実施している。

以上を踏まえ，持続的成長の基盤となる運輸交通，都市・地域開発，資源・エネルギー，法制度整備・民主化，高等教育，農業・農村開発，民間セクター開発の各分野において，予定されていた着実な案件の実施を通じて，TICAD 等の国際会議での日本政府の公約や「質の高いインフラ開発」の実施等に大きく貢献する量的な成果を上げていることに加え，日本土木学界技術賞受賞など対外的な評価も得られており，包摂性・強靭性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に貢献していると評価される。また，各年度評価においても全ての年度においてＡ評定相当と計画を上回る成果を上げていることから，全体として所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞

開発協力大綱の重点課題であり，SDGs 等でも推進を求められている「質の高い成長」に向けた具体的な取組を一層強化するとともに，TICAD 等における日本政府の公約の着実な実施に向けて引き続き協力を推進することを期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	地球規模課題への対応
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度国際協力重点方針，仙台防災協力イニシアティブ，日・ASEAN 防災協力強化パッケージ，美しい星への行動 2.0（ACE2.0），二国間クレジット制度（JCM），「緑の未来」イニシアティブ
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア）防災							
防災分野の人材育成数（人，達成目標は 2015～2016 年度累計。直接+間接人数+課題別研修参加人数）					新規	16,283	39,776
直接的に能力向上の対象となった人数（各年度に終了した案件の対象人数）			1,135 (111)	1,626 (423)	1,890 (219)	3,928 (703)	5,028 (121)
間接的に能力向上の対象となった人数（各年度に終了した案件の対象人数）			9,298 (2,439)	26,191 (19,732)	9,322 (2,013)	11,673 (1,835)	17,514 (3,623)
イ）気候変動							
気候変動緩和・適応策に係る人材育成数（人）					新規	3,500	5,100
ウ）自然環境（注 2）							
REDD+事業実施国数（か国，2016 年度までの目標及び達成状況）					新規	13	13
森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実施した対象面積（ha）			8 万	398 万	157 万	2,566 万	380 万
支援を通じて植林を実施した面積（ha）			1,433	420	434	680	350
直接的・間接的に能力向上の対象となった人数（行政官，地域住民）			104 17,682	4,362 31,610	1,166 5,918	6,348 27,120	794 4,788
エ）環境管理（都市環境保全）							
協力事業対象都市数（都市）						新規	154
協力案件数（件，2015～2016 年度累積）					新規	147	63
人材育成数（人，2015～2016 年度累積）					新規	1,551	7,497
（下水道）							
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援都市数			11	11	2	8	1
技術協力プロジェクト等による支援都市数			27	34	25	40	44
能力向上対象人数（人）			260	426	255	387	2,212
本邦研修者数（人）			181	170	339	225	311
（廃棄物管理）							
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援件数					新規	1	0
廃棄物管理支援都市（技術協力プロジェクト等による支援都市数）			71	90	86	98	78
能力向上対象者人数（人）			740	999	698	760	1,322
本邦研修者数（人）			105	405	364	179	276
オ）食料安全保障（注 1）							
支援を通じて整備された灌漑面積（ha）			116,393	6,597	－	192,212	11,819
直接的な能力向上支援の対象人数（人）			60,549	192,206	112,477	16,068	23,326
CARD 関連の本邦研修員数（人）					新規	82	83

②主要なインプット情報（億円）（注 2）		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア）防災	技術協力	58	59	54	68	50
	有償資金協力	1,206	51	397	598	－
	無償資金協力	113	61	57	55	40

イ）気候変動	技術協力	165	196	192	178	105
	有償資金協力	6,301	5,467	4,810	13,431	8,239
	無償資金協力	263	225	187	106	171
ウ）自然環境	技術協力	45	53	51	59	46
	有償資金協力	8651	－	114	－	207
	無償資金協力		3	－	－	－
エ）環境管理（都市環境保全）	技術協力	68	66	71	90	69
	有償資金協力	436	128	156	2,335	209
	無償資金協力	28	29	10	16	17
オ）食料安全保障（注 3）						

（注 1）自然環境の一部指標等については，当該年度に終了した実績に，当該年度の承諾案件の計画値を足しあげているため，案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。
（注 2）技術協力は当該年度の支出実績を，有償資金協力・無償資金協力は承諾実績をそれぞれ記入。
（注 3）「食料安全保障」のインプットは項目 No.2 の「カ）農業・農村開発」参照。

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針，年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国･地域別，分野･課題別の援助方針に則り，開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ，事業量のみならず成果を重視し，PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減，持続的経済成長，地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って，戦略的，効果的な援助を実施していくため，機構は援助機関としての専門性を活かし，国･地域別の分析や相手国との対話を通じ，援助の現場における開発ニーズ･実態を把握し，技術協力，有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また，援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し，案件形成・実施能力を向上させるため，機動力のある実施体制を整備する。加えて，既存の援助手法のみに限定することなく，柔軟に事業を実施するアプローチ，手法，プロセスの改善を図る。実施に際しては，東日本大震災からの復興，防災，少子高齢化，環境・エネルギー等，国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に，開発協力に対する国民の共感を高めるため，国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。
中期計画 （第一段落は中期目標と同内容につき省略） 政府の援助方針等の政策を踏まえ，すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに，貧困削減，持続的成長，地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成，実施を行う。 具体的には， ● 地球温暖化をはじめとする環境問題，感染症，食料，エネルギー，防災等といった地球規模課題に対して，国際社会と協調しつつ，課題解決に取り組む。
主な評価指標 指標 3-1　地球規模課題の解決に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 3-1　地球規模課題の解決に向けた取組状況

３－２－１．防災

(1) 主要な業務実績

①「第 3 回国連防災世界会議」への貢献（2014 年度）

・ 日本政府主導の下，成果文書策定への貢献，会議での各国要人との対話・情報発信に取り組んだ。
  - ➢ 機構がこれまで国内外で主張してきた，①災害リスク理解，②災害リスク管理のためのガバナンスと制度の強化，③強靭化に向けた防災への投資，④効果的な緊急対応に向けた準備の強化と「より良い復興（BBB：Build Back Better）が「仙台防災枠組 2015－2030」に盛り込まれた。特に，BBB はこの会議を通じて防災に関する共通言語として理解されることになった。
  - ➢ 閣僚級円卓会議において，理事長から防災投資拡大の重要性や災害リスク理解を正しく知るためのリスク評価のあり方を訴えた。

- 国連国際防災戦略事務局（UNISDR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）との業務協力協定を締結し，「仙台防災枠組 2015－2030」の実施，防災の事前投資，途上国の能力開発と知識の向上，BBB の推進に向けた協力に合意した。
- 16 か国から 16 人の新聞記者，4 か国から 16 人のテレビクルーを招き，阪神・淡路大震災及び東日本大震災の被災地や日本各地の防災の取組を紹介した結果，取材成果が世界各国へ配信された。

②防災の主流化

・ 防災主流化を推進するためのガバナンス強化や耐震技術の普及を支援した。
- インドネシア，フィリピン，タイ，トルコ，ケニア，ブラジル，大洋州等において災害対応能力強化を実施した。特に，インドネシア，フィリピン，タイでは予防的措置から発災時の中央政府の対応体制の確立までを可能にする中央政府組織の立上げ，能力強化を支援した（2012 年度）。
- エルサルバドル：2003 年から 2012 年まで住宅建築工法の耐震性を高める技術開発支援と安全性に関する安全基準案を提案し，三つの手法が国家基準として制定された（2014 年度）。
- 日本・ASEAN 防災協力強化パッケージ達成に対し，600 億円規模の支援及び約 250 人の防災人材育成に貢献した（2014 年度）。
- インドネシア，モンゴル，南アジア諸国，中南米諸国の防災，及びインフラストラクチャー，開発担当省庁のハイレベル関係者を本邦へ招き，事前投資，BBB，危機管理，開発における防災の主流化について働きかけた。その結果，スリランカではコロンボ首都圏を対象とした洪水対策 M/P の案件要請につながった（2015 年度，2016 年度）。
- ネパール：以下（1）④参照。

・ 防災への事前投資を促進する各種の支援を実施した結果，被害軽減等の成果発現に貢献した。
- チリ：ハザードマップの整備や地震予警報の迅速化によって津波予報通達にかかる時間が短縮し，早期避難，被害軽減を実現した（2013 年度，2014 年度）。また，2015 年 9 月の地震・津波では，「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究プロジェクト」（2012 年～2016 年）の協力成果により津波警報が適切に発令され，被害の軽減に貢献した（2015 年度）。
- イラン：リスク評価 M/P を策定後，国家予算の 5%が防災に充当され，またテヘラン市議会で M/P の更新が承認される等，リスク低減に関する取組が継続された（2014 年度）。
- モーリシャス：地すべり対策に向けたリスク評価や事前投資に関する支援により，地すべり被害が軽減した（2014 年度）。
- ソロモン諸島：以下（2）④参照。
- ブータン：洪水警報システムの整備と事前訓練の支援の結果，豪雨による洪水被害による被害者が出ず，ブータン政府より感謝状が発行された（2016 年度）。

③気候変動への適応のための気象・水文観測能力の強化

- パキスタン，バングラデシュ，ラオスにおいて気象レーダー，自動気象観測装置の供与を行うとともに（無償資金協力），機材活用に向けた技術協力プロジェクトを組み合わせた能力強化も行った（2014 年度）。
- 2015 年のミャンマーのサイクロン洪水被害について，自然災害早期警報システム構築プロジェクト（2013 年～2017 年）により要因を解析し，今後の災害防止につながる提言を行った（2015 年度）。
- 太平洋島嶼国を対象とした気象観測能力向上のための支援を継続的に行った結果，2015 年のバヌアツのサイクロン被害では予警報が適切に発出され，人的被害の軽減が図られた（2015 年度）。

- アフガニスタンでは，観測施設の整備を進める世銀と連携し，機構が水文観測面や気象データ整備に係る能力支援を行った。その取組が政府から評価され機構が同国における水資源分野のリード機関となるとともに，首席行政長官から表彰された（2016 年度）。

④被災から復旧・復興に向けたシームレスな取組

・ タイでの洪水被害（犠牲者 800 人，被害総額約 3.6 兆円）に対し，包括的な支援を展開した。
  - 物資供与，排水ポンプ車チーム及び国際緊急援助隊専門家チームを派遣し，冠水地域の早期復旧を支援するとともに，地下鉄，上水道，空港等の過去の日本 ODA 案件に対する防水指導を行った（2012 年度）。
  - ファスト・トラックによる道路のかさ上げと水門の概略設計，詳細設計を 6 か月で実施した（2012 年度）。その結果を受けて無償資金協力「パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画」，「東部外環状道路（国道九号線）改修計画」を実施し，完工した（2015 年度）。
  - 洪水後の復興及び洪水被害の再発防止の観点からチャオプラヤ流域洪水対策プロジェクトを実施し，チャオプラヤ川流域の精緻な測量を行って結果を取りまとめ，科学的根拠に基づく包括的な治水計画を提案し，洪水管理システムを構築した。同システムは一般公開するとともに，企業向け説明会を開催した結果，多くの民間企業が洪水管理システムを活用するに至った（2012 年度，2013 年度）。

・ フィリピンの台風被害からの復旧復興支援として，発生時点の緊急援助から事後の復旧対応までをカバーする多様な手法を組み合わせた支援を展開した。
  - 台風 30 号（HAIYAN）の被害を受け国際緊急援助隊を派遣した。その後ファスト・トラック制度を活用し，BBB のコンセプトに基づく災害後のニーズアセスメントを実施するとともに，東松島市職員を含む調査団派遣により復興セミナー等を実施し，復興計画策定を継ぎ目なく実施した（2013 年度）。
  - 早期の生計回復のため，日本企業の技術である浮沈式養殖いけすを導入した漁民の生計回復や職業訓練校での技術指導等クイックインパクトプロジェクトを実施した（2013 年度，2014 年度）。
  - 災害発生に備えて融資枠を合意する災害復旧スタンド・バイ借款を創設し，初の供与をフィリピンに対して実施した（2013 年度）。
  - 復旧・復興計画策定支援により完成したハザードマップが 2014 年の台風時に早期避難指示に活用された結果，犠牲者ゼロを達成した。また，同ハザードマップに基づき土地利用計画や中長期的な復旧・復興計画策定を支援し，高潮への構造物対策を提案し，フィリピン政府による自己資金により実現の道筋がつけられた（2014 年度）。
  - BBB のコンセプトに則った施設建設・機材調達支援を行った（2014 年度）。また，「仙台防災未来フォーラム」において進捗状況を報告した（2015 年度）。
  - 1990 年代に無償資金協力で建設した被災地の学校は，耐台風性を考慮して設計・施工されていたため避難所としての機能を果たし，早期の学校再開に貢献した。また，オルモック市内の河川に無償資金協力（1997 年～1998 年）で建設した小規模ダムが流木をせき止め，市街地における土石流や流木による被害を防ぐ役割を果たした（2013 年度）。

・ ネパール・ゴルカ地震（2015 年 4 月）への対応と「より良い復興」に向けた支援
  - 緊急援助隊による支援と支援ニーズ調査団によりニーズを把握した上で，初期段階で先方政府高官に対し BBB のコンセプトを説明した。また，震災から 1 か月後にはネパール政府と共同で BBB セミナーを開催して復興支援をリードし，迅速かつシームレスな支援を実施するとともに，震災

2 か月後の支援国会合では，BBB を具現化した住宅再建策をネパール政府・ドナーに提示した（2015 年度）。

- 緊急援助活動を展開したシンドパルチョーク郡とグルカ郡を復興支援の優先支援対象地に選定し，住宅再建支援，復興計画策定支援，クイックインパクトプロジェクトによる公共施設再建や農業を中心とした生計活動再建支援等にシームレスに展開した。また，カトマンズ盆地を対象に，将来の地震災害リスクを把握し，対策するためのプロジェクトを実施した（2016 年度）。
- BBB コンセプトがネパール政府による再建住宅への補助金支給の基準として採用されるとともに，教育省，ADB との連携の下，BBB コンセプトに基づく学校建築のプロトタイプを作成した（2016 年度）。

(2) 戦略的な取組

①国際援助潮流への貢献

- 「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に防災を盛り込むための働きかけを行った。結果，2015 年に策定された持続可能な開発目標（SDGs）には，都市インフラや脆弱な状態にある人々，気候関連災害や自然災害に対する強靭性を高めることが目標に盛り込まれた（2012 年度，2013 年度）。
- UNISDR，世界銀行，UNDP，ASEAN 防災人道支援調整センター等，防災分野に関わる国際機関と連携し，仙台防災枠組の実施に向けた対話を継続した（2014 年～2016 年）。
- 2015 年 10 月に大洋州での仙台防災枠組フォローアップ会合を UNISDR と共催し，日本の経験と仙台防災枠組のコンセプトについて発信した（2015 年度）。また，UNISDR が 2017 年 5 月に開催する「グローバルプラットフォーム」の 15 のワーキングセッションのうち 6 つの準備チームに参画し，日本の知見を積極的に発信し，議論に反映させるべく貢献した（2016 年度）。
- 東北大学災害科学国際研究所と UNDP による災害統計グローバルセンター関連の会議に参加し，両機関が有する知見と連携した協力に合意し，開発途上国の中央防災機関に対する連携事業の実施を図っている（2015 年度）。
- 米州防災閣僚会議において，二国間援助機関は機構とドイツ国際協力公社（GIZ）のみが発信の機会を与えられ，日本の経験及び機構の防災協力を共有した（2016 年度）。
- Aid & International Development Forum Asia Summit 及び国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）アジア大洋州地域演習において，発災前からの平時の備えの重要性，応急対応から復旧・復興へのシームレスな支援を通じた持続的な開発の経験を共有した（2016 年度）。

②「第 3 回国連防災世界会議」への貢献及び仙台防災枠組の推進

・ 成果文書への貢献

- 政府交渉団のメインメンバーとして準備会合に参加し，成果文書の交渉をリード（2014 年度）
- 「世界防災閣僚会議」（2012 年），「第 5 回アジア防災閣僚会議」（2012 年）等，防災世界会議の準備会合で機構の取組及び日本の防災に関する主張を発信した（2012 年度～2014 年度）。
- 仙台防災枠組の 7 つのグローバル・ターゲットの指標・用語策定に係る議論に参画・主導，妥当性検討結果に基づいて提案を行った結果，提案した指標が全て盛り込まれ，合意に貢献した（2016 年度）
- 中央防災機関の能力向上に向け，39,776 人の人材を育成し，日本政府の仙台防災協力イニシアティブ（4 年間で 40,000 名の人材育成等）を半分の期間でほぼ達成した（2016 年度）。

③災害多発国との対話・連携

- トルコ防災庁との第 1 回防災協働対話を実施した（2014 年度）。
- 2014 年 3 月にペルー首相府と防災主流化に関する協力協定を締結し，2014 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議（COP20）において気候変動適応策に資する災害リスク対策に関するサイドイベントを開催した（2014 年度）。
- チリ国際協力庁との防災人材育成の地域拠点形成に合意し，これまでの協力成果と日本の防災技術を組み合わせた域内の人材育成とネットワーク形成支援を行った（2014 年度）。

④カリブ，大洋州の小島嶼国支援

- ソロモン諸島：短波ラジオ放送機材の整備により，2014 年 4 月にガダルカナル島で発生した河川氾濫に際し緊急災害情報が迅速かつ確実に市民へ伝達され，被害の軽減につながった（2014 年度）。
- ツバル:礫と砂を活用した自然との親和性の高い海岸保全対策として，礫養浜の試験施工を実施し，その後モニタリングを行っている（2015 年度）。

⑤日本の技術・知見の活用

- フィリピン：円借款「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業」において，日本の免震装置の活用に向けた調査を実施した（2014 年度）。
- チリ：日本の知見をいかし，港湾の事業継続計画（BCP：Business continuity planning）作成に関するガイドラインを策定した（2015 年度）。
- 仙台防災枠組：伊勢湾台風の経験より災害対策基本法を策定し，災害のたびに関連法制度を整え，より良い復興を目指し行動してきた日本の経験を，BBB のコンセプトとして発信し共通言語として仙台防災枠組の成果文書に反映した（2014 年度）。
- 気象観測・予報：世界最新鋭の気象衛星ひまわりの観測データを用いて，アジア・大洋州地域の各国でより精度の高い気象観測･予報能力の強化を図るための協力を実施。具体的には，大洋州諸国，ブータン，スリランカにおいてデータ受信機供与計画の策定・調達を行うとともに，フィリピンにおいてひまわり観測データの気象予報での活用について指導した。また，気象庁や世界気象機関の事業と連携し，アジア・大洋州地域全体の能力向上に寄与した（2015 年度，2016 年度）。
- 海岸保全対策:我が国の自然環境に配慮した海岸保全対策に係る知見をもとにした技術協力をツバルに加えてセーシェル，モーリシャスでも実施した（2016 年度）。

３－２－２．気候変動

(1) 主要な業務実績

①気候変動対策の人材育成

- ベトナム：国家温室効果ガスインベントリの策定を支援した結果，同インベントリがベトナム政府の隔年更新報告書に掲載されるとともに，国連気候変動枠組条約事務局に提出された（2014 年度）。また，同事務局に提出された「自国が決定する貢献案」（INDC：Intended Nationally Determined Contribution）に記載されている 43 項目の温室効果ガス削減施策に係る技術オプションの検討調査を支援し，これを通じて先方の意識醸成と INDC の実施促進に貢献した（2016 年度）。
- タイ：「東南アジア気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト」により 2012 年度から 2015 年度の期間に延べ 500 人超に研修を実施し，ASEAN の拠点となる「気候変動対策国際研修センター」の設立及び能力開発を支援するとともに，バンコク都の気候変動 M/P 策定支援のために横浜市の経験を

共有した（2012 年度～2015 年度）。

- インドネシア：「気候変動対策能力強化プロジェクト」により，気候変動適応の主流化，政府内の適応戦略検討体制整備，省庁間調整等を含む国家適応計画策定プロセスを支援した結果，国家気候変動適応行動計画が策定された（2013 年度～2015 年度）。

②二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）への貢献

- ベトナム：「気候変動対策支援プログラム」を通じ，政策対話，財政支援，関連技術協力を組み合わせながら気候変動対策の推進を支援した結果，JCM の円滑な制度構築，事業形成・運営にも貢献した（2013 年度）。
- インドネシア：技術協力により JCM 事務局の機能強化，担当機関の能力強化を推進した結果，全世界で初めての JCM 案件の登録に至った（2014 年度）。また，登録された案件に対し，JCM 史上初のクレジットが発行された（2016 年度）。

③小島嶼国の気候変動対策支援

- 「島嶼国向け気候変動政策対話」を外務省と共催し，島嶼国に対し低炭素成長や気候変動適応に関する支援を紹介するとともに，気候変動交渉に関する意見交換を行った（2012 年度）。
- 大洋州島嶼国における気候変動人材育成拠点として，サモアにある太平洋地域環境計画事務局内に「太平洋気候変動センター」を設立する計画を推進した。また，シンガポールにおいて中米，大洋州諸国等から 9 か国 12 人を招いて気候変動適応戦略作成に関する研修を実施するとともに，緑の気候基金を円滑・効果的に活用するための外務省との共催セミナーを，小島嶼国 15 か国の実務者や国際機関等から計 34 人の参加を得て行った（2015 年度）。また，同センターの建設に向けた無償資金協力の G/A が締結された（2016 年度）。

④省エネ支援

- インドにおいて，円借款事業を通じて 2011 年から 2014 年の間に約 1,800 件の省エネ投資事業融資が行われ，2.8 億 kWh/年の節電効果と 24 万トン/年（CO_2換算）の温室効果ガス削減効果（試算）が達成された（2014 年度）。
- パキスタンで製造業等の産業セクターにおけるエネルギー管理効率モデル構築支援を行い，モデル企業合計で年間約 4,400,000MJ（1,222MWh，1,320 万円相当）の消費エネルギーの削減を実現したほか，優良な改善事例をその他企業にも広く紹介することで，省エネ活動の面的拡大に貢献した。（2016 年度）

⑤国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）における発信

- 計 14 のサイドイベントに参加し，地球観測衛星を利用し森林行政の透明化を図る「森林ガバナンス改善イニシアティブ」の発表，災害リスクファイナンス・保険の役割，REDD+（２－３－３．(1)①参照）の実現に向けた日本の官民連携の取組等，開発途上国の持続可能な開発のための気候変動対策支援の情報を発信した。日本パビリオンのみならず，各国のパビリオンで開かれた閣僚級参加のハイレベル・イベントなどでも機構の経験を共有し議論に貢献した。また，日本による貢献策として発表された「美しい星への行動（ACE：Actions for Cool Earth）2.0」の検討に際し，必要な情報・資料を提供した（2015 年度）。

(2) 戦略的な取組

①国際的発信と日本政府の国際公約に対する貢献

- 「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」に参加し，東アジア地域に対する機構の協力方針の理解促進を行った（2012 年度）。
- 「攻めの地球温暖化外交戦略（ACE）」が掲げる三つの目標のうち，特に「脆弱国支援による日本と途上国の Win-Win 関係構築」に掲げられた 3 年間で 1.6 兆円の開発途上地域支援のコミットメント達成に貢献した（2013 年度～2015 年度）。
- その後の「美しい星への行動 2.0」の目標である「途上国支援」で掲げた気候変動対策支援についても，27 件（総額 1.15 兆円）の気候変動関連円借款の承諾を通じその達成に貢献した（2016 年度）。
- 気候変動の影響に関する損失・被害のためのワルシャワ国際メカニズムに日本を代表するメンバーとして会合に参加し，機構の防災分野の知見を基に同メカニズムの政策策定，実施運営に貢献した（2016 年度）。

②国連気候変動枠組条約締約国会議（COP：Conference of the Parties）での発信

- COP18：サイドイベントを共催し，開発途上国における適切な緩和行動（NAMA：Nationally Appropriate Mitigation Actions）を紹介した（2012 年度）。
- COP20：COP20 で政府が発表した日本の適応イニシアティブ事例集に関し，機構が持つ関連情報を政府に提供した。また，NAMA に関するサイドイベントで機構の取組を発表した（2014 年度）。
- COP21：上記（1）⑤参照。
- COP22：計 8 件のサイドイベントを国内外の機関と共催して機構の取組を発信し，うち 1 つで自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）の進捗状況を機構のカウンターパート政府機関から共有し，議論に貢献した。また，日本政府が発表した「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」の事例として機構の取組を共有し，我が国政府の実績発信に貢献した（2016 年度）。

③「緑の未来」イニシアティブの推進

- 課題別研修「環境未来都市構想推進セミナー」を実施し，23 か国から中央政府の局長，地方自治体の幹部クラス 39 人の参加を得た（2013 年度）。
- IDB と中南米・カリブ地域における新興・持続的都市開発イニシアティブに関する覚書を署名するとともに，日本政府が進める「環境未来都市」構想の知見を発信した（2013 年度）。
- 「緑の未来協力隊」を立ち上げ，環境・気候変動，水，農業，エネルギー等の分野において 3 年間で 1 万人の隊員派遣を計画し，これを達成した（2015 年度）。

④気候変動プログラムローンの効果向上に向けた取組

- インドネシア：気候変動対策プログラムローン（2008 年～2010 年）の効果発現に向け，グリーン経済政策を支援する技術協力を実施した（2014 年度，2015 年度）。

⑤海外投融資の活用

日本企業の持つ省エネ・再エネ技術の活用・普及の促進も視野に，中南米地域の省エネ・再エネ事業を対象とするファンドに出資した（2014 年度）。また，アジア地域で再エネ等気候変動関連事業を行う企業に投資するファンドに出資した（2015 年度）。

３－２－３．自然環境

（1）主要な業務実績

①持続的森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+[2]）

- REDD+（開発途上国の森林保全による炭素排出削減量・吸収固定量に応じて経済インセンティブを与える仕組み）に関する国際社会の議論へのキャッチアップ，新たなビジネスモデルの検討，認知度向上に向けた「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」を設立した。セミナー，ウェブサイト等を通じて REDD+に係る情報発信・共有を行った結果，加盟企業数は設立時の 44 から 84 に増加した（2014 年度～2016 年度）。
- 同プラットフォームを活用したインドネシア，ベトナム，ラオス，カンボジア，ペルーにおける制度運用提案，技術情報支援，ビジネスモデル検討，CSR（企業の社会的責任）資金導入モデルを検討した（2014 年度）。
- JAXA との連携の下で日本の地球観測衛星「だいち 2 号」のレーダー画像を利用した違法広域伐採の広域管理システム「熱帯林早期警戒システム」（略称：JJ-FAST）を構築し，アマゾン地域やアフリカ地域のデータを公開した。この取組を COP21 及び COP22 のサイドイベントでも発信し，国内メディアで大きく取り上げられた（2015 年度，2016 年度）。
- ラオス:2004 年からの森林減少･劣化へのアプローチマニュアルの開発及びこれを活用した REDD+事業化，政策支援を展開した結果，REDD+プロジェクト設計書が承認された（2014 年度）。
- ベトナム：機構の支援の結果，ベトナム初の省レベルでの REDD+行動計画である「ディエンビエン REDD+行動計画」が策定され，日本企業の CSR 事業と連携した試行事業を支援した。2016 年度末までに 5 省で策定が進むとともに，資金面では円借款及び世界銀行との連携につながっている（2013 年度，2014 年度，2016 年度）。
- ブラジル：炭素動態の新たな評価手法の研究として，日本の陸域観測技術衛星やリモートセンシング技術を活用した地図製作に協力した結果，ブラジル国立宇宙研究所研究者より高い評価を得るとともに，州政府からの表彰につながった（2012 年度，2014 年度）。
- 気候変動枠組条約の REDD+の技術要件を踏まえて，国家森林情報システム及び測定，報告及び検証（MRV：Measurement, Reporting and Verification）体制の整備を 10 か国で支援した。特にベトナムでは，現場の森林官向けにタブレット端末を利用した森林モニタリングシステムを開発し，森林管理業務の改善につなげるとともに，同システムが 15 省にて導入された（2015 年度，2016 年度）。

②森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Solutions for Disaster Risk Reduction）

- ミャンマー：サイクロン被害を受けたエーヤーワディ・デルタ地帯の沿岸防災に向けた，村落共有林制度の導入と住民参加によるマングローブ植林を促進した（2013 年度）。
- インド：森林管理と社会経済的状態の改善のためのウッタルカンド州の円借款事業において，日本の技術を活用した山地災害対策のための防災コンポーネントを追加した（2014 年度）。
- インドネシア：森林・泥炭火災の予防を目的として，住民の火入れ低減に効果がある村落啓発手法を開発した。（2015 年度）。
- ホンジュラス，パラグアイ：電力会社が保有するダムの流域管理に係る普及手法ガイドラインの作

[2] 開発途上国の森林の減少・劣化を防止して地球全体の二酸化炭素排出量を削減するという考え「REDD：Reducing Emission from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries」に，持続可能な森林管理などによって森林の二酸化炭素吸収・固定機能を高めるという考えを付加「+」したもの。

成を支援し，今後他の水力発電所でも活用されることが見込まれている（2016 年度）。

③持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上

- 中部アフリカ及び南部アフリカにおいて，森林保全及び生物多様性保全と地域活性化に関する効率的な成果普及及び域内の情報共有を促進するため，広域協力案件を開始した（2015 年度）。
- ケニア，セネガルにおいて乾燥地に適した樹種の育種や乾燥地の土壌保全などの支援を実施し，それらの成果を国連砂漠化対処条約（UNCCD：United Nations Convention to Combat Desertification）の COP12 にて発信した（2015 年度）。
- エチオピアにおいて森林認証コーヒーの生産を支援した結果，UCC 上島珈琲株式会社により商品化され，日本で販売された（2014 年度）。

④保護区及びバッファーゾーン管理を通じた生物多様性保全

- ベトナム：「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」において，公園管理側と住民グループの対話を進め，公園管理側が住民に対して地場産業を支援する代わりに，住民は農地の拡大，公園内の違法伐採を自主的に監視するに至った（2013 年度）。
- マレーシア：「サバ州を拠点とする生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト」によりクロッカー山脈公園をの国連教育科学文化機関（UNESCO）の「人間と生物圏計画」に基づく生物圏保護区として登録し管理計画の策定の支援を行った（2014 年度）。
- ペルシャ湾岸の海洋保全に資するため，日本の海洋保全の知見を共有するペルシャ湾岸海洋環境保護機構との 3 年間のパートナーシップ・プログラムを締結した（2015 年度）。
- ウガンダ：「湿地保全プロジェクト」を通じて農村開発との調和を図る湿地の賢明な利用モデルが確立し，その適用が推進された。同モデルは生物多様性条約 COP13 でも発信され，ラムサール条約と生物多様性条約双方に貢献するものとして各条約事務局から評価された（2016 年度）。

(2) 戦略的な取組

①事業戦略の改訂

- 自然環境保全分野の国際協力に関し，機構内外の共通認識醸成，効率的な事業展開，新たな資金メカニズムの検討，リソース確保，対外広報・発信の強化のため，「自然環境分野の事業戦略 2015－2020」を策定した（2014～2015 年度）。

②国際機関との連携強化

- 森林・自然環境保全の促進に向けて，国際熱帯木材機関，アジア太平洋地域コミュニティ林業訓練センター，国連気候変動枠組条約事務局，生物多様性条約事務局，ラムサール条約事務局などと定期協議，連携強化を進めた。それぞれの知見をいかしたセミナーの共同開催，連携機関からの専門家派遣による技術指導，国際会議等における共同発表などを行い，機構からの発信強化を行うとともに，協力の質の向上及び発信強化につなげた（2012 年度～2016 年度）。
- TICAD VI において，国連砂漠化対処条約事務局（UNCCD），ケニア政府，セネガル政府と共同でサイドイベント「サヘル・アフリカの角砂漠化対処・レジリエンス強化イニシアティブ」を開催し，その後ネットワークの構築や情報共有を推進すべく，UNCCD 事務局と共同宣言を発表した（2016 年度）。
- 中米統合機構（SICA）の地域協力に関する基礎情報収集調査を行い，広域プロジェクトの形成を支援した（2016 年度）　。

３－２－４．環境管理（都市環境保全）

（1）主要な業務実績

①廃棄物管理能力の向上

・ 法制度整備（ソフト），設備整備（ハード），市民参加と環境教育，民間セクターとの連携を含む統合的廃棄物管理体制の構築及び人材育成を実施した。
  - ➢ 日本の自治体の経験・知見を活用した技術協力を実施した（大洋州，スリランカ，インドネシア，コソボ，パレスチナ，ドミニカ共和国，コロンビア等）（各年度）。特にパレスチナでは，招へい等も通じ東京都の小規模自治体による廃棄物管理体制強化について理解を深めた結果，新国家廃棄物戦略の改訂につながった。また，ドミニカ共和国では，複数の地方自治体による廃棄物管理に向けた，自治体連合の形成につながった（2016 年度）。
  - ➢ 日本と途上国の自治体の連携を進めるため，日本環境衛生センターと「アジア 3R 自治体間ネットワーク会合」を共催した（2013 年度）。
  - ➢ タイ：工業地帯からの排出，移動量推計に関するパイロットプロジェクトを実施し，環境汚染物質排出移動量登録制度の構築を支援した（2013 年度～2015 年度）。
  - ➢ スーダン：無償資金協力による収集施設整備と廃棄物収集の技術協力を一体的に行うことにより，収集率が約 65%から約 80%に改善した（2016 年度）。
・ 分類・回収体制，リサイクルシステムを含む 3R（Reduce，Reuse，Recycle）の体制構築を支援した。
  - ➢ 大洋州地域：リサイクル推進のための体制構築や協力隊員と連携した学校教育を通じて 3R を推進した。その結果，収集運搬・最終処分場の改善，容器デポジット制度やリサイクルの促進，環境教育の普及・拡大等の成果が発現した（2012 年度～2016 年度）。
  - ➢ モロッコ：収集・運搬能力向上，既存処分場の適切な管理による環境負荷を低減させるため，ティズニット市の最終処分場の改善，環境教育を推進した（2015 年度）。
  - ➢ インドネシア：同国の「廃棄物管理法」の運用に必要な政省令等が十分に成立・機能していなかったが，支援を通じて必要となる政令・条例案がカウンターパートによって立案され，政策・戦略策定能力向上に寄与した（2016 年度）。
  - ➢ モザンビーク：不法投棄問題の通報・改善システム等を確立した結果，回収漏れや不法投棄が減少し収集率が向上したほか，料金徴収に係る支援を通じて徴収率が 6 倍に増加した（2016 年度）。
  - ➢ ホンジュラス：地方自治体レベルで完結するゴミ処理運営モデルが発足し，市民参加によるゴミ削減とリサイクル促進が図られ，同国環境省にもモデルが認知された（2016 年度）。

②水環境管理能力の向上

・ 水環境管理に関する法制度構築支援と人材育成を実施した。
  - ➢ ラオス，パレスチナ，ブラジル，ベトナム：日本の自治体の経験・知見を活用した技術協力を実施した結果，パレスチナでは市レベルの下水道条例案が議会で承認された（2013 年度）。
  - ➢ ベトナム：大阪市，北九州市，横浜市，神戸市との連携により実施機関の維持管理能力の向上を支援した（2014 年度～2016 年度）。
・ 衛生施設の整備と運営・維持管理能力の一体的強化を通じた衛生環境改善を支援している。
  - ➢ インドネシア：ジャカルタにおいて技術協力で作成した M/P に基づく円借款による下水道整備を支援した。また，技術協力プロジェクトを通じ，関連機関の組織間調整を目的としたワーキンググループの立ち上げ，中期下水道整備改革の計画，下水道条例の策定に向け支援した（2012 年度～2016 年度）。

- パレスチナ：無償で建設した処理場の維持管理技術を向上させ，各戸接続を拡大し，住民の意識向上につなげている。また，先方機関が更なる接続促進のために独自予算を割り当てるなど，積極的な取組を見せている（2014 年度～2016 年度）。
- イラク：本邦技術活用条件（Special Terms for Economic Partnership：STEP）を適用した円借款「クルド地域下水道整備事業（I）」により，処理場・管渠の建設に加え，3 年間の維持管理まで含めた事業の詳細設計・入札図書作成を支援した（2015 年度）。

③持続可能な経済社会システム・低炭素化社会構築のための仕組みづくり

- マレーシア：イスカンダル開発地域における 2025 年に向けた低炭素社会ブループリントを作成し（2012 年度），その結果公式計画文書としてマレーシア政府に承認された（2013 年度）。

（2）戦略的な取組

①自治体・民間企業の知見の活用

- マレーシア：廃電気・電子機器リサイクルプロジェクトの実施により，廃家電の回収システムの制度構築，中間処理実施に向けた政府の事業が拡大した。またパイロット的に実施した業務について民間企業との協力関係が進展した（2012 年）。
- フィリピン：日本の中小企業の汚泥脱水機の長期的な運用による効果の検証支援を行った結果有用性が確認され，セブ地域の産業排水処理を扱う企業との商談が成立するとともに，複数企業からの関心表明がなされた（2014 年度）。
- ベトナム：ホーチミン市において，大阪市，積水化学工業株式会社が老朽下水管修復技術（SPR 工法）に関する試験実証を実施し，その結果大阪市が提案する自治体連携無償において，同市における下水道管路更生工法を用いた老朽下水管の修復事業が付帯的に案件化された。また，ハロン湾では，滋賀県と協力して環境改善と観光振興に関する成功モデルとして「琵琶湖モデル」を紹介し，これを基にハロン湾のグリーン成長政策の具体化に着手した（2015 年度）。
- 大洋州：焼却炉を所有しない志布志市が取り組む徹底的な分別による廃棄物の減量化（志布志モデル）を用いた草の根技術協力事業を展開し，有機ゴミコンポストの運営維持管理体制の構築等につながった（2016 年度）。
- カンボジア：「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」で，プノンペン都における下水・排水の M/P の策定を支援した。一般財団法人北九州上下水道協会からの専門家が M/P 策定に貢献し，2016 年 1 月の北九州市－プノンペン都の姉妹都市提携に係る正式合意に間接的に貢献した（2015 年度）。

②水銀に関する水俣条約に基づく支援

- 2013 年 10 月に採択された水俣条約に関する日本政府の支援策（2014～2016 年で 20 億ドル）の達成に向けて，資金協力及び技術協力を通じてプロジェクトを実施した（2015 年度）。
- ニカラグア，ウルグアイ：水銀分析能力向上と政策提言のための技術協力を行い，対象地域の水銀汚染状況が把握されつつある。また水銀分析の技術移転を日本及び現地で実施し，水銀分析値の信頼性が向上した（2015 年度）。
- 日本の経験を共有し，条約批准国の拡大を目的とした本邦研修を現地の NPO 法人，熊本県，環境省と協力して実施した（2015 年度）。

③TICAD VI

- アフリカ廃棄物管理に係るサイドイベントを環境省や国連環境計画（UNEP），ケニア政府等と共催

した。環境副大臣，横浜市長，国連人間居住計画（UN-HABITAT）副総裁等を含め 180 名以上の参加があり，アフリカ諸国，国際機関，日本の自治体等との間の協力ネットワークの構築に貢献した。また，SDGs 達成に向けた地域的な協力を継続するため，「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の立ち上げに向けた準備を国際機関やアフリカ各国と協働して進め，2017 年 4 月の正式発足に主導的な役割を果たした（2016 年度）。

④環境未来都市構想に沿った事業展開

- ニカラグア：富山市と連携した都市開発を推進し，環境未来都市としてコンパクトなまちづくりの経験を共有した（2014 年度）。

⑤持続可能な開発のための教育の推進

- 「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」で環境教育教材を展示（2014 年度）

３－２－５．食料安全保障

（1）主要な業務実績

①人口増を見据えた食料安全保障の推進

・ アフリカ稲作新興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）の促進やその他食料安全保障に資する取組を実施した。その結果，CARD のサブサハラ・アフリカ地域全体での米増産（2008 年前後のベース 1,400 万トンから 2018 年の 2,800 万トンへ倍増）目標に関し，収量は 2014 年時点で 2,516 万トンまで増加し，目標の達成に向けて貢献した。

- 国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development）が選定するアフリカ稲作支援の優良事例としてウガンダ，マダガスカルの 2 事業が選出された（2014 年度）。
- セネガル：国家米自給計画の策定支援と技術支援を通じ，作付面積 185％増，籾生産量 15％増，燃料消費量 29％減，稲作農家所得 20％増，貸付制度へのアクセス改善等の成果を得た（2013 年度）。また，本協力で育成された農家が栽培した高品質のコメが，エボラ危機に陥った隣国ギニア向けの WFP 緊急食糧支援に活用された（2015 年度）。
- ガーナ：天水稲作の新モデル普及により，農家の単位当たり収量が倍増し，農家の所得の大幅な増加に貢献した（2014 年度）。
- モザンビーク：改良稲栽培技術の改善や農民組織強化等の活動により，現地農民のオーナーシップが向上し，収量増加や自律的な灌漑施設維持管理に発展した（2014 年度）。
- マダガスカル：稲作技術研修の拡大により，平均収量が過去最高を記録するとともに，研修参加者が前年度比倍増した（2014 年度）。
- タンザニア：コメ生産能力向上のための技術協力，灌漑開発のための円借款及び技術協力による人材育成により，2018 年度のコメ生産量目標値を上回る生産量が実現した（2014 年度）。
- ケニア：稲作を中心とした営農体系を提案し，灌漑水管理のガイドラインの整備と普及を行った結果，農家の所得が 136%増加した（2016 年度）。
- TICAD VI でサイドイベント「CARD の進捗と今後のアフリカにおけるコメの開発」を開催し，アフリカでの Green Revelution 等について紹介した。また，機構らのインプットに基づき，TICAD VI 支援策に稲作技術の普及に関する目標が盛り込まれた。2018 年のターゲット年を控え，終了時レビューの準備を行った（2016 年度）。

②気候変動に対応した持続可能な農業の推進

- 気候変動の適応策として安定的な農業生産には灌漑開発が極めて有効であることに鑑み，アフリカを中心に①灌漑開発計画の策定，②灌漑施設の整備・改修（ハード），③灌漑人材・組織の育成（灌漑技術者，水利組合）（ソフト）を組み合わせた支援を実施した（各年度）。
- ケニア：科学的な調査に基づく牧草地の持続的利用のための水源開発，家畜バリューチェーンの改善，生計多様化促進を通じ，農民のレジリエンス強化を推進した（2012 年度，2014 年度）。
- エチオピア：天候インデックス保険の導入により，農業生産の向上及びレジリエンス強化を推進，エチオピア政府から高い評価を得た（2012 年度，2014 年度，2015 年度）　。
- ザンビア：支援した農家自らが建設した簡易堰による灌漑の結果，作付面積，農業産出額，農家の農業所得が非灌漑と比較して改善したことが確認された（2016 年度）。

③海洋資源の保全と持続可能な利用

- 沿岸漁業の水産資源管理：バヌアツ，チュニジア，東カリブ島嶼国で，日本の漁民と行政の共同管理の知見をいかした技術協力プロジェクトを実施し，漁民組織及び水産局の能力強化，漁業情報の収集，水産資源管理計画の作成等を支援した（各年度）。特にチュニジアで支援した漁民による協働管理手法は，支援した 7 か所全てで半数以上の漁民が参加して実践されている（2016 年度）。
- 内水面養殖の振興：ラオス，カンボジア，ミャンマー，マダガスカル，ベナンで，機構が確立した農民間研修アプローチに基づく技術協力プロジェクトを実施し，養殖生産者と生産量を増加させた。特にミャンマーでは農民間普及方式による内水面養殖を支援した結果，生産量が約 80 トン増加し，成功事例としてアフリカでの普及を図っている（2014 年度～2016 年度）。
- 養殖の持続性向上のための研究開発：タイとパナマで日本の大学が有する最先端の知見を活用した支援を実施し，バイオテクノロジーによる品種改良やマグロの人工種苗生産等の研究開発を行った。特にタイで支援したエビ類の魚病の診断法はその後同国内で広く活用されたほか，国際獣疫事務局で国際的な診断法として採用された（2014 年度～2016 年度）。
- フード・バリューチェーンの構築：セネガルで水産資源の共同管理促進に資する水産物のバリューチェーン開発の技術協力（開発計画調査型技術協力）を行い，水産物の品質向上やセネガル独自のエコラベルの制度設計等を支援した（2014 年度～2016 年度）。

(2) 戦略的な取組

①食料安全保障の推進に向けた他の援助機関等との連携推進

- WFP との連携：稲作振興，レジリエンス，栄養等における連携強化に合意した（2014 年）。
- FAO との連携：食料安全保障，栄養改善，自然資源管理，農村開発分野等での業務協力協定を締結した（2013 年）。またアフガニスタンにおける農業灌漑牧畜省の体制強化，口蹄疫に関する対策支援の分野で連携して協力を実施した（2014 年）。
- IFAD との連携：ザンビア，ナイジェリアでの連携に向けた協議を実施した（2014 年度）。マラウイ，ザンビア，ナイジェリアで稲作・灌漑事業での連携協力を実施した（2015 年度）。
- AU との連携：アフリカ開発のための新しいパートナーシップ（The New Partnership for Africa's Development：NEPAD）計画調整庁と業務協力協定を締結した（2014 年度）。
- 国際農業研究グループ（CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research）との連携：連携強化に向けた協議を開始（2015 年度），連携協力覚書を締結し，CGIAR の個別研究センターとのネットワーク強化のための協議を行った（2016 年度）。

- アフリカにおける食料安全保障と栄養に関する取組強化に向け，NEPAD，FAO，IFAD，WFP，米国国際開発庁（USAID），CGIAR，世界銀行，UNICEF，UNDP，ゲイツ財団等と協議を開始し（2015 年度），TICAD VI で「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」を立ち上げた（2016 年度）。
- JAXA との連携：衛星データを用いた稲作灌漑面積や作物歴などの事業効果指数の推定を目的とした調査研究を実施し，衛星画像を用いた事業効果指標の収集・推定方法を一般化した（2016 年度）。

②機構の取組の国際的な発信

- G8 における「食料安全保障と栄養のためのニューアライアンス」における検討作業，モザンビークでの協力枠組取りまとめに参画した（2012 年度）。
- 「第 3 回国連防災世界会議」で食料保全に向けた農業支援やレジリエンス強化の取組を発信した（2014 年度）。
- 世界銀行が主催する「土地に関する国際会議」（2014 年 3 月，15 年 3 月）や，国連世界食料安全保障委員会が主催する「責任ある農業投資」に関する会合（2015 年 3 月）のパネル討論に参加し，モザンビークでの取組を発表した（2013 年度，2014 年度）。
- 日本の経験を国際的に発信するため，「不毛の地」と呼ばれていたブラジルセラード地帯を世界有数の一大穀倉地帯と変えた日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）（1979－2001）に関し，社会経済インパクト調査研究を実施した。（2015 年度，2016 年度）

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ 根拠：防災分野では，仙台防災協力イニシアティブの目標である「4年間（2015年～2018年）で4万人の能力向上」に対して2016年度までに39,776人を育成し，ほぼ半分の期間に前倒しして目標を達成した。2015年の第3回国連防災世界会議では情報発信を積極的に行った結果，より良い復興（BBB），防災主流化等の日本の主張が取り入れられたほか，仙台防災枠組2015－2030の7つのグローバル・ターゲットの指標・用語策定では援助機関や各国政府の議論を主導し，機構の提案が全て取り入られる等，国際的な援助潮流づくりに寄与した。さらに，タイ洪水被害（2012年度），フィリピン台風被害（2013年度），ネパール地震被害（2015年度）ではこれらの考え方を実践し，緊急援助及びその後のシームレスな復興支援を展開し，ネパールではBBBコンセプトが復興に取り入れられるに至った。さらに，国連国際防災戦略事務局（UNISDR），世界銀行，UNDP等，防災支援に関与する主要国際機関と連携し，国際的な援助潮流の形成を主導しつつ，仙台防災枠組の実現に向けた取組を推進した。 気候変動分野では，二国間クレジット制度や国が決定する貢献（INDC）策定・実施促進等において2015年度から2016年度末までに計5,100人の人材育成を行い，日本政府の気候変動分野の人材育成に対するコミットメント達成に貢献した。特に，二国間クレジット制度（JCM）については継続的な取組が奏功して2016年度にインドネシアで史上初のクレジット発行に至っている。さらに，「攻めの地球温暖化外交戦略（ACE）」，「美しい星への行動（ACE）2.0」に掲げられた開発途上地域支援のコミットメント達成や，パリ協定の実施に貢献した。国連気候変動枠組条約の締約国会議（COP）等の国際会議でもサイドイベント等の開催を通じて，日本政府の実績発信に貢献した。 自然環境分野では，行政組織及び行政官の能力向上に向けた人材育成を行い，住民参加型・協働型の生態系管理の手法，制度の開発と普及実践に取り組んでいる。また，13か国でREDD+を支援するとともに，日本においても「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」を設立し，民間企業が世界の森林保全に取組む上での情報交流拠点を運営し，2016年度には加盟企業数が84社まで増加した。加えて，JAXAとの連携による地球観測衛星を利用した違法伐採広域監視システムのデータを公開し，国

連気候変動枠組条約のCOP21及びCOP22で発表するとともに森林ガバナンスの取組やバッファーゾーン管理を通じた生物多様性保全の取組等を国際社会に発信し，外部から評価を得た。

環境管理分野では，スーダンをはじめ各国において廃棄物の収集率や回収料金の徴収能力の向上や3Rの普及等の開発効果につなげるとともに，マレーシアではイスカンダル開発地域における2025年に向けた低炭素社会ブループリントを作成し，その結果公式計画文書として承認されるなど，高い評価を得るにつながった。加えて，ベトナムでの大阪市が提案する下水道管路更生工法用いた案件の形成，パナマでは横浜市の協力による下水処理施設運営管理，サモアでは志布志市による廃棄物減量化を実施する等，日本の技術を用いた自治体による協力を展開した。また，TICAD VIの機会を捉えてアフリカ各国，国際機関，日本の自治体とのネットワークをサイドイベントの開催等を通じて強化し，2017年4月の「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の正式発足に主導的な役割を果たした。

食料安全保障では，コメ生産に係る技術協力支援により，アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の目標である2018年までに2,800万トンのコメ増産に貢献し，日本の技術協力が国際的にも高い評価を得た。また，気候変動の適応策にもつながる対策として，灌漑に関するソフト・ハード両面からの支援を展開し，加えて天候保険など農民のレジリエンス強化にも貢献した。

以上のとおり，仙台防災枠組や気候変動枠組への国際的な貢献等，中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果を上げており，「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的な成果（目標策定以上に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしていることから，全体として所期の目標を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

＜課題と対応＞

SDGs の達成や国際社会及び日本の政策目標を踏まえ，国際社会全体として地球規模課題に対応し，持続可能かつ強靭な社会の構築を支援するための事業を着実に形成，実施する。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

地球規模課題の解決に向けた取組について，機構の活動として，特に以下の実績が認められる。

１．防災

仙台防災協力イニシアティブの目標である「4 年間（2015 年～2018 年）で 4 万人の能力向上」に対して 2016 年度までに 39,776 人を育成し，ほぼ半分の期間に前倒しして目標を達成した。同イニシアティブが発表された 2015 年の第 3 回国連防災世界会議では，日本の防災の知見と機構が事業より得た教訓・ノウハウの整理に取り組み，政府交渉団のメンバーとして準備会合に積極的に参加したり，閣僚級円卓会議や個別セッションにおいて理事長や役職員が積極的な提案を行った結果，より良い復興（BBB），防災主流化等の日本の主張が取り入れられたほか，仙台防災枠組 2015－2030 の 7 つのグローバル・ターゲットの指標・用語策定では援助機関や各国政府の議論を主導し，機構の提案が全て取り入られる等，国際的な援助潮流づくりに寄与した。

また，タイ洪水被害（2012 年度），フィリピン台風被害（2013 年度），ネパール地震被害（2015 年度）では，緊急援助及びその後のシームレスな復興支援を展開し，ネパールにおいては BBB コンセプトが政府方針に取り入れられる等，BBB の展開に貢献する重要度の高い成果を上げたと評価される。

２．気候変動

2014 年 9 月の気候サミットで日本政府が表明した気候変動分野人材育成コミットメント（3 年間で 1 万 4,000 人）について，2014 年 9 月から 2016 年度末までに 5,100 人の人材育成に貢献した。また，

二国間クレジット制度（JCM）については，インドネシアにおいて，JCM 事務局に対するガイドラインや方法論策定等を通じた能力強化支援を行った結果，2016 年度にインドネシアで史上初のクレジット発行がなされ，後続の新規事業も登録が始まるなど，各国の気候変動対策の実施促進に大きく貢献した。加えて，「美しい星への行動（ACE）2.0」等我が国政府による貢献策の検討に際し，必要な情報・資料の提供を行ったほか，同貢献策等の開発途上地域支援のコミットメント達成や，パリ協定の実施に貢献した。国連気候変動枠組条約の締約国会議（COP）等の国際会議でもサイドイベント等の開催を通じて，日本政府の実績発信に貢献した重要度の高い成果として評価される。

３．自然環境

自然環境分野への取組として，開発途上国の行政組織及び行政官の能力向上として 5 年間で 1 万 2,774 人の人材育成を行った。我が国政府が取組を進める「持続可能な森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+）」の実施に向けて，13 か国に対して支援するとともに，日本においても「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」を設立し，民間企業が世界の森林保全に取組む上での情報交流拠点を運営し，REDD+の国内での取組推進に貢献した。さらに，JAXA との連携による地球観測衛星を利用した違法伐採広域監視システムのデータを公開し，COP21 や COP22 等で発信したことで，我が国メディアや国際社会でも，レーダー画像であるため雲が多い熱帯地域でも通年監視が可能となるうえ，携帯端末で簡単に森林変化が見られる革新的なシステムであるとして高い評価を得た。

４．環境管理

マレーシアで低炭素化社会構築のための仕組みづくりの協力を行い，先方政府内での公式計画文書として承認される（2013 年）など，高く評価されたことに加え，ベトナム等では，老朽下水管の修復事業や，ハロン湾のグリーン成長政策の具体化への着手等の日本の自治体と連携した協力を展開したことは，外部の関与も得て発現した成果として評価される。また，TICAD VI においてアフリカ各国，国際機関，日本の自治体とのネットワーク連携強化に取組み，2017 年 4 月の「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の正式発足に主導的な役割を果たした。

５．食料安全保障

食料安全保障では，コメ生産に係る技術協力及び資金協力を行い，TICAD IV にて発表された「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」イニシアティブである 2018 年までに 2,800 万トンのコメ増産を達成する目標に対して，2014 年時点で 2,516 万トンまでの増加に貢献し，日本の技術協力が国際的にも高い評価を得た。また，気候変動緩和策にもつながる取組として，灌漑に関するソフト・ハード両面からの支援を展開し，加えて天候保険の導入など農民のレジリエンス強化にも貢献した。

以上を踏まえ，仙台防災枠組における目標期間を前倒しての達成や気候変動枠組への貢献等顕著な成果に加えて国際的な高い評価を得る成果も上げており，各年度評価においても 2014 年度のＳ評定を含む過半の年度においてＡ評定相当以上と計画を上回る成果を上げていることから，全体として所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け，引き続き着実な事業形成と実施が行われることを期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

・地球規模課題への対応については 2012 年度は「Ｂ」相当と理解するが，防災分野における日本の経験に対する国際社会からの高い期待に応える形で取組がなされてきたこと，2016 年度には廃棄物管理など都市環境改善において国際的プラットフォームと政策，現場での具体的アクションをつなぐ取

組が始まっていることを評価する。したがって，期間実績評価は「Ｓ」で異存ない。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.4	平和の構築
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度国際協力重点方針，国家安全保障戦略，女性・平和・安全保障に関する行動計画
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
平和構築支援を展開した国数			40	32	39	40	41
②主要なインプット情報（注 1）			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
技術協力（億円）			153	140	130	170	153
有償資金協力（億円）			770	755	202	2,769	1,291
無償資金協力（億円）			362	132	286	207	178

（注 1）技術協力は当該年度の支出実績，有償資金協力，無償資金協力は承諾実績を記入。

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針，年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国･地域別，分野･課題別の援助方針に則り，開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ，事業量のみならず成果を重視し，PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減，持続的経済成長，地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って，戦略的，効果的な援助を実施していくため，機構は援助機関としての専門性を活かし，国･地域別の分析や相手国との対話を通じ，援助の現場における開発ニーズ･実態を把握し，技術協力，有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また，援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し，案件形成・実施能力を向上させるため，機動力のある実施体制を整備する。加えて，既存の援助手法のみに限定することなく，柔軟に事業を実施するアプローチ，手法，プロセスの改善を図る。実施に際しては，東日本大震災からの復興，防災，少子高齢化，環境・エネルギー等，国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に，開発協力に対する国民の共感を高めるため，国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

（第一段落は中期目標と同内容につき省略）

政府の援助方針等の政策を踏まえ，すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに，貧困削減，持続的成長，地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成，実施を行う。

具体的には，（中略）

- 紛争の発生と再発を予防し，平和を定着させるため，緊急人道支援から，復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。

主な評価指標

（定性的指標）平和構築への取組状況

３－２．業務実績

指標 4-1　平和構築への取組状況

1. 体制の強化と事業の質の向上

- 社会基盤･平和構築部内に平和構築･復興支援室を設置し本部実施体制を強化した(2014 年度)。
- ミャンマー，ソマリア，スーダン（2012 年度），シリア（2013 年度）で平和構築アセスメント（PNA：Peacebuilding Needs and Impact Assessment）を実施，2016 年度はミャンマー，シリ

ア，ミンダナオ（バンサモロ地域）を改訂し，またコロンビアの改訂にも着手した。PNA で得られた知見活用を定着すべく，開発協力適正会議に向けた準備のための機構内作業要領を改訂した（2015 年度）。

- PNA 及び平和構築における評価をテーマとして外部コンサルタント向けの能力強化研修を実施した（通期）。また，平和構築分野に関心を有するコンサルタント会社との間で，評価・モニタリング等に関する意見交換を実施した（2015，2016 年度）。
- PNA ハンドブックを，より現場で使いやすいよう具体的な調査方法や注意すべき事項を加えて改訂した（2014，2016 年度）。
- テーマ別評価「平和構築」を実施し，過去の案件の教訓を横断的に整理，知見として活用しやすいよう加工して機構内で共有した（2015 年度）。
- 国連地雷対策サービス部（UNMAS：UN Mine Action Services）との共催により，国連本部にて「地雷対策支援セミナー」を開催，カンボジアとラオスの地雷・不発弾除去機関の代表者の登壇を支援した結果，係る活動における当事国自身の強いイニシアティブの重要性が参加者に改めて確認された（2015 年度）。
- プロジェクト研究「長期化する難民状況」を実施，報告書を作成した（2016 年度）。
- 課題別指針「平和構築支援」を改訂した（2016 年度）。
- 「長期化した難民」に関する課題に関し，ラウンド・テーブル会合に出席，機構の取組に関するプレゼンテーションを実施した。また国連難民高等弁務官事務所(UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees)，UNDP 等との緊密な連携の下，外務省が行った国際機関連携無償資金協力と歩調をそろえて技術協力による取組が行われるよう調整した（2015，2016 年度）。

2. 平和構築重点対象国・地域に対する支援

・ フィリピン・ミンダナオにおける和平・新自治政府樹立に向けたプロセスを切れ目なく支援し，紛争再発予防・平和の定着に貢献した。

- 社会・経済開発支援事業（J-BIRD：Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development）の実施や，ミンダナオ国際監視団への要員の継続的派遣により，フィリピン政府及びモロ・イスラム解放戦線（MILF：Moro Islamic Liberation Front）から厚い信頼を得ながら和平プロセスの促進を行った結果,「和平プロセスのための枠組み合意」が締結された（2012 年度）。
- 地道な協力が結実して「バンサモロ包括和平合意」締結に貢献するとともに，バンサモロ自治政府設立に向け早期に平和の配当を実感させるための協力を計画した（2013 年度）。
- 新自治政府設立に向けた課題に関する議論を促進することを目的にミンダナオ平和構築セミナーを広島市で開催するとともに，広島大学，広島県との連携による自治政府人材育成支援を行った（2014～2016 年度）。
- 大統領選挙を跨いで和平プロセスが一時停滞したものの，コミュニティ共有の小規模インフラの整備（学校校舎，コミュニティホール，農業用倉庫等），住民の生計向上支援や道路整備（農村と市場を結ぶ道路），中期的な開発計画策定支援，末端行政機関の能力強化等，重層的な開発支援を行い，社会の安定に貢献した（2012～2016 年度）。なおバンサモロ開発庁（BDA）を仲立ちとした農業生産性向上支援の結果，BDA が独自に技術普及を開始する等の成果につながった（2012～2016 年度）。また，外部からの支援や行政によるサービスがほとんど届いていなかった地域の住民を対象とした社会調査・ニーズ確認調査を実施，BDA とムスリム・ミンダナオ自

治区政府との関係構築にも配慮しつつ，稲作や野菜栽培等の農業技術研修を開始した（2015，2016 年度）。

- ➢ 人々の和平への気運が頓挫することのないよう，経済的な安定・発展を目指し，一次産品を核とする産業振興への技術支援のほか，アグリ・ビジネス振興のための円借款供与（49.28 億円）や，電力組合による配電事業改善のための無償資金協力（7.71 億円）を実施し，民間セクターの活性化を支援した（2016 年度）。

・ ミャンマーに対し，和平や計画策定プロセス促進に向けた支援を展開した。

- ➢ 新政権発足後，他ドナーに先駆けてカレン地域の難民帰還支援，和平プロセスの促進と少数民族地域の開発モデルの構築を推進した（2012 年度）。
- ➢ 地域に住む少数民族，帰還してくる少数民族，中央・州政府が共に計画を策定するプロセスを支援した（2013～2016 年度）。

・ アフガニスタンに対して，治安情勢により事業現場へのアクセスの制約がかかり，事業展開の難易度が高い状況のなかで，第三国からの遠隔操作などの工夫をしながら継続的に支援を実施した。

- ➢ カブール市の急激な人口増に起因する都市環境や治安状況の悪化が懸念される中，新首都圏開発を通じた都市環境の維持に取り組んだ（2012 年度）。
- ➢ アフガニスタン政府機関の中核人材育成のため，本邦の大学での受入を実施する「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）」により 2011 年から 2016 年 1 月までに累計 514 人を受け入れて当初目標の 500 名を達成した。221 人が学位を取得してアフガニスタンに帰国しており，帰国研修員の 88%が復職して政府で活躍している（2012 年度～2016 年度）。
- ➢ 水文・気象情報管理や識字教育の分野において，アフガニスタン政府機関の能力強化を継続して支援した（2012～2016 年度）。また日本人の渡航に制限がかかる中，本邦・第三国での研修やインドなど第三国にカウンターパートを招き専門家とのミーティングを開催する等の工夫を施すことで，事業を継続的に実施した。また，上記 PEACE にカウンターパートが参加し，帰国後はプロジェクトの中心メンバーとして後進の指導に当たっている（2015 年度，2016 年度）。
- ➢ カブール市東西バイパス道路やバーミヤン空港改修において，他機関との連携，第三国での会合や研修,遠隔によるモニタリングの実施等の工夫を通じ,継続的な支援を行った(2014 年度)。
- ➢ トルコ警察の協力を得て，アフガニスタンの女性警察官に対する研修を実施，同研修において女性被害者保護等に関する参加型ワークショップ開催のため邦人専門家を派遣した（2014 ～2016 年度）。

・ コロンビアの紛争被害者，地雷被害者等に関する支援を実施，また地雷除去にかかる支援も開始した。

- ➢ 社会的弱者の所得向上に裨益する一村一品運動を，国内避難民の多い貧困地域も含めて推進（2012～2016 年度）。地雷被災者，紛争被災者を含む障害者の生計手段獲得，社会復帰，社会参加を支援した（2013～2016 年）。また，国内避難民の帰還，土地返還を促進するため土地情報システムのセキュリティ管理能力強化を支援した（2012～2016 年度）。2016 年 11 月に署名された政府と反政府勢力（FARC）の和平合意を受け，迅速な支援として地雷除去にかかる第三国研修開始にむけた協議を，カンボジア地雷除去機関の協力を得て実施した。また，土地返還促進に関しては，農業技術支援を通じて住民の帰還・定住をさらに着実なものとするため，2017 年度初めからの専門家派遣準備を進めた（2016 年度）。

・ 中東地域の安定化への貢献

- ➢ シリア：同国からの難民を対象として，将来の復興支援や平和構築に貢献する人材の育成を目

的とする本邦における中核人材育成事業「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」を，UNHCR と連携しつつ開始した（2016 年度）。

- シリア周辺国：シリア難民の急増により大きな負荷がかかっているホストコミュニティ支援として，ヨルダン，トルコ，レバノンに対し，負荷軽減のための支援や，社会的弱者を対象とした支援を実施した（2013～2016 年度）。ヨルダンのシリア難民キャンプにおいては，青年海外協力隊の派遣や，短期の職業訓練（電気設備）等の支援も行い，長期化しているキャンプでの生活を支援している（2013 年度～2016 年度）。また難民の流入により財政が逼迫するヨルダン政府に対する開発政策借款や，イスラム金融債発行に向けた支援を実施し，財政負担の軽減や難民へのサービス供給維持につなげた。同スクーク発行によりヨルダン政府は「IFN Deals of the Year 2016[3]」のソブリン部門賞を受賞した。（2016 年度）。DAC/INCAF（The International Network on Conflict and Fragility：紛争と脆弱に関する国際ネットワーク）会合に出席し，難民支援への開発機関の対応のあり方に関する議論等に参画した（2015～2016 年度）。またトルコで行われた世界人道サミットにおいて，外務省，UNHCR，UNDP と共に人道支援と開発支援の連携を主題とするサイドイベントを実施し，シリア周辺国での機構の支援経験を発信した（2016 年度）。
- イラク：港湾セクター復興事業，発電所改修事業等（円借款）を実施（2014 年度）。衛生環境改善のためのクルド地域下水処理施設建設事業（1），慢性的な電力不足状況改善と電力の安定供給を図るため電力セクター復興事業（フェーズ 2）をそれぞれ開始した（2015 年度）。財政改革開発政策借款を実施，世界銀行と連携しながら財政改革を支援し，イラク財務省の組織改革につなげた（2016 年度）。また，国内避難民の帰還を促すために重要な地雷除去対策に関し，カンボジア地雷対策センターの協力を得て，25 名を対象とした第一回研修をカンボジアで実施した(2016 年度)。簡易爆弾除去については,ヨルダンの協力を得て 48 名の研修を実施した(2015～2016 年度)。
- パレスチナ：東アジア諸国による対パレスチナ研修等を実施するためのイスラム開銀信託基金設立を支援した（2014 年度）。パレスチナ自治政府の財務状況改善のためのプロジェクトを実施し，固定資産税徴収システム改善に向けた取組を行った。さらに，地方自治体の連合体による廃棄物管理能力の向上を支援した（2015 年度）。西岸地区のパレスチナ難民キャンプを対象として，生活環境の改善を幅広い住民の参加を得て検討・実施する取組への支援を開始した（2016 年度）。

・ アフリカ紛争国に対する支援の実施

- 南スーダン：道路橋梁等の基礎インフラ整備や政府の能力向上（人材育成）等の平和の定着への協力を実施（2012 年度），ウガンダから南スーダン国境までの物流の改善を目的とした国際道路改修工事（円借款）を開始（2013 年度）。ジュバ市の水供給システム改善に向けた無償資金協力を実施（2015 年度）。
- コートジボワール：紛争終結後，人口が急増したアビジャン都市圏を対象とした各種支援を実施。都市でのインフラ整備の基礎となるデジタル地形図や地理情報システムデータベース作成支援，国家技術研究開発局・地形図リモートセンシングセンター職員の能力強化を行った。無償資金協力「日・コ友好交差点改善計画」等，紛争時の衝突で多数の死傷者を出した地域では

[3] 世界中のイスラム金融情報を網羅する「Islamic Finance News」が毎年発表する，年間で最も優れたイスラム金融取引に贈られる賞。

女性・若者グループなども加わった住民参加型でのインフラ整備事業により，包摂的なコミュニティ内の協働体制を構築した（2015～2016 年度）。紛争中に 10 年間公共サービスが停滞した中部では，パイロット事業として全 77 か所の給水設備の改修・新設，全 11 か所の学校の増築・改修・建替えを行いつつ，地方行政官の人材育成を行った（2014～2016 年度）。

- ウガンダ：国内避難民の帰還が進んだ北部アチョリ地域において，地方行政官のコミュニティ開発計画に関する予算管理や，透明性・公平性・包摂性に配慮した計画策定・事業管理に関する能力向上を図った（2012～2015 年度）。その成果を活用し，周辺国からの難民流入の影響のある西ナイル地域を含めた地方行政の能力強化支援を開始した（2016 年度）。UNHCR との連携のもと，北部，西部の難民（南スーダン，コンゴ民からの難民）居住地にて，ホストコミュニティの住民と難民の双方を対象とした稲作研修を実施した（2014～2016 年度）。南スーダン情勢の悪化に伴い，北部への難民流入が急増したため，ホストコミュニティへの影響緩和のための調査も開始した（2016 年度）。
- ザンビア：UNHCR，UNDP が支援しザンビア政府が進める元難民（アンゴラ，ルワンダ）の現地統合プロセスへの支援を開始。担当部局の行政官の本邦研修受入に加え，2017 年度からのアドバイザー型専門家派遣及び無償資金協力の案件形成に係る準備を進めた（2015，2016 年度）。
- ソマリア，マリ：TICAD V の公約に基づき，ソマリア，マリへの支援を再開した（2014 年度）。ソマリアについては，治安による渡航に制約がある中，FAO と連携して研修員を人選し，第三国にて水産及び建築に係る研修を実施，マリについても隣国セネガル等での第三国研修を形成した（2016 年度）。
- シエラレオネ：エボラ出血熱の流行（2014 年）を抑え込む措置として人々の集会や移動が制限されたことにより停滞してしまった地方開発事業の再興について，パイロットプロジェクトを通じて県の取組を支援，事業選定基準の明確化や調達の効率化など，行政プロセスの効率化やアカウンタビリティの向上に貢献した（2016 年度）。
- スーダン：南スーダンやダルフール地方からの難民，国内避難民の流入により人口が急増している南部コスティ市の浄水場の老朽化対策，給水施設の維持管理を担う人材育成を無償資金協力（2016 年度に G/A 締結）及び技術協力によりソフト・ハード両面から支援した（2016 年度）。またダルフール 3 州（南，北，西の各ダルフール州）の行政機関の，公共サービス提供能力強化支援を実施した（2015～2016 年度）。
- TICAD VI における「平和と安定」分野での貢献として，英国（英国政府及び同国国際開発省（DFID)），国際赤十字委員会（ICRC：International Committee of the Red Cross）と共同でサイドイベントを開催。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの支援が，平和な社会を構築する上で欠かせない事を発信した（2016 年度）。

3. 安定・安全への脅威に対する対応

・ 海上保安分野への各種協力の実施

- ソマリア沖における海賊行為防止のため，東アフリカ諸国における協力の可能性を調査し，ジブチを対象とする海上保安の技術協力プロジェクトを立ち上げた（2012 年度）。
- インドネシア，マレーシア，フィリピン，スリランカ，ジブチで海上保安支援を行った（2013 年度，2016 年度）。
- 海洋空間の安全に関わる行政官の能力向上のため，課題別研修「海上保安実務者のための救難・環境防災コース（2012 年度～2015 年度）」「海上保安政策プログラム（2015 年度）」を実施し，

海上保安に必要な各分野の理解向上とネットワークの構築に貢献した。マレーシアでは「海上保安実務能力及び教育訓練制度向上プロジェクト」によりマレーシア海上法令執行庁の能力強化を図った（2013 年度～2015 年度）。

- 海上保安政策の企画立案に係る高度な能力の養成を目的として政策研究大学院大学・海上保安庁・日本財団と協働で開始した「海上保安政策プログラム」によりインドネシア・マレーシア・フィリピン・ベトナムのミッドキャリア職員 8 名を受入れ，全員が修士号を取得し帰国した（2016 年度）。

・ 治安維持能力強化に向けた各種協力の実施

- ニジェール：治安維持能力強化に関する UNDP との連携案件を形成，実施した（2014 年度）。
- ブラジル：過去の協力の成果である「地域警察」の全国展開を目的としたプロジェクトを開始，交番制度の普及を促進した（2014 年度）。
- 本邦研修やインドネシアの技術協力プロジェクト等，サイバーセキュリティ能力向上を目的とした協力を実施した（2013 年度～2016 年度）。
- コンゴ民主共和国：組織能力強化に関する警察の幹部職員研修や元司法警察官の統合のための長期研修（3～6 か月）を実施，併せて UNDP との連携による普及担当官向け研修を実施し，警察機関の総体的な治安維持能力の向上を支援した（2014～2016 年度）。
- アンゴラ：地雷除去機関の機材管理能力強化のための専門家派遣（2012 年度，2014 年度），フォローアップとしてカンボジアでの研修（2015 年度）を実施した。
- カンボジア，ラオス：カンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）の活動に対し，機材更新のための支援を実施（2015～2016 年度）。またラオス，アンゴラ，イラクを対象とした研修を，この分野での国際的なリソース・センターとなりつつある CMAC の協力によりカンボジアで実施した（2012～2016 年度）。コロンビアにおいては CMAC との共催による地雷除去セミナーを開催し，両国のネットワーク強化と 2017 年度以降の研修開始に向けた準備に貢献した（2016 年度）。ラオスにおいては，CMAC との南南協力による計画策定能力や機材管理能力の強化に加え，データシステムや，事業の運営管理方法の改善等による，不発弾除去機関の能力強化を進めた（2012～2016 年度）。
- フランス語圏アフリカ（8 か国）：国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI[4]）の協力を得て，各国の警察官，検察官，公判判事，予審判事を対象とした刑事司法プロセスの適正化・効率化・迅速化，各国の自立的な刑事司法制度の改善に関する研修をコートジボワールで実施した（2015 年度）。各国の能力向上に加え，国境を越えた司法ネットワーク構築にも貢献した。また司法アドバイザー専門家の派遣によりコートジボワールの司法人材育成や被害者相談コールセンター設置を支援した（2015 年度，2016 年度）。
- コートジボワール：UNDP，国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO[5]）との連携に基づき警察官の能力強化研修を実施した（2014 年度）。
- マリ：国連 PKO ミッションの警察部隊と連携し，テロ・組織犯罪に関する研修を開催した（2016 年度）。

・ テロ対策関連協力の実施

- 課題別研修「国際テロ対策」（2012～2016 年度），「サイバー犯罪対処能力向上」（2015～2016 年

[4] United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
[5] United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo

度）を実施し，参加者間の協力関係の構築や情報交換を行った。

4. 信頼醸成・民族融和，民主化，コミュニティレベルでの紛争調停への支援

・ ボスニア・ヘルツェゴビナ：全国の総合高校 59 校の IT 教室を整備し，同分野の教員研修を実施して，IT 教育における 3 民族共通のカリキュラムの導入を推進，正式に認証され，これが他のカリキュラムの共通化モデルとされた（2015 年度）。この成果を受けて，初等・中等の体育教育カリキュラムの 3 民族共通化と，普及にかかる支援を開始した（2016 年度）。また，行政官が紛争中に対立した複数の民族に公平に生計向上事業を実施するよう，事業情報を住民へ開示するシステムを構築し，農業生産性の向上，受益者の所得向上，公平な受益者選定プロセスにより民族間の関係改善に寄与する支援を行った（2012～2016 年度）。

・ ウクライナ：「民主主義の回復支援パッケージ」として行政と立法の関係者を日本に招き，ウクライナの安定化と国内改革支援を実施した（2014 年度，2015 年度）。汚職対策・取締りを担う内務省，大統領府，国家汚職対策局，国家警察庁等の行政官 7 名を対象とした本邦研修を実施した（2016 年度）。

・ ネパール：紛争の影響により政治的な対立につながりやすくなっているコミュニティ内の争議事項を早い段階で民主的に解消することを目的とした「コミュニティ調停」を支援する技術協力を実施した結果，「コミュニティ調停ガイドライン」の政府内承認プロセスにつながった（2012～2016 年度）。

・ コソボ：地域における生計向上や農業振興等を担う行政官や NGO 職員を対象とし，アルバニア系・セルビア系双方から研修員を選んで本邦研修を実施。地方振興の事例を多数見学させ，帰国後の活動計画立案を指導したところ，帰国後，民族の垣根を超えた情報交換ネットワークが自主的に構築され，新たな交流・協働に向けた動きが形成された（2016 年度）。

・ コートジボワール：アビジャン都市圏で，2010 年の騒擾で多数の死傷者が発生した地域における信頼醸成のための支援展開を検討する中で，住民からの聞き取りを含む基礎調査を実施，紛争予防配慮を行うために必要な情報を整理し，案件の計画に反映した（2016 年）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定： A 根拠：紛争後，あるいは紛争の周辺国として様々な課題を抱えている国々において，紛争を再燃させないため，政府の基礎的能力の構築及び社会統合・エンパワーメントに向けた様々な取組を実施した。特に，地方行政の能力強化，社会資本の整備，コミュニティのレジリエンス強化に焦点を当てた取組を多くの国で展開し，またメディアの強化や民主化の促進，司法や警察・海上保安の能力強化，教育分野における民族融和促進，農村部における生計向上，コミュニティレベルでの平和的な紛争解決能力の醸成，産業振興，元難民の現地統合支援など，バリエーションに富んだ形で，各国のニーズをすくい上げて事業を実施した。 各案件の実施プロセスにおいては，公平性・透明性・包摂性への配慮を進めており，個別案件のレベルで具体的な成果が確認されるようになってきている。紛争予防配慮においては，包摂性や公平性，透明性等への配慮は特に重要であるため，ベースライン調査等を踏まえて，紛争を再発させない，あるいは積極的に平和と安定を構築するための配慮を行っている。また，係る視点を事業プロセスに確実に反映するため，機構内の作業要領を一部改訂する業務改善も行った。 アフガニスタン，イラク，ソマリアなど，安全対策上，邦人の立入りを制限している場合は事業実施の難易度が高いが，これまでの協力によって築いた先方機関との関係をいかし，あるいは国際機関・NGO 等との協力の下，第三国や本邦での会合・研修や，邦人の極めて短期の出張等の手段を駆使して事業を継続し，成果を上げた。特に，アフガニスタンに対しては本邦の大学に政府の中核人材を

受入，育成する事業「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE)」を実施し，88%の帰国研修員が政府に復職して活躍している。治安が悪化している状況下では，住民へのサービス提供の支援窓口をNGO等とする支援機関が多くなるため行政のサービス提供能力が相対的に低下し，住民から行政への信頼が失われることにつながりやすく，結果として国家の統治機能の更なる低下，社会の不安定を助長する可能性がある。行政を支える支援を継続的に行う機構の支援は，それを防ぐものとして先方政府より高く評価されている。

急激に増大したシリア難民を受け入れている周辺国に対する支援は，トルコ，ヨルダンを中心に，難民受入による財政やインフラの負荷軽減のための支援を推進した。2015年度に発生した欧州への大量のシリア難民の流入により，国際場裡でこれまで以上に活発に議論や検討が進められている人道危機対応への人道機関・開発機関の関与のあり方については，研究所にて研究を進めるとともに，DAC/INCAF（開発援助委員会・紛争と脆弱に関する国際ネットワーク)，世界人道サミット，TICAD VI等にて経験と知見を発信し，サイドイベントを他ドナー・国際機関と共催するなど，連携強化にも努めた。またシリア難民問題のみならず，アフリカにおける難民状況の長期化（ザンビア，ウガンダ等）や，南スーダン難民（主にウガンダ）への対応も進めた。

テロ事案の発生が増加傾向にある西アフリカ諸国を中心として，司法・警察分野での支援を強化し，個々の国々の能力強化だけでなく，捜査等に必要な近隣諸国間のネットワーク構築にも貢献している。テロ対策については，課題別研修での対応等で支援を行うほか，警察に対する研修を複数国で行った（コンゴ民主共和国，アフガニスタン，コートジボワール等)。また日本政府，機構が長年支援してきたカンボジア地雷除去センターは，この分野での国際的なリソース・センターに成長しており，独自にイスラエルから地雷犬チーム派遣依頼を受けるなど活動の場所を広げている。機構が支援する南南協力においても，イラクやアンゴラ，コロンビア等，経済的には上位の国を対象として質の高い研修を実施しており，各国から高い評価を受けている。

以上より，治安情勢等により現地での活動が制限されるなど事業実施の難易度が高い場合も多いなか，当該国の事情を踏まえて様々な分野に対して実施の工夫を伴って事業を実施して成果をあげたと判断されることから，全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

SDGsや日本政府の政策目標達成に向け，引き続き社会，人的資本の復旧・復興，基礎的社会サービスの改善とこれに資する政府機関の能力強化等を支援すべく，着実な事業形成と実施を行う。また，平和で安全な社会や国際環境の構築に向け，法執行機関等の機能強化や安全なサイバー空間の実現等に向けた支援や，難民・国内避難民の発生・長期化への対応にも取り組む。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

平和構築への取組については，期間を通じて，アフガニスタンやイラク等，安全対策上事業実施の難易度が高い地域において，これまでの協力において築いた先方機関や国際機関・NGO等との連携を行うとともに，第三国や本邦での会合・研修や，日本人職員等の短期出張等の手段を駆使して事業を継続し，成果を上げた。また，事業の対象分野もメディアの強化や民主化促進，司法や警察の能力強化など各国のニーズに沿った形で展開した。

特に，アフガニスタンに対しては日本の大学に政府の中核人材を研修員として受入れ，育成する事業において期間を通じて平均88%の研修員が帰国後政府に復職して活躍するという成果を上げ，困難な状況の中で社会の安定化に重点を置き，行政能力向上への支援を継続する機構の取組は，先方政府より高く評価されている。また，フィリピン・ミンダナオでは先方実施機関の能力向上支援を通じて，

元戦闘員や女性等にも平等に裨益される状況を構築したことで，これまでに農業指導を受けたことのない脆弱層に対しても生計向上の取組を実現するなど，困難な状況の中でのコミュニティレベルの生計向上の取組として評価される。

また，国際社会の関心が高く，近年急激に増大しているシリア難民への対応として，難民を受け入れている周辺国に対する支援を推進するとともに，人道危機対応への人道機関・開発機関の関与のあり方に関する研究，DAC/INCAF，世界人道サミット，TICADVI 等での積極的な対応を通じて，国際社会における人道支援分野での連携強化に貢献した。加えて南スーダン難民への対応も機動的に進めた。

また，テロ事案の発生が増加傾向にある西アフリカ諸国を中心とし，2015 年度に開始した司法・警察分野での支援では，個々の国々の能力強化に加え，捜査等に必要な近隣諸国間のネットワーク構築にも貢献している。

以上を踏まえ，安全上の制約が多く，事業の実施が他地域と比べても極めて困難な地域において，これまでの協力において築いた先方機関や国際機関・NGO 等との連携を行うとともに，第三国や本邦での会合・研修や，日本人職員等の短期出張等の手段を駆使して事業を継続的に実施し，日本政府の政策の実施に貢献したことを重視し，加えて 2012 年度のイ評定を含む全ての年度においてＡ評定相当以上と計画を上回る成果を上げていることから，全体として所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞

公平性，透明性，包摂性等に配慮しつつ，特に難民・国内避難民に関係する取組においては，人道支援と開発協力のそれぞれの強みをいかした連携に留意して取り組むことが期待される。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.5	事業マネジメントと構想力の強化
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針，持続可能な開発目標（SDGs）実施指針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
外務省に共有・説明を行う事業計画作業用ペーパー数					新規	130	116
国別分析ペーパー策定数（累計）	◎50 か国程度	10 (2011)	20	31	39	49	52

◎中期計画で設定している評価指標（各年度で詳細な目標値を設定）

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

（２）事業構想力・情報発信力の強化

（イ）事業構想力の強化

（ｉ）我が国の ODA は，国際社会の平和と発展に貢献し，これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的としていることを踏まえ，現地 ODA タスクフォース等を通じ，各国との友好関係や人の交流の増進，国際場裡における我が国の立場の強化等，我が国外交政策を戦略的に展開していく上での ODA の積極的な活用を図る。

（ⅱ）（略）

（ⅲ）多様化・複雑化する開発ニーズについて，国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー，課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。

（ⅳ）各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し，事業関係者の間で共有し，効果的な活用を推進する。

（ⅴ）ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業や NGO との対話を強化し，現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

中期計画

（ホ）事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- 国・地域別の分析，課題・分野別の実施指針等に基づき，技術協力，有償資金協力，無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。
- より戦略的，効果的かつ効率的に案件を実施するために，事業成果をとりまとめ，内外に発信するとともに，事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底する。
- 事業実施に当たり，個人，組織，制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し，途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。
- 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し，三角協力を戦略的に実施し，その知見の蓄積・発信に努める。

（２）事業構想力・情報発信力の強化

（イ）事業構想力の強化

（ｉ）多様化・複雑化する開発ニーズについて，国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー，課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。

（ⅱ）各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し，事業関係者の間で共有し，効果的な活用を推進する。

（ⅲ）ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業や NGO との対話を強化し，現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

具体的には，

- 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し，課題解決のためのアプローチとして，国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに 50 ヶ国程度）及び分野・課題別

の分析・実施指針等の策定を促進する。 ● 戦略的な事業を実施するために，相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し，援助機関としての専門性を強化する。 ● 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し，現地 ODA タスクフォースにおいて知見，経験及び情報の共有を行う。
主な評価指標 指標 5-1　戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況 指標 5-2　事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況 指標 5-3　総合的能力開発（CD）支援の推進状況 指標 5-4　三角協力の取組状況 指標 5-5　国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況 （定量的指標）国別分析ペーパー策定数（累計） 指標 5-6　国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況 指標 5-7　機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況 指標 5-8　現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

３－２．業務実績

指標 5-1　戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

1. プログラム・アプローチの推進

・「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」の改訂やプログラム計画書による政府と中期的な協力計画を共有するための枠組みの確立によりプログラム・アプローチを推進するための基盤を整備した（2012 年度）。また，2014 年度に機構評価部が実施したテーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」の結果を踏まえ，当該ガイドラインを再度改訂した（2015 年度）。

・地域別中期的予算計画及び案件形成時の外務省と機構間の合意形成手順の明確化により，事業計画作業用ペーパーに基づく 3～5 年の見通しに基づく計画的な案件形成を促進し，協力プログラム及びプロジェクトの戦略性・予見性を高める取組を行った（2013 年度～2016 年度）。

- ➢ モンゴル：政権交代を踏まえた外務省の国別開発協力方針の改訂に際し，機構の JICA 国別分析ペーパー（JCAP）の改訂の内容・時期を外務省とすり合わせた。結果，機構提案の協力の方向性（案）が「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017-2021 年）」に反映されたほか，モンゴル政府や主要ドナーと今後の協力の方向性に係る共通認識が形成された（2016 年度）。

・優先的に戦略性の強化を図る 158 の「強化プログラム」を設定した（2014 年度）。「強化プログラム」を設置している国を中心に，外務省と協力プログラムレベルでの今後の事業展開に関する意見交換を開催し，事業計画作業用ペーパーに基づく事業展開の方向性の議論を深化させた（2014～2016 年度）。

・栄養分野については，マルチセクターでの協力の必要性を受け，日本国内の「栄養改善事業推進プラットフォーム」や，NEPAD 等とともに栄養改善イニシアチブ（IFNA）を立ち上げた。また，ゲイツ財団との業務協力覚書の締結や機構のボランティアや専門家等と「栄養改善パートナー」を発足し，国際的な栄養改善に貢献するための戦略的な事業推進体制を構築した（2016 年度）。

・技術協力，無償資金協力，有償資金協力などを組み合わせたプログラム・アプローチの形成・実施に加え，開発途上国のニーズへの部署横断的な取組の推進や新制度の適応，緊急的なニーズに対する機動的な対応，政策レベルへの働きかけ，機構以外の関係者や事業との連携等により，より戦略性の高いプログラム形成・実施を行った。

- ➢ ミャンマー：2011 年 3 月に発足した新政権に対する新たな経済協力方針に沿い，相手国の様々なステークホルダーとの対話を重ね，短期間で大規模かつ包括的な支援策を取りまとめ，迅速な事業形成につなげた（2012 年度）。また，部署を横断する「ミャンマーチーム」を設置し，

緊急課題から中長期的課題に対応する複層的な支援計画の作成・実施による国づくり支援を展開した（2013 年度～2015 年度）。

- フィリピン：部署横断的なフィリピン台風災害対策支援本部を立ち上げ，緊急援助から復旧・復興支援まで迅速で継ぎ目のない課題横断的な支援を実現した。また，プログラム型の無償資金協力や復旧スタンド・バイ借款等，新制度の適応により被災地の支援ニーズの変化に迅速に対応する事業実施を実現した（2013 年度，2014 年度）。
- エボラ出血熱：10 部局から構成される対策本部を立ち上げ，緊急援助と周辺国の準備態勢強化のための支援を一体的に実施した（2014 年度）。
- ネパール：2015 年 4 月に発生したネパール大地震において，「第 3 回国連防災世界会議」で採択された「仙台防災枠組」に則り，“Build Back Better”をコンセプトとした事業展開の方向性をネパール政府にいち早く提案し，ネパール政府の復興計画の策定・実施に貢献した。また，様々な援助手法から構成される中長期的な復興支援事業を構想し，既存案件も活用しつつ緊急援助から復旧・復興まで迅速かつ切れ目のない支援を実施した（2015 年度）。
- インド：高速鉄道建設事業では事業の詳細設計，安全認証制度の整備や技術基準，駅や駅周辺の開発計画等の策定といった支援に加え，中長期的な観点から不可欠と考えられる高速鉄道の運用等に関する人材育成や日印の協力体制構築にも留意し，技術協力や等の各種スキームを活用しながら一体的に取り組んだ（2016 年度）。
- ガーナ:「アッパーウエスト州母子保健サービス強化プログラム」に係るプログラム評価を通じ，プログラムの目的達成状況や各事業形態間や政策・現場間の相乗効果の発現，同国政府政策への貢献状況等を確認した。指標設定や案件選定の改善等の教訓・示唆を踏まえ，今後の案件形成に活用した（2016 年度）。

指標 5-2　事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

1. SDGs 達成に向けた取組の発信

・SDGs ポジション・ペーパーをいち早く策定・公開し，国際会議や国内外の説明会やイベントを通じ，機構の SDGs への取組を発信して SDGs への理解を促進した（2016 年度）。

- 産学官や市民社会との情報・意見交換の実施（東京サステナブル会議，科学技術外交アドバイザリー・ネットワーク主催会合，SDGs 市民社会ネットワーク主催イベント，吉本興業での講義）
- 社会貢献債（JICA 債）の投資家に対する理解促進
- TICAD VI，ダボス会議等の国際会議（4 件）や UNDP との民間連携セミナー等の国内イベント（26 回）

・SDGs 関連テーマ発信：SDGs の中で日本が重視してきた「UHC」，「防災」等の発信強化，新たな課題（「栄養」）の発信への取組（2015 年度）。

2. 事業成果の発信

・国際会議等の機を捉えた事業効果の効果的な発信

- 国際協力 60 周年や「第 3 回国連防災世界会議」，日本・ASEAN 友好協力 40 周年等の機会を捉えた国内外への成果発信を行った（2013 年度，2014 年度）。
- TICAD VI では，機構理事長の議事進行により，ハイレベルな登壇者を迎えたパネルを開催し，ナイロビ宣言に基づいた支援実施の必要性を強調した（2016 年度）。

・開発途上国や地域機関と連携した発信

- ➢ インドネシア新政権移行直後の政策フォーラム，ミンダナオ平和構築セミナー実施（2014 年度）
- ➢ エチオピア政府との政策対話での農業・農村開発政策セミナーを共催（2016 年度）
- ➢ 中米統合機構（SICA）との直接対話を通じた地域協力を推進してきた結果，中米経済統合プロセスへの貢献・功労者勲章（通称：ジャガー勲章)」が機構に授与された（2016 年度)。

・ジャパンブランドとしての整理・発信・展開：日本や機構のこれまでの経験，開発課題に対する貢献内容などコンセプトを整理した上で対外発信リーフレットを作成し，グローバル展開した事業成果についても積極的に発信した。特に，アフリカ病院改善，ザンビアでの授業研究の取組は 2015 年度に DAC 賞ファイナリストとして表彰された。(2014 年度～2016 年度)。

・国際協力 60 年の取組を踏まえた援助機関としての開発協力大綱策定支援（2014 年度)。

・「ODA 見える化サイト」の掲載情報の拡充による事業成果の発信力強化（各年度)：(指標 13-4 参照)

3. PDCA サイクルの強化（指標 19-2 参照）

・教訓のナレッジ化を含む過去の類似案件からの教訓活用の徹底等による PDCA サイクルの強化（各年度）

指標 5-3　総合的能力開発（CD：Capacity Development）支援の推進状況

1. CD の概念と重要性の普及

・開発協力の効果向上の議論の進展を踏まえたマニュアル，執務参考資料等の整備や職員，専門家等内外の関係者に対する研修を着実に実施している（各年度)。

2. CD の視点を反映した優良事例

・開発途上国側の主体的なキャパシティ・アセスメント能力の向上，複数スキームを組み合わせた包括的なプログラム型協力，戦略的に絞られたターゲットに対する能力向上等を支援した。主要事例は以下のとおり。

- ➢ 法・司法制度改革支援プロジェクト　フェーズ 1，2（ベトナム）(2012 年度)
- ➢ 大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（2013 年度)
- ➢ ラオス母子保健改善プログラム（2015 年度)
- ➢ ハノイ市都市鉄道規制機関強化及び運営組織設立支援プロジェクト（ベトナム）(2015 年度)
- ➢ 南南協力実施能力強化プロジェクト（フィジー）(2016 年度)
- ➢ 地方開発計画策定・事業実施能力強化（ホンジュラス）(2016 年度)

3. 事例分析の蓄積

・研究プロジェクト「事例分析に基づく CD アプローチの再検証」のフォローアップとして，4 件の国別 CD 事例分析を実施した（2014 年度)。

指標 5-4　三角協力の取組状況

1. 機構の三角協力に関する取組や知見の積極的発信

・国際機関との連携により，南南協力や三角協力に関する研究や国際会議での発信を行った。

- ➢ 国連南南協力事務所（UNOSSC：United Nations Office for South-South Cooperation）等との共同事例研究を含む三角協力関連の報告書を 4 冊発刊した（2012 年度～2014 年度，指標 7-1 参照)。
- ➢ 国連や OECD が主催する国際会議で理事長を含む役職員が三角協力に関する事業・研究成果を発

表した（各年度）。

- 機構が南南協力賞を受賞，また，以下のような機構の事業が優良事例として表彰される等，機構及び機構の事業が国際社会で高く評価された。
- 国連南南協力 EXPO2012（ウィーン）で機構が南南協力賞を初受賞した。「きれいな病院」プログラム及び「対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト」が優良事例としてソリューション賞を受賞（2012 年度）
- 国連南南協力 EXPO2014（ワシントン DC）にてアンゴラにおけるブラジルとの保健分野の三角協力事業が「グッド・プラクティス賞」を受賞（2013 年度）
- 「5S-KAIZEN を適用した病院改善アプローチ」が OECD より「DAC 賞ファイナリスト」として表彰された（指標 1-1「保健」，指標 6-1 参照）。(2015 年度)

・SDGs 実施における三角協力の重要性を発信した（指標 6-2 参照）。(2016 年度)

- 国連が発行した事例集「持続的開発のための南南・三角協力の優れた取組」で，SDGs の各ゴールに貢献する事例として機構の 3 事業が取り上げられた（2016 年度）。

2. 新興国や地域周辺国との連携による効果的な三角協力の実施（各年度）

- TICAD V 支援策への貢献：アフリカ稲作（フィリピン，タイ，エジプト），アフリカ森林保全（ボツワナ，カメルーン），アフリカ産業人材育成（エチオピア，マレーシア等），モザンビーク農業（ブラジル），アンゴラ保健（ブラジル），ジブチ保健（モロッコ），ザンビア教育（マレーシア）等
- 防災の主流化：エルサルバドル耐震建築（メキシコ），中南米の防災人材育成（チリ）
- 平和構築：アフガニスタン農業・警察（イラン，トルコ，メキシコ），パレスチナ（東アジア）
- 都市化への対応：中南米の都市計画分野（コロンビア），アジアーアフリカ間の都市開発に関する経験共有
- 南南・三角協力実施に関する能力強化支援：UNOSSC－ブラジル開発庁との連携による能力強化研修の実施，モロッコ等に対する能力強化支援，フィジーの太平洋地域での技術協力支援

指標 5-5　国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

1. JICA 国別分析ペーパー（JCAP）の策定

・2016 年度末時点で累計 52 か国を策定しており，中期目標期間中に目標値（累計 50 か国）を上回った。

・新規策定，改訂に関する適切な進捗管理のため，組織全体での四半期ごとの策定状況のモニタリング及び進捗状況に応じた個別ヒアリングを実施した（2014 年度～2016 年度）。

・策定過程で日本政府，相手国政府，他ドナー，NGO，民間企業等と協議，意見交換した（各年度）。

・質の向上に向け，内部セミナー，作成要領の改訂等により JCAP 策定国の経験等を共有した（2014 年度，2015 年度）。

・SDGs へ貢献する姿勢を示すべく JCAP 策定ガイドラインを改訂し，4 か国の JCAP へ反映（2016 年度）。

2. 国別分析ペーパーの活用

・外務省による国別援助方針策定の際に参考資料として活用された（各年度）。

・JCAP で示された分析，協力の方向性に基づき，新規案件の検討がなされた（各年度）。

・外部関係者と積極的に共有した結果，機構事業や協力の方向性に対する理解向上や，協力の着実な実施につながった（各年度）。代表的な具体事例は以下のとおり。

- ボリビア：策定過程においてボリビア政府及び他ドナーと意見交換を行い，効果的な支援アプローチを検討するとともに，世銀との意見交換を機に防災分野における連携の検討を促進した（2014 年度）。
- ニカラグア：策定過程において先方政府と意見交換を行い，協力プログラムの戦略性強化に向けた検討を促進した（2015 年度）。
- コートジボワール：策定過程で既存案件の実施機関ではない省庁とも対話の機会を設け産業・商業セクターの最新の開発計画と構想の情報を入手し，課題及びセクター分析の質の向上につなげた（2015 年度）。
- モンゴル：(指標 5-1，1.参照)

指標 5-6　国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

1. 組織全体及び分野・課題別の各種戦略文書における SDGs に向けた対応

- SDGs ポジション・ペーパー（総括編及びゴール編）の作成（2016 年度）
- SDGs 実施指針策定への貢献：日本政府の SDGs 推進円卓会議に構成員として参画し，SDGs 実施指針の施策へ機構が重視する取組が反映された（2016 年度）。
- 国・地域レベルの SDGs に係る計画策定支援：インドネシア政府による SDGs 計画策定支援の開始，アフリカ 54 か国をカバーするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画策定支援の実施（2016 年度）

2. 地域別・国別戦略の作成と活用

- アフリカ，ASEAN 向け事業方針を提案し，TICAD V や日・ASEAN 首脳会談に貢献した（2012 年度，2013 年度）。
- ASEAN 共同体発足に向けた長期ビジョンやカリブの小島嶼国の脆弱性の分析を行った（2014 年度）。
- 「日メコン産業開発ビジョン」や「産業人材育成協力イニシアティブ」といった東南アジア地域における日本政府施策の策定プロセスに貢献した（2015 年度）。
- 日刊建設工業新聞への分野・課題別，国・地域別インフラ整備支援の知見と動向に関する寄稿及び書籍『新興国のインフラを切り拓く』の発刊（2015 年度）。
- アフリカでの栄養改善の取組方針を「IFNA 宣言」としてまとめ，TICAD VI 等で公表（2016 年度）。

3. 課題別指針等の作成と活用

・課題別指針やポジション・ペーパー等の作成を進め，協力方針等の検討の質の向上を図るとともに，外部公開や国際会議等での情報発信に活用している（各年度）。代表的な事例は以下のとおり。

- 防災分野のポジション・ペーパーの改訂と「第 3 回国連防災世界会議」での知的貢献への活用（2014 年度）
- 障害者権利条約批准等を機とした課題別指針「障害と開発」の改訂（2014 年度，2015 年度）
- 国連 SDGs サミット，国連気候変動枠組条約 COP21 開催を契機とした，「教育協力」，「森林・自然環境分野」ポジション・ペーパーの改訂（2015 年度）

指標 5-7　機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

1. 機構内のナレッジの蓄積・活用（各年度）

- ナレッジの恒常的な蓄積と組織横断的な共有･活用並びに職員の専門能力強化のため，19 分野・課題のナレッジマネジメントネットワーク，職員向けコアスキル研修「JICA アカデミー」を立ち上げた。また，職員等による業務の質の向上や革新的な取組を推進するための表彰制度を導入した（2013 年度）。
- 「ナレッジマネジメントネットワーク連絡会」開催を定例化した（2014 年度～2016 年度）。

2. 新しい課題への対応能力の強化

- 「2030 アジェンダ」の検討と採択を踏まえ，ナレッジマネジメントネットワークの分野・課題にまたがる横断的な取組を促進し，新たな開発課題（栄養等）に対する組織的対応能力を強化した（2014 年度，2015 年度）。
- 国連サミットでの SDGs 採択を受け，職員等の理解促進のための勉強会等の各種取組を実施した（2015 年度）。
- SDGs ポジション・ペーパーを研修等により組織内へ周知。また，産学官・市民社会との情報・意見交換を活発に行い，SDGs 達成のためのパートナーシップを醸成した。(2016 年度)

指標 5-8　現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

・現地 ODA タスクフォース及び拡大 ODA タスクフォースに積極的に参画した（各年度）。
・機構の知見・経験・情報の共有を通じ，参加メンバーとの一層の連携強化を行い，事業の開発効果の向上に貢献した（各年度）。
・要望調査に関する現地 ODA タスクフォースの機能強化と業務効率の向上を目的として，各国事例の情報共有を行う遠隔セミナーを開催した（2015 年度）。
・西アフリカ成長リング回廊戦略的マスタープランに係る拡大 ODA タスクフォースを実施し，そのフォローとしてアフリカ地域の回廊計画に係るセミナーを開催した（2015 年度，2016 年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：技術協力，無償資金協力，有償資金協力などを組み合わせた約 160 の「強化プログラム」の設定，形成，並びに，事業計画作業用ペーパーの作成を通じて外務省との事業展開の方向性に係る検討を促進させた。JICA 国別分析ペーパー（JCAP）についても 52 か国分を策定し今中期目標期間の定量的指標の目標値（累計 50 か国）を達成した。特に，2016 年 7 月に政権交代のあったモンゴルに対しては，JCAP 改訂を通じて機構より新たな協力方向性（案）を提案し，「日本とモンゴルの中期行動計画」の内容に反映された。さらに，日本や機構の強みを活用したジャパンブランド等の分野・課題別の分析・実施方針を策定・改訂し，国際会議等で MDGs・SDGs や日本の政策に関連した事業成果の発信を強化した。2016 年には，第 10 回母子手帳国際会議を主導し，WHO との母子手帳の国際ガイドライン化を推進したほか，エチオピアとの長年の政策対話の成果や政策事例集を取り纏め，投資促進や輸出振興等に係る実務支援を含めた産業政策対話に発展させた。また，TICAD V，平和構築等の重要な課題において，新興国や地域周辺国との連携による効果的な三角協力を行った。 　特に，SDGs 達成への取組方針を国内外へ発信すべく，SDGs へ貢献する意義，日本・機構の知見・経験をいかせるゴール及び実施方法を示したポジション・ペーパーを策定し，TICAD VI 等の国際会議や産学官や市民社会との情報・意見交換の場等で発信するとともに，日本政府の SDGs 推進本部によ

る SDGs 実施指針作成に対し，SDGs 推進円卓会議の構成員として参画し，機構の重視する取組が反映された。また，SDGs 達成に向けて今後重要な取組となる SDGs グローバル指標の策定に係る国際的議論への参画（防災，水・衛生，法制度），開発途上国の SDGs 計画策定支援（インドネシア），アフリカ 54 か国をカバーするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画策定支援を行ったほか，SDGs ターゲット 17.3（追加的資金源の動員）の具体的な取組として社会貢献債（JICA 債）を位置づけ，また，吉本興業への講義等これまで接点のなかった業界との協力関係を強化する等の先進的な取組を行った。その他，機構内でもナレッジマネジメントネットワークでの共有を通じ，SDGs 達成に向けた取組の推進や，課題横断的な新たな課題（栄養等）への対応能力を強化した。

事業の戦略性，構想力，情報発信力の強化に当たっては，相手国政府や外務省をはじめとする多様なアクターとの対話を推進しながら取り組んだ。特に，ミャンマーの国づくりやエボラ出血熱への対応，フィリピンやネパールでの災害，ガーナの母子保健に対しては，機構全体でシームレスかつ様々なスキームを組み合わせたプログラム・アプローチを展開したことに加え，組織一体的な事業方針の作成・実施や，開発途上国のニーズに的確に対応するための新制度の適用等による機動的な対応，政策レベルの働きかけによる相手国政府政策への機構方針の反映，プログラム評価を踏まえた案件形成等を通じ，より戦略性の高いプログラム形成と運営を行った。また，栄養分野では IFNA 等の国内外の連携基盤の立上げに主導的な役割を果たしたほか，インドの高速鉄道輸出事業では，中長期的な開発の視点や日印の協力体制の構築にも留意し，各種スキームを戦略的に活用する創意工夫を行った。

SDGs 達成に貢献しうる手段として重要性が高まっている三角協力の推進については，機構は国際社会におけるトップランナーの一機関と目されており，DAC 賞や国連の南南協力賞を受賞するなど，対外的な評価を通じて目標を上回る成果を上げている。

以上により，法人の活動により，全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

SDGs への貢献を明確化する等した戦略的なプログラム・アプローチを推進し，事業の予見性とインパクトの向上を図る。その際，SDGs ポジション・ペーパーも活用し，企業，大学等マルチステークホルダーとの連携強化及び協力プログラム等の取組やその成果の国際的な発信に取り組む。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

戦略性の高いプログラム形成に向けた取組については，技術協力，無償資金協力，有償資金協力などを組み合わせた 158 の「強化プログラム」の設定，形成並びにそれらも活用した事業展開の方向性をまとめた事業計画作業用ペーパーを作成（2015 年度 130 か国分，2016 年度 116 か国分）し今後の事業展開に関する外務省との議論を深化させた。具体的には，ミャンマーへの包括的な協力実施，西アフリカで発生したエボラ出血熱への対応，フィリピンやネパールでの災害対応や，ガーナの母子保健に対しては，機構全体で様々なスキームを組み合わせたプログラム・アプローチを展開し，組織一体的な事業方針の作成・実施や，開発途上国のニーズに的確に対応するための新制度の適用等による機動的な対応，相手国政府政策への機構方針の反映，プログラム評価を踏まえた案件形成等，より戦略性の高いプログラム形成・運営を行った。また，栄養分野では IFNA 等の立ち上げを主導したほか，インド高速鉄道では，中長期的な視点や日印の協力体制にも留意し，各種スキームを戦略的に活用する創意工夫を行った。

事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組については，日本や機構の強みを活用した開発協力にまつわる「ジャパンブランド」を取りまとめ，これらも用いて国際会議等で MDGs・SDGs や日本の政策に関連した事業成果の発信を強化したほか，エチオピアでは長年の政策対話の成果や政

策事例集を取りまとめ，産業政策対話に発展させたことが評価される。また，これまでの事業実績を基に，2015 年 2 月に発表された「開発協力大綱」策定の議論に大きく貢献した。

総合的能力開発（CD：Capacity Development）支援の推進については，開発協力の効果向上の議論の進展を踏まえたマニュアル，執務参考資料等の整備や職員，専門家等内外の関係者に対する研修を着実に実施した。また，事例分析の蓄積にむけ，国別の事例分析を行った。

三角協力の取組については，機構は国際社会におけるトップランナーの一機関としての地位を築いており，DAC 賞や国連の南南協力賞を受賞するなど，対外的な評価も得ている。

国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組については，52 か国分を策定し，今中期目標期間の目標値（累計 50 か国）を達成した。また，既に策定された国別分析ペーパーは，外務省が国別援助方針を策定する際に参考資料として活用したほか，被援助国や他ドナー等外部関係者とも積極的に共有した結果，機構事業や協力の方向性に対する理解向上や，協力の着実な実施に貢献した。特に，2016 年 7 月に政権交代のあったモンゴルに対しては，JCAP 改訂を通じて機構より新たな協力方向性（案）を提案し，「日本とモンゴルの中期行動計画」の内容に反映された。

国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進については，SDGs 達成への取組方針を国内外へ発信すべく，ポジション・ペーパーを策定し，TICAD VI 等の国際会議等での場で発信するとともに，日本政府の SDGs 推進本部による SDGs 実施指針作成においては，SDGs 推進円卓会議の構成員として参画し，機構の重視する取組が同指針に反映された。また SDGs グローバル指標の策定に係る国際的議論への参画（防災，水・衛生，法制度），開発途上国の SDGs 計画策定支援（インドネシア），アフリカ 54 か国をカバーするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画策定支援を行うなど，SDGs 達成に向けた取組の国際的潮流の形成に貢献している。

機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組については，機構内部での研修の強化や，職員等による業務の質の向上や革新的な取組を推進するための表彰制度の採用等により機構内のナレッジの蓄積・活用を促進した。また，SDGs 達成に向けた取組の推進や，課題横断的な新たな課題（栄養等）への対応能力強化にも取り組んだ。

現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有については，各国で開催される現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し，機構の知見・経験・情報の共有を行うことで，参加メンバーとの連携強化，事業の開発効果の向上に貢献した。

以上を踏まえ，事業実施機関の知見や経験を基に，SDGs を始めとした我が国の開発協力政策の策定・実施及び国際潮流の形成に大きく貢献していることに加え，三角協力に係る対外的な評価を得る顕著な成果を上げており，目標期間中も過半の年度においてＡ評定相当の目標を上回る成果を上げていることから，全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞

SDGs の実施に貢献するため，PDCA サイクルを徹底し，これまでの事業から得られた教訓や知見の集積・分析に一層取り組むとともに，策定した SDGs に係るポジション・ペーパーも活用し，事業構想力を一層強化していくことが期待される。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

・事業マネジメントと構想力の強化については、期間実績としては「B」または「A」と理解するが、2016 年度の SDGs のポジション・ペーパー策定のイニシアティブ、また質の高いインフラにおけるスキーム間連携（インド高速鉄道）、ジャパンブランドやプログラム化への取組、南南協力の拡充、JICA 債発行を契機とした広報や事業評価との連携など、直近の努力を評価して、（今後への期待をこめて）

「A」としてよいと考える。ただし、次期の中期目標期間において、「強化プログラム」について現場で政策インパクトを高めるために、政策人材や専門性をもつ JICA 中堅・シニア職員の活用・配置に一層取り組んでいただきたい。こうした点を評価できる指標を設けることを検討いただきたい。
・マネジメントと構想力が 5 年通しで見ると、低迷している。2016 年度の A 評価は果たしてその通りか疑問が残る。組織にとって、マネジメントと構想力は、より基本的な課題であるから、大きな改革が求められる。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.6	国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針，国際保健外交戦略，平和と健康のための基本方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
役員等が重要な国際会議・イベント等でスピーチ，登壇した回数			27	28	29	30	31
中国・韓国・タイ等の定期協議や関連会議参画数			4	5	10	11	11

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ２．（２）（イ）事業構想力の強化 （ii）国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて，地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに，国際社会の議論のリードに貢献する。また，国際社会と足並みを揃えつつ，我が国が主導する援助政策・アプローチを広め，我が国の存在感を高めるため，国際機関，新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。
中期計画 １．（２）事業構想力・情報発信力の強化 （ロ）国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 （第一段落は中期目標と同内容につき省略） 具体的には， ● より効果の高い援助の実現に向け，機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し，国際援助潮流，各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに，地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め，地球規模課題等の課題解決に寄与する。 ● 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し，三角協力を推進するとともに，援助協調の枠組への橋渡しを行う。
主な評価指標 指標 6-1　国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況 指標 6-2　新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況 指標 6-3　国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 6-1　国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

1．新たな援助潮流の形成に向けた議論への貢献

・「ポスト 2015 年開発アジェンダ」等の新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中，日本政府が主導する援助政策，アプローチを国際社会に広めるため，事業や研究の成果を踏まえた知的発信を組織全体で推進した。特に 2014 年度においては，ポジション・ペーパーを作成し，理事長等による国連事務総長特別顧問への働きかけや，国際会議等における以下の重要テーマに関する主張を行い，政府間交渉の基礎となる文書（SDGs オープン・ワーキング・グループ（OWG）報告書，国連事務総長統合報告書）に日本政府・機構が重視する考え方が反映された。その結果，2015 年 9 月の国連サミッ

トで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下，2030 アジェンダ）にもこれらの考え方が盛り込まるに至った。

- 人間の安全保障：「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に関するハイレベル報告書に，人間の安全保障の考え方が反映された（2012 年度）。また，国連総会時の MDGs セミナーで理事長より人間の安全保障の有効性を発信した（2013 年度）。SDGsOWG 成果文書では「人間中心の開発（people-centered approach)」，その後 2030 アジェンダでは「人間中心（people-centred)」という中心的概念として採用された。
- 防災の主流化：防災の考え方が国連の「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に関するハイレベル報告書に反映された（2012 年度）。世界防災閣僚会議，ADB 総会，欧州連合（EU: European Union）と UNHCR による共催セミナー，日本・世銀防災共同プログラム設立記念シンポジウム等でレジリエントな社会の構築に向けた取組の重要性を発信した（2012，2013 年度）。また，「第 3 回国連防災世界会議」成果文書の策定作業への貢献や各種会合で発信を行った結果，SDGsOWG 成果文書及び 2030 アジェンダでは，SDGs ゴール 1（貧困撲滅）同ゴール 2（飢餓/栄養），同ゴール 11（都市）の各ターゲットとして位置付けられた（2014 年度，2015 年度）。
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）：UHC 国際会合等で UHC 実現に向けた政治的リーダーシップと公平性の確保，保健人材強化等の重要性の議論に理事長等を筆頭に参加した（2013 年度）。また，世界銀行総会や WHO 総会等の国際会議やサイドイベントにおいて，UHC の推進を「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の主要アジェンダにすべきとする主張を行った。さらに，保健指標モニタリング方法の検討では，WHO 事務局長の下に結成された「保健指標のモニタリングの効率化に係るエキスパート・グループ」に機構の専門員が参画し議論に貢献した。現場レベルでは，ケニアにおいて「UHC の達成のための保健セクター政策借款」を世界銀行等と共に主導して実施している（2014 年度）。これら一連の取組の結果，SDGs ゴール 3（健康/福祉）のターゲットに UHC が位置付けられた。
- 持続可能な都市開発：IDB と中南米・カリブ地域の振興・持続的都市開発に関する覚書に署名した（2013 年度）。また，SDGsOWG 第 7 回会合にてサイドイベントを日本政府，フランス政府，OECD 等と共催し，議長サマリーを SDGsOWG 本会合にて発表するなどした結果，持続可能な都市開発は，単独の目標（SDGs ゴール 11）として SDGsOWG 成果文書及び 2030 アジェンダで明記された（2013 年度～2015 年度）。

・2015 年 9 月の国連サミットでの 2030 アジェンダの採択に際して人間の安全保障，防災，UHC 等の公式会合及び五つのサイドイベントで発信し，日本政府・機構が重視する考え方の反映を確実にした（2015 年度）。

・2030 アジェンダの実施とモニタリングでは，日本政府の SDGs 推進本部の下で開催された SDGs 推進円卓会議に構成員として参画し，同会議で協議された SDGs 実施指針へ機構の開発協力の知見に基づくインプットを行った。（2016 年度）。

・国際社会に向けては，TICAD VI やダボス会議等国際会議において役員により機構の SDGs への取組を発信した。また，SDGs グローバル指標策定プロセスにおいて，防災，水・衛生，法制度等の分野に係る国際会議へ参加し，インプットを行った。（2016 年度）

・開発途上地域の SDGs 実施・モニタリングへの貢献：インドネシアの SDGs のナショナルターゲット・指標の設定とそれらの達成のための行動計画及びモニタリング・評価メカニズムの策定を支援する調査を開始したほか，ルワンダに設立された国際機関「アフリカ地域持続可能な開発目標センター」の

活動計画策定を支援するとともに，同センターの開所式に機構理事が登壇し，アフリカ地域の SDGs 達成に向けた機構の協力方針を発信した（2016 年度）。

2. ODA の定義や開発資金に関する議論への貢献

・ODA の定義（ソブリン向けローン，民間セクター向け支援ツール）の見直しに関する技術的議論の取りまとめ，日本政府の対処方針策定にインプットして貢献した（2013 年度～2016 年度）。

・OECD/DAC 統計作業部会の副議長に機構職員が二期続けて立候補・当選し，新たな ODA 定義に関する議論の取りまとめ役を担った（2016 年度）。

・2014 年の OECD/DAC のハイレベル会合における ODA 借款の譲許性の新定義の合意に際しては，フランス，ドイツ，韓国等の協調を通じた議論の適切な牽引に貢献した（2014 年度）。

・2016 年のハイレベル会合に向けた議論にも貢献し，民間セクター向け支援等において日本の主張が反映された（2015 年度）。

3. その他重要な国際会議等への積極的な参加と発信等による国際援助潮流形成への貢献

- 質の高いインフラ：ADB との「質の高いインフラパートナーシップ」での連携を促進するとともに，米州開発銀行（IDB），アフリカ開発銀行（AfDB），世銀と共に，国際会議等で機構の支援メニューや具体的な協力事例を基に発信した（2016 年度）。
- 防災：「世界防災閣僚会議 in 東北」を日本政府と共催した（2012 年度）。また，第 3 回国連防災世界会議については，準備委員会から本会議までの一連の協議や議論に機構専門員等が専門的見地から貢献し，サイドイベントの開催等を通じ，防災の主流化や防災事前投資，より良い復興（Build Back Better）等の重要性を発信・普及した。その結果，2015 年 3 月の本会議で合意された成果文書「仙台防災枠組 2015－2030」に日本政府及び機構の考え方が十分反映された。なお，国連国際防災戦略事務局（UNISDR）と業務協力協定に署名し，同枠組の実施や防災の事前投資等の促進に向けた協力について合意した（2014 年度）。防災グローバル・ターゲットに係る指標・用語集の議論をリードし，36 のグローバル指標の合意に貢献した（2016 年度）。
- UHC：2030 アジェンダ採択後となる初めての大規模な UHC 国際会議を共催し，国内外の政府・国際機関代表等約 300 人による議論を促し，2016 年の G7 伊勢志摩サミットや TICAD VI における日本のリーダーシップ発揮の布石を築いた（2015 年度）。TICAD VI では UHC in Africa の立上げを主導するとともに，第 10 回母子手帳国際会議等を開催した（2016 年度）。
- TICAD：2013 年 6 月の TICAD V（横浜）では，過去 20 年間の日本のアフリカ開発を考察し，具体的支援策や目標設定に関し日本政府に提言した。また，サイドイベント 19 件を主催・共催し，調査・研究の成果をいかして会議の成功に貢献した。2014 年 5 月にはカメルーンにて TICAD V 閣僚会合が開催され，AfDB 等との共催にて OSBP シンポジウムを開催し，広域インフラや地域統合，域内貿易推進に対する機構の取組を発表した。2015 年 9 月の国連サミットでは，機構が主導して産業開発とアフリカの構造転換に関する TICAD VI プレイベントを開催した。アフリカでの初開催となった TICAD VI（ケニア）にはアフリカ 53 か国の代表等 11,000 人以上が参加し，18 件のサイドイベントを主催し，アフリカ諸国・国際機関等 31 件と面談した。日本政府のナイロビ宣言の起草や具体的な支援策の形成・発信に貢献するとともに，ハイレベルパネルではナイロビ宣言に基づく支援の必要性を強調した（2013 年度～2016 年度）。
- 世界人道サミット：2016 年 5 月にトルコで初開催され，55 か国の国家元首等を含む 173 か国約 9,000 人が参加した。サイドイベント「人道支援と開発援助の連携」に機構理事長が登壇し，「人

間の安全保障」の理念の下での難民・国内避難民への取組等を発信した。また，機構の研究成果やプロジェクト研究の内容や機構事業等が成果文書である連携事例集に含まれた(2016 年度)。

- 国際通貨基金（IMF)・世銀総会：2012 年 10 月に 48 年ぶりに東京で開催された IMF・世銀総会で「ポスト 2015 年開発アジェンダ」の新たな枠組みや UHC 等をテーマに公式セミナー4 件，サイドイベント 3 件を世界銀行等と共催ないし開催協力した。また，理事長をはじめ，役員の登壇による積極的な知的発信に努めた (2012 年度)。以降，米国やペルーにて開催されている IMF・世銀総会のセミナーやサイドイベントには，機構から理事長や役員が登壇し，防災主流化や UHC 等について発信している（2013 年度～2016 年度)。
- UNDP の「人間開発報告書」：機構理事長がアドバイザリーパネルに日本からの唯一のメンバーとして就任して専門的助言や寄稿を行い，2014 年版作成に際しては UNDP との会合共催により，東アジアにおける知的交流のハブの役割を担った（2012 年度，2013 年度)。
- アフガニスタンに関する東京会合：本会合への出席に加え，サイドイベントを開催し，理事長による機構の取組の紹介や国際社会の役割に関する議論に貢献した（2012 年度)。

指標 6-2　新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

1. 新興ドナーとの連携強化

・アジアを中心とした 10 か国以上の政府及び国際機関代表等が集まるアジア開発フォーラムの開催支援，アジア・ドナー4 者（機構，中国輸出入銀行，韓国輸出入銀行・対外経済協力基金，タイ周辺国経済開発協力機構（NEDA：Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency)）協議の実施，韓国及び中国の援助機関との定期協議，並びにトルコやカザフスタン等との意見交換や支援を通じて，アジア新興ドナーとの連携強化を進めた（2012 年度～2016 年度)。

・2012 年度の IMF・世銀総会の機を捉え，アラブ・コーディネーショングループとのハイレベル会合を開催して連携協議を行い，アラブ諸国との開発パートナーシップを促進した（2012 年度)。イスラム開発銀行グループのイスラム民間開発公社との業務協力協定に署名し，スクーク（イスラム法を順守した金融商品）発行に対する技術協力等の連携を開始した（2014 年度)。

2. 機構の教訓や知見の共有（アウトリーチ）の推進

- NEDA（タイ)：「日メコン連結性強化イニシアティブ構想」を踏まえ，NEDA の能力強化への協力を含めたパートナーシップ合意書を締結した（2016 年度)。
- カザフスタン：援助実施機関の設立を ODA スキームセミナー等で支援した（2014 年度)。

3. 南南協力の推進

・40 年近くにわたる機構の南南協力支援の実績等が評価され，UNOSSC より南南協力賞を受賞した。さらに，「人間開発報告書」2013 年版には，機構理事長の南南協力及び三角協力の重要性に関する記事が掲載され，日本政府や機構による南南協力への貢献を国際社会に印象付けた（2012 年度)。

・その他，UNOSSC との連携や国際会議等の発信を行った。

- ブラジル政府及び UNDP とのワークショップの開催（2012～4 年度)
- 「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC)」第 1 回ハイレベル会合での UNOSSC とのサイドイベント共催（2014 年度)
- 南南協力の教訓及び優良事例に係る対外発信資料を UNOSSC と協力して開発途上国政府や関係機関へ配布するなどして広く普及した（2015 年度)。

- 三角協力に関する国際会議，南南協力 EXPO，GPEDC 第 2 回ハイレベル会合で機構の事業経験に基づいた発信（2016 年度）

指標 6-3　国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

1. 国際機関等との連携強化

・国際機関・二国間援助機関等とのネットワーク構築・拡大のため，連携協力協定の締結や定期協議を行った（各年度）。

- 世界銀行：初めての両機関長間の包括的な連携協議である機構－世界銀行ハイレベル対話を 2014 年度から開催して地域・課題の協力方針や連携に関する対話を実施しており，世界銀行にとってもあまり例のない二国間援助機関との対話となっている。特に防災や UHC については，国際社会への発信に加え，実務面の連携も推進している（2014 年度～2016 年度）。
- ADB：日本が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」に基づいて，民間インフラ案件への出融資に最大 15 億ドル及び公的インフラ整備促進のための融資に最大 100 億ドルを目標とした連携枠組みに関する覚書を締結し，具体的なソブリン案件候補リスト等に合意した（2015 年度，2016 年度）。
- IDB：年次総会での連携協議に加え，協調融資枠組み（CORE）拡大に署名した。（2016 年度）
- 米国：米国国際開発庁（USAID）長官との面談や日米開発対話への参加，国際会議の機会を捉えたセミナー等の共催により，現場レベルでの国際保健やジェンダー主流化における連携を促進した（2013 年度～2016 年度）。
- EU：ブリュッセルに連携協力調査員を常駐させ，連携体制を強化した（2012 年度）。その他，欧州シンクタンク主催のアフリカ政策サミットや日本・EU 開発政策対話等の機会を通じ，特にアフリカにおける連携についてハイレベルの協議を実施し，干ばつに対するレジリエンス向上のためのコミュニティ防災に関する連携事業が進展した（2014 年度）。
- フランス開発庁（Agence Française de Développement：AFD）：日仏政府による「アフリカにおける持続可能な開発，保健及び安全のための日仏計画」の策定を AFD と共に支援した。TICAD VI では，「アフリカにおける日仏パートナーシップ」のサイドイベントを共催し，機構，AFD，コートジボワール政府の 3 者間で，アビジャンにおける持続可能な都市に係る業務協力協定を署名した。同協定に基づき，現場レベルでの事業実施を通じてアビシャン市の基盤整備に貢献している（2016 年度）。

2. 開発途上地域の現場におけるリーダーシップの発揮

・事業の成果をいかし，現地ドナー会合で主導的な役割を果たしている。

- ミャンマー電力分野，ラオス教育分野（2014 年度）
- スリランカ水・衛生セクターでの，機構，世銀，ADB による合同レビュー実施（2016 年度）

・連携による機構事業のスケールアップや協力成果の面的展開を実現している。

- パレスチナ：母子手帳の普及定着（国連機関による啓発活動，手帳の活用）（2012 年度）
- セネガル：保健システム強化（UNICEF マルチバイ連携，USAID 支援対象地への 5S 導入）（2012 年度）
- ガーナ：現職教員研修（世銀監督のプロジェクト）での機構事業の成果品の活用（2014 年度）

・機構単独では実施が困難な地域・分野等に対する支援を実現している。

- イラク：円借款事業（UNDP による実施監理）（2012 年度，2013 年度）

- アフガニスタン：コミュニティ開発支援体制強化（タジキスタン国境地域でのアガハーン財団との支援実施契約）（2012 年度）
- スーダン：村落助産師研修（UNICEF への委託によるダルフール地域の事業実施）（2013 年度）
- エボラ出血熱対応（WHO や国連エボラ緊急対応ミッション経由の物資供与，WHO と連携した医療専門家派遣，WFP 連携によるエボラ罹患者等の社会復帰に向けた食糧援助等）（2014 年度）

・国際社会において機構の取組が評価された。

- パキスタン：ポリオ撲滅事業（ゲイツ財団とのローン・コンバージョン方式の採用）が，開発途上国に広く適用できる革新的な取組であると高く評価され，OECD/DAC が 2014 年に新設した DAC 賞フィナリストとして表彰された（2014 年度）。
- アフリカでの取組 2 件（5S-KAIZEN を適用した病院改善アプローチとザンビア授業研究）が，前年度に続いて OECD/DAC から DAC 賞ファイナリストとして表彰された（2015 年度）。
- イスラム民間開発公社と連携した技術支援（指標 6-2 参照）の結果，ヨルダン政府のイスラム金融債（スクーク）発行に至り，自律的な資金調達が可能となり同国の難民受入能力支援にも貢献した。本スクーク発行は「IFN Deals of the Year 2016（年間でもっとも優れたイスラム金融取引に与えられる賞）」ソブリン部門を受賞し，イスラム金融業界でも高く評価された（2016 年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ 根拠：「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に向けた国際社会の議論や，「アジェンダ 2030」採択後の SDGs の実施とモニタリング等の議論が活発化する中，日本政府が主導する援助政策やアプローチを国際社会に広めるために初年度から対外発信等に積極的に取り組むなど，全ての年度で所期の目標を着実に達成した。2012 年度には，第 67 回 IMF・世界銀行総会やアフガニスタンに関する東京会合等，多数の重要な国際会議等での発信や，開発援助の潮流形成に影響力を持つ国際機関やキーパーソンへの働きかけ，UNDP の人間開発報告書の議論への貢献により，日本や機構が重視する援助理念やアプローチを主流化させる取組を強化した。さらに，2014 年度においても，「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に向けたポジション・ペーパーを作成し，機構理事長等による働きかけや国際会議等における人間の安全保障，防災，UHC 等に関する主張を行った結果，政府間交渉の基となる文書に日本政府・機構が重視する考え方が反映され，2015 年度に採択された 2030 アジェンダにもこれらの考えが反映されることとなった。2016 年度は SDGs ポジション・ペーパーを策定するなど，SDGs 達成への貢献に向けた機構の方針をいち早く打ち出したほか，日本政府の SDGs 実施指針策定への貢献，SDGs グローバル指標検討に係る国際場裡での議論への参画，アフリカ地域持続可能な開発目標センターの開所式での役員登壇等を通じ，国際社会で SDGs の実施段階における機構のプレゼンスやリーダーシップを示した。また，各分野の援助潮流における日本のリーダーシップ発揮への貢献については，防災分野で日本政府及び機構の考え方が第 3 回国連防災世界会議の成果文書に十分に反映されたことに加え，UHC では，2030 アジェンダ採択後の大規模な UHC 国際会議を外務省と共催したほか，TICAD VI では，日本政府のナイロビ宣言の起草支援や，UHC 推進の国際枠組となる UHC in Africa の立上げを主導した。 　また，世界銀行との初のトップ間による包括的な連携協議を開始し，国際社会への発信と実務面の連携を促進した。加えて，3 件の取組が革新的な取組として OECD/DAC より DAC 賞ファイナリストとして表彰されたほか，40 年近くにわたる機構の南南協力支援の実績等が評価され，国連南南協力事務所（UNOSSC）より南南協力賞を受賞するなど，国際的にも機構の取組やアプローチが高く評価され具体的な成果を発現した。

以上のとおり，2012 年度の第 67 回 IMF・世界銀行総会やアフガニスタンに関する東京会合，2014 年度の第 3 回国連防災世界会議，2016 年度の TICAD VI や世界人道サミット等，多数の重要な国際会議等で，日本のリーダーシップの発揮に資する貢献（成果文書への主張の反映等）をしたことに加え，2030 アジェンダ及び SDGs に係る議論についても，政府間交渉や採択後の実施・モニタリングの協議に至るまで，日本や機構の経験・知見を踏まえた発信を通じ，開発協力大綱で掲げる重点分野（UHC，質の高いインフラ，栄養等）の各議論の主導や国際的な枠組みを形成したこと，世界銀行とのトップ間の定期協議の開始等の国際機関や新興ドナーとの連携強化を主体的に実施したこと等の成果を上げ，かつこれまでの機構の活動が DAC 賞や南南協力賞といった対外的な高い評価を得た受賞等の具体的な成果となって発現しており，「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫，目標策定以上に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしていることから，中期目標における所期の目標を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

＜課題と対応＞

貧困撲滅と持続可能な開発等の国際的合意の実現に向けて，国際協力の実践から得られた機構の知見・経験を通じて，国際的な開発協力の規範や潮流の形成に関する議論に貢献する。また，他機関との戦略的なパートナーシップ強化及び個別事業での各種連携の促進に向けた取組を行う。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

第 3 期中期目標期間では，「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に向けた国際社会の議論や，「アジェンダ 2030」採択後の SDGs の実施とモニタリング等の議論が活発化する中，機構は，日本政府が主導する援助政策やアプローチを国際社会に広めるために，以下のとおり初年度から対外発信等を積極的に実施するなど，期間を通して所期の目標に向けて着実に取り組んでいる。

国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組について，特に多数の重要な国際会議等での機構理事長等による発信や，開発援助の潮流形成に影響力を持つ国際機関やキーパーソンへの働きかけ，UNDP の人間開発報告書の議論への貢献を継続して行ったことに加えて，2014 年度においては，「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に向けたポジション・ペーパーを作成し，国際会議等の場における積極的な発信等，国際社会への浸透を図った。日本政府も重視する人間の安全保障，防災，UHC 等に関し，機構が援助実施機関の立場から援助理念やアプローチを主流化させる取組を継続した結果，2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にこれらの考え方が盛り込まれる成果に大きく貢献した。2016 年度は SDGs ポジション・ペーパーを策定し，SDGs 達成に向けた機構の方針をいち早く打ち出したほか，日本政府の SDGs 実施指針策定への貢献，SDGs グローバル指標検討に係る国際場裡での議論への参画，アフリカ地域持続可能な開発目標センターの開所式での発信等を通じ，SDGs の実施段階における国際社会での機構のプレゼンスやリーダーシップを強く示した。特に，防災分野や保健分野において，援助潮流の形成における日本のリーダーシップ発揮に大きく貢献した。

新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組については，アジアを中心とした 10 か国以上の政府及び国際機関代表等が集まるアジア開発フォーラムの開催支援を通じて，人間の安全保障など，日本政府が重視する課題の重要性を訴え続けた結果，人間の安全保障などの概念の重要性が議長報告において主張されるに至り，アジアの声として発信されるなど，新興ドナーとの連携の強化及び日本の重視する課題の共有に取り組んだ他，機構のこれまでの活動から得られた知見や教訓を基にした技術協力を実施した。また，40 年近くにわたる機構の南南協力支援の実績等が評価され，UNDP に設置さ

れた国連南南協力事務所（UNOSSC）より南南協力賞を受賞するなど，国際的にも機構の取組やアプローチが高く評価される具体的な成果に至った。

国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組については，世界銀行と機構との間で初のトップ間による包括的な連携協議を開始（2014 年）し，国際社会への発信と実務面の連携を促進したことに加え，2016 年度に IDB と協調融資枠組（CORE）を締結したことにより，機構が IDB にとって最大の協調融資パートナーとなるなど，多国間，二国間援助機関との連携を強化した。また，各国の現地ドナー会合においても，主導的な役割を果たしている。

以上を踏まえ「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」をはじめとする多数の重要な国際会議等の成果文書への日本の主張の反映等を通じたリーダーシップ発揮に大きく貢献していることに加え，SDGs に係る議論・取組においても国際援助潮流の形成や国内政策立案・対応に向けて主導的な役割を果たしたこと，また，これまでの事業実績を基にした各機関との戦略的なパートナーシップ強化を行っており，各年度の評定も 2012 年度のイ評定を含む全ての年度においてＡ評定相当以上と顕著な成果を上げていることから全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞

SDGs の実施に関する議論や主要国際会議での機構の知見･経験の積極的な国際社会への発信と他機関との戦略的なパートナーシップ強化及び個別事業での各種連携の促進に向けた取組に期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

・MDGs から SDGs 時代への移行、開発協力大綱のもとでの取組、TICAD５・６開催への貢献、国際機関との連携推進、三角協力などにおいて JICA は重要な貢献をした。また、日本が豊富な蓄積をもつ取組を国際的に発信し、国際援助潮流に打ち込む努力がなされた点も評価する（UHC、防災、廃棄物管理、カイゼンなど）。一方で、これら個々の優れた取組を超えて、日本としての包括的かつ規範的な意味でのブランド形成までには至っておらず、「S」と評価できるか、判断が難しい。「A」評価が妥当か。（ただし、包括的な日本ブランド形成は、JICA よりは、政策官庁として外務省がしっかり政策として打ち出す責任があると考える。）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	研究
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
①　主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
外部研究者等との連携による研究実績（外部研究者の参加を得た研究プロジェクト数）			15	17	20	27	28
研究成果物の発行実績（ワーキングペーパー，書籍）			16 8	16 10	25 9	25 9	25 4
シンポジウム・セミナーの回数			23	26	26	32	33
②　主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数（人）			35	36	37	36	36

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 　開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ，より戦略的，効果的かつ効率的な事業を実施するため，機構は，開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し，機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく，研究領域を設定し，また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い，研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。
中期計画 （第一段落は中期目標と同内容につき省略） 　具体的には， ● 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに，質の高い研究を効率的に実施するため，機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ，共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携，内部体制の充実，外部査読，第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また，研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため，戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。
主な評価指標 指標 7-1　開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 7-1　開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況

1．国際援助潮流の形成に向けた貢献

(1) ポスト 2015 年開発アジェンダ策定・実施プロセスへの貢献

- 「ポスト 2015 年開発アジェンダ」等の新たな援助潮流の議論に貢献すべく，主要開発指標の進捗を評価し，包摂性・強靭性の視点を組み込むことを提言する等，ワーキングペーパー4 本を発表した（2013 年度）。
- 国際的議論に機構の経験を反映させるフラッグシップ研究として「質の高い成長」の研究に着手し，理論的整理，包摂性，強靭性，持続可能性等に関する先行研究レビューを公開。合計 10

件を開発協力文献レビューとして機構研究所ウェブサイト上に公開（2015 年度，2016 年度）

(2) TICAD V への貢献

・ アフリカ開発の議論に貢献するため，TICAD V の機を捉え，書籍の発刊やサイドイベントを実施した。

- 「Africa 2050」：TICAD や AfDB 総会のサイドイベント（2013 年度），書籍発刊（2015 年度）
- 「アフリカの経済構造転換」：コロンビア大共同研究，TICAD V サイドイベント（2013 年度），書籍発刊（2015 年度）
- 「暴力的紛争の予防」：日米欧アフリカ 7 か国の研究者が研究に参加。4 か国で出版記念セミナー（2013 年度）
- 「米生産拡大の実証分析」「サブサハラ開発」書籍発刊（2015 年度）

(3) TICAD VI への貢献

- TICAD に向けた援助潮流を形成していくため，産業開発とアフリカの構造転換に関する国連総会でのサイドイベントをコロンビア大学政策対話イニシアティブ（IPD：Initiative for Policy Dialogue）との共催で TICAD VI に向けたプレイベントとして開催した（2015 年度）。
- IPD との研究結果を基にサイドイベントを共催し，産業化の持つ意義と機構の取組を発信。また，サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析の研究成果を発信（2016 年度）

(4) 中国の対外援助研究

・ 中国の対外援助推計に関する研究を実施し対外発信を行った結果，DAC の定義に基づく初の推計であることが高く評価された。

- ワシントン（米国戦略国際問題研究所（Center for Strategic and International Studies：CSIS)），北京で発信（2014 年度），米国（ジョーンズ・ホプキンス大学，USAID），タイ（アジア財団），ドイツ（キール世界経済研究所），英国（サセックス大学開発学研究所（IDS：Institute of Development Studies），英国海外開発研究所），OECD 等で発信（2015 年度，2016 年度）
- 外部発信，政策担当者等へのブリーフィング及びプレス対応を計 22 回実施（2015～2016 年度）
- 2014 年度実績でアップデートしたワーキングペーパーを発刊。ブルッキングス研究所発刊のペーパーや，雑誌「外交」掲載論文，OECD の「Official Development Finance for Infrastructure」等の文献で引用（2016 年度）

(5) 日本の経験に係る研究

- 日本の開発協力の特徴や意義について海外の研究者（米国ニュースクール，フクダ・パー・サキコ教授，英国エディンバラ大学，ケネス・キング名誉教授等）の視点で検証，発信するワーキングペーパーを 4 本発刊（2016 年度）
- ODA に関する歴史的検証に関する研究を外部研究者の参加も得つつ開始（2016 年度）

(6) その他国際会議での発信

- 世界人道サミットにおいて「二国間援助機関による人道危機対応に関する比較研究」の成果を基に 5 つのメッセージを発信，共同宣言やサミット全体の提言で採用（2016 年度）
- G20 メンバー国のシンクタンクが議論する Think20 等の世界各国のシンクタンクが集う会合に積極的に参加し，国際的なネットワークを強化するとともに，イノベーション，質の高いインフラ等に関する研究所の最新の研究成果を報告（2016 年度）

2. 国際開発・研究機関等との連携

(1) 世界銀行との連携

- 世界開発報告（WDR：World Development Report）でバングラデシュを担当し，機構の執筆記事が人間開発と経済成長の両面での成功事例として囲み記事として取り上げられた(2012 年度)。
- IMF・世界銀行総会での公式セミナーを 4 件共催，機構の取組や研究成果を発信（2012 年度）
- 政策対話用の教育システム分析ツール開発を行い，ブルキナファソで共同セミナーを開催(2013 年度，2014 年度)
- サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産拡大に関する研究成果を世界銀行の研究者と共同してまとめた英文書籍のローンチイベントをワシントンと東京で開催（2015 年度）
- 教育をテーマとする WDR2018 の担当局長を招へいし，コンサルテーションミーティングを実施。「みんなの学校」プロジェクトについて研究所が行ったインパクト評価の結果などの成果を世銀の研究者にインプットするとともに，シンポジウムを共催。また評価の結果が世界銀行との連携事業に活用された（以下 5.参照）(2016 年度)。

(2) UNDP との連携

- 人間開発報告書（HDR）アドバイザリーパネルメンバーに機構理事長が就任し，南南協力・三角協力に関する機構の取組を発信（2012 年度）
- アドバイザリー会合への参画を通じ HDR2014 の方向性をめぐる議論に貢献（2012 年度）
- 東アジアコンサルテーション会合を開催し，開発援助をめぐる東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を担った（2012 年度)。
- 「人間開発のための仕事」がテーマの WDR2015 の発刊記念シンポジウムを共催（2015 年度）
- HDR2016 において，機構研究所から人間の安全保障に関する研究成果として UNDP に提出した「Think Piece」が，ほぼそのまま引用（2016 年度）

(3) 他援助機関・研究機関との連携

・国際的なネットワークを構築し，効果的に研究成果を発信し国際援助潮流への影響力を高めていくため，開発機関や研究機関との連携を推進した。

- 米国ブルッキングス研究所との共同研究を実施。書籍を 3 冊出版（2012 年度～2016 年度）
- 英国 IDS，フランス開発庁（AFD）との共同研究を実施（2012 年度，2014 年度）
- 中国商務部国際貿易経済合作研究院とアフリカ開発と両国の援助動向に関する意見交換を実施（2012 年度）
- コロンビア大学 IPD との共同研究を実施。書籍を 3 冊出版（2012 年～2016 年度）
- 「第 2 回北東アジア開発協力フォーラム」を国連アジア太平洋経済社会開発委員会（UNESCAP）北東アジア事務所及び日本国際開発学会と共催（2015 年度）
- CSIS との共同研究プロジェクトを実施。2015 年度に第 1 年次の報告書を発刊し，公開セミナーを開催。現在は第 2 年次の共同研究を実施中（2015 年度，2016 年度）
- アフリカ経済改革研究センター（ACET：African Center for Economic Transformation）と TICAD VI に向けた共同研究を実施（2015 年度）
- ADB と共同でアジアのインフラ需要推計と資金ギャップ解消に向けた提言を行う研究を開始，2017 年の ADB 総会にて発表予定（2016 年度）
- ジョージタウン大学と平和構築と防災におけるジェンダー主流化と女性参画促進について共同

研究を実施し，国際女性会議（WAW!2016）にて成果を共有（2016 年度）

- グローバル開発ネットワーク（GDN）と KAIZEN に関する事例研究を実施（2016 年度）。
- インパクト分析に関連し，韓国国際協力団（KOICA），**韓国開発研究院**大学院（KDI スクール），Abdul Latif Jameel Poverty Action Lab（J-PAL）等と連携し計 4 回セミナーを実施（2015 年度）

3. 対外発信

・研究成果を対外発信するため，研究結果に関するシンポジウム・セミナーを 2012 年度 23 件，2013 年度 26 件，2014 年度 26 件，2015 年度 32 件，2016 年度 33 件開催し，以下のような取組を行った。

- ミャンマー経済に関する公開セミナーを実施（2012 年度）
- 機構研究員による学会発表，大学講義を実施するとともに，実績データベース導入により職員の学会発表・論文執筆の奨励を開始（2013 年度）
- 研究過程で入手したデータを公開し，外部研究者の利用に供する制度を導入（2013 年度）
- 事業経験を体系化した書籍「プロジェクト・ヒストリー」をシリーズとして発刊し（2012 年度 2 冊，2013 年度 4 冊，2014 年度 3 冊，2015 年度 2 冊，2016 年度 1 冊），地球ひろばセミナーで市民にも説明（2013 年度～）
- 国際開発学会（9 件），比較教育学会（6 件）をはじめ，学会での発表を 36 件，その他の外部講演を 79 件実施（2015 年度）
- 「青年海外協力隊の学際的研究」：青年海外協力隊事業を政治学，人類学，社会学など様々な学問の観点から分析した研究成果を発表する公開セミナー・シンポジウムを開催（2015 年度）。国際ボランティア会議でも成果を共有し，ボランティアの SDGs への貢献に係る議論に貢献（2016 年度）
- OECD-DAC 元議長のリチャード・マニング氏らを迎え，書籍「Japan's Development Assistance －Foreign Aid and the Post-2015 Agenda－」の発刊記念セミナーを開催（2016 年度）

4. 事業へのフィードバック

・研究の成果を機構関係者に共有することで事業のフィードバックを促進するため，以下の取組を行うとともに，内部向けランチタイムセミナーを実施した（2012 年度 34 回，2013 年度 38 回，2014 年度 38 回，2015 年度 49 回，2016 年度 32 件）。

- 研究所と全ての事業部門長との協議を実施するなど，事業部門と緊密に連携（2012 年度）
- 機構関係者によるナレッジ・レポート制度を新設し，論文執筆ガイダンスを整備（2012 年度）
- 「平和構築ニーズアセスメント・ハンドブック（改訂案）」に研究で重要性を提起した視点を反映（2013 年度）
- ニジェールの学校運営モデルの有効性を実証することにより，GPE（Global Partnership for Education）の事業による全国展開につながった（2014 年度）。
- タイにおける研究「中小企業振興支援の効果」において，技術協力プロジェクトで行われた取組の効果分析を実施し，実施機関，機構事業部門にフィードバック。今後，事業部門と共同で研究成果を政策提言として取りまとめる予定（2015 年度）
- 全ての新規研究プロジェクトにおいて事業部門から研究分担者としての参加を得た(2014 年度)
- 「サブサハラ･アフリカにおける米生産拡大（CARD）の実証分析」などについて，実施中の技術協力プロジェクトと一体的に研究を実施（2015 年度）

- 西アフリカにおける「みんなの学校プロジェクト」についてインパクト評価を実施。その結果，ブルキナファソにおけるジェンダー配慮につながったほか，ニジェールでの研究結果が西アフリカ 6 か国の教育省高官を対象とした研修で共有され，今後のプロジェクト形成に向けた議論の材料として活用された（2016 年度）。

5．内部体制の充実，研究の質の確保への取組強化

- 第三者評価委員会を開催し，外部有識者の声を取り入れることで研究体制の質を確保（2012 年度～2016 年度）
- 客員研究員・招へい研究員：8 人（2012 年度）から 24 人（2016 年度）に拡充
- 科研費：科研費指定機関に認定され（2013 年度），3 件（2015 年度），5 件（2016 年度）の科研費案件を実施して競争的資金を活用した研究活動の拡大と優秀な外部人材のリクルートを促進
- グローバルシンクタンクランキング：米ペンシルバニア大の 2016 年グローバルシンクタンクランキングの国際開発部門で機構研究所が 48 位（2015 年度まで 3 年度連続）から 35 位に上昇。「地域部門（中国，インド，日本，韓国）」でも，初めて 65 位にランクイン（2016 年度）

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定： A 根拠：機構への事業の反映や国際援助潮流に影響を与え得るテーマの研究に的を絞り，重点的に推進した。研究実績として，ワーキングペーパーは 2012 年度の 16 本から 2016 年度には 25 本まで増加したほか，外部研究者等との連携による研究実績も 2012 年度の 15 件から 2016 年度には 28 件まで増加し，質と量の両側面から取組を強化した。 研究成果の事業の反映については，ランチタイムセミナーの実施回数を増やす等の取組を推進したほか，現場で実施中の協力と一体的な協力を推進し，事業実施部門を有する機構の特性をいかした研究を展開している。その結果として，技術協力プロジェクトで取り組んでいる介入の効果の検証や今後の協力方針へのフィードバックが進んだ事例も出ているほか，アフリカにおけるインパクト評価では事業におけるジェンダー配慮や新たな連携の拡大につながっている。また，「ポスト 2015 年開発アジェンダ」や TICAD V 及び VI といった援助アジェンダに対して他機関との連携やシンポジウム等の共催を通じて機構の研究成果を発信し，世界人道サミットでは機構のメッセージが反映されたほか，中国の対外援助研究の発信等，研究成果を積極的に発信することで国際援助潮流の形成に貢献した。さらに 2015 年度からはフラッグシップ研究として日本政府の政策の重点方針である「質の高い成長」のコンセプト化に向けた研究を開始した。 国内外のリソースとの連携について，世界銀行，UNDP，その他援助機関・研究機関（ブルッキングス研究所，コロンビア大学政策対話イニシアティブ（IPD），戦略国際問題研究所（CSIS）等）との連携を実施し，研究機関間の関係性も強化した。その結果，人間開発報告書での機構の研究成果の掲載などにつながっている。これらの機関との共催によりシンポジウム・セミナーを開催して積極的な成果発信を行い，その件数も増加した。また，シンポジウム・セミナーや学会による発表を通じ，幅広く研究成果を発信している。 内部体制については，第三者評価委員会の開催や客員・招へい研究員の拡充により研究の質を確保するとともに，科研費指定機関に認定されることで，研究活動の拡大と優秀な外部研究人材のリクルートが促進されるに至った。 これらの研究体制の強化や質の向上に向けた取組を通じ，2016 年のグローバルシンクタンクランキングの国際開発部門で 48 位から 35 位に上昇し，地域部門でも初めてランクインするなど，研究所の知名度，認知度は中期目標期間中に大きく向上した。

以上を踏まえ，研究を通じた「ポスト 2015 年開発アジェンダ」や TICAD V，VI 等の議論への貢献，国内外の研究リソースとの連携強化等による研究の質の向上や研究成果の発信及びダウンロード数の大幅増加，これらを通じた国際的な認知度の向上等の成果を達成したことから，全体として中期目標の所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

日本の開発及び ODA の歴史，新興国の開発協力，インフラ事業等のインパクト評価等に関する研究を通じて，新たな開発ニーズにも柔軟に対応しつつ，SDGs 達成に向けた効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に一層貢献する研究を実施し，事業にフィードバックする。また，海外の研究機関との連携を通じ，研究所の内部人材の育成や，国内外の研究者・研究機関とのネットワークを強化するとともに，国際機関，研究機関，政策担当者や援助実務者に対して，研究成果を発信する。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

機構事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得るテーマの研究に的を絞り，重点的に推進した。研究実績として，ワーキングペーパーは 2012 年度の 16 本から 2016 年度には 25 本まで増加したほか，外部研究者等との連携による研究実績も 2012 年度の 15 件から 2016 年度には 28 件まで増加しており，質と量の両側面から取組の強化がなされている。加えて，研究体制の強化や質の向上への取組を継続した結果として，米ペンシルベニア大の 2016 年グローバルシンクタンクランキングの国際開発部門で機構研究所が 48 位から 35 位に上昇し，地域部門でも初めてランクインするなど，研究所の知名度，認知度は中期目標期間中に大きく向上しており，難易度・重要度共に高い成果として評価される。

開発効果の向上に資する質の高い研究の実施については，客員・招へい研究員の拡充等による機構内の内部態勢の整備や，第三者評価委員会の開催により，研究の質を確保するとともに，2013 年度に機構研究所が科研費指定機関に認定されたことは，競争的資金を活用した研究活動の拡大と優秀な外部研究人材のリクルートの促進，ひいては研究の質の更なる向上に繋がっていると評価される。2015 年度には日本政府の重点方針である「質の高い成長」のコンセプト化に向けたフラッグシップ研究を開始した。また，国内外のリソースとの連携について，世界銀行，UNDP，その他援助機関・研究機関等との連携も強化し，共同研究の実施やセミナーの共同開催，研究成果の共有等の成果を上げた。

研究成果については，「ポスト 2015 年開発アジェンダ」や TICAD V 及び VI での成果文書といった開発アジェンダに対して他機関との連携やシンポジウム等の共催を通じて発信し，世界人道サミットでは機構の人道危機対応に関する一連の研究に基づく提案が反映されたほか，中国の対外援助に関する研究を実施し対外発信を行った結果，DAC の定義に基づく初の推計であることが高く評価され，ブルッキングス研究所発刊のペーパーや，雑誌「外交」掲載論文，OECD の「Official Development Finance for Infrastructure」等の文献で引用される等，研究成果を積極的に発信することで国際援助潮流の形成に貢献した。

事業へのフィードバックの強化に向けた取組については，内部向けセミナー等の実施を促進したほか，アフリカにおけるインパクト評価をジェンダー配慮や新たな連携の拡大に反映させるなど事業実施部門を有する機構の特性をいかした研究に取り組んでいる。ニジェールでは既存の事業成果に関する研究成果が，同国における他ドナーによる事業にも採用され，事業の効果が同国内に普及する等，研究成果を事業効果の最大化につなげる取組を行った。

以上を踏まえ，研究を通じた「ポスト 2015 年開発アジェンダ」や TICAD V，VI 等の議論への貢献を通じ，国際援助潮流の形成に大きく貢献したこと，国内外の研究リソースとの連携強化等による研究の質の向上への継続的な取組を実施したことは，日本政府の政策実現に貢献する成果かつ他機関に

よる外部の関与も得て発現した大きな成果として評価される。また，これらの取組を通じ，グローバルシンクタンクランキングの向上等国際的な認知度の向上という成果を上げており，目標期間中も過半の年度でＡ評定，それ以外の年度においてもＢ評定を得ていることから，全体として所期の目標を上回って達成していると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞
研究成果の事業へのフィードバックを一層強化し，事業の質向上及び機構研究所の評価の一層の向上に向けた取組に期待したい。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
・JICA 研究所は 2012 年度以降、研究実績や国際機関・主要シンクタンクと連携した成果発信、また JICA 事業との連携を含め、着実に基盤を強化してきた。今まで着実に体制や発信力を強化し、また近年においては JICA 職員の人材育成・活用を含め、大きな努力が払われてきたことを評価する。その一方で、JICA 事業へのフィードバックや国際援助潮流への貢献について研究所がどのような方向をめざしているのか、どのような基準で評価するのが適切か、より明確に示してしていただけるとよかったと感じる。目標期間実績について「A」か「B」かの判断は難しい。次期目標期間にむけて、JICA 事業との関わり方、国際援助潮流の形成への貢献において、JICA として研究所に何を期待し（めざすビジョン）、どのように定性的に評価するのが望ましいかを示せるとよいと考える。（シンクタンクの世界ランキングは、一喜一憂するほどのことではなく、JICA らしい研究所がめざすところを軸にすべきと考える。）また、研究所以外の部署でも各種の調査研究が行われており、JICA 全体として研究をどのように位置付けるのかについても検討が必要と考える。
・研究は低迷している。明確な路線変更が求められる。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.8	「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針，日本再興戦略，インフラシステム輸出戦略，質の高いインフラパートナーシップ，健康・医療戦略，総合的な TPP 関連政策大綱，まち・ひと・しごと創生総合戦略
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
「国際展開戦略」の実施に資するための経協インフラ会議等の政府の会議への貢献実績							
「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数（項目）				50（初版）	累計 62	累計 78	累計 97
「インフラシステム輸出戦略」関連のインフラ等の輸出に資する事業の実績							
協力準備調査（PPP インフラ事業）の件数（採択／応募）（注 2）			17/45	13/34	8/14	3/10	0/1
中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績							
民間提案型事業における採択件数（累計）					新規	480	967
協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の件数（採択／応募）			13/89	21/123	16/100	8/34	7/27
開発途上国の社会･経済開発のための民間技術普及促進事業の件数(採択／応募)				15/71	24/93	28/83	22/70
基礎調査の件数（採択／応募）（注 3）			11/56	10/74	19/122	22/72	26/105
案件化調査の件数（採択／応募）			42/145	49/234	51/305	66/214	71/267
普及・実証事業の件数（採択／応募）				42/153	46/179	38/95	42/95
民間連携ボランティア(新規派遣人数／派遣合意書締結社数)			4/13	12/32	19/33	20/23	17/4
草の根技術協力（地域活性化特別枠）（採択／応募）（注 4）				60/81	25/56	31/66	49/69

（注 1）採択件数は各年度内の採択件数。補正予算の事業は採択が翌年度の場合翌年度の採択件数に計上。
（注 2）2014 年度は，第 1 回公示分の採択件数のみ計上。第 2 回公示分の採択件数は，採択時期を 2015 年度としたため計上せず（2013 年度までの実績値は年度 2 回の公示分の採択件数）。
（注 3）2012 年度は，「中小企業連携促進調査（F/S 支援）」，2013～2014 年度は「中小企業連携促進基礎調査」の名称で実施。
（注 4）2012 年度は，「草の根技術協力（地域経済活性化特別枠）」として実施。

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ２．（３）民間との連携の推進 （イ）「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用 　我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じ，開発途上国の経済発展を支援するとともに，世界経済の成長を取り込み，日本経済の活性化につなげるため，我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び自治体等の海外展開にも寄与すべく，円借款や海外投融資の活用，民間企業や自治体からの提案に基づく技術協力や調査の実施等の戦略的な開発支援を行う。
中期計画 １．（３）民間との連携の推進をはじめとする，多様な関係者の「結節点」としての役割の強化 （イ）「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施

我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ，開発途上地域の経済発展を支援するとともに，世界経済の成長を取り込み，日本経済の活性化につなげるため，我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び地方自治体等の海外展開にも寄与すべく，円借款制度の改善，海外投融資の活用，民間企業及び地方自治体等からの提案に基づく案件の形成（官民連携（PPP）案件を含む），法制度整備支援・人材育成支援の実施等の戦略的な開発支援を行う。 具体的には， ● 開発途上地域の開発課題解決に裨益する分野において，円借款や海外投融資の活用に加え，中小企業を含む民間企業や地方自治体等との連携による技術協力や調査の実施を通じ，我が国の民間企業及び地方自治体等によるインフラ等の輸出を含む海外展開拡大にも資する取組を推進する。
主な評価指標 指標 8-1　「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献 指標 8-2　企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況 指標 8-3　中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況

３－２．業務実績

指標 8-1　「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

1.「経協インフラ戦略会議」による政策策定への貢献

・2013 年度以降 29 回にわたり開催されている日本政府の「経協インフラ戦略会議」等における議論及び政策決定プロセスにおいて，機構は関係府省庁及び機関とともに幅広く情報提供等を行い，特定の国・地域や分野におけるインフラ輸出促進に関する重要戦略の策定に貢献した（2013 年度（※6）～2016 年度）。

2. 機構事業に関連した具体的施策のインフラシステム輸出戦略等政策への反映

・日本政府は 2013 年 5 月に「インフラシステム輸出戦略」を発表し，これまでに 3 回の改訂を行っている。同戦略の改訂プロセスにおいて，円借款・海外投融資の制度改善，技術協力・無償資金協力を活用した日本方式の普及や人材育成・人的ネットワーク構築等，機構に関連する具体的施策が常に 50 項目以上戦略に反映されており，同戦略の戦略性・実効性の向上に貢献している（2013 年度（※）～2016 年度）。また，2016 年に開催された G7 伊勢志摩サミットで表明された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」にも，機構に関連する具体的施策が盛り込まれた（2016 年度）。

指標 8-2　企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況

1. 民間企業のニーズや日本政府の方針を踏まえた制度改善

・本邦技術活用条件（STEP）の制度改善（適用分野拡大や条件緩和等），PPP 促進のための Equity Back Finance，Viability Gap Funding 及び PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款の導入，海外投融資の外貨建スキームや邦銀協調融資の導入，外貨返済型円借款導入，セクター・プロジェクト・ローンの開始，中進国や卒業移行国に対する円借款の活用促進，地方自治体提案による無償資金協力の活用，ノンプロジェクト型借款の活用等を新たに開始した（2013 年度（※）～2016 年度）。

2. インフラ輸出につながる事業の形成・実施

(1) 開発途上地域のビジネス環境の整備（指標 2-1 参照）

- マスタープラン策定：ミャンマー「全国運輸交通マスタープラン」，「ヤンゴン都市開発計画」，「ヤンゴン総合都市交通マスタープラン」，「電力マスタープラン」，バングラデシュ「ダッカ都市交通戦略計画」，フィリピン「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ」，

[6] 本項目は 2014 年 2 月の中期目標変更に伴い追加された項目のため，2012 年度，2013 年度の実績は，当該年度の業務実績等報告書における項目「NGO，民間企業等の多様な関係者との連携」を参照。以下，（※）印の項目は同様。

モザンビーク「ナカラ回廊開発戦略」，タンザニア「全国電力システムマスタープラン」等を作成し，具現化に向けて取り組んだ（2014 年度～2016 年度）。

- 経済特区開発の推進：バングラデシュ経済特区開発やケニア・モンバサ経済特区開発，ミャンマー・ティラワ経済特区開発，パレスチナ工業団地開発等，経済特区開発を所掌する実施機関の能力向上を図り，本邦企業の各国への進出促進にも貢献した（2014 年度～2016 年度）。
- 投資環境整備：バングラデシュ「外国直接投資促進事業」，インド「タミル・ナド州投資促進プログラム」を通じ，行政手続きの改善や周辺インフラの整備を促進し，本邦企業の投資促進にも貢献した（2015 年度）。
- 政策・制度の改善：タンザニア，スリランカ，ヨルダン等でプログラム型円借款事業を形成し，ビジネス環境に係る政策・制度の改善に貢献している（2016 年度）。
- 貿易円滑化：ベトナム，ミャンマーにて，日本の資金・証券決済システム等の技術を活用した中央銀行の資金決済システムが稼働し，利活用の強化に向けた技術支援も実施した。アフリカではルワンダ・ザンビア間の国境で OSBP 施設が開設し，越境手続きの円滑化に貢献した（2015 年度，2016 年度）。
- 産業基盤の整備：メキシコにて自動車部品を製造する中小企業を対象に現場改善指導を実施し，9 社にて日系自動車部品企業との取引の拡大・開始につながった（2015 年度）。
- 法制度整備支援：フィリピンにおいて，日本の知見や経験を踏まえた競争法案が国会に提出され，2015 年 7 月に大統領の署名を経て成立した（2014 年度，2015 年度）。
- 産業人材育成：ウガンダ，コンゴ民主共和国等で TICAD 産業人材育成に取り組んだ(2014 年度)。ABE イニシアティブや日本センターを通じた人材育成を通じ，日本の制度・技術・ノウハウの理解を促進した（2014 年度～2016 年度）。本邦研修事業を活用し，インフラ輸出分野に関連する研修員を 2015 年度 2,289 人，2016 年度 2,448 人受け入れた（指標 14-2 参照）。

(2) 円借款，海外投融資，無償資金協力を通じたインフラ等の輸出促進への貢献

- インフラ整備のための円借款：インド「貨物専用鉄道建設事業」「高速鉄道建設事業」，バングラデシュ「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（I)」，フィリピン「メトロマニラ立体交差建設事業（VI)」(STEP)，ミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業」，バングラデシュ「外国直接投資促進事業」(エクイティバックファイナンス)，パナマ「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」等（2014 年度～2016 年度）
- 海外投融資：ミャンマー「ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」，カンボジア「救急救命医療整備事業」，ベトナム「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」，「アジアインフラパートナーシップ信託基金（LEAP ファンド)」，モンゴル「ツェツィー風力発電事業」，サブサハラ・アフリカ地域「オフグリッド太陽光事業」，バングラデシュ「シラジガンジ高効率火力発電事業」(2014 年度～2016 年度)
- 無償資金協力：カンボジア「プノンペン交通管制システム整備計画」，モンゴル「日本モンゴル教育病院建設計画」(2014 年度，2015 年度)，インド「ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画」，モルディブ「地上デジタルテレビ放送網整備計画」(2016 年度)

(3) 開発途上地域の PPP 方式インフラ整備の支援

・開発途上国における PPP 政策策定に際し，他ドナーとの連携を強化する等，制度設計に関する支援や議論に参加した。

- ベトナム：現地での PPP セミナーの開催に加え，世界銀行と連携し同国首相府副大臣を日本に招き日本の PPP 方式事業の視察等を実施した（2013 年度（※））。また，中央・地方政府関係者を日本に招き日本の PPP 事業に関する意見交換を実施したほか，PPP 事業推進専門家等により新 PPP 法の制定に向けて知見を共有し，日本企業にも裨益する制度構築を支援した（2014 年度）。

・協力準備調査（PPP インフラ事業）の実施を通じ，開発途上地域のインフラ需要の拡大と日本企業のインフラ輸出ニーズに的確に対応している。

- 基礎調査による案件形成：インドネシア（小水力事業），トルコ（病院事業）（2014 年度）
- 空港整備，橋梁・道路等の整備・運営に関する案件の新規採択：インドネシア「ロンボク国際空港改修及び拡張事業準備事業」，トルコ「ダーダネルス海峡大橋・クナル～チャナッカレ自動車道事業準備調査」（2014 年度），インドネシア「マカッサル空港拡張・運営事業準備調査」，タイ「南部経済回廊貨物鉄道整備事業準備調査」，パラオ「パラオ国際空港改修運営事業準備調査」（2015 年度）
- 調査終了時の側面支援：海外投融資及び円借款事業化に向けた検討（各年度）

・質の向上に向けた取組：協力準備調査（PPP インフラ事業）活用可能性の分析調査を実施し，実施上の留意点を民間企業に提供した（2014 年度）。同事業において，上限を 3 億円とする枠を新たに設けるとともに，随時応募・随時採択制度を導入した（2015 年度）。

- 海外投融資による PPP インフラ整備の支援：協力準備調査（PPP インフラ事業）後，ベトナム「環境配慮型工業団地ユーティリティ運営事業」，ベトナム「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」を承諾した（2012 年度（※），2015 年度）。その他，2014 年度に海外投融資を供与した「ミャンマー国ティラワ経済特区（Class A 区域）開発事業」においては，2015 年度の同経済特区の開業を経て，更なる開発に向けた合意形成がされた。また，ADB との連携による LEAP ファンドを活用し，アジアでの PPP 事業を促進する案件が 2 件承諾された（2016 年度）。

指標 8-3　中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況

1. 中小企業を含む民間企業の海外展開にも資する取組

(1) 体制の強化

・民間企業のニーズを踏まえ，民間連携事業の創設や本格実施に向けた制度改善に取り組んだ。

- 「中小企業連携促進調査（F/S 支援）」の試行的実施及び本格実施（2012 年度，2013 年度（※））
- 「ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業（外務省事業）」を踏まえた「民間提案型普及・実証事業」の迅速な創設（2012 年度（※））
- 「民間提案型普及・実証事業」及び「案件化調査」の外務省委託費事業から機構運営費交付金事業への移管と提案者の範囲拡大のための制度改善（2013 年度（※），2014 年度）
- 「民間連携ボランティア」の本格派遣の開始（2012 年度（※））
- 「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」の開始（2013 年度（※））
- 「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」の企業等との意見交換を踏まえた制度改善（2014 年度）
- 民間提案型普及促進事業において，健康・医療特別枠を導入し 7 件を採択（2015 年度）
- 「案件化調査」において，地域活性化特別枠を導入し実施（2015 年度）
- 中小企業とコンサルタントとのマッチングサービスを外部委託により実施（2014 年度，2015 年

度）

・民間連携事業の推進や地方企業との連携強化，事業窓口の一本化による応募者の利便性向上のため，組織内の体制を変更した。

- 2008 年に設置した民間連携室の民間連携事業部への格上げ（2013 年度（※））
- 中小企業の海外展開支援に関する業務の企画部から国内事業部への移管（2013 年度（※））
- 中小企業連携促進基礎調査を民間連携部から国内事業部に移管（2014 年度）
- 海外拠点,国内拠点への支援要員の配置や研修,支援要員間の定期連絡会の開始(2013 年度(※))

・中小企業の製品・技術と開発課題のマッチング精度の向上に取り組んだ。

- 委託調査による水資源，環境管理，エネルギー，防災，保健医療分野の中小企業の優良製品の抽出（2014 年度）
- 民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題を提示し，これに対応した提案を募集し，15 件を採択（2015 年度）
- 重要な開発課題（医療・保健，防災・災害対策）への応募促進のための中小企業現地調査プログラムの試行的実施（タイ，フィリピン）（2014 年度）

・全国のより多くの中小企業からの応募・相談や，新規企業の開拓に向け応募奨励や対外発信を実施した。結果，民間連携事業への応募者数，採択数は着実に増加している（「１．主要な経年データ」参照)。

- 「経協インフラ戦略会議」や中央・地方の「中小企業海外展開支援会議」等での情報交換や優良事例発信（各年度）
- TICAD VI 開催の機を捉えたアフリカ諸国の応募・採用数の拡大（2016 年度）
- 開発ニーズの一層の把握と情報公開，きめ細やかなコンサルテーション（指標 9-2 参照）（2016 年度）
- 事業化に至らなかった事例の分析とフォローアップの強化，第三者を活用した開発効果の検証方法の改善と審査基準の見直し（2016 年度）
- 「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進)」の対象事業を拡大し，「途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査」に制度改善。「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を受け，民間技術普及促進事業にて，補正予算によるインフラシステム輸出特別枠を設置（2016 年度）

(2) 民間企業の技術等の ODA 事業への活用

・民間企業提案型事業を通じて開発課題解決への有用性が確認された企業の知見・技術を ODA 事業に活用した。

- 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）:「離乳期栄養強化食品事業化調査（味の素株式会社)」を踏まえた栄養政策・事業に関する国別研修（ガーナ）の実施（2014 年度)，調査終了後には，機構，ガーナ政府，NGO 等が協調して関連活動の展開を検討し，国際 NGO とともに 2015 年の日経ソーシャルイニシアチブ大賞を受賞（2015 年度）
- 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業:「経橈骨動脈カテーテル法による虚血性心疾患治療普及促進事業」(テルモ株式会社)を踏まえた技術協力プロジェクトの要請(メキシコ）（2014 年度）
- 案件化調査から普及・実証事業への展開：ベトナム「新しい天然無機質系凝集沈降剤を用いた小規模浄水普及・実証事業」（HALVO 株式会社）（2014 年度）
- 案件化調査，普及・実証事業から技術協力，無償資金協力への展開：本邦研修「タンザニア地

方農業開発」，技術協力「産業の為の人材育成プロジェクト（カンボジア）」等における参加企業の講義・デモンストレーション，ウクライナにおける無償資金協力事業の要請（2014 年度），技術協力「道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト（カンボジア）」での製品の活用。案件化調査を終了した中小企業の約 6 割が ODA 案件化を実現済み（普及・実証事業を含む）（2015 年度）

・民間企業提案型事業を通じて，経済面・社会面・環境面の開発課題の解決を促進した。

- ウガンダ（サラヤ株式会社）：アルコール手指消毒剤の現地生産による感染症予防への貢献が第 4 回日経ソーシャルイニシアチブ大賞の「企画部門賞」を受賞（2016 年度）。

(3) 民間企業の事業への展開

・機構事業への参画がきっかけとなり，開発課題の解決にも貢献するビジネス展開につながった。

- 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）：ルワンダ「農業と公衆衛生を対象とした微生物資材ビジネスにおける事業」(株式会社オーガニック・ソリューションズ・ジャパン)(2012 年度(※))，ウガンダ「新式アルコール消毒剤による感染症予防を目的とした BOP ビジネス事業準備調査」（サラヤ株式会社）（2014 年度），スリランカ「BOP 層の子供たちを対象とした e ラーニング教育事業準備調査」（株式会社すららネット），バングラデシュ「緑豆生産の体制構築事業準備調査」（株式会社ユーグレナ）（2015 年度）等
- 中小企業連携促進基礎調査：生産ロスの少ない精米機に関する調査（株式会社タイワ精機等）後，案件化調査，民間提案型普及・実証調査を経て，自己資金で現地に精米機製造工場を設立し生産を開始（2013 年度（※）），ベトナム「電動バイク販売事業調査」（テラモーターズ株式会社）（2014 年度）等
- 案件化調査：ベトナム「新生児黄疸診断機器導入を通じた新生児医療向上案件化調査」（2014 年度），スリランカ「茶成分分析計による品質管理を通じた紅茶産業競争力向上に関する案件化調査」（2016 年度）等
- 普及・実証事業：インドネシア「下水管路建設における推進工法技術の普及・実証事業」（株式会社イセキ開発工機）（2014 年度），ベトナム「危険物漏洩対策に係る技術の移転を伴う SF 二重殻タンクの普及・実証事業」（玉田工業株式会社），フィリピン「電動三輪車自動車運行・維持管理サービスの普及・実証事業」（渦潮電機株式会社）（2015 年度），インドネシア「樹脂管に特化した漏水探索器を使用した無収水削減対策及び配水管網維持管理の普及・実証事業」（株式会社グッドマン）（2016 年度）等
- 中小企業を対象とした調査・事業を終了した企業の約 8 割が対象国でのビジネス展開を継続（2015 年度）

・民間提案型事業等を支援した企業が現地の機構事業や事業関係者との接点拡大により，開発途上地域の課題解決の一層の促進を図っている。

- 阪神高速道路株式会社（モロッコ）：運輸担当大臣，高速道路公社及び関係省庁等に対し特殊高所技術のデモンストレーションを実施し，当該技術の応用可能性の理解を促進（2016 年度）
- 株式会社鳥取再資源化研究所（モロッコ）：普及・実証事業の成果を踏まえ，国際移住機関（IOM）と連携したソマリアに対する技術研修に協力（2016 年度）

・民間提案型事業等を通じ，日本の地域活性化にも貢献している。

- クモノスコーポレーション株式会社：タイでの案件化調査をきっかけに海外からの照会が増加し，海外人材等の積極採用により社内国際化を推進（2016 年度）

- 株式会社スマイリーアース：ウガンダでの案件化調査を通じ，泉佐野市とウガンダのグル市との交流に発展。2020 年東京五輪のウガンダのホストタウンにも採用（2016 年度）

(4) 民間連携ボランティアによる企業のグローバル人材育成支援（指標 10-5 参照）

2. 地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実施

(1) 地方自治体と連携した無償資金協力

・地方自治体の知見や技術を活用した無償資金協力に関する制度設計を行った（2014 年度）。事業提案書の審査の結果，2 件が正式要請書取付を条件とした採択に至った（2015 年度，2016 年度）。

(2) 草の根技術協力事業（地域（経済）活性化特別枠）

・補正予算の成立を受けて，特に地域の知見・経験・技術をいかした日本の地域社会の活性化にも貢献することを目的とした制度として，「草の根技術協力事業地域（経済）活性化特別枠」を迅速に創設した（2012 年度）。

・提案自治体の案件に対する関与の度合い，日本の地域活性化の視点（地域の知見や経験・特色の活用及び日本の地域社会への還元）をより重視する形に審査の視点を見直し，応募・採択自治体の裾野が拡大した（2015 年度）。

・特に日本の地域社会が抱える課題や地域が有する技術を踏まえた事例（高齢者福祉，防災，観光，伝統産業等）は以下のとおり（2014 年度）。

- ベトナム「ダナン市の看護職を対象にした老年ケア・キーパーソン養成事業」（岐阜県関市）（2014 年度）
- インド「マハラシュトラ州における『観光おもてなし』支援事業」（和歌山県）
- インドネシア「バンダ・アチェ市と東松島市による相互復興：地域防災のためのコミュニティ経済活性化モデル構築事業」（宮城県）（2015 年度）
- ラオス「ラオスうちわ産業振興支援プログラム（フェーズ 2）」（香川県）（2015 年度）

(3) 国際展開に積極的な地方自治体との連携強化

- 横浜市のインフラビジネス国際展開：横浜市の中期計画（2014 年度～2017 年度）の施策の一つとして「市内企業の海外インフラビジネス支援」を掲げた。「第 3 回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を共催し，アジア 12 か国の水道事業体，国内 13 自治体，34 企業，計 330 人の参加を得た（2014 年度）。
- 北九州市の水ビジネス国際展開（2014 年度）（指標 9-4 参照）
- 民間技術普及促進事業を通じた連携強化：インドバンガロール廃棄物処理普及促進事業（横浜市），フィリピンダバオ市廃棄物発電普及促進事業（北九州市）（2014 年），ベトナム給水装置施工技術普及促進事業（大阪市），マレーシア水銀含有廃棄物適正処理技術普及促進事業（大阪市）（2015 年），タイ介護施設運営・福祉用具事業・人材育成事業に関する有効性，採算性の基礎調査（佐久市），インドネシア・スラバヤ市における飲料水供給改善事業にかかる案件化調査（北九州市），インドネシア用水路対応型小水力発電システムによる農村地域の電力不足解消に向けた普及・実証事業（富山市）（2016 年度）
- 国際協力や国際協力を通じた日本の地域活性化等の地方自治体間のノウハウ共有を促進するため，「自治体間連携セミナー」を開催（2014 年度～）（指標 9-4 参照）
- 地方自治体と連携した無償資金協力事業の形成：フィリピン「メトロセブ・腐敗槽汚泥処理施

設建設計画」（横浜市），ベトナム「ホーチミン市非開削下水道管路更生計画」（大阪市）」の協力準備調査 2 件の採択（2016 年度）

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ 根拠：本項目は，2014 年 2 月の中期目標変更により新たに追加された項目である。2013 年度までに「NGO，民間企業等の多様な関係者との連携」の項目で報告してきた業務実績を踏まえ，政府が推進する国際展開戦略の策定や実施面での貢献を行うことが一層期待されている。 本項目が評価項目として追加された 2014 年度以降，全ての年度において目標を上回る成果を上げており，特に，「経協インフラ戦略会議」への情報提供のみならず，インフラシステム輸出戦略の策定・改訂プロセスにおいて具体的施策を提案し，常に 50 項目以上が戦略に反映されたことは，「国際展開戦略」の策定・改訂プロセスに貢献した成果といえる。さらに，PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款，外貨返済型円借款，セクター・プロジェクト・ローン，地方自治体提案による無償資金協力の活用等，政府政策を受けた機動的な制度改善に加え，実際の事業への導入を実現させ，日本政府政策の実現にも貢献する成果を上げた。また，官民連携による「ミャンマー国ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」への海外投融資の実現や更なる開発に向けた合意形成の実現を含め，電力，鉄道，都市交通等の分野において円借款事業や海外投融資，無償資金協力を通じた具体的な事業の形成・実施を行い，インフラ等の輸出促進にも直接的に貢献する成果を上げた。 2012 年度より制度創設や本格実施を進めてきた中小企業海外展開支援事業等については，企業等のニーズを踏まえて機構内の体制強化や各種支援事業の制度改善，中小企業の製品・技術と開発課題のマッチング精度の向上等に 2014 年度以降も継続して取り組んだ。また，民間提案型事業の更なる質の向上に向け，アフリカ等の対象国の拡大や事業化に至らなかった事例の分析，第三者を活用した開発効果の検証等にも取り組んだ。その結果，民間企業等の提案による事業の着実な形成・実施に加え，民間企業の技術等の ODA 事業の活用や，現地での事業関係者との接点拡大を通じた開発途上地域での活動の展開，民間企業の開発課題にも貢献するビジネス展開，日本の地域活性化への貢献，企業のグローバル人材育成等，具体的な成果にもつながった。開発途上地域の社会面等の課題解決の貢献についても，味の素株式会社による協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）「離乳期栄養強化食品事業」の 2015 年の日経ソーシャルイニシアチブ大賞の大賞受賞や，サラヤ株式会社によるアルコール手指消毒剤の現地生産による感染症予防の貢献に対する 2016 年の同賞企画部門賞の受賞等の外部からの評価につながる成果にまで結実している。 以上のとおり，第 3 期中期目標期間中に新たに項目として追加されて以降，特にインフラシステム輸出等の日本政府の政策に対して，機動的な制度改善やインフラ等の輸出促進にも直接的に貢献する具体的な事業の形成・実施に取り組んだことに加え，中小企業海外展開支援事業についても機動的かつ主体的な態勢強化や制度改善の結果，開発途上地域の開発課題への貢献及び民間企業のビジネス展開の双方に資する具体的な成果をあげ，複数の企業が外部から評価を得る等の成果を上げており，「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定以上に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしていることから，中期目標における所期の目標を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ 官民連携による支援を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。また，中小企業等の製品・技術・サービスを活用し開発途上地域の課題解決を推進するとともに，海外へのビジネス展開や日本

の地域経済活性化にも貢献する。

３－４．主務大臣による評価

評定：Ｓ

＜評定に至った理由＞

本項目は，2014 年 2 月の中期目標変更の際に，政府が推進する国際展開戦略の策定や実施面での貢献を行うことを目標に新たに追加した項目である。

「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献については，「経協インフラ戦略会議」への情報提供のみならず，インフラシステム輸出戦略の策定・改訂プロセスにおいて具体的施策を提案し，常に 50 項目以上が戦略に反映されている。また，2016 年に開催された G7 伊勢志摩サミットで表明された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」にも，世界全体のインフラ案件向け資金供与や，円借款の更なる迅速化，海外投融資の柔軟な運用・見直し，無償資金協力の制度・運用改善等，我が国の質の高いインフラ輸出を促進し，我が国の経済成長のみならず相手国の経済発展に貢献する施策として，機構に関連する具体的施策が盛り込まれており，質の高いインフラシステム輸出を始めとする日本政府の経済協力に関する政策の実施や戦略の策定に向けて機構の果たす貢献は顕著であるといえる。

企業等によるインフラ等の輸出に資する取組については，民間企業のニーズや日本政府の方針を踏まえた機動的な制度改善を行い，PPP 促進のための Equity Back Finance，PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款，外貨返済型円借款，セクター・プロジェクト・ローン，地方自治体提案による無償資金協力の活用等の取組を実施し，バングラデシュ「海外直接投資促進事業」やウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」等，この改善された制度を活用した実際の事業への導入も実現させた。官民連携による「ミャンマー国ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」への海外投融資の実施や更なる開発に向けた合意形成に加え，電力，鉄道，都市交通等の分野において円借款や海外投融資，無償資金協力を通じた具体的な事業の形成・実施を行い，経済特区開発を通じたビジネス環境改善と日本企業のインフラ等の輸出促進双方に貢献する成果を上げたことは，機構の有する様々なスキームを戦略的に活用した難易度・重要度ともに高い取組として評価される。また，ティラワに加えて，バングラデシュや，ケニア・モンバサにおける経済特区開発や，タンザニア「雇用のためのビジネス環境開発政策オペレーション」，スリランカ「開発政策借款（民間セクター振興，ガバナンス・財政健全化）」，ヨルダン「金融セクター，ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」等のプログラム型円借款事業を通じたビジネス環境に係る政策・制度の改善を通じた本邦企業の各国への進出促進にも貢献していることは，開発途上国の経済発展を支援するとともに，世界経済の成長を取り込み，日本経済の活性化にも繋がる取組として高く評価される。

中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組については，制度創設や本格実施を進めてきた中小企業海外展開支援事業等において，企業等のニーズを踏まえて機構内の態勢強化や各種支援事業の制度改善，中小企業の製品・技術と開発課題のマッチング精度の向上，アフリカ等対象国の拡大や過去事例の分析等に継続して取り組んだ結果，民間企業等の提案による事業の着実な形成・実施（2014 年度以降 967 件を採択）に加え，現地での事業関係者との接点拡大を通じた開発途上地域での活動の展開（モロッコにおける運輸大臣，高速道路公社及び関係省庁等向けデモンストレーションを本邦企業が実施等），民間企業の開発課題にも貢献するビジネス展開（2015 年度は中小企業を対象とした調査・事業を修了した企業の約 8 割が対象国でのビジネス展開を継続），日本の地域活性化への貢献（2012 年度に日本の地域社会の活性化にも貢献することを目的とした草の根技術協力の制度を創設，2014 年度に地方自治体と連携した無償資金協力の制度設計を実施），企業のグローバル人材育成（民間連携ボランティアの派遣）等，具体的な成果につながっており，多様な関係者の「結束点」としての役割を果たす重要度の高い成果として評価される。民間企業の技術等が開発課題解決への有用性が認められた事例として，味の素社による協力準備調査（BOP ビジネス連携促

進)「離乳期栄養強化食品事業」の 2015 年日経ソーシャルイニシアチブ大賞受賞や，サラヤ株式会社の取組に対する 2016 年の同賞企画部門賞受賞等に代表されるように，外部からの評価につながる成果にまで結実していることにも留意する。

以上を踏まえ，第 3 期中期目標期間中に新たな項目として追加されて以降，特にインフラシステム輸出等の日本政府の方針に対応した迅速な制度改善，戦略的な案件形成・実施を通じて，日本企業の海外への進出にも資する成果を上げていることに加え，中小企業海外展開支援事業についても開発途上地域の開発課題への貢献と民間企業ビジネス展開の双方に資する具体的な成果を上げ，複数の企業が対外的な表彰に値する成果を短期間で実現しており，各年度の評定も 3 年度中 2 年度において「Ｓ」評定と顕著な成果を上げていることから全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ｓ」評価とする。

＜今後の課題＞
開発協力大綱にあるとおり，「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力は，あくまで開発途上国の開発を一次的な目標としつつも，企業等によるインフラ輸出等にも貢献する形で，戦略的に ODA を活用していくことが今後も重要。ODA を触媒とするために，民間企業を含む様々なアクターとの一層の連携強化，制度改善が期待される。
＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等）
・7 月 12 日の報告会（説明会）において、本項目については、日本経済への利益よりも開発途上国の利益を優先させるよう、北岡理事長より機構内に指示を出しているとの説明があった。その際の説明が具体的でわかりやすかったので、報告書本文にもぜひ反映させていただきたい。
・国際展開力については、政府の国際展開戦略における ODA の位置づけをうけて、中期目標期間に新たに追加された取組であることを考えると、民間連携事業や中小企業の海外展開、質の高いインフラに向けた各種取組や ADB との連携など、「量」的には顕著な成果をあげたと考える。今後はインド高速鉄道のようにソフト・ハードを組み合わせた日本らしい包括的な支援、民間企業のノウハウを活用した開発課題解決型の事業の具体化を一層推進し、成功事例の積極的な発信、また個別案件を超えた企業や自治体とのネットワーキング強化も期待する。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.9	NGO，民間企業等の多様な関係者との連携
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針，日本再興戦略，インフラシステム輸出戦略，まち・ひと・しごと創生総合戦略，NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
NGO－JICA 定期協議会の開催件数(回)			4	4	4	4	4
NGO－JICA 協議会参加者数（人）					新規	313	353
民間提案型事業のメディアを通じた報道件数（件）					新規	466	566
民間企業に対する個別相談実施件数（件）					新規	1,977	2,326
連携実績を取りまとめた大学数						新規	65
包括連携協定・連携覚書を締結した大学の数（新規／累計）			2/25	3/28	2/30	3/33	3/35
連携講座の数（大学数／講座件数）			64/79	131/160	127/167	157/234	123/271
SATREPS に参画した大学の数			8	9	9	9	10
自治体間連携セミナー等への参加者数（人/件）					新規	195/6	693/15
連携協定・覚書を締結した自治体の数（新規／累計）			3/4	3/7	0/7	0/7	1/8

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

２．（３）民間との連携の推進

（ロ）NGO，民間企業等の民間セクターの活動との連携

開発途上国における NGO，民間企業等の我が国民間セクターの活動が，雇用創出，人材育成，技術・イノベーション向上等，開発途上国の経済社会開発に大きな役割を果たしていることを踏まえ，民間セクターの活動と積極的に連携することにより，官民による「人」，「知恵」，「資金」，「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進し，民間事業に対する海外投融資，民間企業からの提案に基づく官民連携 ODA 案件の形成，ビジネス法制度支援・人材育成支援等，NGO，中小企業を含む民間企業，教育機関，地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。

中期計画

１．（３）民間との連携の推進をはじめとする，多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

（ロ）NGO，企業等の多様な関係者との連携

官民の「人」，「知恵」，「資金」，「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進するとともに，グローバルな人材の育成にも資するべく，NGO，中小企業を含む民間企業，教育機関，地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。

具体的には，

- NGO，中小企業を含む民間企業，教育機関，地方自治体等，多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに，JICA 事業への参加を促進し，その人材，知見，資金，技術を開発途上地域の開発課題解決に活用する。また，これら関係者のグローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行う。

主な評価指標

指標 9-1　NGO との連携推進に向けた取組状況

指標 9-2　民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況

指標 9-3　教育機関との連携推進に向けた取組状況

指標 9-4　地方自治体との連携推進に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 9-1　NGO との連携推進に向けた取組状況

1．NGO との共同の取組の推進

・NGO－JICA 協議会を定期的に開催し（年 4 回），協議の結果に基づく取組を共同で推進している。

- 「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」：アンケート調査やインタビュー調査を通じて，制度設置から 10 年の成果の確認を明らかにし，機構と NGO の連携強化を目指し，効果的な協働に向けた今後の展開を検討した。これらを踏まえ，今後の草の根技術協力事業を通じた NGO－JICA 連携のあるべき姿に関する提言を報告書として取りまとめた。また，2014 年 1 月には公開シンポジウムを開催した。
- NGO の国際協力機構法第 13 条 1 項 1 号（技術協力）業務への参画促進：2015 年度の「1 号業務参画タスクフォース」では，NGO が草の根技術協力事業等の実績を踏まえ 1 号業務としての案件形成を期待する事業について，NGO と機構双方が情報交換するためのツール（案件リスト様式）を策定した。2016 年度の「ODA 本体業務における NGO－JICA の連携強化・促進タスクフォース」では NGO 側の提案に対する機構内の窓口を設定し，NGO 側より提案された 5 団体 6 案件に係る個別協議を実施し，NGO と機構双方で ODA 本体業務での連携意識の向上を確認した。
- SDGs に向けた情報共有：SDGs を年間テーマとして，SDGs に係る今後の協働を念頭に，SDGs に係る NGO－JICA 双方の取組について情報交換・意見交換した（2016 年度）。
- 開発教育推進のための協働：タスクフォースを設置し，アンケートを実施した。具体的な連携強化の取組を検討した（2016 年度）。
- 地方創生／地域活性化：NGO，機構双方の事例や経験を共有した。機構からは帰国隊員の活動事例やグローカル協力隊や地方創生に係る事例集を紹介した（2016 年度）。

・上記分科会の提言や，2014 年度行政事業レビュー及び同レビューを踏まえて実施された 2014 年度外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価（第三者評価）」における指摘，地域の NGO 等市民団体や関係機関との協議等を踏まえ，以下のような制度見直しを行った。

- 草の根技術協力事業の制度見直し（2015 年度）

① より多くの NGO が参加できるような制度への改善：小規模メニュー（上限 1,000 万円）の創設，草の根協力支援型及び草の根パートナー型の統合

② NGO による国内での事業展開への支援：日本の地域社会の活性化にも貢献すべく，草の根技術協力事業案件の実施を通じ，対象国で培った経験を踏まえ，日本の地域社会が直面する課題解決に取り組む日本国内での活動を含む事業を推進

- NGO 等活動支援事業の見直し（2015 年度，2016 年度）

① 国内機関や在外拠点が地域のニーズに対応した研修プログラムを独自に企画・実施できる制度とし，国内 3 拠点，海外 3 拠点で企画・実施した（2016 年度）。

- 草の根技術協力の担当者の能力強化（2016 年度）（指標 No. 11-1 参照）

・NGO・外務省定期協議会の連携推進委員会及び同連携推進委員会で提案された「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性（平成 27～31 年）」策定のための NGO・外務省タスクフォースにオブザーバーとして参加し，上記 NGO との協議の結果を情報提供する等，議論に貢献した。その結果，2015 年に発表された同中期計画では「草の根技術協力における協働」および「ODA 本体業務における連携の強化」等の個別項目が明記された（2015 年度）。

・その他の取組

- 国際協力キャリアに関する総合情報ウェブサイト（PARTNER）の活用：NGO からの情報掲載の促進，防災・減災分野の人材の育成・確保の開始（2012 年度）
- NGO 連携強化に向けた共通認識醸成のため国内機関，在外拠点からの参加を推進（2016 年度）
- ネットワーク NGO との連携強化のため，NGO との合同調査団を英国に派遣（2016 年度）

2. 地方の NGO ニーズの把握と連携強化

・NGO－JICA 協議会の地方開催や国内拠点を通じた地方の NGO に対する協議会への参加呼びかけ，地域ネットワーク NGO 等と連携した NGO－JICA 地域協議会や意見交換会等を実施し，地方の NGO との対話の拡充に取り組んだ。

- NGO－JICA 協議会の地方開催：広島県宮島（2012 年度），兵庫県神戸市（2013 年度），香川県高松市（2014 年度），福岡県福岡市（2015 年度），石川県金沢市（2016 年度）
- 全国の地域ネットワーク NGO 等と機構主催による意見交換会を実施（2014～2016 年度）
- 草の根技術協力制度見直しに伴う地域のネットワーク NGO との連携による草の根技術協力制度説明会の実施（2015 年度，2016 年度）
- 外務省 NGO 相談員と国内拠点（国際協力推進員含む）の連携強化（2015 年度）
- 関西国際センターで NGO－JICA 間の定期協議に向けた試行的な協議を実施（2016 年度）
- 国内 3 拠点が独自に NGO 等活動支援事業を企画・実施（2016 年度）

3. 在外における NGO との連携

・世界 20 か国に設置している NGO－JICA ジャパンデスクを通じ，本邦 NGO 等の市民が開発途上地域で国際協力を行う際の支援や情報提供を行った。

- ベトナムにおける事業成功の鍵や教訓を取りまとめた草の根技術協力事業に関するポリシーペーパーの作成（2015 年度）
- ネパール地震の際の緊急救援支援活動時に必要な手続き，物資等の情報提供（2015 年度）

・NGO－JICA 協議会への在外拠点担当者の参加推奨や，海外 3 拠点が独自に NGO 等活動支援事業を企画・実施した（2016 年度）。

4. NGO との連携による技術協力事業の質の向上

・NGO が有する現場のノウハウやネットワークの活用

- 技術協力プロジェクトにおける連携：技術協力プロジェクトへの NGO への更なる参画を促進すべく，NGO からの要望を踏まえ，NGO が特に比較優位を有する社会開発系の協力等に NGO を活用するため，上記 1.に記載の 1 号業務参画タスクフォースで協議し仕組みづくりを行った（2015 年度）。
- 研修事業における連携：農村振興，地域開発，環境分野等の課題別研修や農村振興，職業訓練等の青年研修における NGO のノウハウ・ネットワークをいかした連携を行った（各年度）。

・NGO 支援団体や助成団体との意見交換会を実施した（2016 年度）。

・他団体の事業審査に機構の知見をいかして協力して貢献した（2016 年度）。

5. 寄付金事業を通じた市民・企業・NGO の連帯の促進

・「世界の人びとのための JICA 基金（以下「JICA 基金」）」に関しネットワーク NGO 関係者を含む運営委員会を年 2 回開催し，適正な運営に努めた（各年度）。2015 年度には NGO 側の委員を増員し，NGO のニーズを制度に反映できる体制を強化した。

・全国のネットワーク型 NGO の協力による「JICA 基金」への応募推奨を行った結果，NGO・NPO の応募件数の大幅増につながった（2014 年度）。
・NGO と JICA との共同寄附キャンペーン等を含めた広報拡充を行った（2014 年度，2015 年度）。
・広報活動の強化の一環として，活用事業報告会を新たに実施した（2016 年度）。

指標 9-2　民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況

1. 本部・国内拠点と経済団体・企業等との関係拡大・深化

・民間企業及び企業団体等との連携推進のため，戦略的な対外発信や中小企業海外支援のプラットフォームを通じたサービス提供や主要経済団体との対話等を行った。
- 政府の「経協インフラ戦略会議」への情報提供（指標 8-1 参照）
- 海外展開一貫支援ファストパスへの参加（2014 年度）
- 地方の「中小企業海外展開支援会議」への情報提供（2013 年度）
- 地域経済団体とのネットワーク拡充：地域経済団体との意見交換（各年度），横浜市の「中小企業国際化支援連絡会議」や横浜水ビジネス協議会，かわさき水ビジネスネットワーク等を通じた地域経済団体との情報共有（各年度）
- 主要経済団体との対話強化：TICAD V 官民連携推進協議会の一員として経団連との提言の取りまとめや TICAD V 官民円卓会議における定期フォローアップを実施（2013 年度），アジア PPP 推進協議会との ASEAN における PPP 推進を目的とする定期交流会の実施（2013 年度），経団連サブサハラ委員会との TICAD V に関する対話（2014 年度）
- 業界団体との対話強化：日本鉄道車輌工業会や世界省エネルギー等ビジネス推進協議会等の業界団体との対話に加え，普及促進事業における補正予算による健康・医療特別枠の導入を契機に，製薬協や医機連等の業界団体との対話を行った（各年度）。
- 地域金融機関との連携強化:地域金融機関 24 行と業務連携に係る覚書を締結した(2016 年度)。
- 社会貢献債（JICA 債）の活用：「ソーシャルボンド」の要件を満たすとして第三者機関のセカンド・オピニオンを取得した初の債権となった。また，SDGs 実施指針の具体的施策に位置付けられ，投資家に対し SDGs の意義や機構の取組を発信した（2016 年度）。

・各国内拠点において，地方経済産業局，地域経済連合会，地元商工会議所，財務省地域局，自治体，業界団体，JETRO 等と連携し海外展開セミナーを実施した（各年度：実績は下表）。

表 9-1　海外展開セミナーの実績

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
セミナー開催数		90 回	107 回	172 回	277 回
参加企業数		約 4,200 社	5,032 社	4,702 社	7,420 社
参加者数		約 5,300 人	6,425 人	6,464 人	12,906 人

・中小企業海外展開支援のプラットフォームを通じた新たなパートナーとの連携強化に取り組んだ。
- 海外展開一貫支援ファストパス制度への参加（2014 年度）
- 地方財務局と連携した地方金融機関向けセミナー等（2014 年度）
- 新輸出大国コンソーシアム会議への参加や日本の各地域での海外展開支援機関ネットワークに参加（2016 年度）。

・制度周知・広報強化に取り組んだ。
- 応募企業の裾野の拡大を実現すべく，全国での説明会を開始（2013 年度）

- 課題別・国別セミナーを通じ民間企業における開発途上国の課題理解の促進を実施（2015 年度）
- 採択案件等の積極的な広報・メディアへの掲載働きかけを開始（2013 年度）
- SDGs 採択を踏まえ，「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」の対象事業を BOP ビジネスに限定せず，SDGs 達成へ貢献するビジネスを対象として「途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査」とする制度改善を行い,，外部会合や SDGs ビジネスシンポジウムの開催等を通じ，制度の周知を進めた（2016 年度）。

2. 企業の海外展開に資する情報の提供

・国内拠点を通じ，本邦企業の関心の高い地域等の海外展開に資する情報提供を強化した。また，国内・海外拠点のネットワークをいかし，企業視察団への情報提供等を実施している。

- 地元経済団体，民間企業等と課題別研修等の研修員のマッチング：課題別研修「上水道無収水量管理対策」の実施後，スリランカで実施した現地フォローアップセミナーに中部地域の民間企業からの参画を得，参加企業のうち 1 社が同国でのビジネス展開を実現した（2012 年度）。
- 「ミャンマー全国運輸交通マスタープラン」及び「ヤンゴン総合都市交通マスタープラン」の概要を説明するセミナーを開催し，政府機関，ゼネコン，金融機関，商社等から 170 人以上が参加した（2014 年度）。
- 在外事務所長等による情報発信として，関西の企業に対する「インド洋経済セミナー」を開催した（2014 年度）。
- 地方経済団体の企業視察団への情報提供に関し，和歌山県知事を団長とする官民合同ミッションに関西国際センターが同行し，国家主席等の政府要人や行政組織との協力関係の構築に貢献した（2014 年度）。
- ウェブサイトに新たに検索機能を追加し，採択案件の情報を掲載（2015 年度）
- 民間企業の有する製品・技術・ノウハウの活用が期待される開発途上国の情報をウェブサイトに掲載（2015 年度）
- カンボジアの救急救命医療及びベトナムの産業人材育成に関する海外投融資等がテレビ番組で取り上げられた（各年度）。
- 国際金融公社（IFC）と共催で在ミャンマー日系企業向け業務紹介セミナーをヤンゴン市で実施し，約 30 社が参加した（2015 年度）。
- 基礎情報収集調査（トルコ・病院セクター）の概要を日本企業向けにフィードバックし，約 80 社が参加した（2015 年度）。
- TICAD VI 開催を踏まえ，本邦企業を対象にアフリカの回廊開発 M/P 説明会を実施し，幅広い業種から約 300 人の参加を得た。また，アジアに派遣している投資促進専門家により，本邦企業を対象とした投資セミナーを東京や仙台，名古屋，大阪，広島等で開催した。（2016 年度）
- TICAD VI の機を捉えたアフリカ・ビジネス・セミナーや Pacific-Leads の開始に伴う太平洋島嶼国セミナー等を地域の民間企業等を対象に各国内拠点で開催した（2016 年度）。
- 国内機関を中心に，研修員等のリソースを活用したきめ細やかなコンサルテーションを実施した（ミャンマー日本人材開発センターとの連携等）（2016 年度）。

3. 民間連携事業の開発パートナーの開拓，拡大

・開発効果の一層の向上のため，企業との民間連携事業に，地方自治体等の参加を促進する取組を進めている。

- 自治体と連携した案件:「用水路対応型小水力発電システム導入による電力不足解消を目指す案件化調査」(水機工業株式会社／富山市),「森林火災抑止に関する初期消火技術の導入案件化調査」(シャボン玉石けん株式会社／北九州市),「水道インフラ管理システムの高度化を通じた水道運営改善案件化調査」(パイプデザイン／広島県)(2015 年度),「スラバヤ市における飲料水供給改善事業にかかる案件化調査」(北九州市)等(2016 年度)
- 教育機関と連携した案件:「モバイルマッピング・システムを活用した適切な道路維持管理手法の導入に関する案件化調査」(北見工業大学),「ダバオ市における廃食油回収システムの構築及びバイオディーゼルの製造と流通による環境改善に関する普及・実証事業」(東京都市大学)(2016 年度)
- 開発協力に向けた企業等とのプラットフォーム形成:「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」の立上げを主導した(民間企業・民間団体・政府機関・研究機関等 44 団体)(2014 年度)(指標 3-1「自然環境」参照)。栄養改善事業推進プラットフォーム:設立への貢献や運営委員会の議長として具体的な案件形成・実施を進めた(2016 年度)。
- 企業の経営層を主な対象に約 200 人の参加を得て,シンポジウム「途上国ビジネス成功の条件」を開催し,日経ビジネス誌にその内容を掲載した(2015 年度)。

4. 企業との連携事業の推進

・民間企業のニーズや提案に柔軟に応え得る提案型新制度の制度構築と導入に迅速かつ積極的に取り組んだ。

- 中小企業連携促進調査(F/S)の試行開始,民間提案型普及・実証事業制度の迅速な創設,民間連携ボランティア本格派遣開始(2012 年度),民間技術普及促進事業の開始(2013 年度)(指標 8-3 参照)
- PPP インフラ事業の海外投融資による事業化(「ミャンマー・ティラワ経済特別区開発事業」等),協力準備調査(BOP ビジネス連携)後の事業化(「バングラデシュ緑豆生産の体制構築事業準備調査」等)(各年度)(指標 8-2, 8-3 参照)

指標 9-3　教育機関との連携推進に向けた取組状況

1. 大学との連携枠組み強化

・大学との組織的な連携を推進すべく,国内の大学と連携協定若しくは覚書の締結を進めた(各年度)。
・協定締結大学との大学－JICA 連携会議を開催し,機構の連携方針や具体的な連携方法,効果的な連携事例の紹介,大学関係者の意見の聴取を行い,双方にとって効果的な連携のあり方について議論した(各年度)。
・戦略的かつ組織横断的な大学との連携を目指した機構内体制の整備(2015 年度)
・大学出向者を通じた大学との連携強化(2015 年度～)
・本部国内事業部に大学連携課を設置(2016 年度)
・大学連携の連携実績の整理,大学との事務手続きの合理化に資する覚書締結の準備(2016 年度)
・留学制度を活用した技術支援の枠組み構築(2016 年度)(指標 14-2 参照)

2. 大学等との連携による機構の事業の質の向上

・開発途上地域の大学等の能力向上のため,国内の大学等の協力を得ながら連携事業を実施している。特徴的な事例は以下のとおり。

- エジプト日本科学技術大学の設立支援（国内 12 大学と協力）
- ASEAN10 か国の工学系 26 大学の能力向上・ネットワーク強化支援（国内 14 大学と協力）
- 新設のインド工科大学ハイデラバード校の研究能力向上・産学連携支援（国内 9 大学と協力）
- 日本型工学教育によるマレーシア日本国際工科院の整備（国内 26 大学と協力）
- アフガニスタンの公務員による修士号取得支援（国内 33 大学と協力）
- ヤンゴン工科大学，マンダレー工科大学の能力向上支援（国内 7 大学と協力）
- 「ABE イニシアティブ」: 2013 年度に 58 大学，95 企業と協力し「ABE イニシアティブ」を立ち上げた。その後，留学生受入により，アフリカの若者の産業人材育成に貢献している。
- 「資源の絆プログラム」: 2013 年度より「資源の絆プログラム」を立ち上げ，資源人材育成，ネットワークを目指し，北海道大学，秋田大学，九州大学等の資源系講座を有する 7 大学と連携してプログラムを実施。秋田大学とは資源分野に関する戦略的連携合意書を締結し，北海道大学と九州大学の合同修士課程の創設を支援するなど，資源国の人材を育成する体制整備が進んでいる（2013 年度～2016 年度）。
- 人材育成奨学計画（JDS）: 累計 33 大学で 1999 年創設以来 3,434 人を受入。各対象国にて帰国した留学生の昇進事例等の成果を確認。本邦受入大学では，大学の教育プログラムの多様化等，大学の国際化にも貢献（2015 年度）
- 日越大学の開学：日本の大学等による国内支援体制により実施（2016 年度）
- 留学制度を活用した技術支援の新規事業の形成・実施（指標 14-2 参照）（2016 年度）

3. SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力事業）を通じた大学との連携

・日本と開発途上国の研究者による共同研究を支援し，開発途上国の人材育成や自立的研究開発能力の向上を図りつつ，環境・エネルギー，生物資源，防災，感染症等の地球規模課題の解決に資する新たな知見を獲得することを目的に SATREPS を実施している（各年度）。

- タイにおけるデング感染症治療製剤研究開発（大阪大学微生物研究所，タイ保健省医科学局国立衛生研究所，マヒドン大学）: デングウイルス，インフルエンザウイルス，ボツリヌス菌に対するヒト型クローン抗体が作成された。事業成果を受け，治療薬研究開発に向けた交渉が大阪大学とインドの製薬会社との間で行われた（2013 年度）。
- ザンビア「アフリカにおけるウィルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」: エボラ出血熱への対応として，ザンビア大学獣医学部がザンビア国内における検体検査機関に指定され，研究成果を活用した取組を実施した（2014 年度）。
- 地熱開発の促進：インドネシア「地熱開発促進プログラム」に基づく円借款の実施に合わせ，蒸気スポット検出と持続的資源利用の促進を目的とした研究を京都大学とバンドン工科大学が開始した（2015 年度，2016 年度）。

・SATREPS を通じたより円滑な連携を実現すべく，手引きやガイドラインの作成・改訂や大学側の要望を踏まえた手続きの改善を継続的に行っている（各年度）。

・SATREPS の成果の社会実装を促進した成果や取組を行った。

- バイオマス燃料技術の社会実装（タイ）（2015 年度）
- NGO との連携，対話を開始（2015 年度）
- リフトバレー熱の簡易診断キットの開発と製品化（ケニア）（2016 年度）

4. 草の根技術協力事業

・大学，NGO，地方自治体等の提案に基づき，機構と共同で草の根技術協力事業を実施した。各大学の特徴をいかした事例は以下のとおり。

- 九州大学：情報通信技術を活用した市場需要に対応した減農薬・有機肥料の野菜を流通させる取組の開始（2013 年度）
- 金沢大学：世界遺産に指定されているフィリピンの棚田を保全するため，石川県・能登の里山保全の経験をいかした事業を実施（2014 年度）
- マレーシアの SATREPS「アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発」の成果を活動内容に取り入れた「低炭素社会実現に向けた人・コミュニティづくりプロジェクト」を採択（2015 年度）
- 金沢工業大学：SATREPS の事業成果を踏まえ，ジャトロファバイオ燃料を活用した小規模電化に係る草の根技術協力事業をモザンビークで開始（2016 年度）

5. 国際協力の促進等を目的とした連携事業の実施

・国際協力を志向するグローバル人材の育成等を目的として，連携講座を実施した。一部の大学では，単位認定講座として位置付けられた（各年度）。

・機構職員が人事交流により大学に出向し，各大学で国際協力関連の講座の実施や大学による国際協力の推進，グローバル化推進の要として貢献した（各年度）。

・国内拠点で実施する課題別研修に大学生が参加できる事業の開始（2014 年度～）

・大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラムの実施（各年度）

・NGO と合同での大学生向けキャリアセミナーの実施（2015 年度）

・大学と連携したボランティアの派遣（指標 10-5）や，大学生・大学院生のインターンを受け入れた（指標 12-1 参照）。

指標 9-4　地方自治体との連携推進に向けた取組状況

1. 自治体間のネットワーク形成促進

・自治体の海外展開のノウハウを自治体間で共有し，経験の少ない自治体の海外展開を促し，自治体間のネットワークの構築を図るため，「自治体連携強化セミナー」を実施した。

- 初となる取組として試行し，41 自治体等から 107 人参加（2014 年度）
- 札幌，仙台，大阪，香川，徳島，沖縄で実施し合計 195 人が参加（2015 年度）
- 全国で 15 回開催し，合計 693 人が参加した。関西国際センターでは，同セミナーを含めて 6 府省 3 政令市との定期協議の開催等の対話促進に努め，2 自治体（兵庫県，神戸市）の新規の草の根技術協力事業の形成につながった（2016 年度）。

2. 連携協定・覚書の締結

・国際協力や国際理解教育・開発教育，県内企業の海外展開支援やグローバル人材育成の推進等に関する連携を促進するため，2011 年度より各自治体との連携協定や覚書の締結を推進している。

- 北九州市・沖縄県との包括的連携協定，川崎市との覚書（2012 年度）
- 兵庫県，神戸市，埼玉県と連携協定（2013 年度）
- 東松島市と連携覚書を締結（2015 年度）
- 横浜市との包括連携協定を双方での詳細レビューを通じて更新。富山市との連携覚書を締結（2016 年度）

・協定・覚書締結自治体等の特徴をいかした連携関係の深化

- 横浜市：中期計画への機構との連携強化方針の明記（指標 8-3 参照），TICAD V における「アフリカ女性企業家セミナー」の共催（2014 年度）
- 北九州市：姉妹都市協定を締結したベトナム・ハイフォン市に対する研修員受入，複数の草の根技術協力事業（上水道，下水道，産業振興）の実施（2014 年度）。機構職員との合同勉強会を開催（2016 年度）
- 東松島市：住民，行政，大学，企業等，地域一体となって復興に取り組んだ経験をいかした草の根技術協力「バンダ・アチェ市と宮城県東松島市における住民主体での地域資源利活用による相互復興推進プログラム」（2013 年度～2016 年度）や，研修員に対する震災復興状況視察のスタディツアーの実施（2015 年度）
- 埼玉県：教育委員会との連携状況を見える化し，他県に展開。特に開発教育の実践者研修の取組を千葉県，新潟県で実施し，千葉県では 1,000 人以上の研修実施につながった（2016 年度）。
- 沖縄県：「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（第 5 次沖縄振興計画）」改訂に向けた中間評価に協力した（2016 年度）。

3. 自治体連携強化に向けた取組

・自治体国際化協会（CLAIR）との定期協議の開催（2015 年度，2016 年度）

・全国都道府県等の地域国際化協会等国際協力事業の活動拠点に国際協力推進員の配置（各年度）

- 熊本県：国際協力推進員を新規に配置し，「熊本地震からの復旧・復興プラン」を踏まえた連携活動を開始（2016 年度）

4. 震災復興への貢献，開発途上地域との復興経験の共有

・東日本大震災被災地自治体との連携の下，日本の被災・復興経験の開発途上地域への共有に努めるとともに，国内復興にも資する互恵的な取組を推進している。

- 東松島市とアチェ市の相互復興のための草の根技術協力事業を実施（2013 年度～2015 年度）
- 機構職員や青年海外協力隊経験者の継続派遣（各年度）
- 復興支援人材研修（2014 年度：復興庁宮城復興局との連携）
- 課題別研修：多数の研修員が被災地で復興の取組を学習（2013 年度）

・復興支援に関する知見の整理や，国際会議等での知見の発信を行った。

- 環境未来都市国際フォーラムや国連防災世界会議での対外発信（2014 年度）

地方創生への貢献に向けた取組状況

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014 年 12 月閣議決定）を踏まえ，中小企業海外展開事業，草の根技術協力事業，研修員受入事業，ボランティア事業などを通じた取組を展開した。開発途上地域の社会・経済の発展のため日本の地方が持つ様々なノウハウや経験を活用し，そうした取組を通じた日本の地域の活性化への貢献にもつながるよう取り組んでいる（2015 年度，2016 年度）。

1. 自治体・地域の経験を活用した地方創生への貢献

- 第 3 回自治体等水道事業関係者勉強会の開催：自治体による積極的な海外展開を促進することにより，水ビジネスの展開を通じた地元企業の発展に加え，海外での事業経験を通じた市水道局の技術の継承にも役立つことが期待される（指標 1-1 参照）。
- 世界農業遺産「イフガオ棚田」の持続的発展のための人材養成：能登地域から国際的な視点で日本の地域課題に貢献する人材の輩出に貢献している（指標 11-1 参照）。

- 開発途上地域への支援を通じた日本側のまちおこし（南城市，フィリピン・ビクトリアス市）：草の根技術協力事業，JICA ボランティア事業，青年研修を通じた協力により，市長のリーダーシップの下で「ビクトリーフェスティバル」を開催する等，南城市の町おこしや同市の活性化にもつながっている。（2016 年度）。
- 6 次産業化を通じた地域振興支援を通じた自治体間の交流促進（北海道，ジョージア）：農業の 6 次産業化に係る国別研修が契機となり，自治体間の継続した交流にもつながった（2016 年度）。

2. 産学官連携による新技術を活用した地方創生への貢献

- ASEAN 諸国を対象とした日本式透析医療技術の普及展開：日本式医療の交際展開を通じて，東九州地域の活性化への貢献も期待されている（指標 9-2 参照）。
- 研修員への木工建設技術研修を通じた国内の空き家活用事業の推進（ラオス，福井県若狭町）：木材加工・建築産業の人材育成にあわせ，若狭町の空き家活用事業を推進した（2016 年度）。

3. 地域特性に応じた技術・取組の活用

- 東日本大震災の復興支援：東松島市はスマトラ沖地震津波の被災地であるインドネシア国バンダ・アチェ市と相互復興を目指す草の根技術協力事業を実施（指標 9-4）。復興庁，青年海外協力協会との覚書等に基づき，帰国ボランティアが復興庁等で復興支援に従事する取組を推進（指標 9-4，10-8）

4. 各事業における地方創生への貢献に資する取組

- 中小企業海外展開支援事業（案件化調査）や草の根技術協力事業における「地域活性化特別枠」の案件形成：指標 8-3，指標 11-1 参照
- 地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成：（指標 3-1，指標 8-3 参照）
- 草の根技術協力事業における日本国内での活動奨励に関する制度改善：（指標 11-1 参照）
- 帰国ボランティアの「地域おこし協力隊」への参加：（指標 10-8 参照）

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：第 3 期中期目標期間においては，全ての年度において目標を上回る成果を上げている。 特に「イ」評定を得た 2013 年度には，中小企業連携促進調査（F/S 支援）の試行的実施や外務省委託事業を踏まえた普及・実証事業の迅速な創設，民間連携ボランティアの本格派遣の実現，新制度の説明会を全国で積極的に実施した結果として応募・採択が着実に維持・増加するなど，具体的な成果を上げた。さらに，沖縄県や北九州市との包括連携協定の締結や草の根技術協力事業（地域提案型）の迅速な制度創設・実施等を通じ，技術協力や草の根技術協力における自治体連携の拡大にも大きく貢献した。 NGO との連携では，NGO－JICA 協議会での草の根技術協力 10 年の振り返りを踏まえた協議を継続した結果，草の根技術協力事業の制度改善・適用や NGO の技術協力業務の参画に関する検討，NGO 等活動支援事業に関する今後の方向性の合意などの成果に結びついた。加えて，地域のネットワーク型 NGO との連携強化や中小規模 NGO へ積極的に働きかけた結果，機構事業への NGO の裾野拡大にも大きく貢献した。また，SDGs の採択を踏まえた向けた意見交換，地方創生／地域活性化や開発教育での協働，NGO 連携強化のための合同調査団派遣，NGO 支援団体との連携等の協議や取組等を実施し，国内外の潮流やニーズを踏まえた連携関係の強化を図った。 民間企業等との連携では，オール・ジャパンの中小企業海外展開支援の仕組み（海外展開一貫支援

ファストパス）への参加や地方財務局等，開発協力事業では従来接点のなかったパートナーとの連携強化に取り組んだ。特に，2016 年度には新輸出大国コンソーシアムや地域金融機関との連携関係を構築し，新たな企業等との関係構築を行った。また，国内機関の研修員等のリソースを活用するなど，特に地方の民間企業に対し，きめ細やかな情報発信やコンサルテーションを実施した。さらに，SDGs への取組に向けたドナーとの意見交換や協議，連携の機会を開始又は継続し，民関連携の在り方について関連する多くの示唆を得るとともに，機構の取組を発信した。

大学との連携では，「資源の絆プログラム」を通じ教育機関への積極的な働きを行った結果，秋田大学国際資源学部が大学院を創設して資源国の人材を育成する体制が整うなど，多様な関係者との結節点としての役割強化を進めた。2016 年度には機構内に大学連携課を設置するなどにより大学との事務の効率的な実施に向けた体制を整えたほか，新たに留学制度を活用した技術支援事業の制度を構築し，大学の協力の下，新たな事業を形成した。

地方自治体との連携では，2014 年度より自治体間連携セミナーを実施し，また，自治体との連携協定等を締結した。特に，横浜市との包括連携協定の更新や各種スキームを組み合わせて開発効果の拡大と地域の活性化を両立させる取組や，埼玉県教育委員会との連携の取組の他県への展開など，連携関係がより進化・発展した成果が発現している。加えて，「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」の改訂への支援や，「熊本地震からの復旧・復興プラン」も踏まえた熊本県庁への国際協力推進員の配置等を通じ，地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進にも貢献した。

さらに，これらの連携強化を通じ，各種事業における地方の知見・ノウハウを活用した開発途上地域の課題解決への貢献に加え，日本の地域活性化にも貢献する取組を行っている。

以上を踏まえ，全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

引き続き，本部，国内拠点，海外拠点それぞれの特性と強みをいかした多様な関係者との連携促進とこれを通じた開発成果の発現を図るとともに，提案型事業を運営する民間連携事業部及び国内事業部が案件を取りまとめつつ，在外拠点，地域部，課題部，国内拠点等との関連部署との連携により，現地実施機関とのネットワークやビジネス化，課題解決につながる事業の展開を進める。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

第 3 期中期目標期間中においては，全ての年度において目標を上回る成果を上げた。

NGO との連携推進に向けた取組については，2008 年度に新 JICA の設立と共に設けられた NGO-JICA 協議会を定期的に開催（年 4 回）し，協議の結果に基づき，「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」(2012 年度～2014 年度）の設置や機構の技術協力事業への NGO の参加促進，SDGs に向けた情報共有等，具体的な取組を共同で推進した。特に，同協議会や分科会での草の根技術協力の 10 年の振り返りを踏まえた協議の結果，草の根技術協力の制度改善・適用や，NGO の技術協力事業の参画促進に係る取組（NGO と JICA が情報交換するためのツールの策定等)，NGO 支援事業に関する今後の方向性の合意などの成果に結びついたことに加え，地域の NGO ネットワークとの連携強化や中小規模 NGO への積極的な働きかけの結果,機構事業に参画する NGO の裾野拡大にも大きく貢献したことは，多様な関係者との連携を強化する重要度の高い機構の取組として評価される。また， 同協議会等を通じて，SDGs の採択を踏まえた意見交換，地方創生／地域活性化や開発教育での協働，NGO 連携強化のための合同調査団派遣，NGO 支援団体との連携等の協議や取組等を実施し，国内外の潮流やニーズを踏まえた連携の強化を図った。加えて，2014 年度行政事業レビューでの指摘及び同レビューを踏まえて実施された 2014 年度外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価（第三者評価)」における指摘に対しては，草の根技術協力事業の制度見直しや，NGO 等活動支援事業の見直し等により適切に対

応をしたと評価される。

民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組については，政府施策の中小企業連携促進調査（F/S 支援）の試行的実施や外務省委託事業を踏まえた普及・実証事業の迅速な創設，民間連携ボランティアの本格派遣，新制度の説明会の全国での積極的な実施を行い，応募・採択が維持・増加する（民間提案型事業採択件数は累計 967 件で毎年 480 件程度を維持，中小企業連携促進調査（F/S 支援）を含む基礎調査の採択件数は 2012 年度の 11 件から 2016 年度は 26 件に増加，普及・実証事業の採択数は今次期間中 40 件前後で推移，民間連携ボランティア派遣人数は 2012 年度 4 人であったが，2014 年度以降は 20 人弱で推移，海外展開セミナーは 2013 年度に開催回数 90 回・参加者約 5,300 人であったものが，2016 年度は 277 回・12,906 人に増加）など，具体的な成果を上げた。また，オール・ジャパンの中小企業海外展開支援の仕組み（海外展開一貫支援ファストパス）への参加や地方財務局と連携した地方金融機関向けセミナーの実施等従来の開発協力では接点のなかったパートナーとの連携強化に取り組んだ。また，新輸出大国コンソーシアムや地域金融機関との連携関係を構築し，新たな企業等との関係構築を行った。加えて，国内機関の研修員等のリソースの活用など，特に地方の民間企業に対し，きめ細かな情報発信やコンサルテーションを実施した。さらに，SDGs への取組に向けたドナーとの意見交換や協議，連携の機会を開始又は継続し，民関連携の在り方について多くの示唆を得るとともに，機構の取組を発信した。

教育機関との連携推進に向けた取組については，「資源の絆プログラム」を通じた教育機関への積極的な働きかけを行った結果，国内随一の国際資源学研究機関である秋田大学大学院国際資源学研究科において資源国の人材を育成する態勢を整えるなど，大学との組織的な連携及び各事業における連携を推進した。2016 年度には機構内に大学連携課を設置するなど大学との連携をより一層強化するための連携基盤の強化に取り組んだほか，新たに技術協力の枠組の中で実施する留学制度を構築し，大学の協力の下，シリア難民を対象とした「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」やアジアの開発途上国の産業開発を担う若手人材を対象に，日本の大学での修士又は博士課程の留学と日本の企業・研究機関でのインターンシップの機会を提供する「Innovative Asia」等，新たな事業を形成した。また，SATREPS の推進を通じて，日本のみならず開発途上国の大学等の研究機関との連携を強化しつつ，当該開発途上国における環境・エネルギー，生物資源，防災，感染症等の地球規模課題の解決に寄与した。

地方自治体との連携推進に向けた取組については，開発協力大綱にもあるように，我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が，開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすことが期待されており，その促進のために 2014 年度より自治体間のネットワーク形成促進のため，上下水道や廃棄物，防災分野での自治体による開発協力事業の経験・ノウハウを紹介するための自治体間連携セミナーを実施し，また，今次目標期間中に 8 つの自治体との間で，国際協力や国際理解教育・開発教育，県内企業の海外展開支援やグローバル人材育成の推進等に関する連携を促進することを目的とした連携協定等を締結した。特に，横浜市との包括連携協定の更新や各種スキームを組み合わせて開発効果の拡大と地域の活性化を両立させる取組や，埼玉県教育委員会との連携の取組の他県への展開など，連携関係がより進化・発展した成果が発現している。加えて，「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」の改訂への支援や，「熊本地震からの復旧・復興プラン」も踏まえた熊本県庁への国際協力推進員の配置等を通じ，地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進にも貢献した。

人材や知見，埋もれた技術等，開発援助のリソースを広く国内に求めることになるこれらの取組は，地域活性化を目指す政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月閣議決定）にも合致するものであると評価される。

以上を踏まえ，「開発協力大綱」を踏まえた結節点機能として NGO，企業，大学等教育機関，自治体等との複層的な関係構築を行ったこと，連携推進の結果，国内各地域の知見・ノウハウを活用した途上国の開発課題解決への貢献を通じて地方創生にも資する迅速な取組の実施，各種連携事業への裾野

拡大等にも資する具体的な取組を推進しており，また 2013 年度のイ評定を含む全ての年度においてＡ評定相当以上と計画を上回る成果を上げていることから，全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き，NGO，自治体，大学・研究機関のそれぞれの特性や強みをいかし，開発途上地域の課題解決に資する事業実施を推進するとともに，都道府県庁等との対話の促進や，コンサルテーションの質の向上等を通じて開発協力への参画や連携を促進することに期待したい。また，翌年度の定量的指標の達成目標設定に際しては，過年度の実績等を踏まえた適切な水準を設定されたい。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

・東京以外の地域での JICA と NGO の定期協議の事例として JICA 関西の取り組みが紹介されたことを歓迎します。ぜひ同様の取り組みを他の国内機関においても実施し、JICA と NGO の連携の全国展開へとつなげていただければ幸いです。

・特に民間企業との連携については、中期目標期間に多くの新しい取組が始まったが、今後は、民間連携事業部や国内事業部（及び JICA 国内研修センター）だけでなく、JICA の組織全体として、民間連携に取り組む体制を整えることも重要と考える。将来的には、組織内において民間連携が主流化していく度合いも評価指標で把握できるとよいと考える。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 10	ボランティア
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針，日本再興戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

③　主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
開発課題に沿ったボランティアの実績（国別ボランティア派遣計画の開発課題への合致率／シニア海外ボランティア）			84% 83%	80% 87%	74% 85%	79% 82%	84% 80%
スポーツ職種ボランティアの新規派遣人数（人）					新規	219	231
JICA ボランティアウェブサイトの年間訪問回数					新規	169 万	229 万
連携ボランティアの人数（人）					新規	146	166
◎企業・自治体向け報告会（回）	4		5	7	8	9	8
④　主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数（人）			46	50	56	56	56

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

ボランティア事業は，開発途上地域の経済及び社会の発展，復興への寄与，我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化，並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とする。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省が平成 23 年に行った海外ボランティア事業のあり方及び同事業の実施のあり方の抜本的な見直しの結果を踏まえ，事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善，ODA の他事業や専門性を有する企業，地方自治体，NGO，他機関等との連携の強化，帰国後の社会還元支援を含む，国民が安心して参加できるような取組の強化，事業にふさわしい評価の実施，ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。

中期計画

（第一段落は中期目標と同内容につき省略）

具体的には，

- 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。
- ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。
- 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。
- 国民参加型事業として，多様な人材の参加を促進するために，自治体，民間企業，大学等との連携の強化に取り組む。
- 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために，より効果的で効率的な募集・選考，訓練・研修への改善を進める。
- 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに，グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。

主な評価指標

指標 10-1　開発課題に沿ったボランティア派遣の状況
指標 10-2　国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況
指標 10-3　ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況
指標 10-4　ボランティアの現地活動に対する支援状況
指標 10-5　自治体，企業，大学等との連携推進に向けた取組状況
指標 10-6　募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

指標 10-7　帰国隊員の進路支援強化の状況（定量的指標：企業・自治体向け事業説明会の数） 指標 10-8　隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

３－２．業務実績

指標 10-1　開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

1. 開発課題に沿ったボランティア派遣

・課題解決を強く志向するグループ型派遣及び高いニーズのある職種に迅速に対応するため，技術力のあるシニア海外ボランティア（Senior Volunteer：SV）の人材確保を目的とした新登録制度を新たに導入した（2012 年度）。

・協力対象国（77 か国）毎に国別ボランティア派遣計画を策定し，重点的な開発課題に沿った案件形成を推進した。その結果，開発課題に沿った派遣が全体の 8 割以上となる状況を維持した（各年度）。

表 10-1　ボランティアの派遣実績（単位：人）

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
青年海外協力隊（JV）	948	1,081	1,267	1,198	1,132
シニア海外ボランティア（SV）	246	268	271	256	218
日系社会青年ボランティア	31	43	57	49	86
日系社会シニア・ボランティア	15	13	16	15	32
合計	1,265	1,405	1,611	1,518	1,468

2. 他スキームとの連携，開発効果の発現

・機構の各種スキームとの連携により，開発効果の発現・向上を促進した。

- バングラデシュ：母子保健分野における技術協力・円借款との連携（2013 年度）
- ルワンダ：「水の防衛隊」隊員による無償資金・技術協力との連携（2014 年度）
- バングラデシュ：ポリオ撲滅宣言，フィラリア症制圧への貢献（2014 年度）
- エジプト：小学校への特別活動導入のため技術協力，本邦研修との連携（2015 年度）
- チリ：SATREPS と連携した本邦研修成果の実践支援（2015 年度）
- ケニア：グループ派遣による矯正保護施設への技術協力のフォローアップ（2016 年度）
- フィジー：技術協力と連携した廃棄物管理，環境教育を通じた廃棄物削減（2016 年度）

3. スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）への貢献

・2020 年オリンピック，パラリンピック東京招致時に日本政府が発表した SFT プログラムに貢献するため，スポーツ分野のボランティア案件を積極的に形成した。その結果，スポーツ分野のボランティアを 2014 年度 176 人，2015 年度 219 人，2016 年度 231 人派遣し，政府公約（2012 年度 81 人から 2018 年までに倍増）を前倒し達成した（2014 年度，2015 年度，2016 年度）。

・文部科学省主催のスポーツ・文化・ワールドフォーラムのスポーツ大臣会合に機構理事長が出席，50 か国のスポーツ担当大臣が出席するなか，機構の経験を共有（2016 年度）。

・リオ・オリンピック・パラリンピックに JV の教え子が選手として参加し，広報に貢献（2016 年度）。

・日本ラグビー協会と連携合意書を締結し，職種に「ラグビー」を追加，指導者 3 人を派遣（2013 年度）。JV の帰国報告会に世界ラグビー協会等関係者を招き，案件形成について意見交換（2016 年度）

・読売巨人軍と業務協力協定を締結し，ジャイアンツアカデミーの指導テキストのスペイン語版を活用可能とするとともに，コスタリカで中南米 5 か国の野球関係者を対象とした研修を実施（2014 年度）

・日本野球機構（NPB）と連携協定を締結，JV への事前研修や野球教本の活用等を通じ日本型野球の裾

野拡大に貢献（2016 年度）。

・公益財団法人日本サッカー協会（JFA）及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ（J リーグ）とサッカーを通じた開発途上地域の発展に向けた連携協定を締結（2015 年度）。中古ユニフォーム・ウェアをスリランカのボランティアを通じ配布したほか，ボランティアの派遣前に JFA を訪問することでネットワーク体制を構築した（2016 年度）。

指標 10-2　国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況

・米国平和部隊とボランティア活動の効率性と効果を高めるための連携覚書を締結した（2014 年度）。

・国際ボランティア会議を開催し，ボランティア事業の側面から SDGs への貢献等に関する議論を推進し，ボランティア事業の SDGs 達成に向けた東京行動宣言を採択した（2015 年度）。

・KOICA と SDGs に関するアジア初の国際ボランティアフォーラムを開催し，アジア地域のボランティア団体の知見を発信・共有（2016 年度）

・国連ボランティア計画（UNV）と包括連携協力の覚書を締結し，UNV 派遣に加え，ボランティアに関する共同研究や人事交流等新たな連携を行うことを確認した（2016 年度）。

指標 10-3　ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況

1. 広報

・ボランティア事業の概要をわかりやすく発信することを目的に YouTube チャンネル（2012 年度），Facebook ページ（2013 年度）をそれぞれ開設した。Facebook「いいね!」数 3.4 万を達成（2016 年度）。

・池上彰氏とのトークイベントを開催し，参加者 1,100 人，インターネット視聴者 3.5 万人を得，94.7%の参加者からイベントに満足との回答を得た（2013 年度）。

2. 協力隊 50 周年関連広報

・記者勉強会，メディア懇親会の実施や，50 周年記念ウェブサイトを開設する等，協力隊 50 周年の企画・準備を行った（2014 年度）。また，50 周年に際してメディアへの積極的な売り込みを行った結果，全国紙 5 紙に 50 周年を記念したボランティアの活動に関する記事や社説が掲載される等，多数報道が行われ，ボランティアの広報や事業の「見える化」に貢献した（2015 年度）。

・50 周年を機にボランティアの認知度を一層高めるため，日本郵便と連携し特殊切手が発行され，制作に当たって日本郵便によるコンセプトづくり等に協力した。また，イメージソング「ひとりひとつ」の制作，50 周年記念特番の放映，記念誌の発刊への協力（監修），青年海外協力隊をテーマとした映画「クロスロード」への制作協力等を通じて，ボランティア事業への関心が薄い層も含めて対象とする幅広い層をターゲットとした広報の取組が行われた（2015 年度）。

3. ラモン・マグサイサイ賞

・50 年以上にわたり現地の人々と共に活動してアジア地域の経済社会発展に果たした貢献が認められ，アジアで社会貢献などに傑出した功績をあげた個人や団体に贈られる「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体としては初めて青年海外協力隊が受賞した。積極的な広報を展開し，国内外の多くのメディアにボランティア事業が掲載された（2016 年度）。

指標 10-4　ボランティアの現地活動に対する支援状況

・ボランティアの現地活動の質を高めるため，関連職種のボランティア及びそのカウンターパートが教

訓等を共有する在外研修を開催した（2012 年度 20 件，2013 年度 26 件，2014 年度 18 件，2015 年度 16 件，2016 年度 21 件）。

・ボランティアの技術を高めるための在外研修に加え，ボランティアの現地活動をモニタリングし適切に活動支援を行った。その結果，帰国前のアンケート調査によると 9 割以上のボランティアが活動に対し満足と回答している（各年度）。

・知見の蓄積・共有のためのボランティア成果品登録制度の開始や，メーリングリストの活用，資料や書籍等を提供する技術情報支援制度等，支援体制を強化した（2016 年度）。

指標 10-5　自治体，企業，大学等との連携推進に向けた取組状況

1. 民間連携ボランティア

・企業のニーズに応じて派遣先，活動内容等を調整する民間連携ボランティア制度の本格運用を開始（新規派遣実績 2012 年度 5 人，2013 年度 12 人，2014 年度 19 人，2015 年度 20 人，2016 年度 17 人）。

・民間連携ボランティアによる社員の派遣を具体的に考えている企業と派遣合意書を締結した（新規締結実績 2012 年度 13 社，2013 年度 32 社，2014 年度 33 社，2015 年度 23 社，2016 年度 4 社）。

・民間企業の途上国ビジネスや CSR（企業の社会的責任）活動等とボランティアの連携の好事例を集めた冊子を作成し，開発途上国でのビジネスに関心のある企業やボランティア等に配布した（2014 年度）。

2. 自治体の現職参加職員の派遣

・自治体職員の開発途上国に対する理解と共感を高め，ボランティア活動を通じて現地で得た知見を地方行政及び市民サービスに還元することを目的とし，現職参加の制度を利用して，自治体職員を派遣した（2012 年度 29 人，2013 年度 32 人，2014 年度 37 人，2015 年度 29 人，2016 年度 49 人。教員は 2012 年度 68 人，2013 年度 78 人，2014 年度 90 人，2015 年度 83 人，2016 年度 108 人）。

3. 大学連携

・大学のグローバル人材育成のニーズに対応するとともに，ボランティア事業への参加者層の裾野を拡大するため，大学在籍中の学生を派遣する取組を開始した（2012 年度）。特に 2014 年度からは大学の有する専門性及び人的リソース（教員・学生）の活用を前提とし，特定大学とボランティア派遣に関する覚書を締結した上でボランティア派遣を実施することとした（派遣実績 2014 年度 55 人，2015 年度 119 人，2016 年度 142 人）。

指標 10-6　募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

1. 募集・選考制度の改善

・応募時に提出する語学資格の有効期間や健康診断の条件を撤廃するなど，制度を柔軟化した（2013 年度，2014 年度，2016 年度）。

・スポーツ等での現役大学生の応募を勧奨するため，年齢要件を緩和した（2016 年度）。

・ウェブ応募を一部導入し，利便性の向上と事務の合理化につなげた（2016 年度）。

2. 訓練・研修方法の改善

・現地で効果的な活動が進められるよう，訓練プログラムを見直し（2012 年度），より実践的なプログラムを導入した（2013 年度）。またそのレビューを行い，2017 年度以降の訓練プログラムを改定した（2016 年度）。

・2013 年度の訓練・研修等業務に関する民間競争入札方式の導入に向け，公募方法やその内容を大幅に

見直し，競争性の拡大と契約金額の節減を図った（2012 年度）。

指標 10-7　帰国隊員の進路支援強化の状況

・帰国隊員向け求人情報数実績：2012 年度 1,880 人，2013 年度 2,506 人，2014 年度 1,952 人，2015 年度 1,939 人，2016 年度 1,891 人
・企業・自治体向け説明会の実績：2012 年度 5 回，2013 年度 7 回，2014 年度 8 回，2015 年度 9 回，2016 年度 8 回
・機構ウェブサイトの帰国隊員進路情報ページを一新し，ユーザーの使い勝手を向上した（2012 年度）。
・自治体や教育委員会に帰国隊員の採用を働きかけた。その結果，JICA ボランティア経験に対して何らかの優遇措置を持つ自治体・教育委員会の数は年々増加している（各年度）。
・帰国隊員の大学院進学時の入学試験の特別選考制度の採用に向けた働きかけを実施した（各年度）。

指標 10-8　隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

・帰国後の社会還元と進路開拓について研修機会を与える「帰国後訓練」を導入した（2012 年度）。2014 年度からは「帰国後研修」として，現職参加者にも対象を広げて実施した。
・ボランティア経験の還元を通じた東日本大震災からの復興プロセスへの貢献を支援するために，復興庁及び公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）と震災復興支援に関する連携協定を締結した（2012 年度）。その後同協定を延長し，復興庁や市町村の復興支援業務への帰国ボランティアの採用を側面支援した（2014 年度，2015 年度）。その結果，2016 年度には 25 人の帰国ボランティアが復興支援に従事した（累計 121 人）。
・帰国ボランティアが「地域おこし協力隊」として日本各地の地域活性化に取り組む例が増加しており，これを後押しするため，地域活性化をテーマとした進路開拓セミナーの実施やまちおこしイベントに出展し，帰国隊員の進路開拓と地域活性化を意識的に結びつけた（2015 年度）。
・熊本地震被災地の熊本県益城町における帰国隊員の復興ボランティア活動を帰国隊員活動支援制度を活用して支援した（2016 年度）。
・I/U ターン・移住関係機関のボランティア帰国報告会への出席や，帰国隊員との交流の機会を設け，島根県海士町に 2 名が就職した。また，日本の地域活性化に取り組む意欲のある者に派遣前の本邦技術補完研修あるいは帰国後の社会還元活動を支援するグローカル協力隊制度を創設・試行した（2016 年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：2011 年度の「海外ボランティア事業のあり方及び同事業の実施のあり方の抜本的な見直し」の結果を踏まえ，事業の質の向上，ボランティア活動の「見える化」，現地活動の支援，募集・選考，訓練・研修の改善，社会還元や帰国後のキャリアアップ支援等に取り組んだ。 　質の改善については，グループ型派遣やボランティア派遣計画の策定等により 8 割以上が開発課題に沿った派遣になったほか，技術協力，有償資金協力，無償資金協力との連携を推進した。また，スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に貢献するために体育・スポーツ職種ボランティアの派遣を推進した結果，2014 年度には 2012 年度比で倍増する成果を上げ，目標を前倒しして達成した。同時に，野球・サッカー・ラグビーで各協会と連携協定を締結し，質の向上に努めた。

国際機関との連携については，ボランティア派遣に当たり米国平和部隊や国連ボランティア計画（UNV）等との他機関と現場・本部の双方のレベルで連携を推進した。さらに，KOICA との国際ボランティアフォーラムの開催や国際ボランティア会議での機構の取組の発信等，国際社会との連携や情報の発信にも取り組んだ。

「見える化」については，ウェブサイト，ソーシャルメディア，イベント等を通じたボランティア活動の広報を推進し，ボランティア事業が日本国内の課題解決にも役立つことを説明しつつ関心層・理解層の拡大に努めた。これら取組によりウェブサイトのセッション数は約 25%増加，Facebook の「いいね!」数は 3.4 万を達成した。さらに 2015 年度のボランティア 50 周年記念式典や 2016 年度のラモン・マグサイサイ賞の受賞に当たっては，関連広報を積極的に実施し，メディアに大きく取り上げられた。

また，ボランティアの裾野を広めるため，民間企業及び大学との連携ボランティア制度を立ち上げたほか，自治体との連携を推進し，着実な派遣実績を重ねた。その結果，幅広い層のボランティア派遣を実現し，民間，大学，自治体等のグローバル人材の育成にも大きく寄与した。

また，帰国隊員に進路支援を積極的に展開したほか，復興庁との連携を推進し多くのボランティアが東日本大震災や熊本地震の復興支援業務に携わる例や，「地域おこし協力隊」として日本各地の地域活性化に取り組む事例も増加しており，日本社会への還元や地方創生への貢献も促進した。2016 年度には派遣前技術補完研修や帰国後の社会還元活動を支援するグローカル協力隊制度を試行し，日本の地域活性化にさらに貢献すべく取り組んでいる。

これらに加え，50 年以上に及ぶアジア地域の経済社会発展に果たした貢献が認められ，アジアで社会貢献などに傑出した功績をあげた個人や団体に贈られる「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体としては初めて青年海外協力隊が受賞するなど，国際的な認知と評価にもつながっていることは質的に顕著な成果である。

以上のとおり，法人の活動により，全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」で各界有識者の意見を集約して取りまとめられた提言を踏まえた事業改善を引き続き進める。また，地方自治体や大学・研究機関，民間企業との連携を通じた多様な形態による参加を推進する。加えて，活動状況，成果，帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を引き続き着実に実施するとともに，ボランティア活動を通じて得た経験・知見の社会への還元を支援し，国民の開発協力への理解と支持を促進する。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

第 3 期中期目標期間中には，2011 年度に行った「海外ボランティア事業のあり方及び同事業の実施のあり方の抜本的な見直し」の結果を踏まえ，事業の質の向上，ボランティア活動の「見える化」，現地活動の支援，募集・選考，訓練・研修の改善，社会還元や帰国後のキャリアアップ支援等に取り組んだ。また，50 年以上にわたり現地の人々と共に活動してアジア地域の経済社会発展に果たした貢献が認められ，2016 年に「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体としては初めて青年海外協力隊が受賞した。

開発課題に沿ったボランティア派遣については，現地ニーズを的確に把握した上で，複数のボランティアがグループとして開発途上国の一つの課題解決に向けて取り組むグループ型派遣や国別ボランティア派遣計画の策定等を行うなどして途上国の開発ニーズに合致したボランティアの派遣に貢献する成果を上げたほか，ボランティア事業と技術協力，有償資金協力，無償資金協力との連携を推

進した。

東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組であるスポーツ・フォー・トゥモローに貢献するためにスポーツ隊員の派遣を推進した結果，派遣人数は 2014 年度には 2012 年度比で倍増する成果を上げ，目標を前倒しして達成し，我が国の政策の推進に貢献した。加えて，野球・サッカー・ラグビーの各協会と連携協定を締結し，広報的成果に加えて，ボランティア派遣前の事前研修の実施や教材の活用，ネットワーク強化等の質の向上に努めた。

国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組については，米国平和部隊や国連ボランティア計画（UNV）等の他機関と現場・本部レベル双方でボランティア派遣の効率化，効果向上に向けた連携推進に加え，KOICA との国際ボランティアフォーラムの開催や，国際ボランティア会議での機構の取組の発信などに取り組んだ。

「見える化」については，ウェブサイト，ソーシャルメディア，イベント等を通じたボランティア活動の広報を推進し，ボランティア事業が日本国内の課題解決にも役立つこと（後述の復興庁との連携や，「地域おこし協力隊」，「グローカル協力隊」等）を説明しつつ関心層・理解層の拡大に努めた。これら取組によりウェブサイトのセッション数は約 25％増加し，Facebook の「いいね！」数は 3.4 万を達成した。また，2015 年度のボランティア 50 周年記念式典や 2016 年度のラモン・マグサイサイ賞受賞に当たっては，関連広報を積極的に実施し，メディアに大きく取り上げられ，事業の「見える化」や認知度の向上に貢献した。

ボランティアの現地活動に対する支援については，ボランティア活動の質を高めるために，ボランティアへの研修や，活動状況のモニタリングを適切に実施した。その結果，9 割以上のボランティアが活動に満足を示している。

自治体，企業，大学等との連携推進に向けた取組については，民間企業及び大学との連携ボランティア制度を立ち上げたほか，自治体との連携を推進し，着実な派遣実績を重ねた。その結果，幅広い層のボランティア派遣を実現し，民間，大学，自治体等のグローバル人材の育成に大きく寄与した。

募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組みについては，これまでの経験を基に，実践的な訓練・研修方法への改善や募集・選考制度の改善に取り組んだ。

帰国隊員の進路支援強化については，当初計画を上回る企業・自治体向け報告会の開催を毎年度実施し，進路支援を積極的に展開したほか，復興庁との連携を推進し多くのボランティアが東日本大震災や熊本地震の復興支援業務に携わる例や，「地域おこし協力隊」として日本各地の地域活性化に取り組む事例も増加しており，日本社会への還元や地方創生への貢献も促進した。2016 年度には派遣前技術補完研修や帰国後の社会還元活動を支援するグローカル協力隊制度を試行し，日本の地域活性化にさらに貢献すべく取り組んでいる。

以上を踏まえ，開発課題や現地ニーズに沿ったボランティア派遣を推進し，スポーツ隊員派遣の倍増計画を前倒しで達成するなど，我が国の政策の推進に貢献したこと，民間連携ボランティアの開始や自治体，大学等の連携によりグローバル人材の育成に大きく寄与したこと，またこれまでの貢献が「ラモン・マグサイサイ賞」受賞に繋がり，国際的な認知と評価という成果を上げており，年度評価においても 5 年度中 4 年度においてＡ評定と計画を上回る成果を上げていることから中期目標における所期の目標を質，量両面で上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞

平成 29 年度行政事業レビューでの有識者コメントを踏まえ，応募者の減少に対応するため，より有効な広報の在り方について引き続き検討・見直しを実施し，また多様化する開発途上国のニーズを満たすため，要請数に対して応募者が少ない職種に関する業界・団体への一層の働きかけ等に取り組むことを期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 11	市民参加協力
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針，「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための５年間の方向性～」，まち・ひと・しごと創生総合戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基 準 値	2012 年 度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組状況							
草の根技術協力事業の応募数					新規	210 件	195
「世界の人々のための JICA 基金」応募数					新規	24 件	38
市ヶ谷ビル地球ひろば利用者の満足度（5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率）							
◎体験ゾーン団体訪問利用者	70%	97%	96%	97%	95%	95%	95%
◎体験ゾーン一般訪問利用者	70%	94%	94%	94%	94%	95%	95%
◎登録団体	70%	78%	79%	80%	76%	72%	76%
開発教育の質の向上に向けた取組状況							
◎開発教育に関する機構ウェブサイトへのアクセス	120,000 (2015 年度)	169,382	185,110	191,452	187,357	167,540	196,801
◎開発教育に関する研修の参加実績	9,000 人 (2014 年度)	13,427	13,644	11,798	10,149	9,616	10,299
NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況（注）							
NGO 向け研修の回数（件）			47	44	46	39	48
NGO 向け研修の参加者数（人）			381	443	478	516	988

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標
（注）対象研修の定義の明確化に伴い，2012，2013 年度実績値を 2013 年度業務実績報告書の記載から更新。

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標
２．（４）国民の理解と参加の促進
（ロ）市民参加協力
NGO や自治体，教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは，ODA に対する国民の理解増進に資するものであり，現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から，機構は，NGO 等との連携を推進し，草の根技術協力事業の実施に当たっては，開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として，政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い，草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また，幅広い国民の参加を得るため，主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに，手続のさらなる迅速化に努める。
国民の理解と参加の促進を目的として，NGO，教育機関，地方自治体等の様々な団体・個人が発意し，自ら取り組む国際協力活動に対し，支援サービスを提供する。

中期計画
１．（４）国民の理解と参加の促進
（第１，２段落は，中期目標と同一のため省略）
具体的には，
- 草の根技術協力事業については，幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために，対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに，事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。
- 国内拠点等を通じて，地域に密着した国際協力活動を支援するとともに，NGO や教育機関，地方自治体等との連携の強化等により，開発教育の質の向上に取り組む。
- 国際協力の実践を目指す NGO 等に対し，人材育成，組織強化，事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。

主な評価指標
指標 11-1　草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況 指標 11-2　NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況 指標 11-3　地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績 （定量的指標）市ヶ谷ビル地球ひろば利用者の満足度（体験ゾーン団体訪問利用者：70%，体験ゾーン一般訪問利用者：70%，登録団体：70%） 指標 11-4　開発教育の質の向上に向けた取組状況 （定量的指標）開発教育に関する機構ウェブサイトへのアクセス：120,000 人，開発教育に関する研修の参加実績：9,000 人

３－２．業務実績

項目 No.9（NGO，民間企業等の多様な関係者との連携）で実績を記載した市民参加協力実施の土台となる連携基盤を基に，以下のような具体的な取組を行った。

指標 11-1　草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況

2002 年度の制度創設から 10 年が経過した草の根技術協力事業について，中期目標に示されている「草の根レベルのきめ細やかな協力を行う」「主体的な発意が尊重されるように配慮する」「手続きの更なる迅速化」を達成すべく，抜本的に制度を見直して参加団体の裾野を拡大するとともに，開発協力としての開発へのインパクトを深化させることを目指し，以下の事項に取り組んだ。

1．草の根技術協力事業の制度改善

(1) 草の根協力支援型及び草の根パートナー型の見直し（制度改善は 2014 年度，適用は 2015 年度）

2012 年度から 2014 年度に NGO－JICA 協議会の下に設置した「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」での議論・提言，2014 年度行政事業レビュー及び同レビューを踏まえて実施された外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価」での指摘・提言並びに地域の NGO 等との意見交換を踏まえ，以下の草の根技術協力事業の抜本的な制度改善を実施した。

・小規模金額メニュー（3 年間で 1,000 万円）の設置（新・草の根協力支援型）
- 応募団体の負担軽減：募集要項及び応募時に提出する事業提案書の大幅な簡素化
- 対象とする事業の拡充：日本への研修員受入が主軸の事業や事業開始時の現地状況調査の追加
- 応募回数制限の緩和，事前コンサルテーションの必須化，案件審査の強化

・草の根協力支援型と草の根パートナー型の統合（5 年間で 1 億円，新・草の根パートナー型）
- より中小規模の団体が応募しやすい案件審査方法へ変更
- 応募団体の持続性に配慮した提案上限額の見直し

(2) 地域（経済）活性化特別枠[7]の創設・見直し

・2012 年度補正予算の成立を受けて，迅速に地域（経済）活性化特別枠の制度設計を行った。

・資格審査の導入（2013 年度）や，「提案自治体の取組」及び「日本の地域活性化の観点（地域の知見や経験・特色の活用及び日本の地域社会への還元）」の視点をより重視した審査の視点の見直しを実施した（2014 年度，2015 年度）。

(3) 日本の地域活性化への貢献（制度改善は 2014 年度，制度適用は 2015 年度）

・国内拠点が中心となって行うコンサルテーションの強化や，2015 年度募集案件以降，草の根技術協力事業案件の実施を通じ，対象国において培った経験を踏まえて行う「日本の地域社会が抱える課題の

[7] 2012 年度補正予算は地域経済活性化特別枠，それ以降は地域活性化特別枠として募集・実施。

解決にも資する活動」を含めた事業を促進した（2014 年度）。また，事後調査の枠組みの中で地域活性化の事例を調査して整理した（2016 年度）。

(4) 事務の簡素化・合理化

- 少額交通費及び現地セミナーの手続きの簡素化・合理化（2012 年度）
- 間接経費積算体系の見直し（2013 年度）
- ガイドラインの見直し：支援型・パートナー型と地域提案型・地域活性化特別枠共通の「業務実施ガイドライン」及び「経理処理ガイドライン」の策定を行い，事務の簡素化及び業務委託契約の考え方を整理（2015 年度）。さらに両ガイドラインの課題を抽出して修正した（2016 年度）。
- 相談窓口の設置：国内拠点の担当者の契約，経理等に係る相談窓口を調達部に設置し，国内拠点による契約経理業務の透明性や公平性の向上を図った（295 件，2015～2016 年度）。
- 調達業務集約化：5 拠点（3 支部・2 訓練所）の調達業務を試行的に本部調達部に集約（20 件，2015～2016 年度）

(5) コンサルテーションの強化，モニタリング・評価方法の見直し・強化

・国内拠点及び海外拠点から適切に情報提供・支援を行うとともに，必要な事業対象国情報（NGO 登録や了承取付方法）をウェブ上で公開した（各年度）。

・草の根技術協力事業の特性を踏まえ，DAC5 項目をベースとした草の根評価 4 項目（妥当性，実績とプロセス，効果，持続性）を用いてモニタリング・評価を行うこととした。また，採択後すぐに実施する事業マネジメント説明会，採択後・開始前に実施する実施計画の協議，事業開始後半年～1 年を目途に実施計画レビューを実施することを明示的に定めるとともに，全案件において終了時評価を実施することとした（各年度）。

・草の根技術協力事業と他事業との相互補完や連携に努めた（各年度）。

・国内拠点，海外拠点間のコンサルテーションに係る情報共有を徹底した。（各年度）

・担当者の能力強化：本部，国内拠点，海外拠点による合同会議を実施し，特に 2016 年度においてはコンサルテーション能力強化のための実施監理研修を実施した。（各年度）

・事業効果確認のための調査を実施した。（2016 年度）

2. 草の根技術協力事業の実施

(1) 実績

表 11-1　草の根技術協力事業の実績（単位：件）

分類	事業件数					新規採択件数				
事業形態	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
草の根パートナー型	101	96	91	95	94	20	20	16	28	26
草の根協力支援型	29	31	29	23	36	8	8	8	29	29
地域提案型	76	69	41	15	1	16	0			
地域経済活性化特別枠		54	60	58	38		60			
地域活性化特別枠			23	55	89			25	31	49

(2) 主な成果と事例

・上述 1.（1）の制度見直し後初となる募集・選考を行うに当たり，制度の周知期間を十分に確保し，

地域のネットワークNGO等との連携による全国各地での制度説明会を計10回実施した（2015年度）。
・小規模金額メニュー（新・草の根協力支援型）の設置に伴い，応募相談件数は399件，うち2015年度新・支援型の応募に至った団体等は67件（前年度比2倍）となった（2015年度）。
・草の根協力支援型・草の根パートナー型の統合（新・草の根パートナー型）による制度見直しに伴い，2015年度新・パートナー型の応募に至った団体等は76件（前年度比1.29倍）となった（2015年度）。
・草の根技術協力「地域（経済）活性化特別枠」を補正予算措置の趣旨を鑑み早期事業実施に努めた（指標8-3参照）（各年度）。
・その他，特記すべき事例は以下のとおり。
  - 草の根協力支援型から草の根パートナー型への展開（南アフリカ「学校を拠点とした有機農業促進のモデル地域作り」）（2014年度）
  - ブルキナファソ「食糧生産性と現金収入向上のための住民目線に立った普及サイト創出及び活用プロジェクト」（2012年度）
  - 津波と被災経験を踏まえた地域の防災力の向上（インドネシア「バンダ・アチェ市と東松島市による相互復興：地域防災のためのコミュニティ経済活性化モデル構築事業」（2015年度）
  - 日本伝統医療（柔道整復術）の普及（モンゴル）（2016年度）
  - コミュニティ防災の推進（フィリピン）（2016年度）

3. 寄附金事業

(1) JICA基金運営

機構は，「世界の人びとのためのJICA基金（JICA基金）」を通じ，一般の個人や企業からの寄附を集め，比較的小規模かつ経験の浅いNGO・NPOが提案する国際協力活動に対し，1件100万円を上限に業務委託している。

① JICA基金運営

・寄附金受入額の増加：2012年度の1,067万円から2016年度には2,542万円に達した。
  - 全国のNGOとの「協働寄附キャンペーン」：国際協力60周年を機に，国際協力の裾野拡大を目的とし，広報活動を拡大。NGO－JICA協議会での議論を踏まえ，8つのネットワークNGOと協働した（2015年度）。
  - ゆうちょ銀行との連携：2008年度締結の協定書に基づき，①ゆうちょボランティア貯金，②JPバンクカードポイント，③ゆうちょ銀行「ゆうちょアイデア貯金箱コンクール」から寄附を受け入れた。また，ゆうちょ銀行店舗での広報誌設置など，広範な広報連携を展開した（各年度）。
・各種メールマガジン，Facebook，Twitterの活用やネットワークNGOを通じた加盟団体への情報提供の結果，前年度比約3倍の応募を得た（2014年度）。
・運営委員会は年2回開催し（各年度），2015年度には運営委員のNGO代表者を1人から2人に強化した。また，NGO－JICA協議会で寄附金の状況や基金活動事業の進捗状況を報告し，本事業に対するNGOの理解促進や運営への意見反映を図った（2014年度～2016年度）。
・JICA基金活用団体の経理業務負荷の軽減のため，募集選考スケジュールを見直した（2016年度）

② 基金活用事業の実施

・草の根技術協力で対象外としているネットワークNGOの活動を支援（各年度）。
・草の根技術協力事業に比して中小規模の団体が多く，2015年度は採択案件11件中8件が新規団体（過去に本制度を活用していない）の実施であり，中小規模の団体の裾野拡大に貢献した（2015年度）。

・上述①の募集選考スケジュールの見直しに伴い，年度内に 2 回募集を行った（2016 年度）。

表 11-2　「世界の人びとのための JICA 基金」の実績

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
寄付金受入額	1,067 万円	1,300 万円	1,657 万円	2,878 万円	2,542 万円
支援対象事業	6 か国 7 件	7 か国 8 件	11 か国 13 件	6 か国 11 件	13 か国 16 件
NGO・NPO 応募件数		14 件	43 件	24 件	38 件

(2) 使途特定寄附金

- ラオス国奨学金事業：株式会社ニコンより 282 万円の寄附を受け，ラオス国において「ニコン・JICA 奨学金制度」を実施した。（2014～2016 年度）
- ブラジル国アマゾン保護区における自然環境分野の研修・教育関連施設建設事業：伊藤忠商事株式会社より 1,900 万円の寄附を受領し，2017 年度以降に事業を実施予定（2016 年度）

指標 11-2　NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況

1. NGO 向け研修及び「NGO 活動強化のための海外アドバイザー」及び「NGO 組織強化のための国内アドバイザー派遣」の実施（2012－2015 年度）

・特に小規模で国際協力活動経験が少ない NGO 等を対象とした研修の実施

- PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）研修，プロジェクト運営基礎セミナーによる草の根技術協力事業をはじめとした事業マネジメントに不可欠な知識・手法を提供した。
- 「組織力アップ！NGO 人材育成研修」及び「地域 NGO 提案型研修」を通じた組織マネジメント上の課題及び現地のプロジェクトマネジメント上の課題解決に資する研修を行った。
- 「組織力アップ！NGO 人材育成研修」及び「地域 NGO 提案型研修」の見直し：各地域ネットワーク NGO の協力を得て地域の NGO 等の研修ニーズを反映した（2013 年度，2014 年度）。

・専門分野の知見を有するアドバイザーを NGO の日本国内の事務所あるいは海外の活動現場に派遣し，当該団体が抱える課題解決に向けて個々の状況に応じ必要な助言や指導を行った（2012～2015 年度）。

2. NGO 等活動支援事業の見直しと実施（2015－2016 年度）

- NGO 等に対する各種支援プログラムの見直し：地域によって異なる NGO の特性を踏まえた支援の実施や，草の根技術協力事業での協働を見据えた NGO の能力強化を図ることを基本方針とし，NGO－JICA 協議会（指標 9-1）の 2015 年度の重点課題として「NGO 支援事業を通じた JICA 活用法」を取り上げ，2016 年度以降の支援事業の方向性・内容を NGO 側と合意するに至った（2015 年度）。
- 2015 年度に合意に至った NGO 等に対する各種支援の方向性・内容を踏まえ，「JICA 企画型プログラム」及び「NGO 等提案型プログラム」の 2 つで構成する「NGO 等活動支援事業」として実施方針を策定した（2016 年度）。

・JICA 企画型プログラムの実施（2016 年度）

- 草の根技術協力事業の実施に際して必要となる，開発途上国における NGO 等の事業運営・管理能力の強化に資する研修を「事業マネジメント研修」として全国で 32 回行った。
- 各国内・外の拠点に寄せられる NGO 等からの能力強化や活動促進に係るニーズ，NGO 等の共通課題に対応する研修等のプログラムを全 6 拠点（国内 3 拠点，在外 3 拠点）で行った。

・NGO 等提案型プログラムの実施（2016 年度）

➢ 国内拠点を窓口とする体制変更や複数年度契約の導入の結果，NGO のニーズがきめ細かく対応できるようになり，応募件数が大幅に増加した（2016 年度 13 件，2015 年度 3 件）。

指標 11-3　地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績

1. 地球ひろば（市ヶ谷，中部国際センター）の利用実績

・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（2010 年 12 月閣議決定）を踏まえ，広尾センターから市ヶ谷ビルに「地球ひろば」を移転した（2012 年度）。利用者数は移転前後で一時的に減少したが，移転先の事前の周知や利用者拡大に向けた創意工夫により，利用者数は堅調に回復した。

・2016 年度には設立 10 周年記念感謝祭を実施し，過去最多の参加者を得た（1,150 名）。また，展示スペースをリニューアルし，球体・平面 LED の導入等，展示機能を改善した（2016 年度）。

表 11-3　地球ひろばの利用実績（単位：人）

		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
市ヶ谷ビル	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	78,437	82,062	76,410	77,776	92,300
	体験ゾーン訪問者（相談，展示スペース）	27,185	25,896	31,279	32,921	34,661
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	30,840	32,483	38,043	50,796	47,149
	合計	136,462	140,441	145,732	161,493	174,110
中部国際センター	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	6,149	6,713	5,565	7,466	6,223
	体験ゾーン訪問者（相談，展示スペース）	18,853	20,715	21,527	25,221	26,827
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	46,629	55,001	58,131	56,628	52,823
	合計	71,630	82,429	85,223	89,315	85,873

・学校等に対する周知などにより団体訪問も着実な実績を上げており，2014 年度以後は広尾センターで訪問人数最多であった 2010 年度（9,783 人）を上回る人数となっている。

・訪問団体が見学する展示スペースでは，基本展と企画展を交互に行っている。企画展ではボランティア，農業，国際協力，防災，SDGs など，学校現場でも関心の高いテーマを選んで実施した。

表 11-4　地球ひろばの団体訪問実績

		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
件数	市ヶ谷ビル	396	501	535	545	534
	中部国際センター	117	201	225	219	202
	合計	513	702	760	764	736
人数	市ヶ谷ビル	8,227	9,583	10,355	10,863	11,528
	中部国際センター	2,997	5,393	6,375	6,322	7,224
	合計	11,224	14,976	16,730	17,185	18,752

2. 地球ひろばのサテライト機能の強化

・地球ひろばの外でも市民の国際協力に対する理解の促進に広く取り組むため，公的機関等と展示に関する覚書を締結し，地球ひろばの展示物の貸与を行った（各年度）。

・サテライト機能の強化として埼玉県等の総合教育センター及び静岡県，北海道等の科学館で貸出展示

を実施した（各年度）。

3. 市民に対する情報サービスの強化

・地球ひろばが主管する市民参加事業やイベントなどに関し，メールマガジンやソーシャルメディアにより，年間を通じて積極的に情報提供を行った（各年度）。

・NGO 団体等の市民団体がそれぞれの活動の取組を広く受発信し，団体同士が交流・連携する場として，セミナールーム，メールボックス，写真展示スペースなどの施設を提供している（各年度）。

4. 利用者の満足度の向上

・利用者ニーズに即した機能の強化を図るべく，団体訪問及び一般訪問による利用者や，地球ひろばの登録団体に対してアンケートを行っている。各年度とも目標値を上回る満足度が得られた。

5. 国際協力に関するセミナーやワークショップを通じた国民参加の促進

・市民が国際協力に取り組む機会を提供するため，国内拠点，関係の外部機関，イベント会場等におけるセミナーやワークショップ等の実施や，地方自治体や市民団体のセミナーに共催者として協力した。

- 地域の国際協力イベント（グローバルフェスタ，ワールド・コラボ・フェスタ等）（各年度）
- 市ヶ谷ビル：一般の方に身近な自治体，NGO，企業，大学などと連携した国際協力を紹介する「日本も元気にする国際協力連続セミナー」（2013 年度）の開催，国際協力 60 周年に際し企画展をはじめとした広報の一体展開（2014 年度），青年海外協力隊 50 周年企画展及び関連セミナーを通じた機構ボランティア事業の広報及び市民参加促進（2015 年度），SDGs 理解促進に向けた企画展や SDGs セミナーシリーズの立ち上げ（2016 年度）
- 中部国際センター：名古屋市中村区との覚書締結を通じた国際理解・協力活動に関する広報（2013 年度），SDGs 等に関する企画展や連動イベントの開催（各年度），青年海外協力隊 50 周年記念「協力隊まつり」の実施（2015 年度）

指標 11-4　開発教育の質の向上に向けた取組状況

1. 開発教育の実践者に対する研修の実績

・開発教育の推進及び質の向上に向け，教員等に対し機構単独あるいは NGO 等との連携により「開発教育指導者研修」を実施し，各年度目標値を上回る参加者実績となった。企業や地方自治体との連携による新たな事業に対応するための国内拠点の業務量増加に伴い，機構単独で実施する研修の回数や受講者は減少傾向にあるが，NGO と連携することにより質の向上を，また地方自治体の教員研修センター等との連携により学校教育の中での位置付けの明確化を図った（各年度）。

・開発途上地域の課題に対する教員の理解促進を目的とし，「教師海外研修」を実施した（各年度）。

・過去の教師海外研修の参加者を対象とした研修を 2013 年度に試行，2014 年度から本格的に実施した。帰国後も積極的に開発教育を実践している全国の教員に対する研修であり，地域で核となる実践者の育成を目指して，文科省や NGO からもアドバイザーを配置した。

・開発教育を実践する教員が意見交換・交流するネットワークの活性化や新設を目指し，2015 年度に「ネットワーク協議会」を開始し，地域を超えた教員間の交流やネットワークの構築につなげた（外務省 ODA 評価「開発人材育成及び開発教育支援の評価」提言への対応）（2015 年度，2016 年度）。

・過年度の教師海外研修の参加者を主な対象としたメールマガジンを新たに立ち上げ，国際理解・開発教育に関する有用な情報を毎月発信し，教員のネットワークの活性化及び開発教育の推進に努めた。

・外務省 ODA 評価「開発人材育成及び開発教育支援の評価」の提言への対応（2014 年度）。

2. 文科省，地方自治体，総合教育センター等との連携

・学校教育での開発教育や国際理解教育の位置付けを高め，教育行政関係者の理解を得るため，文科省や自治体の教育委員会との連携や，学習指導要領と開発教育の関連付けへの働きかけ等に取り組んだ。

- 現行学習指導要領との関連づけ，自治体との連携：「国際理解教育実践資料集」を埼玉県と連携して開発（2012 年度），これを活用した研修の実施（2015 年度）
- 文科省との連携による次期学習指導要領に向けた提案等：文科省国立教育政策研究所との国際教育に関する共同調査の実施（2011 年度～2013 年度），中央教育審議会専門委員（初等中等教育分科会）として中教審ワーキンググループの会議で提案等（2015 年委員に任命）。2017 年 2 月公表の学習指導要領の改訂案では，歴史総合，地理総合，公共の各項目でグローバル化や国際協力の在り方の考察，探究等が含まれることとなった（2016 年度）。
- 教育行政担当者に対する働きかけ：全国の国際理解教育担当指導主事に対する研修参画，教師海外研修教育行政担当者コース（全国対象）の立上げ・実施（2014 年度，2015 年度）
- NGO－JICA 協議会に開発教育推進のためのタスクフォースを設置し，開発教育の現状と課題に係るアンケート調査を実施（2016 年度）

3. 出前講座，訪問プログラム，エッセイコンテスト等の実施

・学校等の教育現場で，主にボランティア経験者が国際協力や開発途上地域での体験，開発途上国と日本との関係等を伝える「国際協力出前講座」を実施，受講者は毎年約 20 万人に及んでいる（各年度）。

・各国内拠点に学生等を受け入れ，国際協力の意義や開発途上地域の現状を伝える「JICA 訪問プログラム」を実施，毎年 4 万人前後の来訪者を得た（各年度）。

・中高生を対象に「国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施し，毎年度約 7 万点前後の応募を得た（各年度）。特に 2016 年度は SDGs をテーマとした結果，過去最多の 8 万 814 作品の応募を得た。中・高校生の約 80 人に 1 人が応募したこととなり，各学校で生徒自身が SDGs を考えるきっかけ作りに貢献した（2016 年度）。

・日本政府の「グローバル人材育成戦略」を踏まえ，大学学部生のグローバルな視点と問題発見・解決能力の習得のため「大学生フィールド・スタディ・プログラム」を実施した（2013 年度～2016 年度）。

・文部科学省が開始したスーパーグローバルハイスクール（SGH）指定校からの協力依頼に対応した（国内拠点）。教師海外研修に参加した教員の中には，研修経験を基に SGH 事業で生徒向けのプログラムを実施している教員もいる（2014 年度～2016 年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：第 3 期中期目標期間では，特に 2014 年度，2015 年度に，NGO 等と協議を重ねながら草の根技術協力事業における抜本的な制度見直しを行った。特に，新・草の根協力支援型と新・草の根パートナー型の導入やネットワーク型 NGO との連携により，応募数の増につながり，新規団体や地域の NGO 等の応募も増加した。国際協力経験の少ない団体を対象とする草の根協力支援型の応募数は前年度比 2 倍となり，新規に本事業に参入する団体は前年度比 2.5 倍，首都圏以外の団体は前年度比 1.4 倍といずれも増加し（2015 年度），国際協力活動への市民参加促進と参加主体の多様化に貢献した。 　また，開発協力に新たに参画する NGO の特性を踏まえ，草の根技術協力事業での協働を見据えた事

業運営能力・組織力強化支援を行うことを目的に，NGO 等に対する各種支援プログラムの制度を NGO の意見を聴取しながら進め，2015 年度に NGO と合意したうえで 2016 年度に制度や体制の整備を進めた。本部主導の全国 32 回の事業マネジメント研修に加え，国内 3 拠点，海外 3 拠点で独自に企画した地域の特性やニーズに応じた支援プログラムを実施した。また，NGO 側からの提案に基づく支援プログラムも,NGO 側の利便性向上のための複数年度契約の導入等により応募数が大幅に増加した(2016 年度応募 13 件（2015 年度類似案件 3 件))。これら支援プログラムの見直しと合わせ，本部，国内拠点，在外拠点の合同会議の実施や実施管理能力強化研修等を通じて草の根事業担当者の能力強化を図り，NGO 等に対するコンサルテーション能力を強化した。

さらに，草の根技術協力事業案件の実施を通じ，対象国で培った経験を踏まえ，日本の地域社会が直面する課題解決に取り組む日本国内における活動や，日本の地域社会に還元するために実施する報告会・セミナー等の活動を対象とし，事業経費総額の 10%を上限に支援する制度を導入した（2015 年度)。加えて，地域活性化に貢献した事例をパンフレット「国際協力と地域活性化」をまとめ，国際協力経験の社会還元を広報することで，社会還元の促進と裾野拡大の両立を図った（2016 年度)。

地球ひろばを通じた市民参加促進については，各種取組を着実に実施し，各年度において目標値を上回る高い利用者満足度を維持している。

開発教育においては，政策レベル，実施レベル双方で戦略的な取組を一貫して行った。政策レベルでは，文科省等との連携により，学習指導要領と開発教育の関連付けへの働きかけを行った結果，機構の開発教育の知見の重要性が認知され,2015 年度には次期学習指導要領の策定のための中央教育審議会初等中等教育課程部会の社会・地理歴史・公民ワーキンググループの委員として地球ひろば所長が任命された。会合での提言もあり，2017 年 2 月に公表された学習指導要領の改訂案では，歴史総合，地理総合，公共のそれぞれの項目でグローバル化や国際協力の在り方の考察，探究等が含まれることとなった。実施レベルでは，教師海外研修行政担当者コースの全国での実施や，開発教育の実践者に対するフォローアップ研修を開始するとともに，2015 年度には「ネットワーク協議会」を開始する等，機構の直接的な関与の外にまで広がりのある形で開発教育を推進した。埼玉県総合教育センターと「国際理解教育実践資料集」を作成し（2012 年度)，教員対象の研修を通じて，同資料の活用法を検討した（2015 年度）ほか，他県での展開を図り，千葉では 1,000 人以上の教員に対する研修実施につながった（2016 年度)。また，2016 年度の SDGs をテーマとしたエッセイコンテストでは，過去最多の 8 万 814 作品の応募を得た。中・高校生の約 80 人に 1 人が応募した結果となり，生徒自身が SDGs を考えるきっかけとなった。

以上を踏まえ，全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

市民参加協力の多様なアクター（NGO 等市民団体，地方自治体，教育機関等）との関係を強化し，その関係性やそれぞれの特性や強みをいかし，国際協力の裾野拡大及び開発協力としての開発へのインパクトの進化，地方創生への貢献に引き続き取り組む。

３－４．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組については，NGO 等との協議等を重ねながら草の根技術協力事業における抜本的な制度見直しを行った。多様化する NGO との連携に向けた新制度を導入し，新規団体の増加を含めた応募数が増加した。また，自治体の参入を促進する制度改善を行った。

NGO 等に対する研修プログラム等の実施については，計画に沿った研修を実施することに加え，NGO との協議を踏まえ,2015 年以降 NGO の特性に応じて各種支援プログラムが実施できるよう制度を見直

し，体制の整備を進めた。

地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績については，各種取組を着実に実施し，各年度において目標値を上回る高い利用者満足度を維持している。

開発教育の質の向上に向けた取組については，政策レベル，実施レベル双方で以下のような戦略的な取組を行った。政策レベルでは，2015 年度に次期学習指導要領の策定のための初等中等教育分科会教育課程部会の社会・地理歴史・公民ワーキンググループの委員に地球ひろば所長が任命され，2017 年 2 月に公表された学習指導要領の改定案では，歴史総合，地理総合，公共のそれぞれの項目でグローバル化や国際協力の在り方の考察，探求等が含まれる等，義務教育課程における開発協力の重要性が広く認識されるようになった。実施レベルでは埼玉県総合教育センターと協働で「国際理解教育実践資料集」を作成し，同資料の活用に向けた研修を実施した。また，NGO 等との連携により「開発教育指導者研修」を実施し，各年度目標値を上回る参加者実績をあげた。加えて，2015 年度には外務省 ODA 評価の提言に対応し，開発教育を実践する教員が集まり意見交換・交流する「ネットワーク協議会」を開始する等，機構の直接的な関与により始まったネットワークを通じた開発教育の推進に取り組んだ。

以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞

市民参加協力の多様なアクター（NGO，地方自治体，教育機関等）との関係を強化し，その関係を土台とした開発協力の裾野拡大及び事業の質の向上への貢献に向けた取組に期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 12	開発人材の育成（人材の養成及び確保）
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
◎PARTNER 新規登録者数（人）	1,500	1,366	1,671	1,808	1,704	1,801	1,651
◎PARTNER 新規登録団体数（団体）	65（2012） 85（2013～）	94	125	133	139	125	128
◎PARTNER 情報提供件数（件）	2,300	2,308	2,757	3,064	3,376	3,501	3,782
◎キャリア相談件数（件）	200	147	214	255	256	226	264
◎能力強化研修修了者（人）	270	253	255	330	323	488	560
◎インターン受入人数（人）	30（2014） 90（2015）	29	28	40	94	108	105

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は，広く事業全般の基盤をなすものであり，また，我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は，コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を，開発ニーズを踏まえて的確に行う。

中期計画

（第一段落は中期目標と同内容のため省略）

具体的には，

- 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ，国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により，開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。

主な評価指標

指標 12-1　国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

（定量的指標）PARTNER 新規登録者数：1,500 人，新規登録団体数：85 団体，情報提供件数：2,300 件，キャリア相談件数：200 件）

指標 12-2　援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

（定量的指標）能力強化研修修了者：270 人，公募型インターンの数：90 人）

３－２．業務実績

指標 12-1　国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

1．国際協力キャリアに関する総合情報ウェブサイト「PARTNER」の機能向上

（1）サービスの改善に向けた取組

① コンテンツ一般

・ 国際協力に関連するキャリア情報へのアクセス効率を向上し，登録人材・団体の双方向のコミュニケーションを拡充させるためにコンテンツの追加や機能の拡充を行った（各年度）。

・ 能力強化研修やワークライフバランスセミナーの動画を PARTNER に掲載し，研修フォローやセミナー未参加人材への情報提供に努めた（2015 年度～）。

・利便性向上のため，キャリア相談を平日の日中に加え，夜間や休日にも開催した。また，求人情報閲覧増加時期を分析し，ニーズが高まる時期に重点的にキャリア相談を開催した（2015 年度～）。
・「国際協力と日本の地方創生」特集の他，NGO や地方自治体の取組を紹介し，これら取組の理解向上につなげた（2015 年度～）。
・青年海外協力隊員の地方創生における役割や活躍を示すため，任期終了後に地域おこし協力隊に参加した人材のコラムを PARTNER に掲載し，実体験に基づく具体的な情報を発信した（2015 年度～）。
・国際協力業界での女性の活躍促進のため，ワークライフバランスワークショップを開催するとともに，特集コンテンツとして「ワーク・ライフバランス特集」を掲載した（2014 年度～）。
・将来の国際協力人材開拓及び裾野拡大のため，中学生から大学生を主な対象とした「インターン・スタディツアー特集」等を開設した（2015 年度）。
・国際協力人材の具体的なキャリア関連情報をまとめた広報資料（リーフレット）を作成し，1 万部以上をイベントやセミナー等の機会に配布することで，参加者の理解の促進に努めた（2015 年度～）。

② 災害対応関連

・国際協力人材が有する資質・能力を東日本大震災の復興に役立てるため，復興庁宮城県復興局との連携の下，復興庁等の緊急支援・復興関連活動に関する求人，支援活動情報を掲載した（2013 年度～）。
・国際協力 NGO センター（JANIC）と連携し「震災対応人材登録・活用ページ」を開設（2014 年度）
・復興庁の市町村応援職員等を対象に，国際協力に関するキャリアへの関心を高めることを目的としたキャリアセミナーを開催した（2013 年度）。

(2) 登録の勧奨

・国際協力業界への参加促進，PARTNER 登録者裾野拡大のため，仕事内容やキャリアパスを広く説明する「国際協力人材セミナー」，「国際協力 JOB セミナー」を開催し，また大学等での講演や説明を積極的に行った（各年度）。
・青年海外協力隊等 JICA ボランティア参加者の登録勧奨に向け，募集説明会や派遣前後の説明会等で PARTNER を紹介した（各年度）。
・団体の簡易登録制度の導入やセミナー等の中小企業関連イベントにおける説明を通し，中小企業の PARTNER への登録を勧奨した（各年度）。
・Facebook 広報により，大学生・若手社会人を中心とした PARTNER 登録の呼びかけを強化した（2013 年度～）。
・他団体のウェブサイトや広報媒体を活用し，PARTNER の広報を実施した。具体的には，外務省の ODA ページや佐賀県国際交流プラザ等のウェブサイトに PARTNER のリンクやバナーが設置されたほか，また経団連機関紙「経団連タイムス」への PARTNER の広告掲載を行った。また，中高生向けに旺文社の「パスナビ」で PARTNER イベントを告知した（2015 年度）。
・特に中小企業の裾野拡大に向け，福井，佐賀，徳島等の地方自治体，滋賀銀行や沖縄県工業連合会など民間企業・関連団体を通じた広報を促進し，企業の登録を勧奨した（2015 年度～）。
・教育委員会に PARTNER の説明を行い，委員会及び所管の中学・高校への団体登録，学校を通じた生徒及び教員への人材登録勧奨を行った（2015 年度～）。

(3) 運営の効率化

・国際協力人材センター運営及び PARTNER システム再構築・運用保守業務を，公共サービス改革基本方針に基づく民間競争調達として実施した。システムの構築と運用を民間企業との契約により一本化し

たことにより，ウェブサイト運営業務の効率化を図った（2012 年度）。

指標 12-2　援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

1．能力強化研修の効果・効率の向上に向けた取組

・援助ニーズ多様化への対応のため，森林保全（REDD+），保健（UHC），障害と開発，中小企業支援等のコースを新設，開始した（各年度）。また，TICAD 支援策である SHEP アプローチ（小規模園芸農民の組織強化）の広域展開に必要な人材育成のためのコースを開設した（2014 年度）。
・コンサルタント業界からの人材能力強化のニーズに応え「コンサルタント等のための国際協力基礎」をはじめとする各種研修を見直し，実施した（各年度）。
・開発人材入門編としてニーズの高い「国際協力基礎講座」を専門家赴任前研修と合わせて開催することで参加機会の増大を図った。これにより，年間 3 回から通年の受講が可能となった（2015 年度）。
・研修の動画配信サービスを開始し，海外居住者など遠隔地の国際協力人材（PARTNER 登録者）向けのサービスの向上を図った（2014 年度）。
・海外農業開発コンサルタンツ協会や JANIC との連携により，他団体と機構のリソースをいかした研修を共催し，より専門性の高い研修を実施した（2016 年度）。

2．インターン制度の各種改善

・開発コンサルタント業界の人材確保促進のため，開発コンサルタントによるプロジェクト実施現場でのインターン受入を開始した（2014 年度）。
・高度な専門性を有する人材確保の強化のために，ポスドクを対象とした博士型インターンを開始した（2015 年度）。
・開発の現場により長い期間にわたって関わり，国際協力事業の理解を深化するために中期インターンを新設し，募集選考した（2016 年度）。
・面接回数増加など選考方法を変更し，インターン希望者と受入先とのマッチング率を向上させ，受入者数増加を図った（2014 年度）。
・大学院生のみだった対象を学部生にも拡大し，募集も年 2 回として応募機会を拡大した（2015 年度）。
・有資格者登録・繰上げ合格制度を導入し，インターン参加機会を拡大した（2016 年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞
評定：B
根拠：国際協力キャリアに関する総合情報ウェブサイト「PARTNER」の情報発信機能の強化を通じて，登録者数，登録団体数，情報提供件数において各年度計画の目標値を上回る実績を達成した。PARTNER には復興に関する求人，地方創生，ワークライフバランスセミナーなど，幅広い求人情報の提供や広報を行った。また，青年海外協力隊等の JICA ボランティア，中小企業を含む民間企業のみならず，大学生，中高生といった国際協力人材の潜在層に対する広報や，外務省，地方自治体，地方銀行等との連携による PARTNER の露出度向上に努め，登録者数向上につなげた。

能力強化研修については，従来の研修に加え，コンサルタント業界向けの研修，遠隔地・海外居住者向けの動画配信等を通じて，より広い層に研修を提供する体制を整えるとともに，開発ニーズに応じたコースの見直しを行った。

インターン制度については，コンサルタント型，博士型や中期インターン制度の導入，学部生への対象者見直し，募集機会の拡大により，インターン数を増大する実績を上げ，学生の国際協力のキャ

リアパスの理解向上に貢献した。
　上記のとおり，全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから，全体として所期の目標を達成したものと評価する。

＜課題と対応＞
　開発協力人材の裾野と活躍の機会の更なる拡大のために，PARTNER の利便性向上，関連団体との連携強化を図り，情報発信，登録者・団体の拡大，登録団体による情報発信促進に更に取り組む。
　能力強化研修については，多様な援助ニーズに応じた新規コースの設置等を含めた取組を通じて，人材が不足する新たなニーズに対応可能な人材を養成する。

３－４．主務大臣による評価
評定：B ＜評定に至った理由＞ 　国際協力人材センターの情報発信機能強化として，国際協力キャリアに関する総合情報ウェブサイトである「PARTNER」の情報発信機能の強化を行った。具体的には，PARTNER に復興，地方創生等を含む幅広い求人情報の提供，研修映像の配信を含むコンテンツの強化を行った。また，外務省，地方自治体等，大学との連携等による PARTNER の認知度向上に向けた取組を実施した。結果として，登録者数，新規団体登録数，情報提供件数において各年度計画の目標値を上回る実績を達成した。 　援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施については，これまで実施していた研修内容に加え，コンサルタント業界向けの研修，遠隔地・海外居住者向けの動画配信等を通じて，より幅広い層に研修を提供する態勢を整えた。また，インターン制度についても，募集機会の拡大や応募者層のニーズに合わせた制度改善により，インターン数を増加させ，学生の国際協力のキャリアパスの理解向上に貢献した。 　以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。 ＜今後の課題＞ 　多様化する援助ニーズに応えるための人材養成・確保に向け，PARTNER を通じた情報発信の強化及び援助人材ニーズに合致した新規研修コースの設置等を含めた取組に期待する。 ＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等） －

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 13	広報
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
イベントの参加者数			220,501	297,004	271,032	213,000	491,321
ウェブサイトアクセス数（日英ページ合計閲覧数：万）			3,170	4,032	4,262	4,250	4,059
ソーシャルメディア実績（日本語、外国語合計 Facebook ファン数）			619	6,998	14,409	22,598	28,655
ODA 見える化サイト掲載案件の更新数						新規	1,737
ODA 見える化サイトの案件掲載数（新規/累計）			704/1,508	916/2,424	695/3,119	330/3,449	343/3,792
ODA 見える化サイトページ閲覧数			707,053	731,984	924,170	922,349	1,036,825
②主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数（人）			10	10	18（注）	18	18

（注）2014 年度以降の増は地球ひろばを組織再編により広報室に統合したことによるもの。

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。

中期計画

（ｉ）ODA の現場を伝える広報

（中期目標と同一のため省略）

（ⅱ）「見える化」の徹底（透明性の向上）

成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。

主な評価指標

指標 13-1　戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

指標 13-2　分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

指標 13-3　マスメディア等との連携実績（ODA に関する専門広報の取組）

指標 13-4　「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 13-1　戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

1．戦略的な広報の実施

・タイムリーで訴求力の高いテーマについて重点的な広報を展開した（各年度）。

- アフガニスタンに関する東京会合:アフガニスタン支援に関する広報の全体計画を広報室、地域部、研究所、海外拠点、国内拠点が共同で作成し、機構田中理事長（当時）・緒方前理事長（当時）による発信、機構広報誌での特集やテレビ会議によるアフガニスタン事務所との記者勉強会の実施、ウェブサイトでの会議結果の発信や Twitter による広報媒体への誘導等、計画的かつ戦略的な広報活動を展開した。結果、国内では読売新聞、毎日新聞、NHK「時事公論」等での報道や、現地でも Afghan Times 等での報道につながった（2012 年度）。
- TICAD V：機構広報誌、著名人現地派遣、SNS 発信、メディア懇談会等を通じた広報を展開した。結果、TICAD V 会議前後 3 か月間に 728 件のアフリカ開発関連報道がなされた（2013 年度）。
- トルコ・ボスポラス海峡横断鉄道開通（円借款）：日本の技術活用に力点を置いて発信した結果、日本国内 102 件、トルコ国内 558 件、その他 16 か国 59 件の報道につながった（2013 年度）。
- 国際協力 60 周年：シンポジウム開催、トップ広報、地球ひろば特別展、特集ウェブサイトの開設等で ODA の成果を発信した。結果、イベント来場者約 8 万人、SNS 等リーチ約 22 万人、雑誌等 14.6 万部の発行に至った（2014 年度）。
- 「第 3 回国連防災世界会議」：記者勉強会やメディア懇談会等により会議前からメディアへの売り込みや独自媒体を通じた発信を行った。また、東北被災地復興と国際協力の関係性を踏まえた発信を行い、国際協力無関心層にも訴求する広報を実施した。その結果、170 件の日本国内新聞報道につながった。また、海外 16 か国よりメディアを招いた（2014 年度）。
- 戦後 70 年：8 月の終戦記念日に向けた報道の盛り上がりの機会を捉え、戦後の ODA を通じた国際貢献について、主にメディアを通じた発信・取材対応、トップ広報を積極的に行った。具体的には、読売新聞「ニッポンの貢献　戦後 70 年」における ODA 連載（5 回）、緒方特別フェローの日経新聞インタビュー記事、NHK スペシャルなどを通じた日本の平和貢献の発信、機構理事長（当時）の読売新聞「地球を読む」への寄稿、戦後 70 年談話の有識者懇談会を通じた戦後の国際貢献に関する発言報道等（2015 年度）
- 協力隊 50 周年：記者勉強会やメディア懇談会、全国各地でのイベント開催、出身都道府県別派遣者リストの作成・メディアへの配布を通じて成果を発信。2015 年 1 月～12 月の協力隊関連の報道実績は、新聞 2,046 件（対前年度比 132%）、テレビ 54 件（同 174%）と大きく増加（2015 年度）。
- TICAD VI：初の TICAD アフリカ開催の機を捉えてアフリカ向け広報を強化し、日本国内でも本邦企業や若年層を中心にアフリカ開発への理解と関心を高めるため戦略的な広報を展開した。特にアフリカ向け広報では、海外メディア招へいプログラムの活用や各事務所での創意工夫により、現地メディアによる報道 882 件につながった。また、国内のアフリカ関心層向け広報でも、メディア懇談会や記者勉強会の開催、メディアとの連携によるウェブサイト連載企画や国内拠点を通じた広報活動の結果、TICAD VI 関連の報道のうち 53 件で機構について言及された（2016 年度）。
- 伊勢志摩サミット、第 10 回母子保健会議：UHC や母子手帳に係る事業成果を発信し、特に機構の国際協力専門員に焦点をあてた広報が様々なメディアを通じて継続的に行われた（2016 年度）。
- リオ五輪：記者勉強会や JOCV の情報提供を通じ、南スーダン選手団の出場支援や五輪選手を支援するスポーツ隊員の取組が大きく報道された（2016 年度）。

・オピニオンリーダーを主たるターゲットとしたメディア懇談会や、国際会議での登壇や基調講演など、理事長等によるトップ広報や事務所長等のマネジメント層による広報を積極的に展開し、機構の取組や方向性を発信した（各年度）。

- 「顔の見える」トップ広報：新理事長就任時の記者会見、ハイレベルの国際会議等での理事長自身によるメッセージの発信、国内外での講演の開催、寄稿等を通じたトップ広報を実施した。結果、理事長出張記事のアクセス数や理事長関連報道の大幅増につながった（2012 年度、2015 年度）。また、中小企業海外展開支援事業の推進を担当する機構副理事長の地方での発信が、ブロック紙・地方紙での同支援事業に関わる関連報道の増加につながっている（2016 年度）。
- 先進国の開発関連機関（計 13 機関）における在外事務所長による講演や、52 か国の在外事務所長による 17 社 46 人の記者との面談を行い、事業動向を発信した（2014 年度）。また、在外事務所長会議の機会を捉えて、地域ごとの所長レポートとして現場の生の声を直接伝えるセッションを実施した（2015、2016 年度）。TICAD VI の機を捉え、アフリカの在外事務所長による民間企業を対象としたアフリカ・セミナーを実施した（2016 年度）。

・国内拠点や海外拠点において、創意工夫により戦略的な広報を実施した（各年度）。
- 関西国際センターでメディア懇談会や記者勉強会を実施した（2015 年度、2016 年度）。
- 南スーダンでの初代ミス南スーダンや風刺漫画家の広報アドバイザーへの起用、カンボジアでの人気キャラクターを活用した SNS による広報等を通じ、機構や機構事業に対する認知度向上や、若年層を中心とした事業の意義や取組の効果的な発信につなげた（2016 年度）。

・PDCA サイクルの導入により広報・対外発信の戦略・機能を強化した。
- 各部・拠点でアクションプランを作成・実施、部署別年間業務計画での目標設定開始（2012 年度）

2. 役職員の広報・対外発信能力の強化

・経営層から在外事務所の現地スタッフまで本部・海外拠点・国内拠点の役職員等に対して、階層別の役割や課題に応じた広報研修を定期的に実施した（各年度）。特に、経営層の対外発信能力の強化のため、経営層向けのインタビュー対応に関する実践的なセミナー（2014 年度）や、国内拠点向けのメディアアプローチ研修（2015 年度）、在外事務所長を対象とした危機管理・緊急事態広報研修（2016 年度）を新たに開始した。

・国内拠点における広報：国内拠点に対しプレスリリースや報道機関へのアプローチ等の実践指導を行い、地元に根差した地方メディアの独自記事の報道件数の大幅増につながった（各年度）。

・海外拠点における広報：2014 年度はケニアにおいて周辺 7 か国 8 人の現地職員を対象とした広報研修を実施し、各国でプレスツアーの実施等が実現した。同様に、2015 年度はブラジルで周辺 7 か国 15 人の現地職員を対象とした広報研修を実施し、参加者が各国でプレスツアーを実施するなどの効果がみられた。プレスツアー実施の手引も作成し、これを周知した（2015 年度）。3 か国にて周辺 18 か国 25 名のナショナルスタッフ等を対象に広報研修を実施した。（2016 年度）

指標 13-2　分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

1. 世代別アプローチによる戦略的な広報の実施

・2013 年 12 月に実施したインターネット調査結果では、20 代から 30 代の若年は開発途上国や国際協力への関心が他年齢層に比べて低いことが判明したため、サッカーワールドカップに関連させるといったコンテンツの工夫や、SNS を活用する等による媒体の工夫による広報を行った。その結果、Facebook のファン数等、若者による機構情報へのアクセスが増加した（2014 年度）。ビジネス層向けメディアでのテレビ番組や記事・広告掲載による広報を行った（各年度）。
- 中小企業等海外展開支援事業や JICA 債等の紹介セミナー等を開催した（2012 年度）。
- TICAD：アフリカをテーマに、池上彰氏等を起用した日経 BP オンラインでの記事広告やアフリカに

おける企業等の取組を発信した（2012 年度、2013 年度、2016 年度）。

- ASEAN 統合：アジアにおける人材育成やインフラ開発をテーマに、池上彰氏を起用したクロスメディア発信（ビジネス誌記事、日経 BP オンライン連載など）を行い、公開シンポジウムに約 800 人の参加を得たほか、上記オンライン連載は掲載開始後約 3 か月間でページ閲覧数約 8 万 3,000 件という高い反響を得た。また、同テーマのテレビ番組に取材協力した（2015 年度）。
- ビジネス層向け広報効果測定調査：約 85%が ODA の貢献度に肯定的な印象を持っていることが確認された（2014 年度）。

2.「なんとかしなきゃ！プロジェクト」のサポーターや SNS ファンの拡大

・潜在的関心層を主なターゲットとして、「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト）」を通じ、様々な主要テーマについて国際協力の取組や成果発信を行っている（各年度。）

- フェーズ 1（2010 年 7 月～2013 年 7 月）では、東日本大震災の発生を受け、NGO、国際機関、著名人、企業、自治体、機構が連携して国際協力の重要性や取組を広く発信する「プラットフォーム機能」が構築された。
- フェーズ 2（2013 年 7 月～2015 年 9 月）では、引き続きプラットフォーム機能を強化し、各種メディア（ウェブ、ソーシャルメディア等）を活用した共同発信、各種イベントへの共同出展などが実現した。
- フェーズ 3（2015 年 10 月～）では、若者層を重点ターゲットとして設定し、SDGs に対する関心向上や意識啓発を目的とし、SNS やイベントを中心とした広報活動を展開している。
- 一般向け広報イベントとしては、国内の主な国際協力フェスティバル（東京、名古屋、大阪）に参加し、ブース出展や著名人メンバーによるステージ企画を通じ、開発途上国の現状や国際協力の意義などを紹介した。また、NPO や大学との連携の下、若者層向けイベントを強化し、フェアトレードやスタディツアーなど若者や学生の関心が高いテーマを取り上げ、具体的な国際協力のアクションにつなげる契機とした。
- 学生レポーター制度の導入：若年層向け発信強化の一環として導入し、13 人を任命した。著名人海外視察や国内イベントを取材し、機構ウェブサイトや広報誌等に記事を掲載した（2016 年度）。
- ウェブサイトのリニューアル（スマホ最適化、ソーシャルハブの導入等）により、若年層ユーザーへのリーチが大きく増加した。（2016 年度）
- 同プロジェクトの Facebook ファン数 31,594 人、Twitter フォロワー数 5436 人、サポーター数 97,924 人に上っている（2017 年 3 月現在）。

3. 各種媒体を通じた発信

・国際協力 60 周年等の節目に特設ページを開設するなど、ウェブサイトを活用した広報を行った。また、2012 年度、2015 年度には、幅広いユーザーに使いやすいものとなるようウェブサイトをリニューアルした。加えて、2013 年度には日本語・英語版それぞれにスマートフォン専用サイトを公開し、英語版についてはナローバンドサイトを公開した。

・幅広いターゲットに対し、ODA に関する折々で話題のテーマを取り上げ、ODA と機構の取組を月刊広報誌で発信している。一般読者への訴求力を高めるため、2013 年度に広報誌をリニューアルした。

・2010 年度に開設した機構公式 Twitter に加え、2012 年度より機構専用の YouTube、Ustream チャンネル、Facebook を開設し、SNS を活用した発信を行っている（各年度）。

・機構事業や関係者の取組を幅広くマスメディアに取り上げてもらうため、テレビ・ラジオ番組や雑誌

に対する情報提供を積極的に行い、発信につなげている（各年度）。

4. 認知度、理解度の向上

・機構が実施したアンケート調査の結果、機構の認知度は第 3 期中期計画当初の 62%から、2016 年度には 67%となっている（参考：2013 年度は 73%。ただし、それぞれのアンケート調査で回答の選択肢が異なるため結果は単純に比較できない）。

指標 13-3　マスメディア等との連携実績（ODA に関する専門広報の取組）

1. 国内主要メディア

・論説委員・解説委員と理事長とのメディア懇談会を理事長自らが主催する形式でおおむね年 4 回実施した。（各年度）

・登録記者約 1,000 人に対するプレスリリースや取材機会に関する情報を配信したほか、記者勉強会を複数回実施し、個別取材のきっかけづくりと記者とのネットワーク強化を図った（記者勉強会開催回数：2012 年度 8 回、2013 年度 9 回、2014 年度 9 回、2015 年度 11 回、2016 年度 10 回）。

・掲載記事件数は以下のとおり着実に推移している。

表 13-1　掲載記事の実績

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
機構関連報道実績	12,156 件	14,367 件	13,957 件	15,171 件	15,442 件

2. 国内地方メディア

・国内拠点のメディアネットワークを強化すべく、国内拠点と連携して地方メディアを開発途上国の事業現場に派遣し、地方での報道につなげた（2012 年度 16 社、2013 年度 13 社、2014 年度 10 社、2015 年度 14 社、2016 年度 16 社）。

表 13-2　国内地方メディアによる報道実績

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
全国紙地方版を含む地方紙の報道実績	6,825 件	8,524 件	8,446 件	9,236 件	9,706 件

3. 海外メディア

・上記 2. 同様、海外拠点でのメディアネットワークの強化のため海外拠点と連携して海外メディアの日本への招へいプログラム（日本国内の視察・取材機会の提供）を実施し、現地テレビ・新聞等の報道につなげた（2012 年度：10 か国 15 人、2013 年度：9 か国 13 人、2014 年度：16 か国 16 人、2015 年度：9 か国 18 人、2016 年度：14 か国 14 人）。

・広域広報会議や在外事務所長会議の機を捉え、海外拠点所長と海外特派員との意見交換を行い、本邦メディアと海外拠点とのネットワークを強化した（各年度）。

- ➢ フランス語圏アフリカの海外拠点の所長がパリにて地域情勢や各国の取組を紹介する勉強会を開催し、在パリの新聞・テレビ局メディア関係者が参加した。その結果、メディア関係者のアフリカ出張時の機構の事業取材・記事掲載（コートジボワール、チュニジア）につながった（2015 年度、2016 年度）。

・現地におけるオピニオンリーダー層との関係構築を重視した取組を行った。

- ➢ オピニオンリーダー層との関係構築の一環として ASEAN 各国の現職・元閣僚と海外拠点所長の対談を実施し、概要記事をウェブサイトに掲載した（2013 年度）。

指標 13-4　「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

・掲載済み対象の新規案件及び事後評価実施案件をすべて掲載した（毎年度）。公開済み情報の更新も着実に実施している。また、より分かりやすいウェブサイトとするため項目の整理と改修も行った（2015 年度）。2010 年度の公開開始からの累積掲載案件数は 3,792 案件、2016 年度のページビューは 103 万 PV となっている（2016 年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、主としてオピニオンリーダーを対象とする ODA に関する「専門広報」と、日本国内の一般市民を対象とする国際協力に関する「一般広報」を両輪とするアプローチを進めた。全ての年度で機構全体の広報戦略に基づく各部署・拠点の広報・対外発信のアクションプランを策定して実施し、本部・海外拠点・国内拠点の職員等の階層別に期待される役割に応じた広報・対外発信能力の強化等に重点的に取り組んだ。 特に、タイムリーで訴求力の高いテーマについては、時宜を逃さず重点的な広報を展開した。具体的な例として、「アフガニスタンに関する東京会合」（2012 年度）、TICAD V（2013 年度）、国際協力 60 周年（2014 年度）、「第 3 回国連防災世界会議」（2014 年度）、戦後 70 年、協力隊 50 周年（2015 年度）、TICAD VI、伊勢志摩サミット、第 10 回母子手帳会議、リオ五輪（2016 年度）等が挙げられる。いずれの広報においても、理事長等によるトップ広報、特別イベントの開催、記者勉強会等の工夫により、新聞・テレビ等での報道実績の増加や、機構の事業成果や意義の専門誌等の掲載につながった。特に、2016 年度の TICAD VI は初の TICAD アフリカ開催の機を捉え、アフリカ向け広報を強化した結果、海外メディア招へいプログラムの活用や在外事務所による創意工夫により、現地メディアによる多くの報道実績につなげた。 「専門広報」については、理事長による会見、講演、寄稿等を進めるとともに、国内外出張時や国際会議における登壇を通じた積極的な発信を行い、国内外の機構業務への理解・支持の増進や、民間企業・内外研究者、市民社会・自治体等と機構の連携強化に貢献した。また、理事長主催のメディア懇談会、記者勉強会、プレスリリースや取材機会に関する情報の定期的な配信を通じて、記事化の強化に努めた。これらの結果、マスメディアにおける機構関連報道は、2012 年度の 12,156 件から 2016 年度は 15,442 件に増加、「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事は、2012 年度の 5,594 件から 2016 年度は 8,986 件（2016 年 8 月にダッカ襲撃テロ事件関連の報道を除いても約 7,600 件）に増加しており、内容も全般的に肯定的な内容が多い。関西でも 2015 年よりメディア懇談会や記者勉強会を開始し、地域金融機関との覚書締結等の機を捉えて効果的な発信につなげた。さらに、国内拠点向けのメディアアプローチ研修等、国内拠点からの発信強化を行った結果、地方紙での記事件数の堅調な伸びにつながった（2012 年度の 6,825 件から 2016 年度は 9,706 件に増加）。 「一般広報」については、「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト）」を中心に、NGO や国際機関、民間企業とも連携しながら、著名人派遣や SNS 等を活用して、幅広い層に国際協力の多様なプレーヤーの活動を伝える広報を推進した。特に、2016 年のウェブサイトのリニューアルや若年層をターゲットとしたイベント等を通じて、若年層を中心にウェブサイト訪問数やイベント参加者数が大きく増加した。また、2013 年度からはインターネット調査結果を踏まえ、開発途上国や国際協力への関心が他年齢層に比べ低い若者層や、機構の認知度や国際協力への関心が相対的に低いビジネス層等を対象に、各世代の関心や利用媒体に合わせた戦略的な広報を展開した。その結果、機構の認知度は第 3 期中期目標期間当初の 62%から 2016 年度には 67%となるなど、着実な認知度、理解度の向上につながっている。ウェブサイト（日本語・英語）のページ閲覧数は 2012 年度の

3,170 万から 2016 年度の 4,059 万に増加し、Facebook ファン数（日本語・英語の合計）も 2012 年度の 619 人から 2016 年度の 28,655 人と大幅に増加している。

また、国際協力の意義を市民に分かりやすく伝える「ODA 見える化サイト」については、過去の案件の掲載が完了し、毎年度の新規案件及び事後評価実施案件も全て掲載した。2012 年度には機構のウェブサイトの改訂に際し、幅広いユーザーに使いやすいものにするとともに、ODA 見える化サイトの新規掲載案件をトップページにて紹介する工夫を加え、機構の活動をより印象的に伝えるように改善した。

以上を踏まえ、全体として中期目標の所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

引き続き、幅広い層の関心の度合いに応じた適切な広報と情報伝達を行う。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

戦略的発信及び情報発信力の強化に向けた取組について，第 3 期中期目標期間では，広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け，日本国内の一般市民を対象とする国際協力に関する「一般広報」及び主としてオピニオンリーダーを対象とする ODA に関する「専門広報」を両輪とするアプローチを進めた。また，全ての年度で機構全体の広報戦略に基づく各部署・拠点の広報・対外発信のアクションプランを策定，実施し，職員等の職位に応じた広報・対外発信能力の強化等に取り組んだ。特に，「アフガニスタンに関する東京会合」(2012 年)，国際協力 60 周年（2014 年度)，協力隊 50 周年（2015 年)，TICAD VI，リオ五輪（2016 年）等のタイムリーで訴求力の高いテーマについては，時宜を逃さず重点的な広報を展開し，経営層によるトップ広報，特別イベントの開催，記者勉強会等の工夫により，新聞・テレビ等での報道実績の増加や，機構の事業成果や意義の専門誌等での掲載につながったことは，国際協力に対する国民の信頼，理解・共感及び参加を促進することに貢献する重要な取組として評価される。特に TICAD VI では，アフリカ向け広報を強化した結果，現地メディアによる多くの報道実績にも繋がったことに留意する。

国際協力に関する「一般広報」については，「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト)」を中心に，NGO や国際機関，民間企業とも連携しながら，著名人派遣や SNS 等を活用して，幅広い層に国際協力の多様なプレーヤーの活動を伝える広報を推進した。特に，2016 年のウェブサイトリニューアルや若年層をターゲットとしたイベント等を通じて，若年層を中心にウェブサイト訪問数やイベント参加者数が増加した。また，2013 年度からはインターネット調査結果を踏まえ，開発途上国や国際協力への関心が相対的に低い若者層やビジネス層等を対象に戦略的な広報を展開し，着実な認知度，理解度の向上につながった。さらに，国内拠点向け研修等により国内拠点からの発信強化を行った結果，地方紙での記事件数の堅調な伸びにつながった。

ODA に関する「専門広報」の取組については，理事長による会見，講演，寄稿等を進めるとともに，国内外出張時や国際会議における登壇を通じた積極的な発信を行い，国内外の機構業務への理解・支持の増進や，民間企業・内外研究者，市民社会・自治体等と機構の連携強化に貢献した。また，理事長主催のメディア懇談会，記者勉強会，プレスリリースや取材機会に関する情報の定期的な配信を通じて，記事化の強化に努めた。

これらの結果，マスメディアにおける ODA 関連の国内報道記事の実績は，2012 年度の 1 万 2,156 件から 2016 年度は 1 万 5,442 件に増加，「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事は，2012 年度の 5,594 件から 2015 年度は 8,986 件（2016 年のダッカ襲撃テロ事件関連の報道を除いても約 7,600 件）に増加しており，内容も全般的に肯定的な内容が多くなった。また，ウェブサイト（日本語・英語）の閲覧数は 2012 年度の 3,170 万アクセスから 2016 年度の 4,059 万アクセスへ増加し，

Facebook ファン数（日本語・英語の合計）も 2012 年度の 619 人から 2016 年度の 2 万 8,655 人と大幅に増加した。さらに，機構の認知度は第 3 期中期計画当初の 62%から 2016 年度には 67%となり，幅広い層の認知度に着実な向上が見られた。

「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組については，過去の全案件の掲載が完了し，毎年度の新規案件及び事後評価実施案件についても全て掲載した。また，2012 年度には機構のウェブサイトの改訂に際し，幅広いユーザーに使いやすいものにするとともに，ODA 見える化サイトの新規掲載案件をトップページにて紹介する工夫を加え，機構の活動をより印象的に伝えるように改善した。

以上を踏まえ，時宜を得た重点的な広報の展開や，ターゲットを絞ったイベントを含む広報活動の実施，理事長等によるオピニオンリーダーへの専門広報の実施など，戦略的な取組を通じて，量的な成果も確実に上げたことを評価し，加えて年度評価においても 5 年度中 4 年度においてＡ評定と計画を上回る成果を上げていることから全体として所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞

幅広い層の関心の度合いに応じ，開発協力の意義，事業状況や成果についての理解を促進させる適切な広報と情報伝達を期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 14	技術協力，有償資金協力，無償資金協力
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
技術協力の実績（億円）			1,678	1,773	1,764	1,917	1,975
インフラ輸出戦略に関連した研修員数					新規	2,289	2,448
円借款の実績：新規承諾額（億円）			12,229	9,857	10,138	20,745	14,674
円借款の実績：ディスバース額（億円）			8,644	7,495	8,273	9,700	8,790
円借款の迅速化（%）（注）			40.0	68.5	51.1	47.8	56.9
海外投融資の新規承諾実績（件）			1	1	2	4	6
無償資金協力の実績：贈与契約締結額（億円）			1,416	1,158	1,112	1,117	980

（注）当該年度に借款契約に至った案件のうち，起算点から借款契約までの期間が 9 か月以内の案件の割合。

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

（５）事業実施に向けた取組

（イ）技術協力，有償資金協力，無償資金協力

（ｉ）技術協力

技術協力は，開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す，人を介した協力であり，機構は，条約その他の国際約束に基づき，人的資源の開発，技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより，開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として，案件を戦略的，効果的かつ効率的に実施する。

（ⅱ）有償資金協力

有償資金協力は，開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき，又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって，開発途上地域の自助努力による経済発展，経済的自立を支援するものであり，機構は，借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り，案件を戦略的，効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については，既存の金融機関では対応できない，開発効果の高い事業を対象とし，適切な監理を行いつつ，平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略の考え方に従って対応していく。その際，パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で，万全の体制で実施していく。

（ⅲ）無償資金協力

無償資金協力は，開発途上地域の基礎生活分野向上，社会基盤整備，環境保全，人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり，機構は，条約その他の国際約束に基づき，案件を戦略的，効果的かつ効率的に実施するとともに，外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち，機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては，その案件が戦略的，効果的かつ効率的に実施されるよう，その促進に努める。

ODA の開発効果を確実に実現するため，案件規模の適正化を図りつつ，引き続きコスト縮減に努めるとともに，予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り，競争性を高める。

中期計画

５）事業実施に向けた取組

（イ）技術協力，有償資金協力，無償資金協力

（ｉ）技術協力
（一段落目は中期目標と同内容につき省略）
具体的には，
● 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に，各国，地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ，開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
（ⅱ）有償資金協力
（一段落目は中期目標と同内容につき省略）
具体的には，
● 自助努力による経済発展，経済的自立等，開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため，同地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ，案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ，更なる迅速化や，借入国の為替リスクの軽減等，政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
● 海外投融資については，既存の金融機関では対応できない，開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り，民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため，民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに，優良案件の形成に努め，パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら，対応していく。
（ⅲ）無償資金協力
（一段落目は中期目標と同内容につき省略）
具体的には，
● 基礎生活分野，社会基盤整備，環境保全，人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国，地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ，開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

主な評価指標
指標 14-1　技術協力事業の実績
指標 14-2　技術協力の効果向上に向けた取組状況
指標 14-3　円借款事業の実績
指標 14-4　円借款の迅速化
指標 14-5　有償資金協力の効果向上に向けた取組状況
指標 14-6　海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況
指標 14-7　無償資金協力事業の実績
指標 14-8　無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 14-1　技術協力事業の実績

・2012 年度から 2016 年度には，日本政府の成長戦略，人間の安全保障の推進及び国際社会の平和と安全等への貢献といった政策や開発途上国地域のニーズ等を踏まえ，官民一体によるダイナミックな成長が期待されるアフリカや「質の高い成長」を目指すアジア地域を重点とし，9,107 億円の技術協力事業を実施した（アジア地域：37.2%，アフリカ地域：22.2%）（図 14-1）。
分野別では，公共・公益事業（19.5%），農林水産（12.9%），計画・行政（12.5%），人的資源（10.2%）を中心に実施した（図 14-1）。特に 5 年間に 1,000 人のアフリカの若者に対する日本での修士課程と企業インターンシップを提供する「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」（ABE イニシアティブ）等を中心に，開発途上国の基幹人材の育成にも積極的に取り組んだことを反映し，人的資源分野の割合が大きく増加した（2013 年度：9.0%，2014 年度：9.7%，2015 年度：11.1%，2016 年度：11.6%）（図 14-1）。

指標 14-2　技術協力の効果向上に向けた取組状況

1．事業の戦略性向上のための取組

・「持続的な開発のための 2030 アジェンダ」，「開発協力大綱」，「日本再興戦略」，「インフラシステム

輸出戦略」，伊勢志摩サミットやTICAD VI等における日本政府のコミットメント等の国内外の政策課題に応え，開発効果の高い協力を行うべく，無償資金協力や円借款による事業展開に併せ，技術協力による開発計画策定，人材育成，組織体制強化，制度構築支援等を組み合わせた多様な協力を行った（具体的な成果は項目1～4等で記載：2014年度～2016年度）。

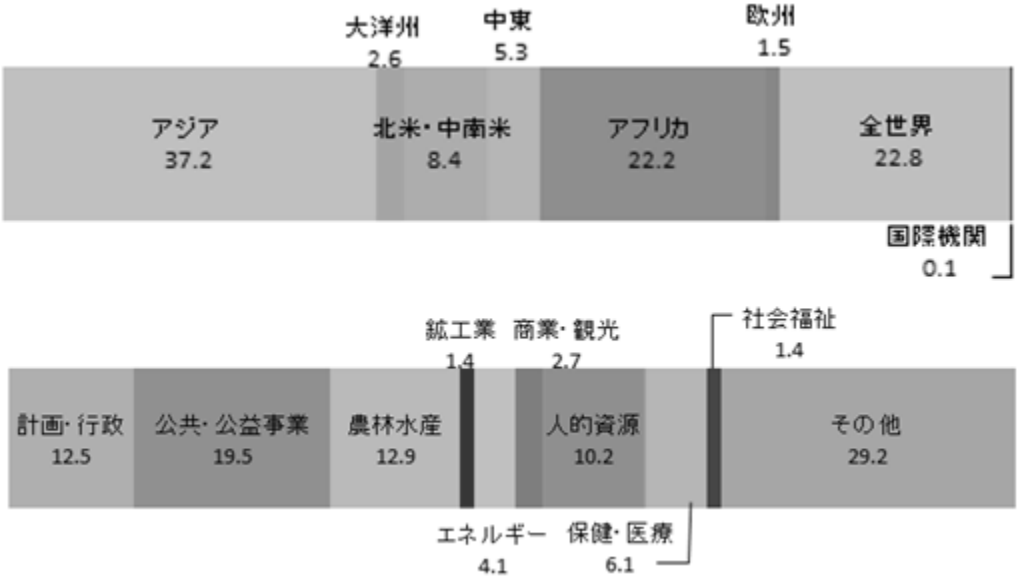

（注）四捨五入の関係上，各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図14-1　地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

・政策を踏まえた新規事業の制度設計・整備や事業実施に向けた体制の検討を進めた。

- 外務省予算による受託調査事業の契約関係事務支援業務の受託，民間提案型普及・実証事業の制度設計（2012年度）
- 民間企業の優れた製品や技術を活用すべく「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」の制度設計と事業の実施（2013年度）
- コストシェア技術協力の制度の拡充と本格実施に向けた制度設計（2013年度，2014年度）及び案件形成・実施の促進（バーレーン，ブルネイ，サウジアラビア）（2015年度，2016年度）
- 大学・研究機関との共同研究事業：新たな政策課題へ対応するための政策提言研究をインドネシアで試行的に立ち上げ，本格実施に向けた制度を構築（2014年度～2016年度）
- 留学制度を活用した技術支援：枠組を構築するとともに，大学との連携促進のため，大学連携課の設置や日本の大学との事務手続きの合理化（指標9-3参照）に向けた検討を行い，シリア難民支援やInnovative Asia事業等を開始した（2016年度）。

2. 事業の質の確保と業務の簡素化・標準化に向けた取組

・事業の質の向上及び適正かつ迅速な技術協力事業の実施のための検討・対応を継続的に実施している。特に，2013年3月には機構内に業務改善推進委員会を設置し，事業の選択と集中の促進や業務工程の簡素化，業務手順の標準化に関する各種改善策を実行した。

- 「技術協力マニュアル」（2011年改訂）に基づく各種手引，関連規程等の更新（2012年度）
- 事業管理支援システムの業務軽量化及び事務効率化に向けたタスクフォース設置（2012年度）
- 国ごとの重点分野の特定，事業実施段階の事業管理・評価のあり方見直し（2013年度）
- プログラム推進のための地域部・課題部間の検討体制整備，強化プログラムの設定（指標 5-1

参照）（2014 年度）

- 見直された事業実施段階の事業管理手法定着のための関連規程等の改善や研修等を通じた事業管理能力強化の推進（2015 年度）

3．研修事業の戦略性強化に向けた取組

・質の向上や効率化の観点からの改善を図るべく，研修事業の実施体制の見直しを行い，各種の効率化・合理化に取り組んだ。

- 課題別研修の協力プログラムとの関連性強化と課題別研修の企画・計画業務の課題担当部への移管・フロー定着，及び新たな評価・モニタリング体系の導入（2012 年度，2013 年度）
- 協力プログラムや日本政府の政策に沿ったコースの新設と既存コースの統廃合（各年度）。インフラ輸出分野に関連する研修員 2,289 人（2015 年度），2,448 人（2016 年度）の受入。
- 開発途上国政府からの要請に沿ったコースの設定（要望が多いコースの複数回実施），投入資源の選択と集中を通じた研修事業の更なる強化と効率的な運営の実現を目的とした 1 コース当たりの参加人数増（2014 年度～2016 年度）
- 研修基本戦略委員会の設置による新機軸・高品質な研修の実施（ITS 実務，金融政策・中央銀行業務等）や制度・基準の見直し（2015 年度，2016 年度）
- 国内機関の研修担当スタッフ向け OJT の実施（計 114 人）による理解促進，現場レベルでの業務改善推進（2013～2016 年度），海外拠点ナショナルスタッフの日本での OJT（計 92 人，2014～2016 年度）

・帰国研修員による海外の親日家ネットワークの維持・強化のため，帰国研修員同窓会の支援及び活性化を図った。

- 帰国研修員向け Facebook の立上げ・運営，各国同窓会の活動状況及び優良事例の海外拠点への共有（2012 年度，2015 年度）
- 青年研修 30 周年記念シンポジウム開催，ASEAN 帰国研修員同窓会の交流連絡会の代表者会議の本邦開催（2014 年度）
- 日本政府の親日派・知日派リスト活用への貢献（2016 年度）
- 研修の効果確認や帰国研修員との関係強化等を目的とした調査団の実施（2016 年度）

指標 14-3　円借款事業の実績

・2012 年度から 2016 年度には「インフラシステム輸出戦略」及び「日本再興戦略」に迅速に対応し，アジア地域を含む全世界でのインフラ整備支援を重点とし，全体で 6 兆 7,643 億円の円借款事業を実施した。分野別では運輸（45.0%），電力・ガス（18.8%）等を中心に実施した（図 14-2）。

・2012 年度には 2000 年度以降最大規模（当時）の借款契約（L/A）承諾額（1 兆 2,229 億円），2015 年度には過去最大規模の L/A 承諾額（2 兆 745 億円）を達成し，2016 年度も引き続き従前より大規模な L/A 承諾額（1 兆 4,674 億円）を実施した。2013 年の TICAD V，2016 年の TICAD VI に対応してアフリカ地域へのシェアが拡大傾向にある（2012 年度：3.9%，2013 年度 5.3%，2014 年度：4.8%，2015 年度：6.5%，2016 年度：8.3%）。

・技術協力や無償資金協力との連携：バングラデシュ向け円借款「外国直接投資促進事業」やミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業」等，数多くの案件で円借款供与と併せて技術協力や無償資金協力を実施し，開発効果の向上や本邦技術・ノウハウの普及・移転を促進した。

指標 14-4　円借款の迅速化

・機構は，日本政府との間で円借款要請から借款契約調印までの標準処理期間を 9 か月と設定し，その達成状況を外務省がウェブサイト上で公表している。各年度，達成状況進捗状況表等を用いて円借款承諾計画の日本政府への適時の共有や個々の案件の承諾促進に向けた日本政府との適宜，適切な情報共有等を行い，これらを通じて迅速な承諾が実現するよう取り組んだ（達成状況は表 14-1 参照）。具体的な事例は以下のとおり。

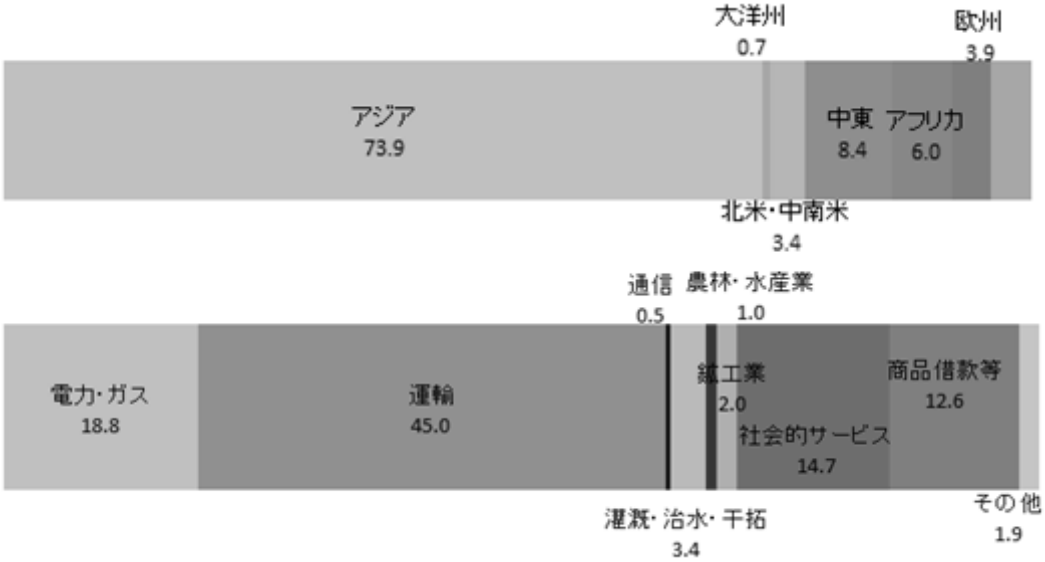

（注）四捨五入の関係上，各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-2　地域別・分野別円借款事業（L/A 承諾額）の割合

表 14-1　標準処理期間の達成状況

2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
42.4%	33.3%	48.4%	54.1%	54.5%（注 1）	40.0%（注 2）	68.5%	51.1%	47.8%	56.9%

注 1：東日本大震災を受け，供与を先送りせざるを得なかった一部の案件を含めると 46.8%。
注 2：承諾 55 件のうち，16 件に相手国政府側で新たに導入された法令等に起因する遅延が発生。

- 日本政府との協力による迅速化：コスタリカ地熱分野（2012 年度），インド向けプログラムローン，1988 年以来のミャンマー新規円借款供与（2013 年度）
- 迅速な本邦技術活用条件（STEP）案件承諾：カーボヴェルデ上水，モルドバ医療分野（2013 年度），スリランカ「地上テレビ放送デジタル化事業」（2014 年度），フィリピン「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業」，「ダバオ市バイパス建設事業（南・中央区間）」（2015 年度），モロッコ「海洋・漁業調査船建造事業」（2016 年度）等
- マスタープラン策定支援を通じた全体枠組の策定主導による迅速化：インドネシア「ジャカルタ市首都圏投資促進特別地域構想」，インド「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」（2012 年度）
- セクター・プロジェクト・ローンによる迅速化：ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」（2014 年度）

- 他機関との協調による迅速化：ウクライナ「経済改革開発政策借款」（世界銀行），ナイジェリア「ポリオ撲滅事業」（ゲイツ財団，UNICEF，WHO 等）（2014 年度），アフリカ開発銀行「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(VI)」(2015 年度)，ヨルダン「金融セクター，ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」（世界銀行）（2016 年度）等

指標 14-5　有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

1. 新手法の検討・導入及び制度改善

・日本政府の政策を踏まえ，開発途上国や本邦企業にとって有償資金協力がより魅力的となるよう様々な取組・改善を行った。

- 外貨返済型円借款：借入人が負う為替変動リスクを軽減するため，円借款債務を米ドル建に転換できるオプションを付与する借款を導入（2012 年度)。制度導入以降，モンゴル，パラグアイ，エルサルバドル，ナイジェリア等に対し供与した（2013 年度～2016 年度)。
- 災害復旧スタンド・バイ借款の導入：災害発生に先立ち，支援額や資金使途等をあらかじめ合意し，災害発生時に速やかに融資を実行する制度を導入（2012 年度)。フィリピン，ペルー，エルサルバドルに対し供与した（2013～2016 年度)。
- 本邦技術の更なる活用に資する STEP 制度の改善:グローバル化した本邦企業の活動実態や日本の優れた技術の分野拡大等を受けて，主契約者条件の範囲を海外に存する本邦企業の子会社まで拡大するとともに，従来適用分野に含まれていなかった医療機器，防災システム，防災機器等にも適用分野を拡大した。なお，過去の無償資金協力での成果を基にモルドバ向け医療機材供与に STEP を適用し，国際保健外交戦略にも貢献した（2013 年度)。
- セクター・プロジェクト・ローンの本格活用：同一セクター等の複数の個別案件に対し，一つの交換公文（E/N）で包括的に円借款を供与する仕組みを検討・導入。ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」に適用した（2014 年度)。
- 変動金利採用案件の承諾：円借款の魅力を高めるため，所得階層が低所得国以上である借入国向けの変動金利制度を導入した（2014 年度)。制度導入以降，イラク，インド，インドネシア，ウクライナ，ウズベキスタン，トルコ，パキスタン，パナマ，ヨルダンの案件にて承諾した（2014～2016 年度)。
- PPP によるインフラ整備への円借款の活用:Viability Gap Funding 円借款,Equity Back Finance 円借款に関する制度の検討・導入（2013 年度）及び PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款に関する制度の検討・導入（2014 年度）を実施。Equity Back Finance 円借款の第 1 号案件として，バングラデシュ「海外直接投資促進事業」を供与した（2015 年度)。
- 質の高いインフラパートナーシップに関する制度拡充：日本政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げられている支援量の拡大に資するよう，ドル建借款，ハイスペック借款を導入。加えて，高度な施工精度が求められる案件において品質を担保するために検討されている包括的建設サービス方式導入に向けて，調査・セミナー等を実施し，相手国への導入の働きかけを継続している。また，外貨返済型円借款の中進国以上への導入，事業・運営権対応型円借款，サブ・ソブリン円借款，特別予備費枠等に関する制度の基本的考え方を整理済。今後，個別案件ごとにニーズを確認していく（2015 年度，2016 年度)。

- ADB との連携：質の高いインフラ案件への投融資のため ADB との連携について検討・協議した。その結果，今後 5 年間で最大 15 億ドルを目標に PPP 等民間インフラ案件への投融資を実施するため，海外投融資スキームによる出資により ADB 内に信託基金を新設すること及びアジアにおける質の高い公共インフラ整備を促進するため，ADB との協調融資による今後 5 年間で両機関合計 100 億ドルを目標とした開発途上国政府向け融資を行うことを合意し，覚書を締結した（2015 年度）。2016 年度には信託基金の口座が開設されて運営を開始し，インドとインドネシアの 2 件が承諾されたほか，協調融資に関して具体的な案件形成を進めてミャンマーの 2 件が承諾された（2016 年度）。
- 米州開発銀行（IDB）との連携：中南米地域における質の高いインフラ投資促進を目的とした IDB との協調融資枠組（CORE）に関し，対象分野や対象国の拡大，目標額の 3 倍増等に係る合意文書に署名した。機構は IDB にとって史上最大の協調融資パートナーとなった（2016 年度）。
- 中進国，中進国を超える所得水準の開発途上国支援の強化：日本政府より，中進国・卒業移行国への円借款を積極的に供与する方針が示され，これを受けた案件の形成・承諾を行った（2015 年度：トルコ 1 件，ヨルダン 1 件，タイ 1 件，イラク 3 件，2016 年度：パナマ 1 件，ヨルダン 1 件，タイ 1 件）。
- ノンプロジェクト型借款の活用：日本政府より，相手国の政策・制度の立案・実施に貢献するため，ノンプロジェクト型借款の一層の活用が方針として示され，案件の形成・承諾を実施した（2015 年度：ヨルダン，ケニア，アンゴラ，ウクライナ，パキスタン，モロッコ，ベトナム，イラク，2016 年度：ベトナム 2 件，エルサルバドル，タンザニア，スリランカ，セネガル，ヨルダン，インド）。

2. 与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上に向けた取組

・与信先の信用力審査を事業部と審査部が適切に連携して実施した。また，定期審査，再審査，任意審査を通じた与信先の格付見直しや，現地派遣を含めた政治経済状況のアップデートや信用力の見直しを実施した。難易度の高い海外投融資案件を含め，出融資判断時に事業部提案及び審査部意見書を踏まえて与信に関する意思決定を行った（各年度）。

・機構内の金融リテラシー向上に向けた研修を実施した（各年度）。

指標 14-6　海外投融資事業の実績及び実施態勢の強化に向けた取組状況

・「新成長戦略実現 2011」（平成 23 年 1 月閣議決定）にて，パイロットアプローチの下で海外投融資業務の再開が決定され，パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合（2012 年 10 月）にて本格再開が決定された。2013 年 1 月に再開後初の融資契約を調印した（2012 年度）。

・パイロットアプローチや事業実施を通じて得られた教訓を踏まえ，海外投融資オペレーションに関する業務実施体制等の整備を行い，体制強化を図った（各年度）。2013 年度には海外投融資案件の審査・監理の強化のため，民間連携事業部内に 1 課を増設した。

・外部向けセミナーや外部面談を通じ，民間企業の有するニーズの把握，及び有望な海外投融資案件の発掘に努めた（各年度）。主な実施案件は以下のとおり。

- ベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」（2012 年度）（指標 2-1 参照）
- インドネシア「産業人材育成事業」（2013 年度）
- 中南米「省エネ・再生可能エネルギー事業」，ミャンマー「ティラワ経済特別区（Class A 区域）

開発事業」(2014 年度)

- ➢ カンボジア「救急救命医療整備事業」，ADB，オリックス株式会社及び Robeco Groep N.V.の 3 社が出資する Asia Climate Partners General Partner Ltd.が運営するファンド「Asia Climate Partners LP」，ADB が設立する信託基金「Leading Asia's Private Infrastructure Fund」(2015 年度)
- ➢ 日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド，中東・北アフリカファンド，ツェツィー風力発電事業（モンゴル：自然エネルギー分野初のドル建てプロジェクトファイナンス)，オフグリッド太陽光事業（タンザニア：ベンチャー投資事業向け初）(2016 年度)

・「インフラシステム輸出戦略」等で言及された以下のような新手法の運用・改善を行った。

- ➢ 現地通貨建海外投融資の導入（2014 年度）
- ➢ ドル建海外投融資の導入（2015 年度）

指標 14-7　無償資金協力事業の実績

・2012 年度から 2016 年度には MDGs 達成，TICAD V やアフガニスタン支援に関する国際公約等の着実な履行に向けた取組に対応し，アフリカやアジア地域を重点とし 5,782 億円の無償資金協力事業を実施した（アジア地域：50%，アフリカ地域：36.1%）(図 14-3)。特にアフリカ地域に関しては，2012 年度には 28.5%であったが，2013 年 6 月の TICAD V を契機に大幅に増加した（2013 年度：43.3%，2014 年度：39.9%，2015 年度：32.7%，2016 年度：32.7%)。

・分野別では，公共・公益事業（54.1%)，人的資源（10.7%)，農林水産（8.4%)，エネルギー（8.1%）を中心に実施した。

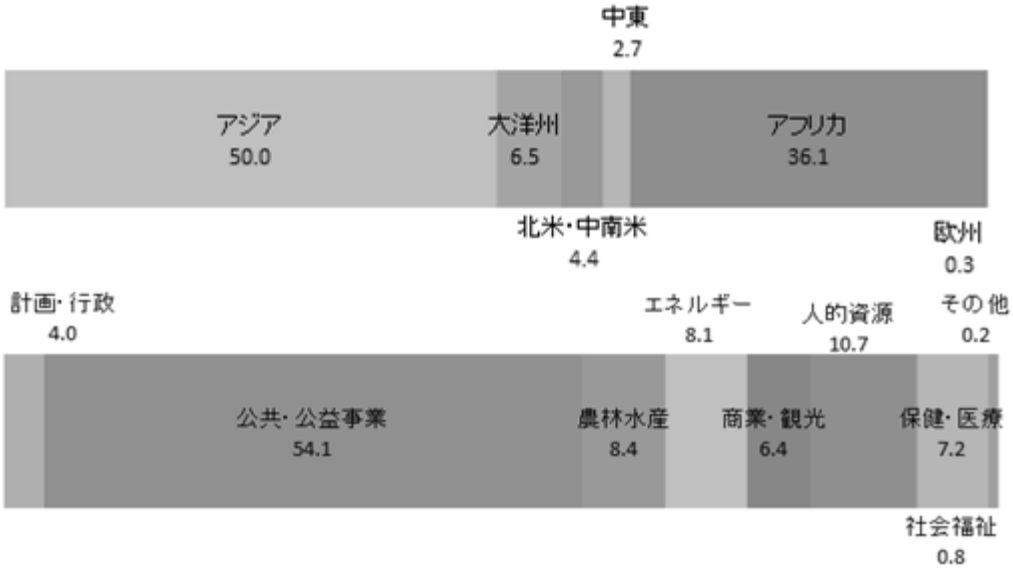

（注）四捨五入の関係上，各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-3　地域別・分野別無償資金協力事業（G/A の年度供与限度額）の割合

指標 14-8　無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

・「無償資金協力事業が開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう，国内外の政策課題も踏まえ，次のような包括的な制度・運用の改善を行った（各年度)。特に 2016 年度には，関係業界（海外コンサルタンツ協会，海外建設協会，日本貿易会等）に対して無償資金協力の現状と課題をヒアリングし，「無償資金協力の制度・運用改善について（2016 年 6

月外務省）」の取りまとめを支援した（2016 年度）。

- プログラム型の無償資金協力事業の導入：復旧・復興等への迅速かつ円滑な対応を可能とするため，一つの無償案件の下で複数のサブプロジェクトを実施可能とするプログラム型の無償資金協力事業の制度を導入した（シリア難民ホストコミュニティ支援（ヨルダン），フィリピン台風災害支援における平和構築・災害等の迅速な対応）（2013 年度）。
- 追加贈与の導入:急激な為替レート変動等に対応するため追加贈与制度を導入した(2013 年度)。
- 標準指標例の作成：事業の PDCA サイクルを強化するため「無償資金協力開発課題別の標準指標例」を作成した（指標 19-2 参照）（2012 年度～2014 年度）。
- 予備的経費の適用拡大：受注企業のリスクを軽減させるため，原則全ての施設建設案件に対し予備的経費の適用を拡大した（2014 年度，2015 年度）。
- 維持管理を含めた無償資金協力の試行導入：「インフラシステム輸出戦略」を踏まえ，無償資金協力の対象範囲に新たに供与後のメンテナンス契約を含めた運用を保健医療分野で試行導入した（2014 年度）。
- サブスキームの見直し：2013 年度行政事業レビューの提言を踏まえサブスキームを見直し，これまで以上に個々のニーズに柔軟に対応した案件形成や予算管理が可能となった(2014 年度)。
- 贈与契約（G/A）の改善：サブスキーム見直しに伴い，従来約 20 種類あった G/A ひな型を約 5 種類に整理統合した。また，施設・機材等調達方式の G/A ひな型について機構と相手国政府の権利・義務に関する明確化等を行った改訂版を作成し，2015 年 11 月閣議請議以降の案件から適用を開始した。さらに，2016 年度には先方負担事項を明記し，モニタリングと履行促進を強化した。(2014 年度～2016 年度)
- 調達ガイドライン，標準入札図書，契約書ひな型等の改善：調達ガイドライン，標準入札図書，契約書ひな型等の関連書類を改善し，入札期間の延長，入札プロセスにおける質問回数の複数化，設計変更等の手続きの合理化等を行い，2015 年 11 月閣議請議以降の案件から適用を開始した（2015 年度）。不可抗力等による事業中断・解除に係る条件を明確化した（2016 年度）。
- 品質確保強化への取組：アフリカ地域の土木施設案件及びその他地域の大型土木施設案件を対象に，先方実施機関・コンサルタント・施工業者及び機構による工事品質管理会議を設置することとし，2015 年 11 月以降の閣議請議案件から導入した（2014 年度，2015 年度）。
- 不正腐敗防止，安全対策強化：不正腐敗防止を強化するため，無償資金協力調達ガイドラインに基づきコンプライアンスを順守する旨の宣誓書の提出をコンサルタント及び施工業者に求めることとした。また，工事中の安全対策強化のため，施工業者による安全管理プラン及び安全施工プランの作成，機構海外拠点による無償資金協力事業の現場パトロールを実施し，加えて現場関係者，事務所員，及び案件によっては相手国実施機関関係者も対象にした安全管理セミナーを実施した（2014 年度～2016 年度）。
- 自治体の知見の活用：地方自治体の技術・ノウハウを直接的に無償資金協力事業に反映できるようにするため，地方自治体からの事業提案に基づき，地方自治体と共に無償資金協力の形成，協力準備調査，本体事業を実施できる制度の運用を開始した（2014 年度～2016 年度）。
- PPP によるインフラ整備への無償資金協力の活用：PPP 事業の初期投資部分を無償資金協力により支援する「事業運営権対応型無償資金協力」の枠組みを構築し，当該制度の周知等による案件形成の促進を行った（2014 年度～2016 年度）。
- 現地リソースを活用した無償資金協力の試行導入：現地施工企業の施工能力を勘案しつつ，こ

れら企業を担い手に活用できる制度枠組みを構築し，試行的に導入した(2013 年度，2015 年度)。ラオス，ブルキナファソ，スワジランドにおける学校建設案件から試行的な運用を開始した（2016 年度)。

- 安全対策等の強化：安全管理チェックリストをもとに，在外拠点による現場パトロールを実施した。安全管理セミナーを 33 件実施して安全意識を醸成した。また，治安状況が悪化した際の追加の安全対策費や待機費用に対する予備的経費等による追加支出対応をバングラデシュ等で開始した（2016 年度)。(指標 20-1 参照)

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：開発効果の向上及び国内外の政策への機動的な対応に向けて，総合的な開発計画作成や基準・制度構築等の上流からの支援，また無償資金協力や円借款による事業の展開に即して人材育成や本邦技術を組み合わせた多様な協力を行った（具体的な成果は項目 1～4 等で記載)。これら協力を推進するに際し，国内外の政策を踏まえた制度設計・整備や事業実施に向けた体制強化を進めた。 技術協力については，開発途上国の新たな政策課題に対応するため大学・研究機関との共同研究事業を立ち上げ，インドネシアでの試行事業を踏まえた制度構築を進めるとともに，日本政府の政策に基づき DAC リスト卒業国や卒業移行国との協力を強化するため，コストシェア技術協力の制度設計を行い，バーレーンで制度を適用した事業を開始した。また，留学制度を活用した技術支援に係る制度設計や体制整備を行い，シリア難民支援や Innovative Asia 等の事業を立ち上げる等，制度改善に留まらず実際の事業実施に迅速に結びつけ，効果的に事業実施を促進した。また，2013 年 3 月に機構内に業務改善推進委員会を設置し，議論の結果に基づき事業の選択と集中の促進や業務工程の簡素化，業務手順の標準化に関する各種改善策を実行し，事業の効率性を高める取組も着実に実施した。研修についても，日本政府の政策や開発途上国の要請に沿った研修の実施や課題部への課題別研修の移管等，実施体制の見直しを行い，質の向上と効率化・合理化を推進した。特に，日本政府が運用を開始した親日派・知日派リストへの貢献や，帰国研修員との関係強化等も目的とした調査団の派遣を通じ，帰国研修員等による知日人材ネットワークの強化にも取り組んだ。 有償資金協力については，「インフラシステム輸出戦略」や「日本再興戦略」，「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に基づき，迅速化や本邦技術の更なる活用に資する STEP 制度の改善，借入国の予見性向上のためのセクター・プロジェクト・ローンの本格活用，PPP によるインフラ整備に円借款を活用するための包括的な支援メニューの整備，ドル建て借款制度の創設等の制度設計・改善を行った。ADB との連携では，ADB 内の信託基金が運用を開始し，インドとインドネシアの 2 件，またソブリン協調融資でもミャンマーで 2 件の新規事業の承諾に至った。IDB との連携では，質の高いインフラ投資促進を目的とした協調融資枠組（CORE）に署名し，機構が IDB にとって史上最大の協調融資パートナーとなった。海外投融資についても，2012 年度の制度の本格再開後，実施体制整備やドル建，現地通貨建海外投融資の制度設計・改善や民間企業の有するニーズを把握した海外投融資案件の発掘に努めた。さらに，制度改善を踏まえた具体的な案件形成・実施により，モルドバ向け医療機材供与での STEP 制度の適用による国際保健外交戦略への貢献や，バングラデシュ「海外直接投資促進事業」への Equity Back Finance の初適用，モンゴルでの自然エネルギー分野で初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件，日本企業のインフラ輸出にも資する経済特区開発の促進など，日本政府政策にも貢献する効果的な支援を実現した。 無償資金協力については，国内外の政策課題を踏まえて，開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう，包括的に制度・運用を改善した。具体的には，地方自治体の事業提案に基づき自治体が参画する仕組みの導入，受注企業のリスク軽減に資する予備的

経費の適用の拡大や相手国政府の権利・義務の明確化等を行った G/A の改善，先方負担事項のモニタリングと履行促進を強化する運用や，企業の安全対策強化に係る研修実施や治安対策や待機費用の追加支出対応等を行った。特に 2016 年度では，海外コンサルタンツ協会，海外建設協会，日本貿易会等へのヒアリングの結果を踏まえ，日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」(2016 年 6 月外務省）の取りまとめを支援した。

以上のとおり，全ての年度において中期計画の所期の目標を着実に達成していることに加え，国内外の政策に対応した制度設計・改善，3 援助手法の組合せや開発途上国のニーズに対応した具体的事業への制度適用などを通じて，より効果的かつ戦略的な協力実施に取り組んだ成果が発現していることから，全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

「質の高いインフラパートナーシップ」等の新規施策や「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016 年 6 月外務省）等に関する制度改善や効果的な事業の実施に取り組む。また，帰国研修員による各国でのネットワーク強化や，多様な担い手が有する知見・資源等の活用や，政府，関係機関，民間企業等との有機的連携にも留意する。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

技術協力については，日本政府の政策に基づき民間企業の優れた製品や技術を活用するための新たな制度設計及び事業実施や，DAC リスト卒業国や卒業移行国との協力を強化するための技術協力の制度設計及び事業実施など，政策や開発途上国のニーズに対応した制度改善，適用を迅速に行い，効果的な事業実施を促進させた。また，開発途上国の新たな政策課題に対応するため大学・研究機関との共同研究事業を立ち上げ，インドネシアでの試行事業を踏まえた制度構築を進めている。また，技術協力の枠組の中で実施する留学制度の創設や体制整備を行い，シリア難民支援や Innovative Asia 等の事業を立ち上げており，制度改善及び事業実施を迅速に実施している。加えて，2013 年 3 月に機構内に業務改善推進委員会を設置し，事業の選択と集中の促進や業務工程の簡素化を実行する等の事業の効率性を高める取組を着実に実施した。研修についても，日本政府の政策や開発途上国の要請に沿った研修の実施や，より効果的な案件実施に向けた組織内の実施体制の見直しを行い，質の向上と効率化を推進した。帰国研修員との関係強化等も目的とした調査団の派遣を通じ，帰国研修員等による知日人材ネットワークの強化にも取り組んだ。

有償資金協力については，「インフラシステム輸出戦略」や「日本再興戦略」，「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に基づき，円借款の迅速化や本邦技術の更なる活用に資する包括的な支援メニューの整備，ドル建て借款制度の創設等の制度設計・改善を迅速に行った。海外投融資についても，2012 年度の本格制度再開後，実施態勢整備やドル建，現地通貨建海外投融資の制度設計・改善や民間企業の有するニーズを把握した案件の発掘に努めた。ADB との連携では，質の高いインフラ案件への投融資のため ADB 内に信託基金を新設・運用開始し，インドとインドネシアの 2 件，またソブリン協調融資でもミャンマーで 2 件の新規事業の承諾に至った。IDB との連携では，質の高いインフラ投資促進を目的とした協調融資枠組（CORE）に署名し，機構が IDB にとって史上最大の協調融資パートナーとなった。さらに，これら制度改善を踏まえた具体的な案件形成・実施により，モルドバ向け医療機材供与での STEP 制度の適用による国際保健外交戦略への貢献や，バングラデシュ「海外直接投資促進事業」への Equity Back Finance の初適用による日本企業のインフラ輸出にも資する経済特区開発の促進，モンゴルでの自然エネルギー分野で初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件など，冒頭に掲げた日本政府の政策に貢献する効果的な支援を実現させた。

無償資金協力については，国内外の政策課題を踏まえ，開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに

応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう，地方自治体が参画する仕組みの導入，受注企業のリスク軽減や，企業の安全対策強化等に資する包括的な制度・運用の改善を行った。特に 2016 年度では，海外コンサルタンツ協会，海外建設協会日本貿易会等へのヒアリングの結果を踏まえ，日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」のとりまとめを支援した。

以上を踏まえ，開発途上国の開発協力に貢献すると共に，政府の重要方針の達成や我が国民間企業，地方自治体の海外展開に資するよう，様々な制度改善や国際機関との連携に取組みつつ，具体的な案件形成，事業の実施にも結実させるなど，より効果的かつ戦略的な協力実施に取り組んだ成果が全体として発現していることは，日本政府の政策実現に貢献し，機構のイニシアティブの下外部の関与も得て発現した成果として評価される。また，各年度評価においても全ての年度においてA評定相当と計画を上回る成果を上げていることから，所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「A」評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き，プログラム化を含めた技術協力，有償資金協力，無償資金協力の効果的な連携を意識した案件形成，実施を進めつつ，各種制度改善の推進を期待したい。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 15	災害援助等協力
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針，我が国の人道支援方針，平和と健康のための基本方針，国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針，日・ASEAN 防災協力強化パッケージ
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条，国際緊急援助隊の派遣に関する法律
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
緊急援助隊派遣件数			0	8	5	5	2
緊急援助物資供与件数			17	16	23	10	14
研修・訓練回数（回）					新規	28	27
派遣シミュレーション（回）					新規	2	3
②主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数（人）			6	7	7	8	8

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

機構は，開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため，国際社会等と連携して，国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速，効率的かつ効果的な実施を図る。

中期計画

（第一段落は，中期目標と同内容のため省略）

具体的には，

- 大規模災害発生時には，被災国のニーズを的確に把握し，国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに，実施後のモニタリングを引き続き行う。
- 国際緊急援助隊については，平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに，同隊の活動に必要な資機材を整備する。また，緊急援助物資については，備蓄体制の最適化に努める。
- 国連等，緊急人道援助に関係する内外の機関，組織との協力関係を平時より構築し，緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。

主な評価指標

指標 15-1　迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

指標 15-2　国際緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化

指標 15-3　より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

３－２．業務実績

指標 15-1　迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. フィリピン台風災害対策支援（2013 年度）

・フィリピンを直撃した台風 30 号（HAIYAN）に対し，外国支援チームとして最も早く医療チームが現地入りし，東日本大震災の教訓をいかしながら，延べ 3,297 人を診療した。

- 医療チーム，専門家チームの派遣から緊急開発調査実施に至る継ぎ目のない支援の展開
- 早期復旧を支援するための国際緊急援助隊専門家チームのシームレスな派遣
- 現地で必要性の高い緊急物資（テント等）の被災地への直接配布
- 東日本大震災の経験をいかした活動の展開（公衆衛生，巡回診療，集計方法）
- 女性に配慮した診療活動（超音波探査装置による妊娠や胎児の安全確認）

- 効果的な国内報道：隊員の地元紙向け発信による国内報道 106 件

2. 前例にない大規模な災害への対応（2013 年，2014 年度）

・これまでに派遣の前例のない航空機事故事案に対し，迅速な対応を行った。

- 2014 年 3 月に行方不明となったマレーシア航空機の捜索：先遣隊，自衛隊部隊，救助チーム（海上保安庁）を派遣し，約 2 か月にわたり航空機を駆使した活動を実施した。
- 2014 年 12 月に消息を絶ったエアアジア機の捜索：先遣隊，自衛隊部隊を派遣し，約 10 日間の活動を展開して海上の遺体 1 体を収容した。
- 先遣隊を駆使し，自衛隊の活動を直接サポートする複雑なロジスティックスにより対応した。

3. エボラ出血熱への対応（2014 年度）

・エボラ出血熱の発生に対し，感染症の流行が急激かつ長期にわたって収束しない状況下で，外務省，自衛隊，東京都，WHO 等との連携を通じ，長期にわたる支援を展開した。

- 特殊かつ大量の物資供与：外務省，自衛隊，東京都，WHO，国連等と連携し，個人防護具 72 万セットを供与
- 疫学等専門家の派遣：WHO の地球規模感染症警戒・対応ネットワーク（GOARN：Global Outbreak Alert and Response Network）等に登録された人材のリベリア，シエラレオネへの派遣（計 16 人）
- シームレスな支援策実施：専門家派遣や国内外の関係機関とのネットワークを通じた最新情報の逐次蓄積，メーリングリストやエボラ出血熱対策本部での随時更新・共有を通じ，流行国及び周辺国での既存事業を活用した具体的な支援策の検討・実施を促進した。

4. バヌアツのサイクロン災害（2014 年度）

・大型サイクロン発生情報を入手後継続的に現地状況をモニタリングし，迅速に医療チームを派遣した。

- 大小 83 の島々から成る同国の地理的特性に合わせた巡回医療の実施
- 専任の報道担当の派遣やタイムリーなプレスリリース：延べ 17 件の取材，110 件の報道実績

5. ネパールにおける地震災害に対する国際緊急援助（2015 年度）

・ネパールにて甚大な被害をもたらした地震災害に対し，6 年ぶりとなる救助チーム，医療チーム，自衛隊部隊の同時派遣及び物資供与（テント，毛布）を実施した。

- 医療チーム初の「機能拡充チーム」の派遣：診療人数 987 人，手術件数 22 件。二次医療拠点としてのリファラル機能による貢献。
- 災害現場における国際調整母体等との連携：国連災害評価調整チーム（UNDAC：United Nations Disaster Assessment and Coordination）への人員派遣及び現地で立ち上げられた救助，医療の両調整セルへの人的貢献。UNDAC による現地活動調整センターとの連携
- 復旧・復興段階への継ぎ目ない支援実現に向けた取組：当該地域を所掌する地域部管理職の派遣により，迅速な支援の検討を測った。緊急時支援で把握したニーズを踏まえ初期段階からの先方政府高官への「より良い復興」のコンセプトの説明や具体化に向けた既存案件の活用や新規案件の立上げを行った。

6. インドネシアにおける森林・泥炭火災及び煙害に対する国際緊急援助（2015 年度）

・スマトラ島，カリマンタン島での大規模な森林・泥炭火災に対し，消火剤 2,000 リットルの供与と民間人材の専門家派遣を実施した。

- 本邦中小企業の海外事業への足掛かりの提供：水散布に比べた消火剤の優位性の現地の認知等

7. コンゴ民主共和国における黄熱に対する国際緊急援助隊（2016 年度）

・同国における黄熱の流行に対し，調査チームの派遣に続き，感染症対策チームを設立以来初めて派遣した。

- 調査チームによる支援方針案の策定：感染症対策チームの迅速な派遣に貢献。同チームの活動を WHO 専門家会合にて紹介し，アセスメント調査の好事例と評価
- 感染症対策チーム初派遣：試薬の提供及び技術協力により迅速な黄熱検体の処理を支援し，国立生物医学研究所のラボ稼働正常化に貢献。また大規模ワクチン接種キャンペーンを技術支援
- 国際機関等との連携・調整：本部・現場レベルでの WHO との連携等
- 機構事業の専門家との連携：保健アドバイザーの人的ネットワークを基盤とした効果的な活動

8. UNDAC 人員派遣による国際社会への貢献，調査チームを活用した被災国ニーズの的確な把握

・災害現場で UNDAC，WHO 等が現地政府と共同で立ち上げる調整母体が主催する会議への出席や人的貢献を通じ，国際社会及び被災国政府のニーズに調和した支援の実施に貢献した。また，緊急援助に先立ち調査チームを派遣することで，被災国のニーズの的確な把握と，迅速な支援実施に貢献した。

- ネパール地震災害への UNDAC 人員派遣（2015 年度）（詳細は上記 5.参照）
- 台湾南部の地震災害への調査チーム派遣（2015 年度）：発災当日に派遣し海外からの支援要員としては最も早く現地入りした。現地ニーズの調査に基づき迅速な物資供与（プラスチックシート，ポリタンク）が決定し，機構の調査団員が現地で引渡しを支援した。
- コンゴ民主共和国における黄熱（上記 7.参照），ミャンマー地震及びチリ森林火災に対する調査チーム派遣（2016 年度）

9. 被災地のニーズを的確に把握し，迅速かつ的確に対応した物資供与の実施

・供与後 3 か月以内のモニタリングを実施し，配布物資の被災地ニーズの適合状況の確認やその後の支援に反映した（2012 年度～）。

- 物資供与：イラン地震被害，ニジェール洪水被害（2012 年度），等
- 機構事業の専門家を通じたニーズ把握による迅速な供与の実施：インドネシア地震被害（2016 年度）

10. 積極的な広報の実施

・災害発生時にウェブサイト上での情報発信，被災地メディアに対するプレスリリース等を行い，日本の支援の「見える化」を図った。また，隊員の活動現場の様子について一般市民向けの平時の広報活動を行った。

- 国際緊急援助隊・医療チームの前身である国際救急医療チーム設立 30 周年記念等，イベント，展示，広報誌への寄稿（2012 年度）
- UNDAC メンバーで最も早く現地入りした関係者を講師とする記者勉強会の開催（2013 年度）
- バヌアツのサイクロン被害支援に対する支援（2014 年度）（上記 4.参照）
- 阪神・淡路大震災 20 周年，「第 3 回国連防災世界会議」の機会を捉えた発信（2014 年度）
- ネパール地震災害時の広報経験者の隊員派遣（2015 年度）

指標 15-2　緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄態勢の最適化

1. 救助チームの国際認定分類最上位「ヘビー級」の再評価

・救助チームが国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）による国際的な評価を再受検し，最高分類の「ヘビー級」と再評価された（2014 年度）。

- 救助チームの「ヘビー級」技術の維持・向上，再認定に向けた訓練実施（2012 年度，2013 年度）
- 受検に当たり構成された救助チームの構成員（副団長，業務調整）派遣，ロジスティックス，研修・訓練等での貢献（2014 年度）
- 受検準備への貢献：研修・訓練の改善策を提言，実現（隊員訓練記録統一等）（2014 年度）

2. 平時における援助チームの態勢強化

・国際緊急援助隊の派遣に備えた研修実施や資機材の整備の見直しを継続的に実施している。

- 待機要員への計画的な研修・訓練の実施（各年度）:「ヘビー級」取得を踏まえた総合訓練での高い難易度設定やブラインド形式の採用（2015 年度）
- 派遣シミュレーションの実施（年 2 回）（各年度）
- ネパール地震災害での教訓を踏まえた必要な資機材の整備（2015 年度），救助チームの小規模編成（45 名）の導入（2016 年度）
- チャーター渡航可能都市の増強（2016 年度）

3. 医療チームの研修及び機能拡充

・平時から活動内容・資機材の検討・改善を行うとともに，研修を自主運営して実施している。また，緊急支援の経験を基に，以下のような機能拡充についても継続的な検討を踏まえて実現した。

- 手術機能の整備：地震災害に対する派遣経験を基に手術機能の整備を進めた（ガイドラインの作成，人員体制，機材の選定・調達，研修，模擬訓練等）。結果，2015 年度のネパール大震災での実派遣での活用につながり，22 件の手術を実施した（2012 年度～2015 年度）。
- 電子カルテの開発完了：隊員による紙カルテ管理負荷の軽減，病状・疾病別データの的確な集計，相手国政府や国際社会への迅速な共有のため，累次の検討を経て電子カルテを開発，完了し，登録者への研修を実施した（各年度）。

4. 感染症対策チームの立上げ及び体制強化（2015 年度，2016 年度）

・2014 年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する人的貢献不足の課題への対応として，東日本大震災やフィリピン・ヨランダ台風災害の経験・教訓を踏まえた検討と準備の上（2014 年度～），2015 年 10 月に「感染症対策チーム」を創設し，登録母体を発足させた。

- 登録状況：141 人（2017 年 3 月時点）
- 導入研修の実施：57 人（2015 年度），20 人（2016 年度）
- 日本政府の政策との調和：自民党の「国際保健医療戦略特命委員会」，内閣官房「国際的に脅威となる感染症対策」の協議への参加，「国際的に脅威となる感染症の強化に関する基本計画」への感染症対策チームの反映（2015 年度）
- 検査機材の必要項目を絞り込み，調達を開始（2016 年度）

5. 支援物資の備蓄体制の最適化

・全世界で発生する災害への対応のため，国際的な輸送環境の変化に対応した支援物資の備蓄体制の最適化を継続的に進めた。

- WFP の人道支援物資備蓄庫での他ドナーの備蓄物資との相互融通制度（シェアードストック）の活用開始（2012 年度）
- アフリカへの物資拠点の起点の再配置の検討（2013 年度）
- フランクフルト倉庫廃止とドバイ倉庫の新設，ニーズを踏まえた備蓄物資の見直し（2014 年度）
- 迅速性を高めるため，商用機の輸送能力上・物資輸送の難易度が高い太平洋島嶼国（パラオ，マーシャル諸島）に現地備蓄倉庫を設定，干ばつ支援の緊急援助物資の実現（2015 年度）。加えて，ソロモン諸島での設定に係る調整を開始（2016 年度）。
- 過去のオペレーションの課題の整理・分析を通じた事務局内体制の変更（2016 年度）

6. 開発途上国の人材育成，災害対応能力向上に対する災害援助の知見等の活用

・緊急援助に災害医療の知見を活用するため，国際緊急援助隊事務局や医療チーム等の登録者が積極的に貢献している。

- エルサルバドル災害医療人材育成プログラムへの貢献：同国での地震災害医療チーム経験者の医師が調査に参加（2013 年度）
- ASEAN 災害医療ネットワーク構築への貢献（日・ASEAN 防災協力強化パッケージ）：支援委員会への医療チーム登録者の参加,支援プログラム立上げに向けたタイ国家救急医療機関とのASEAN 災害医療ワークショップの共催,基礎情報収集調査への国際緊急援助隊事務局員の参加等(2014 年度)，具体的な技術協力プロジェクトの立上げ支援，タイ側関係者の医療チーム導入研修や日本集団災害医療会総会に招へい。WHO 主導の EMT（Emergency Medical Teams）関連の国際会議等での発信（2015 年度）

指標 15-3　より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. 内外の機関との協力関係の構築

・災害緊急援助に関しては，国際機関を中心とした連携・調整の枠組みが確立している。こうした国際連携枠組みに優先度を置いて積極的に参加した。

- INSARAG へのメンバー派遣（各年度）
- 国連人道問題調整事務所（UNOCHA：United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）との連携：日本赤十字社との「国際人道支援セミナー」の共催（2012 年度），業務連携協定の締結と機構研究所でのシンポジウム開催（2014 年度），自衛隊，NGO 及び関連国際機関を巻き込んだネパール震災の教訓と共通課題抽出の勉強会の共催（2015 年度）
- WHO による海外医療チーム登録制度創設への貢献：検討会の立上げ（2013 年度），海外医療チームの能力別標準化や事前登録制度に関するワーキンググループへの参加（2014 年度），国際登録に向けた認証制度の正式導入を踏まえた関心表明（2015 年度）
- アジア大洋州人道パートナーシップ議長国としてロードマップ作成を主導（2013 年度）
- ASEAN 地域フォーラムの枠組下で実施された災害援助実働演習に医療チーム登録者及び国際緊急援助隊事務局員が参加し，更なる連携に向けたイメージ形成に貢献（2015 年度）
- INSARAG チームリーダーズ会合を東京で開催（2016 年度）
- WHO による緊急医療チーム（EMT）枠組構築等への貢献：世界で 3 か国目（4 チーム目）の認定，登録を取得（Type1（外来・診療），Type2（入院・外科治療），スペシャライズドセル（初認定となる透析治療））（2016 年度）
- EMT の国際規準策定への貢献：EMT ワーキンググループに参加。特に，WHO へ提案し設置された

Minimum Data Set（MDS）ワーキンググループでは，共同議長として議論をリードし，全 EMT が被災国保健省へ日々報告すべき 46 の必須項目を確定した。(2016 年度)

2. フィリピン台風災害支援での連携（2013 年度）

- 初動体制構築への貢献：UNDAC 招集に応じ 2 人派遣（外国チーム受入調整，被災状況調査等）
- 国際連携協調下でのリーダーシップの発揮：フィリピン保健省，ドナー間調整への貢献（患者相互搬送体制づくり，患者集計方法の統一）
- 自衛隊や他国軍との連携：自衛隊輸送機やオーストラリア軍による緊急援助隊の移動，自衛隊への情報提供
- 技術協力専門家（感染症対策）や青年海外協力隊員（看護師）との連携

3. エボラ出血熱対応での連携（2014 年度）：(指標 15-1 参照)

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ 根拠:第 3 期中期目標期間の全ての年度において目標を達成または上回る成果を上げている。特に「イ」評定（現行評定の S 評定相当）を得た 2013 年度には，フィリピン台風災害やマレーシア航空機消息不明事案に対し，自衛隊や海上保安庁等と連携しつつ，計 8 件の国際緊急援助隊の派遣に参画し，迅速かつシームレスな支援活動を達成した。また，2015 年度には，ネパール地震災害に対し，2009 年以来 6 年ぶりとなる救助チーム，医療チーム，自衛隊部隊の派遣に物資供与も組み合わせた包括的な支援を展開しただけでなく，エボラ出血熱対応での教訓を踏まえ，新たなチーム形態として，日本政府政策との調和を図りつつ感染症対策チームを迅速に創設した。加えて，2012 年度においては WFP の人道支援物資備蓄庫を活用した他ドナーの備蓄物資との相互融通制度を構築したこと，2014 年度においては国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG）による国際能力評価の最高分類である「ヘビー級」の再認定を救助チームが受けたこと，エボラ出血熱への対応として過去最大規模となる特殊かつ大量の物資供与（個人防護具 72 万セット）を実施したこと，2015 年度においては初の手術機能等を有する機能拡充チームとしての医療チームを派遣し，また大洋州における供与物資の現地備蓄制度を構築したこと，2016 年度においては，コンゴ民主共和国の黄熱流行に対し感染症対策チームの初派遣を実現し，調査チームや機構専門家，他機関等と連携により効果的な緊急支援を実現したこと，WHO の EMT 枠組に係る MDS（Minimum Data Set）の議論への貢献や EMT 登録制度で世界で 3 か国目（4 チーム目）となる国際認証を取得したこと等，各年度で特筆すべき具体的な成果を達成している。 以上のとおり，特にフィリピン台風災害やネパール地震災害，エボラ出血熱対応等で国内外の関係機関と連携し包括的な支援を展開し，緊急援助から開発協力に迅速につなげたことや，救助チームのヘビー級の評価や医療チームの WHO の EMT 登録で国際認証を取得したこと，日本政府政策との調和を図りつつ感染症対策チームを迅速に創設したこと，手術機能を有する医療チームを整備・派遣したこと等の成果を上げており，「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫，目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与，重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たしていることから，中期目標における所期の目標を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ 引き続き，被災国のニーズを的確に把握し活用可能な手段を組み合わせた適切な緊急援助を国際社会との連携・調整に基づき実施するとともに，派遣後のレビューを通じて継続的な改善に取り組む。

３－４．主務大臣による評価
評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ 　迅速かつ効果的な緊急援助の実施については，前例のない大規模な災害への対応として，2013 年度には，フィリピン台風災害に対して外国支援チームとして最も早く医療チームが現地入りし，東日本大震災の教訓を活かしながら，のべ 3,297 人を診療したことや，マレーシア航空機消息不明事案に対し，自衛隊や海上保安庁等と連携しつつ，計 8 件の国際緊急援助隊の派遣に参画し，迅速かつ継続的な支援活動を行った。2014 年度にはエボラ出血熱への対応として過去最大規模となる特殊かつ大量の緊急援助物資供与（個人防護具 72 万セット）を実施した。また，2015 年度には，ネパール地震災害に対し，2009 年以来 6 年ぶりとなる救助チーム，医療チーム，自衛隊部隊の 3 形態でのチーム派遣に緊急援助物資供与も組み合わせた包括的な支援を展開した。とりわけ，医療チームには被災現場での手術も可能な機能拡充チームが初めて加わり，緊急の災害医療に大いに力を発揮した。2016 年度には，コンゴ民主共和国の黄熱病の流行に対し感染症対策チームの初めての派遣も実現した。このように，各年度とも緊急災害事案に対しては突発的な状況への適時・適切な対応という難易度の高い取組を実施したと評価できる。 　国際緊急援助隊待機要員の能力維持・向上については，救助チームの技術の維持向上，訓練の実施により，2014 年度には，国際捜索救助諮問グループによる国際的な能力評価で最高分類の「ヘビー級」と再評価された。また，2015 年度には，前年に西アフリカで大流行したエボラ出血熱対応での教訓を踏まえ，「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（JDR 法）施行（1987 年）後初の新たなチーム形態として，日本政府の政策（「国際的に脅威となる感染症の強化に関する基本計画」）との調和を図りつつ感染症対策チーム創設のため態勢整備として，160 名以上が登録する人材プールを整備し，登録者への研修を実施した。この新たな感染症対策チームは，2016 年度には EMT 登録制度の世界で 3 か国目（4 チーム目）となる国際認証を早くも取得した。加えて，2012 年度には WFP の倉庫を活用した他ドナーの備蓄物資との相互融通制度の整備や，大洋州で供与物資の現地備蓄制度を構築する等，迅速な緊急援助物資供与に向けた態勢の最適化を行った。 　より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築については，災害緊急援助に関連した国際連携枠組に優先度を置いて積極的に参加し，WHO による EMT 制度推進への貢献や，EMT 枠組に係る MDS の議論への貢献，共同演習等を実施した。 　以上を踏まえ，第 3 期中期目標期間においては，日本政府の政策実現にも貢献する感染症対策に関する新規チーム形態の創設と人材プール態勢の整備を行ったことや，国内外の関係機関との連携も強化しつつ，前例のない難易度の高い取組を実施したことが高く評価されることに加え，全ての年度においてＡ評定相当の目標を達成する成果を上げていることから，所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。 ＜今後の課題＞ 　引き続き，被災国のニーズに沿った適切な緊急援助を国際社会との連携・調整に基づき実施するとともに，制度の継続的な改善に向けた取組を期待する。 ＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等） ・災害援助等協力については、実際の現場対応とともに、実派遣時に近い体制での実践的なシミュレーションの実施、緊急援助隊の能力維持・向上にむけて内外機関との情報共有・連携体制の強化、国際認証の取得など、地道に継続的な取組を重ねてきたことを高く評価する。 ・したがって、中期目標期間を通じて「S」評価で異存ない。災害援助は防災と並んで日本が強みをも

つ協力として、JICA として今後も積極的に取り組んでいくことを期待する。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 16	海外移住
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針，海外移住審議会最終意見書
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
海外移住者支援事業の実績（助成金交付対象団体，件数）			30 44	30 42	28 42	22 35	19 33
日系個別研修事業規模縮減率（人数・（コース）・経費千円）	2011 年度比 10%削減	61（49） 181,375	62（49） 162,479	60（42） 161,984	62（43） 141,024	52（43） 142,629	53（45） 136,601
移住投融資債権の回収状況（期中減）（千円）			290,145	417,245	340,488	209,413	131,516
入植地割賦金債権の回収状況（期中減）（千円）			7,815	6,826	8,070	297	584
◎海外移住資料館の来訪者数	30,000/ 34,000※	30,231	36,491	37,553	40,274	43,272	52,923
◎学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数	5,000/ 5,400※	4,478	4,994	6,803	6,593	7,020	8,296
◎海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数）	113,182/ 150,000※	131,598	154,255	163,928	192,239	191,923	201,464

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標　※2015 年度より目標値を引き上げ

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

機構は，本事業を実施するに当たっては，移住者の属する地域の開発に資するよう留意し，移住者の定着・安定化を見つつ，政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ，海外移住者の団体に対する支援事業については，引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また，外交政策上の重要性を踏まえ，海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報，学術的研究等，海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては，各移住融資債務者の状況等を踏まえ，必要に応じ償還計画の見直し等を行い，債権の回収・整理を適切に進めるとともに，早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。

なお，日系個別研修については，事業規模の縮減を行い，機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については，国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り，効果的かつ効率的に実施する。

中期計画

（中期目標に同じ）

主な評価指標

指標 16-1　重点化の状況

指標 16-2　移住債権の状況

指標 16-3　海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

３－２．業務実績

指標 16-1　重点化の状況

1．事業の重点化

日系社会のニーズの変化を踏まえ，高齢者福祉及び日系社会の次世代の人材育成に重点を絞り，移住

者・日系人の支援を行った（各年度）。2013 年度には，機構の海外移住事業の方向性を明確にした事業方針を作成した。

(1) 海外の移住者団体に対する支援（助成金交付事業）

・重点分野の事業に対する助成額の割合は，9 割以上の高水準を維持した（各年度）。

(2) 日系研修

・日系個別研修事業規模の縮減を図りつつ，重点分野に関連する研修を実施した（各年度）。
・日系研修の事業規模見直しを図るため，「日系研修に係るグッド・プラクティス及びニーズ調査」を実施し，日系研修の裨益効果の確認と絞り込みを行うための方策を検討した（2012 年度）。
・日系社会と日本の企業の互恵的連携関係の構築や民間連携支援のための研修を実施した（2014 年度）。
・現地ニーズを考慮した研修の重点化のため要望調査を行い，案件を形成した（2015 年度～2016 年度）。
・国ごとに実施していた「日系団体運営管理コース」の参加国をまとめて集団化し，回数を絞ることで効率化した（2016 年度）。
・高齢者支援のため，JA 長野厚生連佐久総合病院等の協力を得て，現地セミナー及び案件化調査を行った（2015 年度）。
・日系継承教育については，機構が実施する研修に国際交流基金関係者及び基金コースへの参加研修員の視察受入，海外移住資料館の視察や双方のコースに参加する研修員の意見交換会を行い，現地における連携の基礎づくりを行った（2013 年度～2016 年度）。

(3) 日系社会次世代育成事業

・日系子女のアイデンティティ形成と今後の日本語学習への動機付けを目指す「日系社会次世代育成研修」，次世代のリーダー育成を目指す「日系社会リーダー育成事業」を実施した（各年度）。
・2014 年度の総理中南米歴訪時に表明された 100 人への倍増に向け，「日系社会次世代育成研修」の高校生及び大学生を対象とするプログラムを新設・実施し，公約の 100 人の受入を達成し，既存のプログラムと併せ，中学生から大学院生まで切れ目のない次世代育成のための体制を整えた（2015 年度，2016 年度）。

(4) 日系社会ボランティア

・重点分野での派遣を実施した（各年度）。2014 年度の総理中南米歴訪時に表明された約 100 人への派遣増の実現に向け，ブラジルに案件形成調査団を派遣し（2014 年度），追加募集を実施した（2015 年度）。これらの取組の結果，100 名の派遣を達成した（2016 年度）。

2. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

(1) 日系社会を通じた中南米民間連携支援

・「中南米日系社会との連携調査団」を派遣（2012 年度～）した結果，参加企業による日系社会との連携及び機構の事業への参画を通じて，現地での事業展開に着手する事例が生まれている。
  - パラグアイでのゴマ加工技術による小農産品の高付加価値化を図る案件化調査及び普及・実証事業（2013 年度～2015 年度）
  - ブラジルにおける防災システム普及促進事業（2014 年度）
  - ペルーにおける医療廃棄物処理等による連携促進基礎調査（2014 年度）
  - ペルーにおける水質浄化分野の連携促進基礎調査及び普及・実証事業（2013 年度～2015 年度）
  - ペルーにおける再生燃料製造に関する案件化調査及び普及・実証事業（2014 年度，2015 年度）

- ➢ パラグアイにおける自動車部品の販売に係る現地法人設立（2016 年度）
- ➢ ボリビアにおける金属屋根の製造・施工（2016 年度）

・農林水産省，経済産業省や JETRO 等と共催で中南米日系社会とのビジネス連携セミナーを都内及び各地方で開催し，中南米地域への事業及び日系社会に関する広報効果につながった（各年度）。

(2) ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開

・ブラジルの日系病院等と連携し，日本の医療・福祉分野の国際展開を考えるためのセミナーを実施した結果，セミナー参加企業による機構の民間技術普及促進事業への提案につながった（2014 年度）。

・総理のブラジル訪問時に表明された日系病院への支援として，年度途中に「日系医学」集団コース 1 件を立ち上げ，研修員 12 人を受け入れた（2014 年度）。

・ブラジルにて外交関係樹立 120 周年記念セミナー「日伯医療連携の未来～最新技術が拓く健康社会」を後援し，パネリストとして機構の取組，協力制度に関する情報を発信した（2015 年度）。

・「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」による民間連携を通じ，ブラジル日系病院及び国立大学病院関係者を対象に，医療用画像管理システムを実証用に導入し，画像診断をデジタル化及び共有化するとともに読影医師の育成を図ることで，医療機関連携による診断効率の向上と病院の経営改善の有用性について理解促進を図った（2015 年度）。

・日系研修「5S-Kaizen による看護師の管理能力の向上」に日系病院から看護師 6 名が参加し，5S-Kaizen のツールを用いた業務環境改善の経験を学び，帰国後に同病院で結果を共有した（2016 年度）。

・日本の医療・社会福祉法人及び民間企業を募った「ブラジル日系医療機関との連携調査団」を派遣した。現地の日系人・団体が経営する病院や高齢者福祉施設への訪問や協議を通じ，両国間のネットワークが強化され，今後の協力案や連携の可能性が整理された（2016 年度）。

指標 16-2　移住債権の状況

・債権の分類整理を進め，債権管理業務を終了するための基本方針を策定した（2012 年度）。

・パラグアイにて，日系社会の互恵関係増進に資する形で債権管理・回収業務を終了した（2014 年度）。

・ボリビアにて，日系社会の互恵関係増進に資する形で債権管理・回収業務を終了した（2015 年度）。

・ドミニカ共和国とアルゼンチンにおいて，移住債権管理を終了する方策の具体化を進めた（関連細則及び実施要領の策定と適用）（2015 年度～2016 年度）。

・中期目標期間期末の債権残高は 5.1 億円で，期中に期首債権残高比で約 69%減少した。

指標 16-3　海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

1. 海外移住資料館の運営

・入館者数，教育プログラム参加人数，ウェブサイトアクセス数計画値について，目標値の 120%以上を達成した（2012 年度～2015 年度）。

・過去の管理・運営業務での民間競争入札の経験も踏まえ，民間企業の業務運営上の創意工夫をいかせる管理・運営契約を締結した（2014 年）。

2. 海外移住資料館を活用した，移住事業及び日系人社会に対する国民の理解促進に向けた取組

・内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」としての要件整備を進めた結果，海外移住資料館が認定を得，同資料館が保有する歴史文書・資料の学術的，歴史的な価値を確立した（2012 年度）。

・海外移住資料館設立 10 周年記念シンポジウムを開催し，加えて地域の大型イベントとの連携や今日

性のあるテーマと関連付けた広報の推進，地域の学生・生徒への教育プログラム等を実施した（2012年度）。
・移民送出県（沖縄，和歌山，福岡）と連携し特別展を開催した（2013年度～2015年度）。
・神奈川県下の学校への働きかけにより，団体訪問数，教育プログラム受講者数が増加した（2014年度）。

3. 日本国内及び世界各国の博物館，資料館との連携と機能強化
・全米日系博物館と連携し，「日系人と混血－Hapa とメスチッソ」展を開催したほか，全米日系人博物館の日本人観光客向けに音声ガイドを作成した（2013年度）。
・ペルー日系人協会の協力の下で作成したペルー移民検索システムをデジタルミュージアムに追加した（2013年度）。
・ハワイにおける日系社会調査を実施し，ハワイ日本文化センターやハワイ・ジャパニーズセンターとの連携可能性を確認した。ブラジル・メキシコでララ物資現地巡回展に関する調査を実施し，過去の企画展示の現地博物館での展示を計画した（2015年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：移住者の定着・安定化の状況を踏まえ，高齢者福祉支援及び人材育成を重点とした事業の重点化，移住債権の適切な回収及び債権回収業務の終了に向けた取組，海外移住に関する知識の普及を実施するなど，各年度で所期の目標を着実に達成している。 事業の重点化については，日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築のため，2012年度より「中南米日系社会との連携調査団」を派遣し，参加企業の機構の事業への参画や現地での事業展開への着手といったインパクトを生み出している。さらに，2014年度の総理の中南米訪問時に表明された日系社会支援の政策に対応し，次世代の日系人材を育成するための研修，日系病院との連携強化，日系社会ボランティア派遣増に取り組んでいる。 移住債権については，2014年度にパラグアイ，2015年度にボリビアで日系団体への債権譲渡を終了し，中期計画開始時に4か国あった債権管理対象国を2か国にし，移住債権管理終了の方策の実施時期を前倒して実施した。これらの結果，中期目標期間中に債権残高は期首から約69%減少した。 海外移住に関する知識の普及については，2012年度に海外移住資料館が「歴史資料等保有施設」としての認定を受け，同資料館が保有する歴史文書・資料の学術的・歴史的な価値を確立した。 上記のとおり，全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから，全体として中期目標における所期の目標を達成したと評価する。 ＜課題と対応＞ 日系社会の存在が日本とのより強い絆となるよう，必要な移住者支援策を継続し，日系社会との連携・協力に取り組む。

３－４．主務大臣による評価
評定：B ＜評定に至った理由＞ 事業の重点化については，日系社会との互恵的・持続的な連携構築のため，2012年度から本邦企業と合同で，「中南米日系社会との連携調査団」を派遣し，参加企業による機構の案件化調査や，普及・実証事業，連携促進基礎調査などの中南米における事業への参画等のインパクトを生み出している。

さらに，2014 年度の総理の中南米訪問時に表明された日系社会支援政策を受けて，次世代の日系人材を育成するための研修への受入れ 100 名への倍増との公約に対して，高校生及び大学生を対象とするプログラムを新設・実施する等の取組により達成した他，日系病院に対する支援との公約に対して，「日系医学」集団コース 1 件を立ち上げ 12 人の研修員を受入れ，日系社会ボランティア派遣数の約 100 名への増加との公約に対して，案件形成調査団の派遣や追加募集を実施した結果，2016 年度に 100 名の派遣を達成する等の取組を迅速に実施したことは，政策実現に貢献する成果として評価される。

移住債権については，2014 年度にパラグアイ，2015 年度にボリビアで日系団体への債権譲渡を終了し，当中期計画開始時に 4 か国あった債権管理対象国は 2 か国になり，2012 年度に策定した移住債権管理業務を終了するための基本方針の実施時期を前倒しして実施した。これらの結果，中期目標期間中に債権残高は期首から約 69%減少した。

海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況については，海外移住資料館の一層の活用に向けた全米日系博物館や，移民送出県と連携した特別展の開催や，設立 10 周年記念シンポジウムの開催，地域の大型イベントとの連携，地域の学生・生徒への教育プログラムの実施等の取組を促進し，来訪者数，学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数，海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数））は 2012 年度の基準値に比べ毎年度増加し，各年度計画の目標値（それぞれ 34,000 人，5,400 人，150,000PV）を上回る成果（最大となった 2016 年度はそれぞれ 52,923 人，8,296 人，201,464PV）をあげた。また，2012 年度に海外移住資料館は内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」としての認定を受け，同資料館が保有する歴史文書・資料の学術的・歴史的な価値を確立した。

以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞

日系社会との互恵的連携関係の構築・拡充に貢献することを期待する。また，今中期目標期間に策定した融資事業終了策を推進することを期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 17	環境社会配慮
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
環境社会配慮ガイドラインの適用実績（件） カテゴリ分類ごとの案件数（A/B/C/FI）			667 31/177/448/11	663 35/153/463/12	589 30/142/406/11	616 26/137/445/8	609 21/130/453/5
関係者等に対する研修実績（人）			698	930	694	702	907

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 （６）事業の横断的事項に関する取組 （イ）環境社会配慮 　機構は，事業実施に当たっては，環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め，環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り，第三者の関与も得て，環境及び社会に配慮した業務運営を行う。
中期計画　（中期目標に同じ）
主な評価指標 指標 17-1　環境社会配慮ガイドラインの運用状況 指標 17-2　環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 17-1　環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1．環境社会配慮ガイドラインの適切な運用

・ 環境社会配慮ガイドラインでは，支援要請がなされたプロジェクトが環境社会面に与えると予想される影響の大きさに応じて A，B，C，FI のカテゴリに分類し，相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけることとしている。カテゴリ分類結果を踏まえて，案件検討から審査，実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った（各年度)。

・ ガイドラインに則り，環境社会配慮助言委員会の全体会合及びワーキンググループ会合での議論を経て，環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行う国際的にも類を見ない委員会であり，全助言を緩和策の策定や実施等にいかしている。全会合を公開し，逐語議事録を機構ウェブサイト上で公表するなど，透明性の高い運営を継続した(各年度)。

・ モニタリング強化のため，事業実施段階で案件監理調査を行い，審査時合意事項の実施状況を確認し，対処事項の先方実施機関への提言を開始した（2013 年度)。事業実施段階での環境社会配慮の取組本格化のため，審査時合意事項の実施状況の環境社会配慮助言委員会への報告を開始した(2014 年度)。

・ 情報公開の促進のため，案件主管部が情報公開作業を直接行うシステムを導入した結果，即時の公開が可能になるとともに，公開手続きに関わる従事者を半減できた（2014 年度)。

・ 中期目標期間中に5件の異議申立があった。2014年度は3件あり，うち1件は異議申立手続きがなされた結果，不遵守はないとの報告書が理事長に提出され，残りの2件は相手国政府による補償交渉・認可手続き中のものであったため，予備調査段階で却下となった。また，2015年度は2件あり，いずれも開発途上国政府の認可の手続き中の事項に対する異議申立てであったこと，また建設計画の変更により申立人が主張する被害が発生する可能性がなくなったことから，予備調査段階で却下となった。

2. 国際機関の環境社会配慮政策等との調和化に向けた取組

・ 世界銀行等国際機関と協議を実施し，国際機関の環境社会配慮政策の改定の動向や環境影響評価に関する潮流をフォローした。その結果，機構の環境社会配慮の運営への反映を行った（各年度）。
・ 国際影響評価学会総会で機構の取組を発信し，国際機関や他国援助機関と情報交換を行った（各年度）。
・ 調和化に向けた他の援助機関との協議結果に基づき，世界銀行，ADB，オーストラリア外務貿易省，機構の4機関が協力して，アジア・太平洋諸国に対する環境社会配慮政策の効果的な適用を目的とした取組を推進する旨を記した覚書を締結し，具体的な連携について協議した（2015年度，2016年度）。

3. 環境社会配慮ガイドラインの見直し

・ 2013年度に検討した見直し方針に基づき，以下を中心とする運用面の見直しを行った（2014年度）。
  - 用語の解釈の明確化（「不可分一体の事業」「累積的影響」「重要な自然生息地」等）
  - 社会的弱者に配慮したステークホルダー協議の対象者・方法等の明確化
  - 開発途上国関係者の意見，第三者委員会（環境社会配慮助言委員会）の確認
・ 運用見直し結果を踏まえ，環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）を改訂し，機構ウェブサイト上で公開した。ガイドライン事務手続きマニュアルを全面改訂した（2015年度）。

指標17-2　環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

・ 機構内部者向け説明，協力相手国実施機関向け説明，コンサルタント向け研修，審査部職員の海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明，日本国内の大学・大学院での講義を行った（各年度）。
・ 既存の研修資料をアップデートしつつE-learningによる研修用コンテンツを作成し，機構内関係者を対象に試行して2017年度からの本格運用に向けて準備した（2016年度）。
・

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：環境社会配慮ガイドラインの適切な運用（事業実施段階の監理強化を含む），国際機関等との調和化に向けた情報交換・協議，環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外関係者の研修等を順調に実施した。 　また，ガイドラインに基づき，事業実施段階での環境社会配慮助言委員会への報告や，カテゴリA案件を対象とした実施段階の環境社会配慮に関するモニタリング文書の取付け等を確認・促進し，事業実施段階の取組を進めた。また，中期目標期間中の異議申立に対して適切に対応した。 　さらに，世界銀行の環境社会配慮政策の改定に関する世界銀行幹部との会合の結果を踏まえて，改定ドラフトの内容や論点を整理し，機構内に情報共有した。また，世界銀行等が集まる国際開発金融機関との会合等の機会を通じて機構の取組を発信した。 　上記のとおり，全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから，全体として中期目標における所期の目標を達成したと評価する。

＜課題と対応＞
　引き続き，JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また，研修・セミナー等を通じて関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて，世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえ，環境社会配慮ガイドラインを包括的に検討して改定し，国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。

３－４．主務大臣による評価

評定：B
＜評定に至った理由＞
　環境社会配慮ガイドラインの運用については，ガイドラインに基づき，事業実施段階での環境社会配慮助言委員会への報告等の事業実施段階の取組や，機構の環境社会配慮に関する取組の改善を適切に実施した。環境社会配慮ガイドラインの質の向上及び他機関との調和化に向けた取組として，世界銀行等国際機関との間で環境社会配慮政策についての協議を実施した。加えて，国際影響評価学会等の国際的な会合において，機構の取組の対外発信を行った。
　環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組については，相手国実施機関向けの説明会を含む，機構内外の説明会を実施し，関係者等に対する研修実績は 2012 年度 698 人，2013 年度 930 人，2014 年度 694 人，2015 年度 702 人，2016 年度 907 人となり，関係者に対する理解の促進を行うとともに，大学・大学院等で機構の経験を基にした講義を実施した。

　以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞
　引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を期待したい。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 18	男女共同参画
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針，日本再興戦略，国家安全保障戦略，人身取引対策行動計画 2014，ジェンダーと開発イニシアティブ，女性・平和・安全保障に関する行動計画
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ジェンダー案件比率（件数ベース）					32%	39%	33%
ジェンダー主流化調査実施率(件数ベース)					新規	55%	61%
職員等に対する研修実績（人）			196	163	186	197	193
外部人材に対する啓発実績（人）			280	337	408	270	340

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ロ）男女共同参画 開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から，機構は，事業実施に当たり，女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し，女性の地位向上に一層取り組む。
中期計画 （第一文は中期目標と同内容につき省略） 　そのため，職員その他の関係者に，開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに，実施の各段階において，ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。
主な評価指標 指標 18-1　ジェンダー主流化推進態勢の運営状況 指標 18-2　ジェンダー視点に立った事業の運営状況

３－２．業務実績

指標 18-1　ジェンダー主流化推進態勢の運営状況

1. 機構内のジェンダー主流化推進体制の運営

・ 機構内の案件のジェンダー案件比率は 2011 年度の 29%から 2016 年度 33%まで向上した。

・ ジェンダー案件の形成を促進するため，ジェンダー主流化状況を「見える化」し，主流化状況を図表化等したものをジェンダー責任者会議等，機構内で共有した（2013 年度)。

・ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する協力方針を策定し，機構が優先的に取り組むべき課題を明らかにした（2014 年度)。

・ ジェンダー主流化アクションプランを策定し，開発事業への女性の参画の向上と裨益の拡大を進めるために，特に準備中の案件を中心にジェンダー主流化に取り組んだ（2015 年度～)。

2. 機構内外の関係者に対する研修を通じたジェンダー理解の促進

・ ジェンダー視点を案件の計画・実施に反映させる知見を身につけるため，セクター別の執務参考用資料や収集・整理した優良事例を事業担当部と共有し，開発コンサルタント等の ODA 事業関係者と勉強会や意見交換会を開催した（各年度)。

・ 特に農業・農村開発ではジェンダーの視点が重要であるため，機構内外の関係者を対象とした能力強

化研修を実施した（2014 年度～2016 年度）。

3. ジェンダー主流化に関する機構の経験や知見の対外的な発信

・「アフガニスタンに関する東京会合」や「ジェンダー平等・ネットワーク会合（DAC/GENDERNET）」等の国際会議において機構の取組を発信した（2012 年度）。
・EU と連携し，国際女性の日の記念イベントとして「JICA ジェンダーセミナー」を開催し，機構のジェンダー主流化の取組を発信した（2012 年度）。
・政府が主導して開催された「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!TOKYO 2014）の分科会に機構理事長が参加し，社会の強靭性の向上，危機と構造的な問題への対応のためのジェンダー主流化の意義を発表した（2014 年度）。WAW!2015 では，ハイレベル・ラウンドテーブル「マルチステークホルダー連携による国際協力」に機構理事長，「女性と教育」に機構理事が各々登壇し，機構のジェンダー平等の取組を発信した（2015 年度）。また，WAW!2016 では，「平和・安全保障における女性の参画とエンパワーメント」に機構理事長が登壇し，女性を含む多様なステークホルダーの視点を組み込むことの有効性を訴え，これらが全体会合の提言に反映された（2016 年度）。
・サイドイベントとして米国ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所長を招いて国際シンポジウム「平和構築と防災分野における女性の参画とリーダーシップの発現に向けて」を開催した。日米の平和構築と防災分野の経験を共有するとともに，同研究所と共同で進めている調査研究の概要を紹介した（2015 年度）。
・TICAD V 開催に合わせてシンポジウム「女性の活躍と経済成長」を開催（2013 年度）。また，TICAD VI のサイドイベントにて機構理事長よりアフリカにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの必要性について機構の取組を紹介しつつスピーチした（2016 年度）。
・中米統合機構と女性の経済的自立に関わるセミナーを共催し，加盟国の女性担当大臣と地域のジェンダー主流化の課題と域内協力の重要性について議論した（2016 年度）。

指標 18-2　ジェンダー視点に立った事業の運営状況

1. 援助実施方針及び個別案件におけるジェンダー視点の反映

・国別分析ペーパーの策定過程，新規事業の形成段階においてジェンダー視点の反映に努めた課題別指針を作成した（各年度）。
・女性の経済的エンパワーメントにも資する事業（キルギス一村一品，フィリピン台風災害復興支援等）を実施した結果，女性のコミュニティにおける発言力の強化や，災害弱者になりやすい女性の保護等につながった（2014 年度）。
・ネパール震災の初期のニーズアセスメントでジェンダーニーズ調査を行い，女性の暴力からの保護，生計向上，保健医療等での留意事項を整理し，復旧・復興事業計画に反映させた（2015 年度）。
・アフガニスタンに女性警察官，ジェンダー専門家を派遣し，女性警察官に対してジェンダー問題への意識向上や女性に対する暴力への対応能力の向上のためのワークショップを実施した。UNDP 及びトルコ政府との連携により実施し，女性警察官の能力強化につながった（2014 年度，2015 年度）。
・女性の利便性や安全に配慮したインフラ整備を進めた（インド・デリーメトロ，バングラデシュ・ダッカ都市交通整備事業等）（2015 年度，2016 年度）。
・ASEAN の女性起業家・グループ等を支援するマイクロファイナンス機関に出資した（2016 年度）。

2. 政策への機動的な対応

種々の分野での活動でジェンダーの視点に立った業務運営を進めるべく，以下のような取組を行った。

・ 2013 年 9 月の国連総会において総理が表明した公約を実現すべく，女性の社会参画や保護に関連する事業実施を促進させた（2013 年度）。
・ 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の応募勧奨分野に「女性の社会進出及び活躍支援」を追加し，27 件の提案に対して 5 件を採択した（2013 年度）。
・ 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム，国連防災世界会議パブリックフォーラム「女性と防災」において機構理事長，副理事長から発信を行った（2014 年度）。
・ TICAD V 支援策の推進のため，女性に配慮した SHEP アプローチ（小農による市場志向型農業）の広域展開やアフリカ女性企業家セミナー等を実施した（2014 年度）。また，横浜市と連携し，日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラムを 2013 年度から実施している。帰国後に若手起業家向けメンタリング組織の立上げや同業者の組織化を図った事例が出てきている（2015 年度）。
・ 米国務省開催のアフリカ女性企業家プログラムでカイゼンワークショップを開催（2014 年度）。
・ 日本政府の国連安保理決議 1325 号行動計画の作成に向けた 12 回の検討会に参加し，機構の知見に基づく意見を提出することで具体性のある行動計画の策定に貢献した（2014 年度，2015 年度）。また，同計画のモニタリング作業部会に参加し，政府の報告書作成に貢献した（2016 年度）。
・ 2015 年 3 月に開催された「第 3 回国連防災世界会議」で発表された仙台防災協力イニシアティブを踏まえ，アジア 7 か国より行政官と市民代表者を招き，日本政府の取組の紹介や東北の復興現場の視察を通じて，防災における女性，障がい者，高齢者等への対応のあり方について議論した。「仙台防災枠組 2015－2030」に関する国家防災計画を改定する各国の動きを踏まえ，国連国際防災戦略事務局（UNISDR）駐日事務所とも連携して準備した。(2015 年度)。また，アジア太平洋地域会合等複数の国際会議でジェンダーと災害リスク削減に係る機構の取組や課題を発信した（2016 年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：事業におけるジェンダー主流化の推進のため，ジェンダー主流化アクションプランの作成や機構内外の関係者への研修の実施などの体制・基盤強化に取り組んだ。機構の案件のジェンダー案件比率は 2011 年度の 29%から 2016 年度には 33%に向上し，事業でのジェンダー主流化を着実に進めた。 また，2013 年 9 月の国連総会では，総理が表明した公約実現に向け，女性の社会参画や保護に関連する事業実施を促進させた。加えて，開発途上地域の女性の経済的エンパワーメント支援のため，2013 年の TICAD V より，女性に配慮した小農による市場志向型農業（SHEP）のアフリカ広域展開を進め，日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラムを立ち上げた。紛争下の女性の支援では，アフガニスタン，コンゴ民主共和国等の紛争国で，女性の保護への課題対応のため，女性警察官の育成を進めた。 防災分野では，ネパール震災時に初期のニーズアセスメントからジェンダー視点を加えた支援を行ったほか，「第 3 回国連防災世界会議」を踏まえ，アジア 7 か国の行政官と市民団体を招いてジェンダー主流化について議論し，「仙台防災枠組 2015－2030」下での各国の防災計画の改定を促進した。 国連安保理決議 1325 号（女性・平和・安全保障）に係る日本政府の行動計画に関し，行動計画の検討プロセスで機構の知見を提供し策定に貢献するとともに，その後のモニタリングにも貢献した。これらに加え，TICAD や WOW!等の各種国際会議で日本のジェンダーに係る取組を発信するとともに，実務者レベルで今後のジェンダーに係る具体的取組を議論した。 上記のとおり，全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから，全体として中期目

標における所期の目標を達成したと評価する。

＜課題と対応＞
　我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ，引き続き，事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を進め，質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。

３－４．主務大臣による評価

評定：B
＜評定に至った理由＞
　ジェンダー主流化推進態勢の運営については，日本政府の政策への機動的な対応としてジェンダー主流化アクションプランの作成や機構内外の関係者への研修の実施などの態勢・基盤強化に積極的に取り組んだ。その結果，機構内の案件におけるジェンダー案件比率は 2011 年の 29%から 2014 年度 32%，2015 年度 39%，2016 年 33%と 2014 年度以降 30%を超えて推移しており，事業でのジェンダー主流化を着実に進めた。また，機構の取組について，国際会議での発表や，共同研究を通じ対外的な発信を積極的に行った。
　ジェンダー視点に立った事業の運営については，2013 年 6 月に開催された TICAD Ⅴや 2013 年 9 月の国連総会で総理が表明した公約，2015 年 3 月に開催された「第 3 回国連防災世界会議」にて発表された仙台防災協力イニシアティブを踏まえ，女性に配慮した小農による市場指向型農業（SHEP）のアフリカ広域展開を進め，日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラムを立ち上げたり，ネパール震災時に初期のニーズアセスメントからジェンダー視点を加えた支援を行ったりしたほか，アジア 7 か国より行政官と市民代表者を招き，日本政府の取り組みの紹介や東北の復興現場の視察を通じて，防災における女性，障がい者，高齢者等への対応のあり方について議論する等，女性の社会参画や保護に関連する取組を実施した。

　以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞
　ジェンダー視点の取組の優良事例や教訓の取りまとめ及び同結果を活用したより一層の女性の参画につながる活動の展開に期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No. 19	事業評価
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
⑤　主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基 準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
10 億円以上の事業に対する外部評価の実施率						新規	100%
汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標の整備						新規	3 分野
インパクト評価実施件数						新規	4 件
外部事後評価着手件数（うち技術協力／円借款／無償資金協力）			96（20/50/26）	79（20/41/18）	98（20/51/27）	91（25/35/31）	96（27/34/35）
内部事後評価着手案件（うち技術協力/無償資金協力）			43	62（32/30）	78（55/23）	73（53/20）	82（63/19）
評価結果ウェブサイト公開件数（和文／英文）			138／137	184／182	188／182	167／165	171／167
テーマ別評価実施件数			2	3	3	2	1
汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（累積）					5	9	15
開発課題別の指標整備（累積）（注）				22%（6 分野）	52%（14 分野）	87%（20 分野）	100%（22 分野）
研修実施件数					新規	15 回	15 回
⑥　主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数（人）			14	16	16	16	16

（注）技術協力プロジェクトの標準的指標整備累計

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ハ）事業評価 　客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から，当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また，これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し，「ODA の見える化」を推進するとともに，評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。
中期計画 （一段落目は中期目標と同内容につき省略） 　具体的には， ● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに，得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 ● 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ，よりわかりやすく迅速な発信を進める。 ● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等，新たな評価手法の実施に取り組む。
主な評価指標 指標 19-1　事後評価の実施及び透明性の向上（説明責任） 指標 19-2　事業評価を通じた学習・改善の促進 指標 19-3　事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施

３－２．業務実績

指標 19-1　事後評価の実施及び透明性の向上（説明責任）

1．事後評価の実施及び情報公開

- 外部評価：外部評価の対象となる原則 10 億円以上の全ての事業に対し外部の第三者による事後評価を行った。評価結果は速やかに機構ウェブサイトで公表した（各年度）。
- 内部評価：2 億円以上 10 億円未満の事業について，海外拠点等が内部評価を行った。評価結果は速やかに機構ウェブサイトで公表した（各年度）。
- 事業評価年次報告書の作成・公開：機構の事業評価に関する年度内の活動を取りまとめた「事業評価年次報告書」を機構ウェブサイトで公表した（各年度）。
- 事業評価の取組が，機構の社会貢献債（JICA 債）が国際資本市場協会により国内市場で初めてソーシャルボンドとして認定される一つの要件を満たす結果にもつながった（2016 年度）。

2．評価における透明性の向上

- 事業評価外部有識者委員会の開催：年 2 回開催し，事業等の評価に関する助言を受け，評価の質の向上，フィードバックの強化，評価の説明責任の確保等に取り組んだ（各年度）。
- 透明性確保のための事業評価外部有識者委員会によるレビュー:2015 年 6 月に実施された行政事業レビューで評価におけるより一層の透明性の確保が課題として挙げられたため，事業評価外部有識者委員会において，機構の外部評価制度（プロセス）及びその結果（サンプル）のレビューを行った。その結果，説明責任の観点から高い評価を得た（2015 年度）。

3．戦略的な取組

- 2015 年 6 月の行政事業レビューで外部評価への多様な主体（NGO，大学，開発途上国等）の参加の促進が改善課題として挙げられたことを受け，外部評価 3 事業について，NGO や大学が参加する形で評価し，現地活動経験や専門分野の知見を踏まえた示唆を得た（2015 年度，2016 年度）。
- 中長期的な取組として，外部評価への参加者の裾野を拡大するため，大学向けに機構の事後評価に関する個別説明やセミナー開催等に着手するとともに，NGO との意見交換等を行った。また，外部評価実施を通じた若手評価者の育成を行った（2015 年度，2016 年度）。

指標 19-2　事業評価を通じた学習・改善の促進

1．事後評価の質の向上に向けた取組

- 汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）：個別事業から得られた重要な教訓を類似案件等に活用しやすい形に横断的に分析・加工した（2014 年度 5 分野，2015 年度 4 分野，2016 年度 1 分野）。横断分析の結果を機構内で検索可能なように蓄積する包括的・組織的な仕組みを導入し，新規事業の形成段階で組織的な活用を進めたほか（2014 年度），国際会議等での発信も行った（2015 年度）。また，ナレッジ教訓及び個別事業の教訓の活用状況のモニタリングを開始した（2016 年度）。
- 開発課題別の指標の整備及び代表的教訓レファレンス：事業の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すための参考となるよう，解決すべき開発課題に応じた標準的な指標例を整理し，機構ウェブサイトで公表した。無償資金協力 12 分野（2012 年度 7 分野，2013 年度 5 分野），技術協力の全ての分野で作成した（2013 年度 6 分野，2014 年度 8 分野，2015 年度 6 分野，2016 年度 2 分野）。「無償資金協力開発課題別の標準指標例」は，「第 11 回行政改革推進会議」にて，各府省が行う事業改善の取組の優良事例として同会議有識者委員に高く評価された。

- JICA 事業評価ガイドライン・ハンドブック：2010 年の JICA 事業評価ガイドライン第 1 版制定後の各種の制度変更を反映するため，第 2 版を作成した。また，海外の関係者向けに英文版を初めて作成し公表した（2014 年度）。さらに，同ガイドラインを補完するため，事業評価実施に必要な基礎知識や考え方，事業スキームごとの評価の視点をまとめた事業評価ハンドブックを作成・公表した（2015 年度）。
- 外部有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」を設置し，質の向上に向けて事業効果の発現プロセスの評価の手法の整理や，第三者によるメタ評価を試行した（2016 年度）。

2. 事業へのフィードバック強化

・ 外部評価総合レーティングが低い事業（4 段階最下位）への対応：外部評価完了案件で該当する案件全てについて，提言・教訓を踏まえた機構事業部門の対応を取りまとめ，事業評価年次報告書で公表した（各年度）。
・ 機構事業部門が行う事前評価の質を高めるため，担当事業部による事業事前評価表の決裁の前に評価部との協議を義務付けている。事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を設け，教訓の活用を徹底した（2012 年度）。これに基づき，事業部が行う全ての新規案件の計画・審査段階の事業事前評価表等に対し教訓のフィードバックを実施し，助言・支援を行った（各年度）。
・ 事後評価結果の組織内共有：事後評価結果を機構の事業部門に直接フィードバックすることを目的とした説明会を実施し，事後評価からの学びと教訓に加えて，横断分析から得られた示唆を共有した（2014 年度～2016 年度）。

3. 教訓など評価結果の活用促進

・ 計画段階における評価結果の活用事例：過去の事後評価結果から得られた教訓をその後の新規事業の案件形成，実施に活用した好事例を収集し，事業評価年次報告書で公表することで教訓の活用促進を図った（2013 年度）。また，全ての新規案件の事業事前評価表に対して教訓をフィードバックし，開発効果に至るロジックの構築や適切な指標設定などについて助言した（各年度）。
・ 事後評価における教訓の活用状況の確認：2015 年度に開始した外部評価 6 事業において，事業実施段階における教訓の活用状況を確認した（2015 年度，2016 年度）。
・ 教訓の活用状況に関する事業評価外部有識者委員会によるレビュー：事業評価外部有識者委員会において，汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）の活用状況を報告した（2015 年度，2016 年度）。

4. 戦略的な取組

・ 評価結果を俯瞰した横断分析や詳細分析を行い，事業評価年次報告書で公表した（各年度）。また，開発協力大綱に新たに記載された「評価対象の特殊性に合わせた評価」に対応するため，2015 年度に着手した事後評価（外部評価）において平和構築，日本センター事業等の分野で評価対象の特性を踏まえた追加的な分析を行った（2015 年度，2016 年度）。
・ 事業の計画・実施及び制度改善に向けたフィードバックのため，過去の事後評価結果（外部評価）約 740 件に対する定量分析及び定性分析に着手した（2015 年度）。
・ インパクト評価の実施を推進し，累計 21 件の結果を機構ウェブサイトで公表した。また，機構内の研修や，インパクト評価を担う実務者の育成のための外部向け研修を行った。さらに，日本評価学会や国際会議の場で機構の取組を発信した（各年度）。

・プログラム単位の評価等：プログラムの目標を示す指標の設定を 10 の協力プログラムについて実施するとともに，プログラム評価に関する概念や記載方法を整理した（2012 年度）。また，コロンビア「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の試行的な評価を実施した（2013 年度）。テーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」では協力プログラムの「評価可能性」に着目し，評価設問項目，評価ツール等を作成した（2014 年度）。
・2015 年度に着手した事後評価において，計画時にジェンダー視点での指標等が設定されていない事業についても，事後評価段階で可能な限りジェンダー視点での実績・効果の把握・分析を積極的に試みることでジェンダーの視点を強化した（2015 年度）。
・世界銀行，ADB と機構とが協働してスリランカ水セクター事業の評価に関する合同ケーススタディを実施し，評価の知見を共有しつつ，有用な教訓の導出，学習と改善に向けた取組を進めた（2016 年度）。

指標 19-3　事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施

1. 人材育成

・内部向け研修：職員等の評価能力向上のため，機構の事業評価制度や評価結果の活用方法，事業実施に当たっての評価結果の活用等に関する研修を実施した。また，内部評価の質の向上のため，海外拠点で事後評価に関わる所員・現地職員向けに実務研修を実施した（30 回～40 回程度／年，各年度）。
・外部向け研修：実施機関や帰国研修員を対象に，機構の事業評価制度に関するセミナーを実施するとともに，事業評価の実施・モニタリング評価の強化に関する研修を実施した。
・アジア大洋州評価協会国際会議の ODA 評価ワークショップにて海外拠点のナショナルスタッフが各拠点の評価の取組を発表した（2016 年度）。
・外部人材の育成や評価諸手法の能力強化のため，インパクト評価や社会調査の手法に関する説明会・研修を実施したほか，日本評価学会が実施する評価士養成講座で講義を行った（各年度）。開発途上国側のオーナーシップの強化や評価能力強化の一環で，合同評価を行った（2012 年度，2014 年度）。

2. 対外発信

・日本評価学会や国際開発学会において，機構のインパクト評価や事業評価全般の取組状況を継続的に発表した。また，アジア・大洋州諸国を対象とした外務省主催の ODA 評価ワークショップで機構のインパクト評価に関する取組を発表した（2015 年度，2016 年度）。日本評価学会では，2016 年度に初めて個別セッションを設けてインパクト評価を中心に発表した（2016 年度）。
・経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）開発評価ネットワーク（DAC-EVALNET）や援助関係機関の評価部門と意見交換を実施し，開発協力の質の向上について議論を深め，評価手法や評価の質の改善について有用な情報を収集した（2013 年度～）。AFD や KOICA と合同評価を実施した（2013 年度，2014 年度）。また，フィリピンの国家経済開発庁と機構で合同評価ワークショップを開催し，フィリピンに関する事後評価からの教訓等を共有した（2015 年度）。
・

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：機構事業の「説明責任」の確保と評価を通じた「学習と改善」という二つの目的の下，質の高い事業評価を実施するための不断の取組を行っている。 　前者の目的「説明責任」を達成するため事後評価を着実に実施し，結果を速やかに公開した。また，

定期的に開催する事業評価外部有識者委員会の助言を受け，評価の質の向上，フィードバックの強化，事業評価年報の改善に着実に取り組むとともに，透明性を確保している。これらの取組もあり，2016年度には機構債権が国際資本市場協会により国内市場で初めてソーシャルボンドとして認定される一つの要件を満たす結果にもつながっている。

後者の「学習と改善」では，事後評価の質の向上に向けた取組として，汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓の作成）や開発課題別の指標整備を行った。特に指標整備については，本中期目標期間中に全ての主要課題の指標整備を完了した。横断分析の結果は，機構内で検索可能となるように蓄積し，新規事業の形成段階において組織的な活用を進めたほか，国際会議等での発信も行った。また，ガイドラインやハンドブックを整備・公表し，機構内外の評価実務者の育成や客観的な評価の質の担保に貢献している。さらに，外部評価総合レーティングが低い事業への対応や新規事業への教訓のフィードバック等を着実に行い，事業へのフィードバックを強化した。

特筆すべき成果として，2014年度の行政改革推進会議では，「無償資金協力開発課題別の標準指標例」が各府省による実質的，自発的な事業改善の取組の一つとして紹介され，具体的な数値目標・効果指標を設定してPDCAサイクルを強化した点が政府全体で共有すべき優良事例として選定された。また，2015年度には，行政事業レビューでの指摘に機敏に対応し，事業評価外部有識者委員会での事後評価報告書の質・評価プロセスの確認や，多様な主体（NGO，大学等）の評価への参加促進を図る事後評価の開始など，具体的かつ的確に改善に向けた取組を行った。

さらに，インパクト評価の継続的な推進，機構で初の試みとなる事後評価結果の統計分析，「開発協力大綱」を受けた評価対象の特性を踏まえた追加的な分析への着手など，質の高い評価を行うための不断の取組を行っている。また，2016年度には外部有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」を設置し，質の向上に向けた事業効果の発現プロセスの評価手法の整理や，第三者によるメタ評価にも着手した。これらの迅速かつ適切な改善取組については，事業評価外部有識者委員会でも高い評価を受けている。

加えて，汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）について，機構ウェブサイトで公表するとともに，機構内で検索可能なデータベースを構築し，横断分析の結果を蓄積するという包括的・組織的な仕組みを導入することで，過去の事業からの学びを開発事業・政策の改善に結びつけるための組織的な活用を進めた。また，開発課題別の指標整備については，中期目標期間中の目標として機構内で設定していた整備目標80%を1年前倒しで2015年度に達成した。

以上を踏まえ，全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られたと評価する。

＜課題と対応＞

引き続き事後評価を着実に実施して説明責任を果たすとともに，学習と改善の強化に向け事業評価の質の向上に引き続き取り組む。その際，国内外の大学，NGO，学会等との協働や知見共有，情報交換を通じて多面的な評価を推進するとともに，案件数増大に向け更なる業務の効率化を進める。

３－４．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

事後評価の実施及び透明性の向上については，外部評価を含む事後評価を着実に実施し，結果を速やかに公開した。また，定期的に事業評価外部有識者委員会を開催し，有識者からの助言を受け，評価の質の向上，フィードバックの強化等に着実に取り組むとともに，透明性を確保している。これらの取組の結果，2016年度には機構債が国際資本市場協会により国内市場で初めてソーシャルボンドとして認定される一つの要件を満たす結果にもつながっている。

事業評価を通じた学習・改善の促進については，事後評価の質の向上に向けた取組として，汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓の作成）及び機構内で検索可能なデータベースの構築や，

開発課題別の指標整備を行った。特に開発課題別の指標整備については，中期計画期間中すべての主要課題の指標整備を完了し中期計画期間中の目標として機構内で設定していた整備目標 80%を 1 年前倒しで 2015 年度に達成している。また国際会議等でも取組を発信した。さらに，外部評価総合レーティングが低い事業への対応や新規事業への教訓のフィードバック等を着実に行い，事業へのフィードバックを強化した。

特筆すべき取組として，「無償資金協力開発課題別の標準指標例」が 2014 年度の行政改革推進会議で各府省による実質的，自発的な事業改善の取組の一つとして紹介され，具体的な数値目標・効果指標を設定して PDCA サイクルを強化した点が政府全体で共有すべき優良事例として選定された。また，2015 年度には，行政事業レビューでの指摘に迅速に対応し，事業評価外部有識者委員会での事後評価報告書の質・評価プロセスの確認や，多様な主体（NGO，大学等）の評価への参加促進を図る事後評価の開始など，具体的な取組を行った。加えて，「開発協力大綱」を受けた評価対象の特性を踏まえた追加的な分析への着手や，インパクト評価の継続的実施など，質の高い評価を行うための不断の取組を行っている。また，2016 年度には外部有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」を設置し，質の向上に向けた事業効果の発現プロセスの評価手法の整理等に着手した。これらの，迅速かつ適切な改善取組については，事業評価外部有識者委員会でも高い評価を受けている。

事業評価にかかる人材育成については，組織内外の関係者を対象にした研修を着実に実施し，また，対外発信では実施評価関係の学会での取組の発表や，他ドナーとの合同評価を実施する等，機構の取組を適切に外部に発信した他，開発途上国側の評価能力強化にも貢献した。

以上のとおり，外部評価を踏まえた事後評価を着実に実施し透明性の確保に取り組んだことで，行政改革推進会議での優良事例としての選定や，機構債の国内市場初のソーシャルボンド認定につながったこと，多様な主体の評価への参画など評価の質向上に継続して取り組んだこと等，目標期間中も過半の年度においてＡ評定相当の目標を達成する成果を上げていることから，中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め，「Ａ」評価とする。

＜今後の課題＞

事業評価結果を踏まえた，案件形成の質の向上に向けた取組に加え，引き続き評価結果の対外発信を行うことを期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.20	安全対策の強化
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
関係者に対する安全対策指導の取組							
赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数（回）			57	54	84（注）	85	84
安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実績国数			33	33	27	30	28
コントラクター等に対する安全対策の取組							
実施状況調査（有償・無償）及び安全管理セミナー回数			90	105	190	158	164

（注）2014 年度から新規実施の短期ボランティア講座，職員研修（セルフディフェンス），バイク講座も計上。

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標
（６）事業の横断的事項に関する取組
（ニ）安全対策の強化
機構は，安全情報を収集し，機構事業関係者に対し，適切な安全対策を講じる。

中期計画
（一段落目は中期目標と同内容につき省略）
具体的には，
- 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ，各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から，派遣専門家，ボランティア，職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。
- 施設建設等を含む事業に関し，開発途上国政府・事業実施機関，コンサルタント，コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。

主な評価指標
指標 20-1　関係者に対する安全対策の実績
指標 20-2　コントラクター等に対する安全対策の状況

３－２．業務実績

指標 20-1　関係者に対する安全対策の実績

治安に関する懸念が高まる中，安全対策を強化した結果，2009～2011 年度には毎年年間 500～600 件あった犯罪被害件数は 2013 年度 418 件，2014 年度 396 件，2015 年度 399 件，2016 年度 315 件となった。

1.　本部における安全情報の収集・分析・共有と安全対策への反映

- 海外安全情報を正確かつ迅速に入手するため，24 時間態勢で各国外電情報を収集・分析し，機構内関係者に共有した。これらを緊急対策時の参考とするとともに，渡航措置等に適切に反映した（各年度）。
- 開発途上国の主要リスクである「選挙」，「テロ対策」，「セルフディフェンス」に向けた安全対策に関する執務参考資料を新たに作成し周知活用した（2013 年度，2015 年度）。

2. 関係者に対する安全対策強化のための取組

・ 24 時間緊急連絡態勢の適切な運用，準内部規程の追加，内部向け説明の充実（2012 年度）
・ 治安状況に応じた安全対策措置，海外拠点の安全対策の専門スタッフ配置，関係者への安全研修・指導，セミナー等での説明を行った。テロ巻き込まれ防止や，誘拐や銃撃，爆発等を想定した実践的訓練も開始した（各年度）。
・ 機動的な安全対策により，関係者の安全を確保するための方策を講じた（エジプト，アフガニスタン，南スーダン（2013 年度），ギニア，シエラレオネ，リベリア（2014 年度），ネパール，ブルンジ，チュニジア，ブルキナファソ，バングラデシュ，ベネズエラ（2015 年度），南スーダン，ベネズエラ，バングラデシュ，ガボン，コンゴ民主共和国（2016 年度））。

3. バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受けた安全対策の強化（2016 年度）

2016 年 7 月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を踏まえ，開発協力に関わる多種多様な関係者に対する安全対策を抜本的に強化するため，外務大臣の下に設置された「国際協力安全対策会議」の最終報告を踏まえた以下の安全対策強化策を実施した。

・ 脅威情報の収集・分析・共有の強化：機構関係者の派遣国・地域の治安動向等に係る安全情報を，他援助機関等との連携や，有識者の助言等も踏まえて常時収集し，リスクを分析の上，海外拠点等の関係者に共有して注意喚起するとともに，渡航措置や行動規制に随時反映した。またこれをより幅広い事業関係者や NGO と共有した。さらに，79 の海外拠点で緊急連絡訓練を実施した。
・ 行動規範の徹底：ブリーフィングやメーリングリスト，安全対策連絡協議会の開催等を通じ，より幅広い関係者も含めて行動規範の共有，周知徹底を行った。
・ ハード・ソフト両面での防護措置の強化：全事業サイトの安全評価をバングラデシュで実施し，2017 年度以降拡張していく予定。また，有事に備えた在外事務所の警備態勢・防護措置の強化に必要な準備を開始した。ソフト面に関し，機構関係者の長期赴任前の研修に加え，短期渡航者，資金協力事業関係者，NGO 等を対象とした新たな研修・訓練を拡充した。また，機構全職員に研修参加を義務付けるとともに，事業関係者及び職員向けに座学研修を実施した。さらに，海外拠点の関係者向けの安全対策研修開催に向け準備した。
・ 危機発生後の対応：緊急発生事態に備え，緊急事態シミュレーション訓練を実施し，緊急事態時の対応態勢及び対応マニュアルの改訂に着手した。また，国内退避支援サービスの対象を広げるとともに，事件・事故発生時の直接・間接被害者への支援に向け，メンタルケア研修を実施した。
・ 組織態勢強化：安全管理の専任担当理事，安全対策統括役，特命審議役を設置し，総務部安全管理室を安全管理部に昇格させ，人員を追加配置した。また，外務省との連携のもと国際協力事業安全対策会議を常設化して情報共有の枠組み整備などを進めた。

指標 20-2　コントラクター等に対する安全対策の状況

・ コントラクター等の安全対策に関する取組徹底と取組に対する支援を強化した結果，本中期目標期間中は 2007 年 9 月のベトナム「クーロン（カントー）橋建設事業」の崩落事故に類する事故は発生していない。
・ 「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し，安全対策の取組状況の確認や，安全対策強化に向けた改善策や事故が発生した機構事業での対応策を検討し，執務参考マニュアルや対外説明資料作成，安全対策強化キャンペーン，関係者向けの研修実施等，安全対策の取組を強化した（各年度）。

・「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を策定し，研修等を通じて同方針を機構内外に周知徹底した。また，同方針を安全対策に関する各種取組に反映した（2014 年度～2016 年度）。
・事故原因，再発防止策，工事実施上の留意事項等の技術的助言を取りまとめて関係者へフィードバックするとともに（2012 年度開始），建設工事事故の統計基準を明確化し，信頼性の高い分析が出来るように情報収集・整理体制を整備した（2016 年度）。
・「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」を策定し，説明会等を通じて機構内外に周知徹底した。また，技術協力,無償資金協力,有償資金協力での運用方針を策定した上でその適用を開始した(2014 年度)。
・実施状況調査及び安全管理セミナーを延べ 710 回実施し,各国での安全対策徹底を促進した(各年度)。
・原則として全ての海外拠点に工事安全対策担当者を配置し，現場での安全対策を徹底する態勢を整えた。また，同担当者への講習会と同担当者による現場パトロールを通じて相手国関係者の意識向上と現場における安全対策の徹底を図る安全対策強化キャンペーンを実施した（2015 年度～2016 年度）。
・円借款の本邦技術活用条件（STEP）案件に関する施工安全確認調査を延べ 10 件実施し，現場における安全対策の徹底と関係者の安全意識の向上を図った（各年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：機構関係者に対する安全対策について，治安情報収集分析発信や渡航措置等への適切な反映，派遣前関係者の安全意識向上の促進に努めた。また，海外拠点の安全対策を強化し，治安が悪化した国等では迅速な緊急対応等を実施し，テロ被害防止に向けた対策を推進した。 特に，2016 年 7 月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受け，開発協力に携わる多種多様な関係者の安全を確保する万全の態勢を構築するため，脅威情報収集・分析の強化，行動規範の徹底，防護措置強化，研修・訓練の強化，危機発生後の対応態勢強化，組織態勢の強化等，安全対策の抜本的な強化を行った。 コントラクター等に対する安全対策の状況については，「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」の策定と同方針に基づく各種取組の積極的な実施，「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」の策定・運用等を行った。 上記のとおり，2013年度においては所期の目標を上回る目標を達成し，かつ2016年7月のダッカ襲撃テロ事件等を踏まえた機構の安全対策を抜本的に強化するための取組を理事長の主導のもと迅速に実施していることから，全体として中期目標における所期の目標を達成したと評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き，国際協力事業安全対策会議最終報告（2016 年 8 月 30 日）の提言を踏まえて安全対策を強化し，機構事業の関係者の安全確保に向けた万全の態勢を構築する。また，施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のため，各種の関係者による安全対策を支援する仕組を強化する。

３－４．主務大臣による評価
評定：C ＜評定に至った理由＞ 2016 年 7 月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受け，「国際協力事業安全対策会議」を立ち上げ国際協力事業関係者の安全対策を再検証し，新たな安全対策をとりまとめた「最終報告」を同年 8 月に公表した。 「最終報告」を踏まえ関係者に対する安全対策について，治安情報の収集，分析，発信や渡航可否を含む，機構事業関係者の渡航に係る安全対策措置への適切な反映等，関係者の安全意識の向上に努

めた。また，海外拠点の安全対策を強化し，治安が悪化した国等では適切な情勢把握・分析を行うとともに，迅速な緊急対応が可能となるような方策を講じ，テロ被害防止に向けた対策を推進した。また，コントラクター等に対する安全対策についても，案件実施の際の安全方針，安全管理ガイダンスの策定及び同方針の運用を行った。

一方で， ダッカ襲撃テロ事件において，JICA 業務の従事者が巻き込まれたことは，これまでに外務省及び機構が実施してきた安全対策の取組を見直し，国際協力事業関係者と日本の非政府組織（NGO）のための新たな安全対策を策定する契機にもなった事案であり，重く受け止める必要がある。

以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していないと認め，「C」評価とする。

＜今後の課題＞

ダッカ襲撃テロ事件を始め，国際テロ等の新たなリスクへの早急かつ抜本的な対応策の検討が求められる。また，より広範囲の国際協力事業関係者を対象とする安全対策の強化のため，安全対策を行う機構内の組織体制の強化も含めた十分な検討が引き続き求められる。

＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等）

・期間業績評価もC評価が妥当（2016年度実績報告書No20と同様）

・2016年7月のダッカ襲撃テロ事件をうけて、JICAは安全対策を抜本的に強化する取組をすすめている。事件がおきたのは2016年度だがその後の取組を勘案して、中期目標期間は「B」評価でよいと考える。世界の治安情勢は混迷を深めており、情報収集や連絡、防護措置、コントラクターやコンサルタントとの指針共有・運用面の取組など、万全を期していくことが重要と考える。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.21	外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱，開発協力大綱，各年度の国際協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交政策の遂行上その他必要な措置の実施 　機構は，独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく，主務大臣の要請に対しては，正当な理由がない限り迅速に対応する。
中期計画 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 　機構は，独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく，主務大臣の要請に対しては，正当な理由がない限り迅速に対応する。
主な評価指標　なし

２－２．業務実績

第 3 期中期目標期間中，独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請の実績はなかったため，報告対象外とする。

２－３．主務大臣による評価
評定：－ ＜評定に至った理由＞ 実績がないため，評価対象外とする。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.22	組織運営の機動性向上
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

１．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
◎国内拠点の利用者数（人）	前年度実績以上※	561,136	589,572	651,885	838,142	859,610	915,340

◎当初より各年度計画で目標値を設定している評価指標　※2012 年度は 47 万人，基準値は 2011 年度実績

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

３．業務運営の効率化に関する事項

（１）組織運営の機動性向上

機構は，「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組を着実に進め，開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し，戦略的，効果的な援助を実施する体制を整備する。この観点から，柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし，必要な機能強化を図りつつ，組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で，本部体制の適正化に向けスリム化を行う。

海外拠点については，国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また，効果的・効率的な事業実施のため，着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により，国別分析の強化や事業展開計画，現地ＯＤＡタスクフォースへの参画等を通じ，多様化するニーズを的確に把握し，海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等，現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに，国際交流基金，日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため，現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し，共用化又は近接化を進める。

国内拠点については，個々の必要性等を検証し，配置の見直しを進めるとともに，それぞれの拠点の機能・役割，利用状況，施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ，地域特有の経験やネットワークを活用し，開発途上地域における開発課題の貢献のみならず，地域における国際協力の結節点として，その強化に努め，国民の国際協力の理解・共感，支持，参加を促進する。

中期計画

２．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）組織運営の機動性向上

（一段落目は中期目標と同内容につき省略）

具体的には，

- 独立行政法人の制度趣旨を活かし，地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的，効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い，必要な機能強化を図りつつ，部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。
- 海外拠点について，開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化，プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ，配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 各国の状況に応じ，現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに，国内から在外への着実な人員シフト，本部からの在外支援機能の強化等を通じ，海外の現場機能の強化に取り組む。
- 広尾センターの機能移転，大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては，それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく，体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては，地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し，また，東京国際センターと横浜国際センターについては，長期的な研修員受入事業のあり方，海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し，一定の結論を得る。
- 国内拠点については，国民の国際協力への理解・共感，支持，参加を促進する観点から，また，中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から，民間企業，NGO，地方自治体，大学等との多様なパートナーとの連携を促進し，技術協力，ボランティア事業，市民参加協力，開発教育支援，広報，調査等への取組を通じ，各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

主な評価指標

指標 22-1　開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況
指標 22-2　海外拠点の配置適正化に向けた取組状況
指標 22-3　現場機能の強化に向けた取組状況
指標 22-4　国内拠点の配置見直しに向けた取組状況
指標 22-5　多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

（定量的指標）国内拠点の利用者数：前年度実績以上

３－２．業務実績

指標 22-1　開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

・ 中小企業等海外展開支援事業受託に向け，担当部署を増設する等迅速に体制を構築した（2012 年度）。
・ 民間企業との連携事業を拡大するため，民間連携室を民間連携事業部に改編し，同部に海外投融資担当課を増設した。また，特に地方の中小企業との連携を推進するため，中小企業連携業務を国内事業部に移管した（2013 年度）。
・ 特定の国・課題について，プログラム・アプローチを推進するため，関係する部署の複合的な知見を活用し，より迅速かつ効果的に対応するチームを試行的に設けた（2013 年度）。
・ 開発ニーズへの柔軟な対応，分野・課題別の知見の共有・活用を促進するために，課題 5 部の事業担当課を廃止し，課を超えたグループ単位の業務体制を構築した（2014 年度）。
・ 平和構築関連業務の拡大と取組強化に対応するため，経済基盤開発部を社会基盤・平和構築部とし，同部内に平和構築・復興支援室を設置した（2014 年度）。
・ 農業分野における支援内容の多様化に対応し，担当者が高い専門性をもって事業を実施するために，農村開発部の分掌を地域別から課題別に再編した（2015 年度）。
・ 事業評価を通じて事業の経験・知見を蓄積し，事業へのフィードバックを強化し，効率的に事後評価を実施するため，評価部の分掌を評価スキームごとから課題ごとに再編した（2015 年度）。
・ 安全対策を専管する安全管理担当理事の任命，総務部安全管理室の安全管理部への昇格や追加的な人員配置等を通じ，安全管理体制を強化した（2016 年度）。
・ 質の高いインフラに係る業務の質を向上させるため，質の高いインフラ輸出担当特命審議役，資金協力業務部に有償技術審査室を設置した（2016 年度）。
・ 機構内の大学連携に係る窓口を一本化することで，より効率的・効果的な長期研修等の大学連携を推進するために，国内事業部に大学連携課を設置した（2016 年度）。
・ 2016 年度末で課数を 133 課に削減した（基準値 145 課（2011 年 4 月））（2016 年度）。

指標 22-2　海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

・ 国際業務を行う他の独立行政法人海外事務所との近接化・共用化を行った（メキシコシティ（2013 年度），パリ，ハノイ（2014 年度），中国（2015 年度），モロッコ（2016 年度））。
・ スーダンから分離・独立した南スーダンの復興開発を支援するため，同国への拠点整備を迅速に行った（2012 年度）。
・ キューバへの支援強化のためキューバ事務所の新規設置を決定し，開設準備を進めた（2015 年度）。より迅速に援助ニーズを把握し，適切かつ機動的な対応を行える体制の整備や責任体制の強化といった現場機能の強化を目的として，アンゴラ，エクアドル，セントルシア，タジキスタン，パナマの各拠点を支所等から在外事務所に格上げして強化した（2016 年度）。

指標 22-3　現場機能の強化に向けた取組状況

・ 援助ニーズの拡大に対応するため，ミャンマーやコートジボワールの海外拠点の職員数を増員した（2012 年度）。また，ベトナム，ミャンマー，インド，バングラデシュ等，現場機能強化が必要な拠点の職員の増員を行う一方，事業量の減少が見込まれる拠点を減員した（2014 年度）。

・ 海外拠点の事務の効率化を進めるため，会計事務に関する権限の見直しを行い，一部業務を本部に移管した（2012 年度，2015 年度）。また，文書，業務マニュアル等の英文化を推進し，現地職員の能力を強化した（2012 年度～）。
・ 海外拠点での 3 か年拠点運営計画の策定による柔軟な要員・予算管理を導入し，現場への権限移譲と機能強化を図った（2014 年度）。また，これをレビューし，事務所長の裁量に応じた機動的な対応が可能となるなど，効果が確認されたため，2017 年度以降の継続を決定した（2016 年度）。
・ 人事部内に現地職員マネジメント支援班を設け，現地職員管理に関する海外拠点への支援体制を構築した。また，現地職員を対象とした本邦研修や現地職員の本邦研修同行制度の対象範囲を拡大した（2014 年度）。また，効果的・効率的な現地職員の育成とマネジメントに向け，研修や教材，事業管理に関する現地職員の知見等の情報を集約するデータベースを作成し，知見を共有した（2016 年度）。加えて，現地職員のコアスキル向上のために機構の業務等の講義を行う「JICA アカデミー英語版」を実施した（2014 年度～）。南スーダンやブルンジ等，治安上の理由により日本人関係者が退避せざるを得ない状況においても現地職員や現地スタッフが関係者と緊密に連絡を取り，相手国との信頼関係を維持しつつ事業の継続や拠点管理を行った（2016 年度）。

指標 22-4　国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

・ 大阪国際センターの閉鎖及び兵庫国際センターとの統合，札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合，広尾センターの閉鎖と地球ひろば機能の市ヶ谷への移転を着実に実施した（2012 年度）。
・ 東京国際センターと横浜国際センターの統合の検討に関し，統合と機能整理に関する検討案をまとめ，国内拠点に係る第三者検証会合に諮った。外部有識者の指摘を踏まえて最終検討案を作成し，施設問題検討委員会で審議を行い，引き続きそれぞれを有効活用することについて了承を得た（2015 年度）。

指標 22-5　多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

・ 企業・自治体・大学・NGO 等とのネットワークを強化した（各年度）。
・ 国内拠点の利用者数について，期間中目標値を上回る達成を遂げた（各年度）。

内外の環境変化に対応し，戦略的，効果的な援助を実施する体制の整備に向けた取組

・ 「JICA の中長期的なあり方に関する有識者懇談会」を設置し，計 8 回にわたる議論を通じてより戦略的な視点にたって機構の主要課題を議論。これらの議論も参考に，地域別・課題別戦略等の事業戦略に係る議論の強化，戦略的な人材ネットワークの構築に向けた基盤強化等を迅速に進めた（2016 年度）
・

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：課題 5 部におけるチーム制の導入，安全管理態勢の抜本的な強化等，本部の部署の再編や所掌の変更により，開発ニーズの変化や国際情勢の変化，日本政府の施策に機動的・戦略的に対応した。海外拠点については，他法人との近接化を検討・推進したほか，現場機能の強化に向けて，海外拠点の現地職員の能力強化や能力強化に向けた知見の共有，3 か年拠点運営計画による柔軟な要員・予算管理制度の導入を通じた海外拠点への権限移譲と機能強化，海外拠点に対する本部からの支援体制の構築を行った。国内拠点については，センターの統合を着実に実施するとともに，多様なパートナーの結節点として期間中の各年度で目標を上回る利用者数を達成した。加えて，「JICA の中長期的なあ

り方に関する有識者懇談会」での議論およびこれを踏まえた組織体制や事業の戦略性の強化に向けた取組を通じ，事業形成・実施とこれを支える組織基盤の双方の観点をリンクさせる形で機動的な組織運営を行った。

上記のとおり，全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから，全体として中期目標における所期の目標を達成したと評価する。

＜課題と対応＞

引き続き，開発課題や政府政策の実現に向け，戦略的かつ柔軟な本部・国内拠点・海外拠点の配置の見直しを通じて最適化する取組を続ける。また，外部の知見も活用しつつ開発動向や援助潮流，地域情勢を踏まえてより一層戦略的に事業を展開するため，2017 年度から設置予定の経営諮問会議および International Advisory Board で機構の業務戦略に関する助言を得る。

３－４．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

開発ニーズの変化や国際情勢の変化，日本政府の施策に機動的・戦略的に対応し，課題 5 部におけるチーム制の導入，安全管理態勢の抜本的な強化等，適切に本部組織の再編，所掌の変更を行った。

海外拠点については，他法人との近接化を検討・推進したほか，現場機能の強化に向けて，海外拠点の現地職員の能力強化，3 か年拠点運営計画による柔軟な要員・予算管理制度の導入を通じた海外拠点への権限移譲と機能強化，海外拠点に対する本部からの支援態勢の構築を行った。

国内拠点については，2012 年度に大阪国際センターの閉鎖及び兵庫国際センターとの統合，札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合，広尾センターの閉鎖と地球ひろば機能の市ヶ谷への移転等，国内拠点の統合を着実に実施するとともに，多様なパートナーとの結節点として中期目標期間中に各年度計画で定めた目標を上回る利用者数（期初 56,136 人，期末 915,340 人）を達成し，開発協力に対する一般市民の理解促進に貢献した。加えて，「JICA の中長期的なあり方に関する有識者懇談会」を踏まえ，組織体制や事業の戦略性の強化に向けた取組を実施した。

以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞

組織の最適化に向けた検討の継続に加え，現場機能の強化に向けた，現地職員の活用機会の一層の向上に向けた取組を期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

・組織運営の機動性向上、人事の両方に関連して、現地職員の中でも特に有能な人材については昇進・キャリアディベロップメントや待遇のあり方を検討すべきと考える。また、専門性の高い職員をプログラムリーダー・政策人材として現場で活躍する機会や研究所に配置することを積極的に検討すべきと考える。こうした取組を評価する定性的な指標を設けることも必要ではないか。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.23	契約の競争性・透明性の拡大
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ３．業務運営の効率化に関する事項 （２）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 　機構は，実施する業務の特性を踏まえ，質の確保に留意しつつ，以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （イ）契約の競争性・透明性の拡大 　機構は，契約取引については，「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ，優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から，開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し，一者応札・応募の改善方策を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて，機構は，不正行為等に対しては，法令，規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで，適正な実施を確保する。
中期計画 （イ）契約の競争性・透明性の拡大 　（一段落目は中期目標と同内容につき省略） 　具体的には， ● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から，一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 ● 契約の透明性をより一層向上する観点から，契約取引先の選定過程，選定基準，選定結果，契約実績等の公表を行うとともに，選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。
主な評価指標 指標 23-1　一者応札・応募の削減に向けた取組状況 指標 23-2　競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況 指標 23-3　契約の透明性向上に向けた取組状況 指標 23-4　不正行為等への対応 指標 23-5　関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 23-1　一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

・ 調達等合理化計画に従い契約監視委員会等における一者応札・応募を点検し，競争が成立しなかった要因を個別に分析し，応募要件の緩和等の対策を実施した。その結果，契約監視委員会の点検で各年度概ね適切との評価を得た。また，中期目標期間中の一者応札・応募率（件数ベース）は 2012 年度 33.4%，2013 年度 28.8%，2014 年度 27.6%，2015 年度 29.4%，2016 年度 29.9%と推移した。

2. コンサルタント等契約の「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施と定着

・ 2011 年度に策定した「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく取組を実施した。その結果，コンサルタント等契約における一者応札・応募率は，2012 年度 39.6%から 2013 年度 30.4%，2014 年度 29.4%，2015 年度 34.5%，2016 年度 35.6%と 2012 年比で割合が減少し，競争性が向上し

た。

- 経費実態調査に基づく企業会計に則した新積算基準の導入（2012 年度）
- 業務に応じた格付基準の適正化（2012 年度）
- 開発課題ごとの業界との意見交換会，意見招請や業務説明会の開催等を通じた市場との対話や総括業務従事者の契約状況を考慮した発注時期の調整等の公示時期の平準化の促進（各年度）
- 総合評価落札方式を 50 案件で試行実施（2012 年度～2014 年度），本格導入（2015 年度）
- プロポーザル評価における若手育成加点や国内経験の積極的な評価策の導入（2013 年度～）
- 契約管理ガイドラインの導入による発注者受注者の責任・権限の明確化並びに受注者裁量の拡大（2014 年度～）及びガイドラインの理解促進のための説明会の継続的な実施（2013 年度）
- 公示時期の予測性向上のため，全公示案件の調達予定案件情報を公表（2014 年度～）
- 受注者からの自己評価も踏まえた新実績評価の導入（2014 年度～）
- コンサルタント等契約に係る補強の制限緩和（2016 年度）

3. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

・ 国内拠点の建物管理契約：2014 年度に現行業者が過度に有利にならない仕様作成，スケールメリットをいかした委託内容，成果主義等の改善を行った結果，2014 年度の対象入札 6 件のうち 4 件，2015 年度は対象入札 4 件全てが複数応札となり，競争性が向上した（2014 年度，2015 年度）。
・ 公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表を導入した（2014 年度）。

指標 23-2　競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

・ 現地の劣悪な治安状況や小規模な調達市場等の状況に鑑み，随意契約の取組全体としては各年度概ね妥当との評価を契約監視委員会で得た（2012 年度～）。

指標 23-3　契約の透明性向上に向けた取組状況

・ コンサルタント等契約のアカウンタビリティ向上のため，外部審査制度を導入するとともに外部審査対象案件の拡大を図り，透明性の向上と選定手続きを改善した（2012 年度）。外部審査委員は 5 人から 8 人に増員し（2016 年度に 9 人に増員），対象案件数も 2012 年度の 28 件から 2013 年度 44 件，2014 年度 75 件，2015 年度 75 件，2016 年度 75 件に拡大した（2012 年度～）。
・ 契約に係る選定結果，契約実績，契約管理委員会審議結果を継続的にウェブサイトに公開している。

指標 23-4　不正行為等への対応

・ 不正腐敗情報受付制度等を通じて得られた情報を適切に調査して厳正に対処するとともに，再発防止策を講じた（2012 年度～）。
・ 不正腐敗情報相談窓口を強化するとともに，「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」を策定した。また，不正腐敗防止の徹底のため，相手国政府への一層の働きかけを行った（2014 年度）。さらに，相手国政府・実施機関からの不正な要求を防止するための不正腐敗防止ポリシーガイド（名刺大の携行カード）を作成し，これを配布した（2016 年度）。
・ 不正腐敗防止を含むコンプライアンスに係る機構内研修，専門家に対する派遣前研修，相手国政府関係者や企業向け説明会等を実施した（各年度）。

指標 23-5　関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

・ 関連公益法人との競争性のない随意契約は期間中 6 件（2012 年度～2016 年度）

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠： 2011 年度に策定したコンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づき，一者応札・応募を減少させるための制度改善を推進するとともに，改善内容の定着を進めた。その結果，コンサルタント等契約における一者応札・応募率は，2012 年度の 39.6%から 2013 年度には 30.4%に低下し，その後も 2014 年度は 29.4%，2015 年度は 34.5%，2016 年度 29.9%と推移し，競争性が向上した。また，コンサルタント等契約に関するアカウンタビリティ向上のため，外部審査制度を導入するとともに外部審査対象案件の拡大（2012 年度 28 件，2016 年度 75 件）を図り，透明性の向上と選定手続きの改善を行った。 また，競争性のない随意契約については，契約監視委員会において，おおむねやむを得ないものとの評価を得ている。 以上を踏まえ，全ての年度において所期の目標を着実に達成しており，全体として中期目標における所期の目標を達成していると評価する。 ＜課題と対応＞ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき，「調達等合理化計画」を策定し，これに基づく取組を確実に実施する。また，引き続き契約監視委員会による点検を踏まえ，競争性のない随意契約の削減等に取り組む。

３－４．主務大臣による評価
評定：B ＜評定に至った理由＞ 第 3 期中期計画においては，2011 年度に策定したコンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」基づき，一者応札・応募を減少させるための制度改善を推進するとともに，改善内容の定着を進めた。 一者応札・応募の削減及び競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組については，外部委員会による点検や，機構内でアクションプランを定める等の制度改善を行い，2012 年度から 2015 年度には 246 者の新規参入を得て，2012 年度 39.6%であった一者応札・応募の割合が，2013 年度に 30.4%に低下し，その後も 2014 年度は 29.4%，2015 年度は 34.5%，2016 年度 29.9%と各年とも 2012 年度比で割合が減少しており，依然として 3 割程度の一者応札・応募が存在するものの，競争性を確保する為の取組を実施しており全体として競争性が着実に向上したことに加え，競争性のない随意契約については，契約監視委員会において，概ねやむを得ないものとの評価を得ていることから，機構は適切に取り組んでいると評価される。 契約の透明性向上に向けた取組については，2012 年に外部審査制度を新たに導入し，その態勢の拡充を継続的に行い外部審査案件の件数を 2012 年度の 28 件から 2016 年度 75 件に増加させ，透明性と選定手続の厳正さが大きく向上した。 不正行為等への対応については，不正腐敗情報相談窓口を強化するとともに，「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」の策定を行い，同ガイダンスに基づいて適切に事業を実施した。また，不正腐敗防止の徹底のために，相手国政府への一層の働きかけを行った。 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組については，期間中 6 件の実績となった。

以上を踏まえ，所期の目標を達成していると認め，「Ｂ」評価とする。

＜今後の課題＞
引き続きコンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング並びに契約の監視及び情報公開を行う。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.24	ガバナンスの強化と透明性向上
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ３．業務運営の効率化に関する事項 （２）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 　機構は，実施する業務の特性を踏まえ，質の確保に留意しつつ，以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （ロ）ガバナンスの強化と透明性向上 　機構は，組織の目標を達成するために，適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により，金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り，マネジメント及び業績管理を改善する。 （ⅰ）内部監査を行い，外部監査結果も含め，監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。 （ⅱ）機構の組織内における適正な業務運営を確保し，不断の業務改善を推進するため，内部通報制度の環境整備を行う等，内部統制機能を強化する。 （ⅲ）管理する情報の安全性向上のため，「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し，必要な措置をとる。 （ⅳ）各年度の業績評価に関し，外部有識者を含めて法人による評価を行い，組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。 （ⅴ）国際協力事業の最前線に立つ専門家，ボランティア，NGO，コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため，機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。
中期計画（中期目標と同内容につき省略）
主な評価指標 指標 24-1　内部統制機能の強化に向けた取組状況 指標 24-2　会計監査人による監査の実績 指標 24-3　内部監査の実績 指標 24-4　監事監査への対応状況 指標 24-5　情報セキュリティ対策の推進状況 指標 24-6　各年度の業績モニタリングの実施状況 指標 24-7　業務改善提案制度の導入状況

３－２．業務実績

指標 24-1　内部統制機能の強化に向けた取組状況

1．統制環境の整備

・ 2013 年度には 4 つの目的と 6 つの基本的要素から成る機構の内部統制の全体像を執務参考資料「JICA における内部統制」として整理し（2015 年 10 月に改正），理事会で審議した。定期的な理事会審議と理事長が総括する体制で着実な内部統制の徹底に取り組んだ（各年度）。

・ 独立行政法人通則法の改正に迅速に対応し，以下の取組を行った（2014 年度）。

　➢ 業務方法書の改正：内部統制システムに関する事項を記載し，2015 年 4 月 1 日付で主務大臣認可を受けた。

- 関連規程の整備・体系化：業務方法書の改正を受け，内部統制に関する規程を新設（2015 年 4 月施行），内部統制の推進態勢を整理するとともに，既存の内部規程等の改正や体系化を通じて内部統制の枠組みを体系化した。
- 監事及び監事監査規程の改正を通じ，監事の機能を強化した。

・ その他，以下のような規程の制定，改正を行い，内部統制の環境の整備を行った。
- 研修，説明会：コンプライアンスに関する機構内研修や改正規程に関する内部説明会を実施（各年度）
- 事業継続管理規程の制定，事業継続計画の策定と訓練の実施（2014 年度）
- 反社会的勢力への対応に関する規程の改正と執務要領の制定（2014 年度）
- 内部者取引の管理等に関する規程の改正（金融商品取引法改正の反映）（2014 年度）
- 内部監査規程の改正（監査室の独立性等の明記）（2015 年度）
- マイナンバー導入への対応（2015 年度，2016 年度）
- コンプライアンス・マニュアルの改訂，周知（2015 年度，2016 年度）

2. リスクの評価と対応

・ 主要リスクについては，2011 年に作成した「JICA における主要リスク」を改訂し（2015 年 1 月），各部署におけるリスクのモニタリング・サイクルを強化するため，リスク項目表の年 1 回の見直しを実施した（2015 年度，2016 年度）。

・ 特に重要なリスクの評価と対応については，法令等の遵守（コンプライアンス），資産管理，情報システム・セキュリティ，入札・契約，安全管理等の課題ごとに委員会（コンプライアンス及びリスク管理委員会，有償資金協力勘定リスク管理委員会，情報システム委員会，情報セキュリティ委員会，契約監視委員会等）や専任の部署（安全管理部等）を設置し，リスク把握やリスク対応計画の策定・モニタリングを行うとともに，特に重要な事案は理事長に報告した（各年度）。
- コンプライアンス及びリスク管理委員会：不正腐敗再発防止策，コンプライアンス状況の確認，コンプライアンス態勢強化の取組状況の評価，コンプライアンス・プログラム等について定期的に報告・審議した（各年度）。また，2015 年度からそれまで法令の遵守を審議していた「コンプライアンス委員会」の名称を「コンプライアンス及びリスク管理委員会」と改めるとともに，同委員会で機構の主要なリスクに関する事項を審議することとした。
- 有償資金協力勘定リスク管理委員会：円借款事業の新手法の導入に対するリスク管理や，海外投融資事業のポートフォリオに関するリスク分析等の実施や定期リスク管理報告，総合的ストレステストの導入等を実施した（各年度）。
- 安全リスクへの対応：（指標 20-1，20-2 参照）

3. 統制活動

・ 業務方法書及び業務ごとに定められた業務実施要綱等に沿った業務を実施した（各年度）。

・ 中期計画等のモニタリングと業務実績報告の作成，公表及び機構内へのフィードバックを行った。（指標 24-6 参照）

・ 内部統制に関する整備・推進状況を確認し，理事会での結果報告を開始した（2015 年度）。

・ コンプライアンス違反等の事実発生に際し，事故報告及びコンプライアンスに関する規程に基づき報告・調査するとともに，再発防止策を検討・実施した（不正事案に対する措置及び再発防止策は指標 23-5 参照）。

4. 情報と伝達

・ 理事長の指示，機構のミッションが確実に全役職員に伝達され，また職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達されるよう，お知らせ（機構内の電子掲示板），公電等を活用している。
・ 本部と国内拠点・海外拠点間の情報伝達の一環として定期的に開催していた国内機関長会議，在外事務所長会議について，それぞれ設置通知を制定し，会議の位置付けと運用方法を規程化した（2015年度）。
・ 意思決定に係る文書が保存管理される仕組みとして，法人文書管理規程，法人文書管理細則，法人文書管理マニュアル等を整備・運用し，法人文書を適切かつ効率的に作成，保存している（各年度）。
・ 内部通報受付管理者を置き，内部通報専用メールアドレス，専用ポスト，郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設け，内部通報制度の案内を通じて機構内，機構関係者及び機構の契約先に周知した。また，通報があった場合には，通報者の保護を図りつつ，関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した（各年度）。
・ コンプライアンス並びにリスク評価及び対応に関する規程の改訂に伴い，新たに外部通報受付窓口を設置した。通報があった場合には，通報者の保護を図りつつ，関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。（2015年度，2016年度）。
・ 不正腐敗情報に関する相談窓口の強化を実施した（2014年度）。（指標23-5参照）

5. モニタリング，ICTへの対応：（会計監査人監査は指標24-2，内部監査は指標24-3，監事監査は指標24-4，ICTへの対応は指標24-5参照）

指標24-2　会計監査人による監査の実績

・ 各年度の財務諸表について，会計監査人による監査を経て適正意見が出された後，有償資金協力勘定は財務大臣に届け出を行い，一般勘定については外務大臣からの承認を受けた。また，各年度の上半期財務諸表（有償資金協力勘定）についても会計監査人による監査後，適正意見が提出され，財務大臣へ届け出た（各年度）。
・ その他の監査実績に対しても以下を対象とした往査が実施され，監査中に受けた指摘事項に対し，関連部署と対応策の検討・実施を進めた。
  - 2012年度：本部，国内拠点（関西国際センター，九州国際センター）及び海外拠点（インドネシア，タイ，エジプト，ガーナ，グアテマラ，メキシコ）
  - 2013 年度：本部，国内拠点（市ヶ谷ビル地球ひろば，北海道国際センター（札幌））及び海外拠点（タンザニア，ザンビア，マレーシア，中国，ペルー，チリ）
  - 2014年度：本部，国内拠点（四国支部，沖縄国際センター）及び海外拠点（カンボジア，インド，モザンビーク，南アフリカ，エルサルバドル）
  - 2015 年度：本部，国内拠点（中国国際センター，中部センター）及び海外拠点（フィリピン，ラオス，セネガル，コートジボワール，パラグアイ，ブラジル）
  - 2016年度：本部，国内拠点（北陸支部，東北支部）及び海外拠点（アルゼンチン，コスタリカ，ミャンマー，ベトナム，エチオピア，ケニア）

指標24-3　内部監査の実績

・ 内部監査基本計画に則り各年度実施し，監査結果及び監査指摘事項・留意事項を関係部署に適切にフィードバックした。

・ コンプライアンス態勢の強化，ハラスメント防止に加え，リスク分析に基づく内部統制の有効性を検証し，改善提案を行うとともに，2014 年度には独立行政法人通則法の改正に伴う組織の内部統制の態勢強化に向けた取組に対する支援を行った。
・ 各年度の内部監査結果を理事長及び理事会に報告するとともに，監査指摘事項等に対する各部署での対応状況を理事会に報告し，業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングを行った。
・ 2015 年度には内部監査の質の改善を目的として，内部監査の外部評価を実施した。
・ 2016 年度には前年度の外部評価結果を踏まえ，改善提案に対する監査対象部門からの回答取付けの導入等の業務改善を実施した。

指標 24-4　監事監査への対応状況

・ 各事業年度の監事監査報告の提言を機構内全体に周知し，迅速に対応した。また，対応結果を取りまとめた上で理事長から監事に提出し，機構ウェブサイトにも公開した（各年度）。

指標 24-5　情報セキュリティ対策の推進状況

・ 各部門による自己点検及びその結果分析に基づき，適宜，改善を実施した。また，毎年度，情報セキュリティ・個人情報保護委員会を 2 回開催し，情報セキュリティ対策及び個人情報保護の実施状況をモニタリングした。加えて，全体部長会や在外事務所長会議等の場で，具体的な情報セキュリティ事案の例を引用して注意喚起した。
・ システム面での強化に加え，啓発や教育の拡充により対策を強化した。全役職員等を対象とした標的型メール攻撃対策訓練を実施した。2014 年度には情報セキュリティ事案発生時の対外公表基準を作成し，機構内に周知した。
・ 2014 年度には，ウェブサイトの脆弱性診断結果に基づく対応を実施した。
・ 2015 年度には，内部監査において情報セキュリティ管理態勢全般（組織体制，制度，システム対策等）について，外部専門家による総合点検，及びペネトレーションテスト（情報システム共通基盤及び派遣システムに対する疑似的サイバー攻撃）を実施し，現行管理態勢を検証した。
・ 2015 年 3 月に行った情報セキュリティに関する外部監査においては，「意識が概して高く，PDCA サイクルが問題なく機能している」という評価を得た。2011 年度の外部監査と比較し，重大指摘事項が 12 項目から 1 項目へ減少し，大きな改善がみられた。結果は情報セキュリティ委員会に報告し，重大指摘事項・留意事項に対するフォローアップを実施している。

指標 24-6　各年度の業績モニタリングの実施状況

・ 中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営に連動させるべく，年度計画，機構が取り組むべき重要対応事項及び事業展開の方向性を定め，部署別の年間業務計画に反映した。
・ 各年度の業務実績は，有識者を交えて自己評価を行い，2013 年度までは外務省独立行政法人評価委員会に対し報告した。独立行政法人通則法の改正を受け，2014 年度以降は主務大臣に対し自己評価を含む業務実績等報告書を提出し，ウェブサイトで公表した。
・ 主務大臣の見込評価に対する指摘事項及び主務大臣による業務・組織全般の見直しは第 4 期中期計画及び 2017 年度計画に適切に反映した（2016 年度）。
・ 本部，国内及び海外の全部署・拠点を対象にした「業績評価セミナー」を毎年度開催し，各年度の業績評価の結果，評価主体からの指摘事項及び同指摘を踏まえた対応を周知した。

指標 24-7　業務改善提案制度の導入状況

・ 機構事業関係者向けの「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」に関し，関係者から意見・提案を受け，関係部署と協力して個別に対応した（各年度）。

（会計検査指摘事項への対応）

・ 平成 24 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 3 件）に関し，相手国等への働きかけを通じて機材等が稼働するなどしたこと，また，事業実施後の状況把握や問題が確認された場合の相手国等への申入れなどの会計検査院から要求された処置について，機構内への周知や関連ガイドラインの改訂を行い，平成 25 年度決算検査報告で処置済み事項となった（2014 年度）。
・ 平成 25 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 1 件）に関し，事業の完了前に不具合が発生した場合の原因究明の働きかけなどの会計検査院から要求された処置を機構内に周知し，平成 26 年度決算検査報告で処置済み事項となった。
・ 平成 26 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 2 件）に関し，協力準備調査での需要予測の調査や機材の検討・設計への反映，相手国実施機関による機材の設置や撤去する際の現地調査や実施機関からの報告等を通じた確認などの会計検査院から要求された処置について機構内で周知し，平成 27 年度の会計検査院決算検査報告で処置済み事項となった。
・ 平成 27 年度決算検査では，フォローアップ協力の実施に当たり契約等の手続きの各段階における確認が不十分であったことに対し，1 件が不当事項であると指摘されたため，今後このような指摘を受けることのないよう，在外拠点への周知徹底を図るとともに，調達セミナーによる指導も実施し，物品の現地調達手続きの適正化に努めた（2016 年度）。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞
評定：B
根拠：内部統制機能の強化を通じ，適正な業務の執行の確保に努めた。内部統制については，2013 年度に執務参考資料「JICA における内部統制」を作成，公表し，機構内での内部統制を推進した。また，2014 年 6 月の独立行政法人通則法の改正を受けて業務方法書や内部統制に関する規程類を整備し，内部統制体制を強化した。さらに，内部統制でも重要となるリスクの評価と対応，コンプライアンスについては，マニュアルの作成や定期的な機構内委員会の開催等により適切に対応した。

監査については，各年度に内部監査を実施するとともに，2015 年度には内部監査の質の改善を行うために内部監査の外部評価を受けるなど，監査の質の向上に向けた不断の取組を行った。また，監事監査，会計監査人監査の結果を踏まえて適切かつ迅速に対応した。

情報セキュリティ対策については，サイバー攻撃の脅威に対する各種対策の強化等のセキュリティ対策を進め，外部監査でもその取組が評価された。

業績モニタリングについても，独立行政法人通則法改正に適切に対応するとともに，機構内でのセミナー等を通じて評価結果を共有し，PDCA サイクルを確保した。

上記のとおり，全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから，全体として中期目標における所期の目標を達成していると評価する。

＜課題と対応＞

内部統制を機能させるための規程や体制を整備するとともに，事業が適正かつより効果的に実施されるよう，本部だけでなく海外拠点においても法令順守体制を更に強化する。特に，情報セキュリティに関しては「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成 28 年 8 月）等を踏まえ，情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。

３－４．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

内部統制については，2013 年度に執務参考資料として「JICA における内部統制」を作成，公表し，機構内での内部統制の推進を行った。また，2014 年 6 月の独立行政法人通則法の改正を受け，業務方法書や内部統制に関する規程類を整備し，内部統制態勢を強化した。さらに，内部統制でも重要となるリスクの評価と対応，コンプライアンスについては，内部マニュアル作成や定期的な機構内委員会の開催等により適切な対応を行った。

監査については，各年度に内部監査を実施するとともに，2015 年度には内部監査の質の改善を行うために内部監査の外部評価を受けるなど，監査の質の向上に向けた不断の取組を行った。また，監事監査，会計監査人監査の結果についても，適切かつ迅速な対応を行った。

情報セキュリティ対策については，サイバー攻撃の脅威に対して各種対策を強化する等セキュリティ対策を進め，外部監査でもその取組が評価された。

業績モニタリングについても，通則法改正に適切に対応するとともに，機構内でセミナー等を通じて評価結果の共有を行い，PDCA サイクルを確保した。

以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞

中期計画，年度計画策定時に総務省の指針を踏まえ，事業のモニタリング等を適切に実施することを期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）

－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.25	事務の合理化・適正化
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ３．業務運営の効率化に関する事項 （２）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 　機構は，実施する業務の特性を踏まえ，質の確保に留意しつつ，以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （ハ）事務の合理化・適正化 　実施する業務の特性を踏まえ，効率的な業務運営の環境を確保するとともに，事業が合理的，適正になされるよう，事務処理の改善を図る。
中期計画 （冒頭は中期目標と同内容のため省略） 　具体的には， ● 契約事務を見直し，契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化，機材調達事務の効率化，契約情報管理の効率化，在外事務所の調達実施体制の適正化等，事務を合理化・簡素化する。 ● 専門家等派遣，研修員受入，ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。
主な評価指標 指標 25-1　契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況 指標 25-2　機材調達事務の効率化 指標 25-3　在外事務所の調達実施体制の適正化 指標 25-4　専門家等派遣，研修員受入，ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

３－２．業務実績

指標 25-1　契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約における事務手続きの合理化

・公示関連資料の電子配布（2012 年度），業務実施契約（単独型）の技術提案書の電子受領の開始（2013 年度）や全公示案件の調達予定情報の公表（2014 年度）等，選定プロセスに係る応募者の負担軽減策を実施した。

・新積算基準の導入による費用項目の整理，簡素化，マニュアル類の改訂，精算手続きや部分払い等の手続き簡素化などを通じ，円滑な積算・精算業務を促進した（各年度）。

・コンサルタント等契約管理手続きを簡素化，明確化するため契約管理ガイドラインを策定するとともに，精算報告書の作成方法に関する手引を全面的に改訂した。さらに，契約変更手続きを簡素化することで，契約変更手続きが約 2 週間短縮された（2013 年度）。また，これらの手引等の内容の理解促進，定着のための説明会を継続的に開催することとした（2013 年度）。

・業務指示書の配布を公示と同時に行うことで，調達期間を 2 週間短縮した（2014 年度）。

1. コンサルタント等契約以外の契約（一般契約）の事務手続きの合理化

・単独の業務従事者による業務が可能な案件や 500 万円未満で予定価格積算が容易な案件について一部手続きを簡素化した結果，公示から契約までの期間が 25 日間短縮した。また翻訳業務や消耗品等の調

達を本部での一括調達に変更し，329 万円の経費削減，約 890 時間の手続き時間短縮を実現した（2014 年度）

・契約事務を適正かつ効率的に実施するため，契約書，入札説明書，仕様書等の各種ひな型やマニュアル等の改訂を継続的に行い，機構内で共有した（各年度）。これらの改訂を通じて 2014 年度は監督，検査業務の合理化，2015 年度は精算対象項目や精算対象契約の縮減に関する考え方を整理した。

2. 民間提案型事業の調達手続きの整理・合理化

・中小企業海外展開支援事業の調達手続きに関する各種ガイドラインを整備し，民間提案型事業の契約書を標準化した（2014 年度）。また，企業訪問や説明会等を通じて調達手続きの理解，定着を促進した（2015 年度）。

・草の根技術協力事業の契約制度を総合的に見直し，見直し後の契約制度を内外の関係者向けに「経理処理ガイドライン」，「業務実施ガイドライン」として整理し，公開した。また，契約事務の効率化と更なる事故防止を図るため，同契約の業務フローの見直しを併せて行い，従来は各国内拠点で実施していた契約事務を試行的に調達部で実施した（2015 年度）。

指標 25-2　機材調達事務の効率化

・外部委託により行っていた機材調達事務の直営化により，契約金額に対する人件費率が約 4 割減少し，年間で約 5,200 万円減額された（2012 年度）。

・機材調達事務を適正，かつ効率的に実施するため，契約書，入札関連書式，マニュアルや業務フロー等の改訂を継続的に実施した（各年度）。

・資機材に関する安全保障輸出管理を適切に行うため，関連手引類を改訂し，外部の専門事業者への予備審査の委託体制を整備した（2013 年度）。

・機材調達実務や安全保障輸出管理について研修等を通じて関係者に継続的に周知した（各年度）。

指標 25-3　在外事務所の調達実施態勢の適正化

・海外拠点での調達を適正に実施するため，在外調達支援担当を 3 人（2012 年度）から 4.5 人（2015 年度）に増員し，本部の在外調達支援体制を強化した。

・マニュアル類の改訂・翻訳，情報整備，研修（現地職員の能力強化を目的とした海外での調達セミナーを含む），問合せ対応，出張による業務支援（2012 年度 32 拠点，2013 年度 26 拠点，2014 年度 31 拠点，2015 年度 32 拠点，2016 年度 33 拠点）等を行った。

・海外拠点の調達手続きの適正化を促進するため，機材調達に範囲が限定されていた内規のひな型を「現地調達に係る内規」に改訂した。76 拠点が改訂後のひな形に基づき内規を設定済み（2016 年度）。

指標 25-4　専門家等派遣，研修員受入，ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 技術協力事業に関する業務の効率化

・理事長を委員長とする業務改善推進委員会を設置し，業務工程の簡素化や業務手順の標準化等，各種改善策を実行した（2013 年度）。また，分野の拡散，極端な小規模化による事業の戦略性や質の低下を避けるため，事業の選択と集中を促進するとともに，事業資源の有効活用のため強化プログラムを選定した（2013 年度）。（指標 5-1 参照）

・開発途上地域の現状に即した柔軟な計画策定を行うため，段階的な計画策定方式やリスク管理チェックリストの導入等により，適切かつより迅速な計画策定を可能とした（2013 年度）。

・中間レビュー，終了時評価を廃止し，現場主体の日常的，定期的なモニタリングを拡充するとともに，案件終了時の目標・成果達成の検証を実施することとした（2013 年度）。

2. 専門家派遣業務の合理化

(1) 専門家派遣業務の手続き合理化

・待遇や福利厚生等に関する見直しに向けて優先的な課題を整理し，検討に着手した（2012 年度）。
・外国旅行制度を合理化し，派遣手当に関する支給手続きを簡素化することで，人選開始から派遣までの標準期間を 86 営業日から 76 営業日に短縮した（2013 年度）。
・業務フローを変更することにより，派遣に要する期間を 86 営業日から 77 営業日に短縮した。また，住居手当事務の効率化や，システム改善等を実施した（2014 年度）。
・外国旅行制度に関する事務合理化，住居手当支給手続きの合理化が本格導入されて定着し，専門家，海外拠点，本部の手続き全般で事務効率化が図られた（2015 年度）。
・扶養親族の異動手続き，子女の一時呼び寄せ実施要領の規定を改定して専門家に支給する手当の統一基準を設定し，手続きの簡素化やミスの防止につなげた（2016 年度）

(2) 国内出張手続きの合理化

・旅行手配を外部委託化し，かつパック旅行商品の活用により国内出張旅費を削減した（2014 年度）。パック利用率は約 23%となり，約 780 万円相当の効率化を実現した（2016 年度）。

3. 研修員受入業務の手続き効率化

・新研修員システムの運用を開始し，システムの業務処理にかかる所要時間の短縮と紙資源節約につなげた（2012 年度）。
・国別研修の実施時期を平準化し，研修実施機関の受入計画策定を効率化した（2013 年度～2016 年度）。また，課題別研修のモニタリングを拡充し，評価方法も合理化して研修事業の改善，説明責任の強化につなげた（2013 年度）。
・国内事業部に研修のワンストップ相談窓口「研修コンシェルジュ」を設置して相談窓口を一本化して国内拠点を含む他部署との連携を強化し，また研修管理グループを設置して事務の合理化，経理事務の迅速化を行った（2014 年度～2016 年度）。
・要望調査，割当調整，概要作成等の研修員受入の一連の業務フローの見直しや，マニュアル類の見直しを実施し，受入手続事務の効率化につなげた（2014 年度，2015 年度）。
・「研修事業質問箱」（国内拠点向け），「コンシェルジュ質問箱」（海外拠点及び事業部担当者向け）を設置，運用した。これにより類似相談が減り，全体の業務効率化につながった（2016 年度）。

4. ボランティア派遣業務の手続き合理化

・システム改修を通じ任国外旅行の取得申請・承認手続きを合理化することで，ボランティア本人の手続き所要時間を年間約 1,200 時間削減した（2013 年度）。
・ボランティアの派遣手続き業務全体を国際協力人材部から青年海外協力隊事務局に移管し，派遣手続き業務を一元化した。また，マニュアル類の周知とシステム改修等の合理化を進めた結果，各手続きに要する時間が減少した（2014 年度）。
・各派遣国の現地生活費の設定方法を改め，全世界を 3 つに分けそのうち 1 グループの見直しを毎年度行う方式から原則として全世界一斉に 3 年に一度調査を行う形に変更し，加えて現地生活費の額を設定する上で参考とする調査項目・方法を合理化した。これにより調査時間が短縮され，設定方法が簡

易かつ明解なものとなり,各国のボランティアの間での現地生活費の公平性も高まった(2015 年度～)。
・手当等の算出条件に影響する海外居住者の定義を専門家のスキームを参考に見直し，専門家等とのスキーム間の差異を解消した。また，保有個人情報の削減にもつながった（2015 年度～)。

5. 国内拠点の施設管理の改善

・横浜国際センターの施設管理契約に関する公示で民間事業者の裁量を認める仕様を作成し,民間企業 9 社が応札した。また，民間企業への委託により 3 年間で約 7,000 万円を効率化した（2013 年度)。
・北海道，筑波，東京，中部，沖縄の各センターで，公共サービス改革法に基づく施設運営管理契約の公示・入札を実施した。競争性向上のため，建物管理契約の関連業務の統合及び契約の長期化を行った結果，約 1 億 600 万円相当の経費効率化につながった（2014 年度)。
・国内拠点の施設管理・修繕の適正な実施を促進するため，本部の支援体制を強化し，セミナー，メーリングリスト,巡回指導等を通じて各国内拠点に対し情報提供や助言等の支援を行った(2012 年度～)。

（情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組）

ノートパソコン，無線 LAN，リモートアクセスツールの導入等の IT インフラの整備を進め，それらの活用を推進した。加えて，機構の主要な業務システムの全体最適化に関する調査を実施し，同調査に基づく方針に沿って各システムの更改を進めている。2017 年度には新情報共有基盤の運用開始を予定しており，これに必要な準備業務を着実に実施した。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：契約，機材調達，技術協力事業における業務の効率化を着実に実施した。調達業務に関しては，契約事務を合理化した結果，契約手続きの短縮や応募者の負担軽減につながったほか，契約に要する業務量の軽減とコストの軽減にもつながった。また，調達業務に関する契約書等のひな型，マニュアルの制定，改訂を継続的に実施することで，調達業務の合理化にもつながった。さらに，海外拠点の調達事務に関し，本部での支援体制を増強するとともに，マニュアルの整備や研修・出張により支援し，海外拠点での調達事務の適正化につなげた。 技術協力等事業の業務効率化について業務改善推進委員会を設置し，業務の各種改善を行ったほか，事業の選択と集中，強化プログラムの選定により事業の戦略性と質を担保した。また，専門家派遣，研修員受入，ボランティア派遣についても，制度改善やシステムの導入により事務を合理化し，各事務に要する期間の縮減，事務コストの低減を達成した。 上記のとおり，全ての年度において所期の目標を着実に達成していることから，全体として中期目標における所期の目標を達成していると評価する。 ＜課題と対応＞ 事務の合理化,適正化の進捗を引き続きモニタリングしつつ,業務改善に向けた不断の取組を行う。

３－４．主務大臣による評価
評定：B ＜評定に至った理由＞ 契約，機材調達，技術協力事業における業務の効率化を着実に実施した。その結果として，調達業務の合理化を達成した。 機材調達事務の効率化については，関連法令に適合した手続き実施に向けた取組を継続していると

評価される。
　在外事務所の調達実施態勢の適正化については，本部からの支援態勢を大きく強化し，現地職員への浸透を図るために手引きや執務参考資料の英文化を進める等，適切な態勢の確保に向けた活動を継続していると評価される。
　その他関連事務手続きの効率化についても，様々な取組により，一定の金額及び時間の削減効果が出ていると評価される。

　以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞
　事務の合理化，適正化の進捗を引き続きモニタリングしつつ，業務改善に向けた不断の取組を期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.26	経費の効率化・給与水準の適正化等，保有資産の見直し
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
◎運営費交付金を充当する物件費の効率化	前年度比率 1.4%以上		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%

◎中期計画にて設定している評価指標

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

３．業務運営の効率化に関する事項

（３）経費の効率化，給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し

（イ）経費の効率化

中期目標期間中，運営費交付金を充当して行う業務については，業務の質の確保に留意しつつ，一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について，専門家，企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正な見直し，ボランティアに支給される手当等の適正化，固定的経費等の経費の削減により，毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。ただし，人件費については次項に基づいた効率化を図る。

（ロ）給与水準の適正化等

給与水準については，国家公務員の給与水準も十分考慮し，手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で，目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに，その検証結果や取組状況を公表する。また，総人件費については，政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。その際，在外職員に対する在勤手当についても，可能な限り早期に適切に見直す。

（ハ）保有資産の適正な見直し

機構の保有する資産については，詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに，資産の利用度のほか，本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡，効果的な処分，経済合理性といった観点に沿って，その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また，機構の資産の実態把握に基づき，機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し，支障のない限り，国への返納等を行うものとする。

中期計画

２．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（３）経費の効率化・給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し

（イ）経費の効率化

（第一文目は中期目標と同内容のため省略）

ただし，人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし，本項の対象としない。

（ロ）給与水準の適正化等

給与水準については，機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22 年度実績）），本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い，国家公務員の給与水準も十分考慮し，手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で，目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに，その検証結果や取組状況を公表する。

また，総人件費については，政府における総人件費削減の取組を踏まえ，見直しを図るものとする。その際，在外職員に対する在勤手当についても，国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。

（ハ）保有資産の適正な見直し

機構の保有する資産については，詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに，資産の利用度のほか，本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡，効果的な処分，経済合理性といった観点に沿って，その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また，機構の資産の実態把握に基づき，機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し，支障のない限り，売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については，独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り，適切に対応する。

竹橋合同ビルの区分所有部分については，有効な利活用方策を検討した上で，保有の必要性がなく，売却が合理的であると判断される場合には，処分する。

主な評価指標

指標 26-1　運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化 （定量的指標：運営費交付金を充当する物件費の効率化） 指標 26-2　総人件費 指標 26-3　ラスパイレス指数 指標 26-4　保有資産の公表と見直し状況

３－２．業務実績

指標 26-1　運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化

・固定的経費の削減等により，各年度で前年度比 1.4%の効率化を達成した。具体的には，研修事業の各種手配業務の見直し，専門家に支給される手当等の改定，コンサルタント等契約における総合評価落札方式の試行導入，施設管理運営業務の調達方法の見直し等の経費削減等，効率化に取り組んだ。

指標 26-2　総人件費

・職務限定制度及び勤務地限定制度の運用による給与水準の適正化，一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与減額を制度化する役職定年制の運用（各年度）

・「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与水準の見直しを踏まえ，2014 年 5 月まで給与を 4.77%～9.77%減額する臨時特例を実施（2012 年度～2014 年度）

・人事院勧告を参考に，給与水準引上げと若手や中堅職員に配慮した俸給表改定を実施（2014 年度～2016 年度）

・2014 年度 3 人（海外投融資等の信用力審査体制強化），2015 年度 9 人（インフラシステム輸出戦略人員），2016 年度 18 人（質の高いインフラパートナーシップ等対応）の政府当局による予算増額措置（2014～2016 年度）

・政府の方針も踏まえ，購買力補償方式に基づいた国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で，在勤手当水準を適切に管理する運用を開始（2013 年度）

指標 26-3　ラスパイレス指数

・ラスパイレス指数の実績は対国家公務員の指数で第 2 期中期目標期間最終年度（2011 年度）の 106.5 から 100.5（2016 年度，いずれも年齢・地域・学歴換算後）に低減（2016 年度）

指標 26-4　保有資産の公表と見直し状況

・決算公告の作成・公表を通じ資産情報を公開。また，機構の施設問題検討委員会にて，保有資産のうち，既に廃止を決定した職員住宅等や国内拠点の施設・設備の整備・改修の進捗状況を確認（各年度）

・「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012 年 4 月行政改革実行本部）を踏まえ，老朽化が進み，入居率の低い所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分を完了（2016 年度）

・区分所有物件の職員住宅 189 戸を 2014 年度末までに全て処分する方針を決定し，2011 年度までに処分した 89 戸に加え，2012 年度 34 戸，2013 年度 39 戸，2014 年度 27 戸を売却して全ての売却を完了

・竹橋合同ビル内区分所有部分は研修，会議，ボランティア選考面接等に活用し（2015 年度），有効な利活用方策を継続検討（2016 年度）

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B

根拠：中期目標期間中，運営費交付金を充当する物件費の効率化を行い，給与水準については適正な水準を保ち，総人件費については政府の方針を踏まえつつ適切に対応している。また，保有資産に関しても政府の見直し計画に適切に対応し，処分を完了している。以上より，全体として中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞
　引き続き，効率的な事業運営を行うための取組を継続する。

３－４．主務大臣による評価
評定：B ＜評定に至った理由＞ 　中期目標期間において，毎年度，運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化を達成している。 　また，給与水準の設定及び人件費の効率化も，政府の方針を踏まえて適切に運用されており，保有資産に関しても政府の見直し計画に適切に対応し，処分を完了，詳細な資産情報の公表も適切に実施されていると評価される。 　以上を踏まえ，中期計画における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。 ＜今後の課題＞ 　引き続き効率的な事業運営を行うための取組を継続することを期待する。 ＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等） －

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.27	予算（人件費の見積を含む。），収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

４．財務内容の改善に関する事項

（１）機構は，運営費交付金を充当して行う業務については，「３．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算，収支計画及び資金計画を作成し，当該予算等に基づき質の確保に留意し，予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また，毎年の運営費交付金額の算定については，運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で，厳格に行うものとする。加えて，財務内容の一層の透明性を確保する。

（２）機構は，引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

中期計画

３．予算（人件費の見積を含む。），収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

（１）機構は，運営費交付金を充当して行う業務については，「２．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算，収支計画及び資金計画を作成し，当該予算等に基づき質の確保に留意し，予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また，毎年の運営費交付金額の算定については，運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で，厳格に行うものとする。加えて，財務内容の一層の透明性を確保する観点から，財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り，運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について，業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。

なお，平成 24 年度補正予算（第１号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については，「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（2013 年 1 月 11 日）において，復興・防災対策，成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し，中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。

平成 25 年度補正予算（第１号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については，「好循環実現のための経済対策」（2013 年 12 月 5 日）において，競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し，中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

平成 26 年度補正予算（第１号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については，「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（2014 年 12 月 27 日）において，地方の活性化及び災害・危機等への対応のために措置されたことを認識し，中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

平成 27 年度補正予算（第１号）により追加的に措置された運営費交付金については，「総合的な TPP 関連政策大綱」（2015 年 11 月 25 日）において，海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し，産業人材育成事業等に係る技術協力に活用する。

平成 28 年度補正予算（第２号）により追加的に措置された運営費交付金については，「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日）において，インフラなどの海外展開支援等を図るために措置されたことを認識し，インフラ輸出・中小企業等の海外展開支援等に係る技術協力に活用する。

（２）機構は，引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

主な評価指標

指標 27-1　自己収入の実績

指標 27-2　運営費交付金債務残高の状況

指標 27-3　セグメント情報等の改善に向けた取組

３－２．業務実績

指標 27-1　自己収入の実績

・事業収入は，2012 年度～2016 年度で計 25.5 億円（いずれも，消費税の還付等を除く）。各年度計画額からの増要因は，海外拠点の付加価値税還付金等の雑収入の増加による。

・寄附金収入は，2012 年度～2016 年度で計 1.8 億円。同収入は「JICA 基金」を通じた支援事業（61 件）に使用するとともに，使途特例寄附金事業として，スリランカの野球場付帯施設の建設やラオスのニコン・JICA 奨学金制度に使用。

・海外開発計画調査事業,有償技術協力事業等からの受託事業収入として 2012 年度～2016 年度で計 40.3 億円の収入が生じ，当該事業の実施費用に充当した。

指標 27-2　運営費交付金債務残高の状況

・各年度末時点での運営費交付金債務残高はそれぞれ 2012 年度 226.2 億円，2013 年度 317.3 億円，2014 年度 462.4 億円，2015 年度 466.4 億円，2016 年度 339.2 億円。

・各年度に発生した運営費交付金債務残高の内訳は，次年度への繰越（契約済等で支払が翌年度になるもの。2016 年度は見込額であり機構法第 31 条第 1 項に定める外務大臣の承認を経て決定），前渡金，前払費用，長期前払費用による。次年度への繰越の発生理由は，治安，相手国側機関の都合等の現地事情により当初の計画に変更が生じ，年度をまたいで契約せざるを得なかった等の事情による。

指標 27-3　セグメント情報等の改善に向けた取組

・財務諸表のセグメント区分を財源別から業務別に改善し，2012 年度の財務諸表（2013 年 6 月公表）から適用を開始した。また，2015 年度計画の変更以降，年度計画予算もセグメント区分で表示している。

（補正予算による業務）

・運営費交付金に関し，補正予算により以下の事業を実施した。

- 2012 年度補正予算：ODA を活用した中小企業や地方自治体の国際展開支援業務
- 2013 年度補正予算：開発途上国における日本方式普及・インフラシステム輸出取組支援やアフリカ諸国の人材育成を通じた日本企業進出支援に関する技術協力等
- 2014 年度補正予算：アフリカ諸国の人材育成を通じた地域活性化及び日本企業進出支援に関する技術協力並びに中小企業を含む民間企業の製品・技術の国際展開支援等
- 2015 年度補正予算：産業人材育成に関する事業等
- 2016 年度補正予算：インフラ輸出，中小企業等の技術協力等

・施設整備補助金に関しては，以下の事業を実施した。

- 2012 年度補正予算：九州国際センターの防災・減災に関する設備改修
- 2013 年度補正予算：北海道国際センター（札幌）の外壁面補修工事
- 2014 年度補正予算：北海道国際センター，筑波国際センター，中部国際センター，市ヶ谷ビルの建築基準法施行令に適合しないエレベーターの改修工事等

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞

評定：B
根拠：自己収入の適正な運用管理に努めた。運営費交付金，施設整備費補助金については，予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行った。以上より，全体として中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞
　通則法改正及びこれに伴う目標指針の設定や会計基準の変更等に対応したセグメント情報の公開を適切に行う。事業に必要な体制を強化しつつ，引き続き効率的な事業運営を行うための取組を継続する。運営費交付金債務残高については，その発生原因を踏まえ，次年度への繰越金の縮減に努める。

３－４．主務大臣による評価

評定：B
＜評定に至った理由＞
　運営費交付金，施設整備費補助金については，中期目標期間中に追加的に措置された補正予算も含め，予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行った。また，寄付金や受託業務等による自己収入の確保及び適正な運用管理に努めたことを評価する。

　以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞
　年度末の運営費交付金債務残高の削減に向けた，要因分析，対応策の検討を期待する。
　また，コストシェア技術協力の推進など，日本の技術を生かしつつ，外部資金の活用を更に検討することを期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
・寄付金や（内外）他機関の受託事業、JICA 債など、自己収入の実績を前向きに評価すべきと考える。次期中期目標期間において、JICA の資金動員力を評価する指標を設けることも一案と考える。

別表

第3期中期目標期間　決算報告書
（2012年4月1日～2017年3月31日）

（単位：百万円）

区分	2012		2013		2014		2015		2016	
	年度計画	決算額	年度計画	決算額	年度計画	決算額	年度計画	決算額	年度計画	決算額
収入										
運営費交付金収入	149,663	149,663	152,973	152,973	159,293	159,293	154,036	154,036	155,450	155,450
無償資金協力事業資金収入	0	96,618	0	85,423	0	106,528	0	91,152	0	79,246
受託収入	1,553	777	1,472	1,403	990	944	485	577	340	332
開発投融資貸付利息収入	46	46	35	35	25	25	14	18	4	3
入植地割賦利息収入	2	7	2	12	2	7	1	0	0	0
移住投融資貸付金利息収入	33	34	25	58	20	18	16	4	7	1
その他収入	282	2,817	405	2,724	303	2,286	317	2,043	326	3,041
うち寄附金収入	5	18	120	118	9	11	14	12	14	17
雑収入	277	2,799	286	2,606	294	2,275	303	2,031	312	3,024
施設整備費補助金等収入	2,451	343	188	206	328	2,075	613	250	1,035	139
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	759	5,066	284	111	0	6	0	3	0	501
計	15,789	255,372	155,386	242,947	160,961	271,181	155,482	248,083	157,161	238,713
支出										
一般管理費	9,951	8,788	10,038	8,826	10,570	9,469	10,477	10,032	11,364	10,891
うち人件費	2,976	2,616	2,938	2,385	2,801	2,389	2,864	2,719	2,749	2,510
物件費	6,975	6,172	7,100	6,441	7,769	7,080	7,613	7,313	8,616	8,380
業務経費	140,830	132,440	143,567	140,217	149,064	138,963	143,893	150,939	144,408	157,700
うち技術協力プロジェクト関係費	71,019	68,860	71,117	76,421	71,893	72,681	69,599	79,431	70,799	81,443
無償資金協力関係費	206	184	203	137	200	207	194	196	250	285
国民参加型協力関係費	17,183	14,867	15,951	14,323	16,220	15,725	15,638	16,491	14,823	15,859
海外移住関係費	333	302	328	305	359	310	401	360	383	361
災害援助等協力関係費	880	660	880	745	880	1,406	880	836	880	683
人材養成確保関係費	368	354	191	178	213	239	1,418	1,412	1,409	1,476
援助促進関係費	13,799	12,632	17,866	14,399	19,629	13,456	18,845	17,323	19,221	21,053
事業附帯関係費	7,419	6,270	6,493	5,913	7,651	6,481	7,025	6,543	7,426	7,201
事業支援関係費	29,622	28,313	30,537	27,795	32,019	28,460	29,892	28,347	29,217	29,339
施設整備費	2,451	343	188	2,028	328	254	613	742	1,035	916
無償資金協力事業費	0	96,618	0	85,423	0	106,528	0	91,152	0	79,246
受託経費	1,553	810	1,472	1,152	990	1,088	485	371	340	257
寄附金事業費	5	18	120	118	9	11	14	12	14	17
計	154,789	239,019	155,386	237,764	160,961	256,312	155,482	253,246	157,161	249,026

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.28	短期借入金の限度額
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標
４．財務内容の改善に関する事項
（１）機構は，運営費交付金を充当して行う業務については，「３．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算，収支計画及び資金計画を作成し，当該予算等に基づき質の確保に留意し，予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また，毎年の運営費交付金額の算定については，運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で，厳格に行うものとする。加えて，財務内容の一層の透明性を確保する。
（２）機構は，引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

中期計画
４．短期借入金の限度額
一般勘定　620 億円
有償資金協力勘定　2,200 億円
理由：一般勘定については，国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については，借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ，財投機関債発行時の繋ぎ，貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

主な評価指標
指標 28-1　一般勘定における短期借入金の実績
指標 28-2　有償勘定における短期借入金の実績

３－２．業務実績

指標 28-1　一般勘定における短期借入金の実績

・中期目標期間を通じて短期借入金の実績はない。

指標 28-2　有償勘定における短期借入金の実績

・短期資金ギャップに対応するため，限度額の範囲内で 2012 年度（6 月 393 億円，9 月 77 億円，12 月 198 億円），2013 年度（6 月 391 億円，12 月 225 億円，2014 年 2 月 301 億円），2014 年度（6 月 517 億円，8 月 90 億円），2015 年度（2016 年 1 月 509 億円，2 月 773 億円，3 月 381 億円）を借り入れた。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞
評定：B
根拠：一般勘定においては短期借入金の実績はない。有償資金協力勘定においては，限度額の範囲内で借入れと返済を行った。以上より，中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞
特になし。

３－４．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞
　中期目標期間内に有償資金協力勘定で行われた短期借入金は計画の範囲内であり，限度額の範囲内において，借入と返済を行った。

　以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「Ｂ」評価とする。

＜今後の課題＞
　特になし。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.29	不要財産の処分等の計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ３．業務運営の効率化に関する事項 （３）経費の効率化，給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し （ハ）保有資産の適正な見直し 　機構の保有する資産については，詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに，資産の利用度のほか，本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡，効果的な処分，経済合理性といった観点に沿って，その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また，機構の資産の実態把握に基づき，機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し，支障のない限り，国への返納等を行うものとする。
中期計画 ５．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には，当該財産の処分に関する計画 　区分所有の保有宿舎については，平成 24 年度に 34 戸，平成 25 年度に 33 戸，平成 26 年度に 33 戸を譲渡し，これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし，譲渡が困難な場合は，当該不要財産を国庫に納付することがある。 　大阪国際センターについては，平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては，平成 26 年度末までに現物納付又は譲渡する。 　所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については，平成 28 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合，これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。
主な評価指標 指標 29-1　不要財産の処分実績

３－２．業務実績

指標 29-1　不要財産の処分実績

・2012 年度～2014 年度に合計 100 戸の区分所有の保有宿舎を売却し，全ての区分所有の保有宿舎の処分を完了した。売却に要した手数料等を控除した売却収入 11.2 億円を国庫納付した。

・2013 年 3 月に大阪国際センター，2014 年 12 月に広尾国際センターの現物納付を完了した。

・所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅を 2014 年 3 月変更の中期計画で不要財産として処分の準備を進め，売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 5.1 億円を 2017 年 2 月に国庫納付した。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：区分所有の保有宿舎の売却，国際センターの国庫納付及び不要財産とした職員住宅の処分を計画どおり完了するなど，全ての年度において所期の目標を着実に達成した。以上より，全体として中

期目標における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞
　特になし。

３－４．主務大臣による評価
評定：B ＜評定に至った理由＞ 　保有している不要財産について，計画に沿った手続を進めた。 　以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。 　＜今後の課題＞ 　特になし ＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等） －

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.30	重要な財産の譲渡等の計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ３．業務運営の効率化に関する事項 （３）経費の効率化，給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し （ハ）保有資産の適正な見直し 　機構の保有する資産については，詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに，資産の利用度のほか，本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡，効果的な処分，経済合理性といった観点に沿って，その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また，機構の資産の実態把握に基づき，機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し，支障のない限り，国への返納等を行うものとする。
中期計画　該当なし
主な評価指標 指標 30-1　重要な財産を譲渡又は担保に供した実績

３－２．中期目標期間評価に係る自己評価
2012 年度～2016 年度のいずれも該当がなく，年度計画も策定していないため，報告対象外とする。

３－３．主務大臣による評価
評定：－ ＜評定に至った理由＞ 　実績がないため，評価対象外とする。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 　剰余金が発生した際は，中期計画の達成状況を見つつ，事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
年度計画 （中期目標と同内容）
主な評価指標 指標 31-1　剰余金の使途

３－２．中期目標期間評価に係る自己評価
「独立行政法人通則法」第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）は発生していないため，報告対象外とする。

３－３．主務大臣による評価
評定：－ ＜評定に至った理由＞ 　実績がないため，評価対象外とする。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.32	施設・設備
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標
５．その他業務運営に関する重要事項
（１）施設・設備
　機構は，業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため，長期的視野に立った施設・設備の整備を行い，効果的・効率的な運営に努める。

中期計画
８．その他主務省令で定める業務運営に関する事項
（１）施設・設備
　業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため，長期的視野に立った施設・設備の整備を行い，効果的・効率的な運営に努める。
　具体的には，既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から，施設・設備の整備改修等を行う。

平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,637

（注）施設整備費補助金等の具体的な額については，各事業年度の予算編成過程等において決定される。

主な評価指標
指標 32-1　施設・設備の整備に関する実績

３－２．業務実績

指標 32-1　施設・設備の整備に関する実績

・国内機関等施設のうち，築 20 年以上経過し経年劣化箇所への早急な対策や防災力の強化を要する施設（東京国際センター，九州国際センター，沖縄国際センター，北海道国際センター（札幌，帯広）），駒ヶ根青年海外協力隊訓練所等に対し所要の建物診断，外壁診断調査や建物・施設改修工事を実施し，いずれも完了した。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：経年劣化への早急な対策や防災力の強化を要する国内機関等施設に対し，所要の診断調査や建物・施設改修工事を実施するなど，全ての年度において所期の目標を着実に達成した。以上より，全体として中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞

　特になし。

３－４．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

既存の施設の老朽化等に対応する必要性を踏まえ，適切に施設・設備の整備改修等を行った。

以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞
特になし。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
－

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.33	人事に関する計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ５．その他業務運営に関する重要事項 （２）人事 機構は，効果的かつ効率的な業務運営のため，人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また，業務内容の高度化及び専門化に対応するため，職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため，職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から，若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに，様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。 機構は，これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。
中期計画 ８．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （２）人事に関する計画 （一段落目は中期目標と同内容につき省略） 機構は，これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。具体的には， ● 的確な勤務成績の評価を行い，役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで，職員の意欲を更に引き出すとともに，業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに，事業現場でのマネジメント経験，国際機関への出向等の活用も含め，国・地域・開発課題に関する知見の深化，協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化，並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し，業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。 ● 在外職員に対して，在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し，これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど，人的リソースの効率的な活用を図る。
主な評価指標 指標 33-1　勤務成績の評価の実施と給与への反映状況 指標 33-2　適材適所の人事配置に向けた取組状況 指標 33-3　職員の能力開発機会の提供状況 指標 33-4　ワーク・ライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

３－２．業務実績

指標 33-1　勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

1.　勤務成績の評価と給与への適切な反映，人事評価制度の的確な運用

・人事評価制度に基づく全職員の勤務成績評価結果を翌年度 6 月，12 月の賞与及び 7 月の昇給に反映（各年度）。賞与における査定賞与の割合を 3 割から 4 割に見直し，2016 年 12 月賞与より反映（2016 年度）。評価制度理解と評価の目線合わせのための評価者研修を実施（管理職対象，計 167 人）

・人事評価制度ハンドブック改訂（2012 年度），人事評価制度を周知するウェブ研修新設（2016 年度）

2.　定期的な職員アンケート調査　（仕事のやりがい，働きやすさ，人事制度理解の浸透度）

・職員の意識や職場に対する現状認識に関するアンケート調査を毎年度実施し，結果を広く機構内に周

知。現在の仕事にやりがいを感じる，女性にも男性にも働きやすい組織と感じるといった回答率は2016年度段階で74%程度に向上（2010年度65%）。また，職階別研修等で人事制度の説明を継続。

指標33-2　適材適所の人事配置に向けた取組状況

1. 職群制度の運用による専門性の高度化への対応

・マネジメント職群（組織の成果責任を担うリーダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度を通じ，専門性をいかせる部署への配属を推進（2016年度末時点でエキスパート職群に認定された管理職は55人），審査を通じた最上位区分の初認定（2013年度）

2. 多様な人材の活用による業務内容の質的向上と効率化の推進

・組織内公募の継続実施と拡充（2012年度～2016年度で計24件）
・在外期限付き職員制度の創設と配置促進（2014年度～）
・有期雇用の契約期間を最長3年から5年に変更（2014年度～）
・ダイバーシティマネジメントの推進のため，管理職登用時研修と階層別研修に講義を新設（2016年度）

3. 特定職の活用の促進を通じた人材活用と円滑な業務実施体制の確保

・総合職への職系転換を通じた人材活用と意欲向上（2012年度～2016年度で計27人）
・期限付職員及び専門嘱託向けに特定職採用を募集し有為な人材を確保（2016年度までに53人の採用を決定）
・意欲と適正をいかした配置のため，特定職の業務範囲に市民参加促進・支援業務を新設，併せて研修管理等業務と派遣業務を国内調整関連業務に大くくり化（2014年度）

指標33-3　職員の能力開発機会の提供状況

1. 専門能力強化と研修の拡充による能力開発機会の提供

・実務経験型専門研修制度の創設と職員派遣（2012年度～）
・管理職職員や中堅職員に特化した高度な英語研修の実施（2012年度～）
・専門研修の強化（外部研修の新設と職員派遣（2014年度），金融リテラシー向上のための各種研修等）
・職員に必要な基礎的能力・ノウハウを習得させる常設のコアスキル研修を開設（2013年度）
・19分野・課題のナレッジネットワークを通じた各分野課題の知見共有，対外発信，若手育成（各年度）

2. 若手・中堅職員の能力開発機会の拡充

・コアスキル研修の継続的な実施とコンテンツ拡充（「JICAアカデミー」の開設（2013年度），赴任前研修カリキュラムとの明示的な差別化，若手職員への早期受講勧奨（2016年度）等）
・外部への出向，国際機関派遣ポストの開拓，外部研修への職員派遣，長期研修者数増等を通じた能力開発機会の充実（各年度）
・若手職員に中長期的なキャリア形成への助言を行う「キャリア・コンサルテーション」の継続実施と対象者の拡充（2012年度～2016年度で計168人），入構3年目職員に対するプレ・キャリアコンサルテーション実施（26件，2016年度）

3. 現地職員（NS）の育成を通じた人的資源の効率的な活用と在外の業務遂行体制の強化

・「ナショナルスタッフ・ガイディングプリンシプル」の策定（2013年度）
・キャリアの上位カテゴリとしてのNS管理職登用等，NSの活躍促進を検討（2015年度～）

・現地職員向けの「JICA アカデミー英語版」(テレビ会議方式の研修) の開設と継続運用 (2014 年度～), 現地職員の知見を共有しナレッジを共有するためのデータベース立ち上げ, グッド・プラクティス情報の定期的な情報発信の開始 (2016 年度)

指標 33-4　ワーク・ライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

1. 組織ジェンダーやダイバーシティに配慮した職務環境の形成

・女性職員の継続的なキャリア形成と人的資源の有効活用 (夫婦同一国赴任, 近隣国・同一時期赴任, 単身子連れ赴任, 海外勤務中の社外配偶者との同一国派遣, 同伴休職等の人事施策実施)

・次世代育成対策支援法に基づく一般事業主行動計画に基づく計画を推進するともに (2012 年度～), 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定 (2016 年度)。係る計画に基づき女性の活躍推進に向けた各種の取組を推進した結果, 出産後に子連れで赴任する女性職員が増加し (2016 年度末時点で 25 名), キャリアの継続性を確保。

・女性の活躍推進に向けた具体的な取組の例：主に女性を対象とした勉強会, ワークショップ・セミナーの開催や社内報, ニュースレターによる関連制度の周知, 優良事例の共有等による啓発・情報共有や男性の育児参加促進。介護・育児と仕事の両立に係る各種制度・支援の強化, 介護, 病児保育, ベビーシッター等サービス提供企業との法人契約の締結 (2014 年度～), JICA ファミリデーの開催 (2012 年度～) 等

・配偶者同伴休職制度の創設と運用 (2014 年度～)

・「ハラスメント対策ガイドライン」の制定 (2014 年度)

・「JICA 心の健康づくり計画」の策定とメンタルヘルス研修の実施 (毎年度), ストレスチェックの実施開始 (2016 年度)

・インターネットを活用した「ハラスメント対応」研修を実施 (2015 年度～)

・ダイバーシティ&インクルージョン (D&I) 経営推進のための検討班を設置。D&I 経営推進にむけた現状・意識調査を全職員対象に実施 (2015 年度)。調査結果を踏まえ, D&I 経営推進の基本方針を策定・周知するとともに, 次世代育成支援及び女性活躍推進にむけた行動計画」を策定 (2016 年度)

・公益財団法人日本生産性本部が主催し, 女性の活躍推進・生産性向上に向けて独自性と創意工夫のある取組を行った組織を表彰する「女性活躍パワーアップ大賞」の奨励賞を受賞 (海外赴任・海外出張等と家庭生活を両立しやすい環境づくりを推進し女性のキャリア継続を支援する取組への評価) (2015 年度)

2. 多様な働き方を推進するための各種施策の導入と推進

・在宅勤務制度の導入と本格運用, 利用環境及び運用面の改善 (2014 年度～)

・業務の合理化・効率化を推進する働き方改革の取組 (SMART JICA PROJECT) の本部・国内拠点での実施, ノー残業デーの周知拡充 (2014 年度～)

・研修, 採用, 人材開発等に関するナレッジコミュニティサイト「日本の人事部」が主催し, 人事・人材開発・労務管理等の分野のイノベーターを表彰する「HR アワード 2014」の企画人事部門奨励賞の受賞 (「30%の効率化で『考える』時間を生み出す知的創造企業への変革」への評価) (2014 年度)

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B

根拠：勤務成績の評価及び適切な処遇への反映の実施，職員の能力開発機会の拡大に関する取組，人的リソースの効率的な活用を図るための組織ジェンダーやダイバーシティに配慮した職務環境の向上に取り組み，現地職員の人材育成及び更なる活用を推進する体制整備等を促進した。とりわけ，配偶者同伴休職制度の創設，在宅勤務制度の導入などにより，ワーク・ライフバランスの推進に積極的に取り組んだ。また，キャリア・コンサルテーションの開始や研修機会の拡充により，職員に対するコアスキル研修の拡充や若手・中堅職員の能力開発機会も拡充した。さらに，こうした取組の結果は職員アンケートにも表れており，やりがいを感じている・働きやすい組織と感じているといった回答率が年々向上し，2010 年度段階で 65％程度だったものが，2016 年度段階で 74％以上まで向上した。

SMART JICA PROJECT の推進による業務の効率化や，ナレッジマネジメントの促進による専門能力の強化，多様な働き方を通じた職員が能力を発揮しやすい環境の整備に加え，職員の高い働きがいの維持・向上は，機構が事業で高い業績を生み出す基盤となっている。

また，これらの着実な取組は，日本の人事部「HR アワード 2014」企画人事部門奨励賞（2014 年度）や，公益財団法人日本生産性本部主催「女性活躍パワーアップ大賞」奨励賞（2015 年度）といった外部からの評価を得ることとなった。

以上を踏まえ，全ての年度において所期の目標を着実に達成しており，全体として中期目標における所期の目標を達成していると評価する。

＜課題と対応＞

業容の拡大と高度化が進み，開発課題や金融業務等への対応力を含めた職員の能力強化が喫緊の課題である。他方，開発途上国を主たる顧客として全世界に 100 か所以上の拠点を有して事業を展開する一方で，様々な事情により海外出張や在外赴任に制約のある職員が増加しており，今後も更に増加する見込み。そのため，職員の能力・適性に応じて強みとする知見・経験を効果的に蓄積・活用すると同時に，多様な人材が各々に能力を発揮することで組織力を向上すべく，各種の人事施策及び働き方改革を推進するとともに，職員の専門性の強化及び中核的人材の育成を行う。

３－４．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

勤務成績の評価及び適切な処遇への反映の実施，職員の能力開発機会の拡大に関する取組，人的リソースの効率的な活用を図るための組織ジェンダーやダイバーシティに配慮した職務環境の向上に取り組み，現地職員の人材育成及び更なる活用を推進する態勢整備等を促進した。

取組の結果として，職員アンケートの中で，やりがいを感じている・働きやすい組織と感じているといった回答率が年々向上し，2010 年度段階で 65％程度だったものが，2016 年度段階で 74％まで向上していることは評価される。

また，取組の結果として，日本の人事部「HR アワード 2014」企画人事部門奨励賞（2014 年度）や，公益財団法人日本生産性本部主催「女性活躍パワーアップ大賞」奨励賞（2015 年度）を受賞しており，法人の創意工夫による活動が外部からも評価されていることが確認される。

以上を踏まえ，全ての年度において所期の目標を着実に達成しており，全体として中期計画における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞

業務内容の拡大と高度化に対応した人員の能力強化やライフステージに応じた多様な働き方の確立を通じた人的リソースの効率的な活用に向けた引き続きの制度改善に期待する。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
・組織運営の機動性向上、人事の両方に関連して、現地職員の中でも特に有能な人材については昇進・キャリアディベロップメントや待遇のあり方を検討すべきと考える。また、専門性の高い職員をプログラムリーダー・政策人材として現場で活躍する機会や研究所に配置することを積極的に検討すべきと考える。こうした取組を評価する定性的な指標を設けることも必要ではないか。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 ４．財務内容の改善に関する事項 （１）機構は，運営費交付金を充当して行う業務については，「３．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算，収支計画及び資金計画を作成し，当該予算等に基づき質の確保に留意し，予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また，毎年の運営費交付金額の算定については，運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で，厳格に行うものとする。加えて，財務内容の一層の透明性を確保する。
中期計画 ８．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （３）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項） 　前中期目標期間の最終事業年度において，通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは，主務大臣の承認を受けた金額について，直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。），前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。 　前中期目標期間中に回収した債権又は資金については，機構法に基づき，適切に国庫に納付する。
主な評価指標 指標 34-1　前期中期目標期間繰越積立金の使途 指標 34-2　前期中期目標期間繰越回収金の使途

３－２．業務実績

指標 34-1　前期中期目標期間繰越積立金の使途

・第 2 期中期目標期間の最終事業年度における積立金のうち，主務大臣に承認された 238.5 億円のうち 228.1 億円を 2011 年度予算で契約した業務の未支出分等，やむを得ない事由により第 2 期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源として使用した。また，費用的支出の財源とすることが認められた 10.4 億円について，安全対策経費に 0.3 億円（2012 年度～2016 年度），事業継続計画に係る経費に 6.9 億円（2012 年度～2016 年度）を支出した。

指標 34-2　前期中期目標期間繰越回収金の使途

・第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68.3 億円）のうち，主務大臣に承認された 16.8 億円を第 3 期中期目標期間中の既存施設改修の資本的支出に充当する計画とし，残額は国庫納付した。うち 15.8 億円を北海道国際センター（札幌，帯広），九州国際センター，沖縄国際センター及び駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の改修に係る経費として支出した。

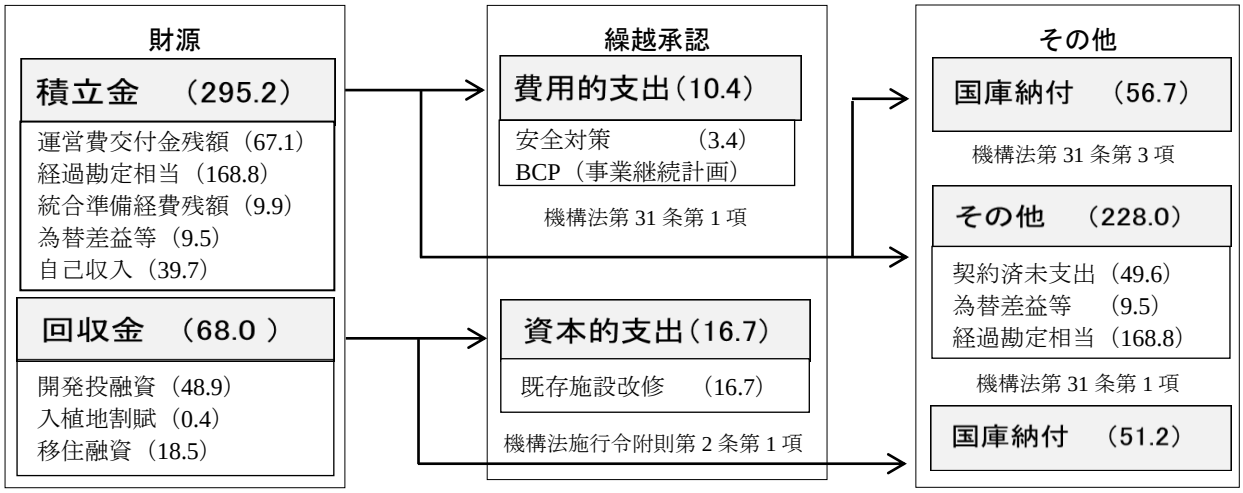

図 34-1　安全対策，事業継続計画，既存施設改修に関する財源措置（単位：億円）

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：第 2 期中期目標期間の積立金及び回収金を主務大臣の承認の範囲内で適切に支出を行った。以上より，中期目標における所期の目標を達成したと認められる。 ＜課題と対応＞ 　特になし。

３－４．主務大臣による評価
評定：B ＜評定に至った理由＞ 　第 2 期中期目標期間の積立金及び回収金について，主務大臣の承認の範囲内で適切に支出を行ったと評価される。 　以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。 ＜今後の課題＞ 　特になし。 ＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等） －

１．当事務及び事業に関する基本情報	
No.35	中期目標期間を超える債務負担
関連する政策評価・行政事業レビュー	外務省政策評価事前分析表　24/25/26/27/28-Ⅵ-1（2012～2016）経済協力 行政事業レビューシート番号 0002/0098/0093/0098/0127（2012～2016）

２．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

３－１．各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 　中期目標期間を超える債務負担については，当該債務負担の必要性が認められる場合には，次期中期計画期間にわたって契約を行うことがある。
年度計画（定めなし）
主な評価指標 指標 35-1　中期目標期間をまたぐ複数年度契約

３－２．業務実績

指標 35-1　中期目標期間をまたぐ複数年度契約

・商慣習上，長期の複数年度契約が一般的な場合や，契約期間を分割した場合事業が円滑に行われなくなるおそれがある，若しくは経費の増大が見込まれる場合に，機構として必要性を認める契約に関して中期目標期間をまたぐ複数年度契約として 1,668 件の契約を締結した。

３－３．中期目標期間評価に係る自己評価
＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：商慣習上，長期の複数年度契約が一般的な場合や，契約期間を分割した場合事業が円滑に行われなくなる恐れがある，もしくは経費の増大が見込まれる場合等，機構として必要性を認める契約に関して中期目標期間を超える債務負担を行う契約を締結している。以上より，中期計画の所期の目標を達成していると認められる。 ＜課題と対応＞ 　特になし。

３－４．主務大臣による評価
評定：B ＜評定に至った理由＞ 　中期目標期間を超える債務負担について，必要性が認められる範囲内での契約であると認められる。 　以上を踏まえ，中期目標における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。 ＜今後の課題＞ 　特になし。

＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等）
－